

大分県地域防災計画

(事故等災害対策編)

令和 7 年 8 月

大分県防災会議

目 次

第1部 総則	1-
第1章 計画の目的	2-
第1節 計画の目的	3-
第2節 計画の性格と内容	3-
第3節 計画の理念	3-
第4節 計画位置づけ	4-
第5節 計画の修正	5-
第6節 計画の周知	5-
第2章 想定する事故等災害	6-
第3章 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱	8-
第2部 共通する災害予防	10-
第3部 共通する災害応急対策	12-
第1章 災害応急対策の基本方針等	13-
第1節 災害応急対策の基本方針	14-
第2節 県民に期待する行動	15-
第3節 災害応急対策の体系	18-
第2章 活動体制の確立	19-
第1節 組織	20-
第2節 動員配備	47-
第3節 通信連絡手段の確保	56-
第4節 災害情報・被害情報の収集・伝達	61-
第5節 災害救助法の適用及び運用	71-
第6節 市町村への支援	79-
第7節 広域的な応援要請	82-
第8節 防災ヘリコプターの運用体制の確立	86-
第9節 自衛隊の災害派遣体制の確立	91-
第10節 他機関に関する応援要	100-
第11節 技術者、技能者及び労働者の確保	103-

第12節	ボランティアとの連携	106
第13節	帰宅困難者対策	109
第14節	応急用・復旧用物資及び資機材調達供給	111
第15節	交通確保・輸送対策	113
第16節	広報活動・災害記録活動	127
第3章	生命・財産への被害を最小限とするための活動	132
第1節	事故等災害に関する情報の住民への伝達	133
第2節	火災に関する情報の収集・伝達	135
第3節	避難の指示等及び誘導	138
第4節	救出救助	144
第5節	救急医療活動	149
第6節	消防活動	159
第4章	被災者の保護・救護のための活動	162
第1節	避難所運営活動	162
第2節	避難所外被災者の支援	173
第3節	食料供給	175
第4節	給水	180
第5節	被服寝具その他生活必需品給与	184
第6節	医療活動	189
第7節	保健衛生活動	191
第8節	廃棄物処理	195
第9節	行方不明者の捜索、遺体の取扱い及び埋葬	196
第10節	住宅の供給確保等	200
第11節	文教対策	207
第12節	社会秩序の維持・物価の安定等	213
第13節	義援物資の取扱い	216
第14節	被災動物対策	217
第5章	社会基盤の応急対策	218
第1節	電気・ガス・上下水道・電話の応急対策	219
第2節	道路・河川・都市公園・港湾・漁港・空港・鉄道の応急対策	220
第4部	共通する災害復旧・復興	221
第1章	災害復旧・復興の基本方針	222
第2章	公共土木施設等の災害復旧	224

第3章 被災者・被災事業者の自立支援体制の確立	227
第4章 被災者支援に関する各種制度の概要	230
第1節 経済・生活面の支援	231
第2節 住まいの確保・再建のための支援	245
第3節 農林漁業・中小企業・自営業への支援	252
第5部 各種災害対策	260
第1章 道路災害対策	260
第1節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務	263
第2節 道路災害予防	266
第3節 道路災害応急対策	268
第4節 道路災害復旧	274
第2章 鉄道災害対策	275
第1節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務	277
第2節 鉄道災害予防	280
第3節 鉄道災害応急対策	282
第4節 鉄道災害復旧	286
第3章 航空機災害対策	287
第1節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務	289
第2節 航空機災害予防	292
第3節 航空機災害応急対策	294
第4節 航空機災害復旧	299
第4章 海上災害対策	300
第1節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務	302
第2節 海上災害予防	305
第3節 海上災害応急対策	308
第4節 海上災害復旧	319
第5章 大規模な火災対策	320
第1節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務	322
第2節 大規模な火災予防	325
第3節 大規模な火災応急対策	328
第4節 大規模な火災復旧	331

第6章 林野火災対策	332
第1節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務	334
第2節 林野火災予防	337
第3節 林野火災応急対策	339
第4節 林野火災復旧	344
第7章 放射性物質事故対策及び原子力災害対策	345
I 放射性物質事故対策	345
第1節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務	347
第2節 放射性物質事故予防	349
第3節 放射性物質事故応急対策	351
第4節 放射性物質事故復旧	356
II 原子力災害対策	357
第1節 各機関の処理すべき事務又は業務	359
第2節 被害想定	362
第3節 原子力発電所事故事前対策	364
第4節 原子力発電所事故応急対策	368
第5節 原子力災害中長期対策	381
第8章 危険物等災害対策	382
第1節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務	384
第2節 危険物等災害予防	387
第3節 危険物等災害応急対策	393
第4節 危険物等災害復旧	399
第9章 その他の災害対策	400
第1節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務	402
第2節 その他の災害の予防	404
第3節 その他の災害の応急対策	405
第4節 その他の災害の復旧	407
修正の経過	408

第 1 部 総則

第1章 計画の目的

- 第1節 計画の目的
- 第2節 計画の性格と内容
- 第3節 計画の理念
- 第4節 計画の位置づけ
- 第5節 計画の修正
- 第6節 計画の周知

第1節 計画の目的

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第40条の規定に基づき、大分県における防災活動体制の整備確立を図るとともに、防災行政を総合的かつ計画的に推進し、もって県土の保全と県民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的とするものである。

第2節 計画の性格と内容

この計画は、風水害や地震・津波等による自然災害と区別される災害の対応を明確化するものであり、「大分県地域防災計画」の「事故等災害対策編」として定める。国の防災基本計画、防災業務計画と連携した県の地域に関する計画であるとともに、市町村地域防災計画の指針となるものである。なお、石油コンビナート等災害防止法（昭和50年法律第84号）に基づく特別防災区域（特定事業所の区域に限る。）に係る事項については同法第31条により別途定める。なお、計画の策定にあたっては、地域における生活者の多様な視点を取り入れた防災体制を確立するため、防災会議の委員に占める女性の割合を高めるよう取り組むなど、防災に関する政策・方針決定過程への女性や高齢者、障がい者などの参画に配慮するものとする。

この計画で示した事故等災害項目は、以下のとおりである。

- 1) 道路災害
- 2) 鉄道災害
- 3) 航空機災害
- 4) 海上災害
- 5) 大規模な火災
- 6) 林野火災
- 7) 放射性物質事故
- 8) 危険物等災害
- 9) その他の災害

第3節 計画の理念

「県民の生命、身体及び財産を災害から保護する」という防災の究極の目標（理念）を実現するため、災害予防対策、災害応急対策及び災害復旧対策等について以下の基本的な目標を設定し、各々の施策を有機的に結び付けながら防災対策を総合的に推進する。

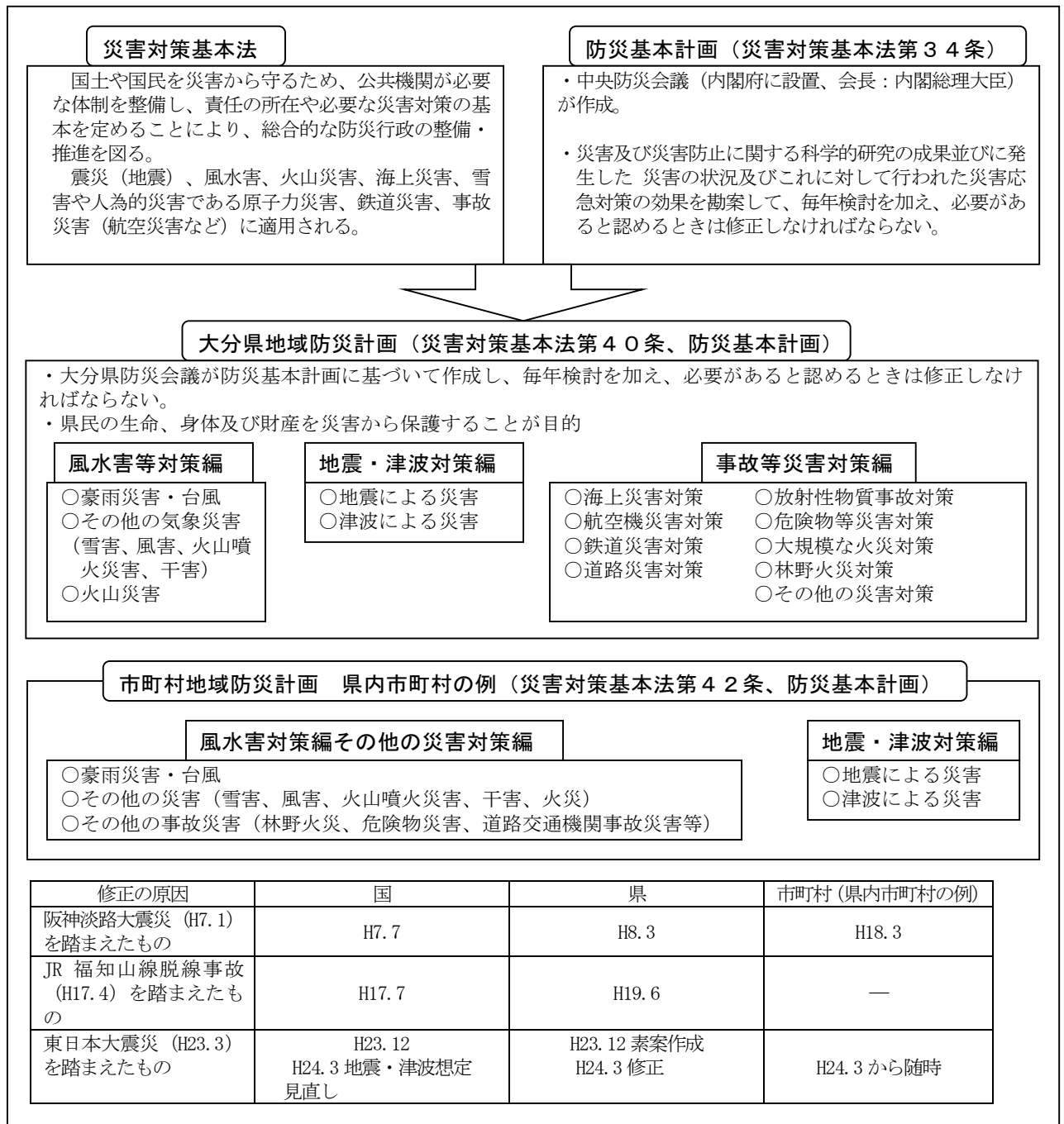
□県民の生命及び財産の安全を確保するための災害予防対策の推進

- ・災害に強いまちづくり
- ・災害に強い人づくり
- ・迅速かつ円滑な災害応急対策のための事前措置

□迅速かつ的確な災害応急対策の実施

- ・活動体制の確立
 - ・生命及び財産への被害を最小限とするための活動の展開
 - ・被災者の保護及び救援のための活動の展開
 - ・社会基盤の応急対策の迅速かつ的確な推進
- 速やかな復旧・復興の推進

第4節 計画の位置づけ



第5節 計画の修正

この計画は、災害対策基本法第40条の規程に基づき、特別の事情のないかぎり、毎年検討を加え、必要があると認めたときは、修正を加えるものとする。

第6節 計画の周知

この計画は、平素から訓練、研修、広報その他の方法により、市町村及び関係防災機関、並びにその他防災に関する重要な施設の管理者に周知徹底させるとともに、特に必要と認める事項については県民にも広く周知徹底させ、その適切な運用を図るものとする。

第2章 想定する事故等災害

事故等災害を想定するにあたっての基本的な考え方は、次のとおりである。

事故等災害の発生する形態については、単独で発生する場合、地震・津波や風水害等に
伴い同時に発生する場合及び大規模災害の対応に伴い二次災害として発生する場合がある。

例えば、台風の直撃を受けた場合、人家等への被害に加え、土砂の崩壊等により鉄道災害や道路災害等が同時に発生することが考えられる。地震発生時には、家屋の倒壊やタンスの下敷きになるなどして多数の死傷者が発生し、併せて危険物等災害や大規模な火災等が同時に発生することが考えられる。

また、航空機災害については、地震・津波、風水害又は事故等災害時に、防災ヘリコプター、自衛隊機、報道機関の航空機等が被害調査や取材等で被災地上空を航行し、これが二次災害としての航空機災害を引き起こし、さらには林野に墜落した場合の林野火災の発生要因となる場合も考えられる。

一地点での単独災害であれば、消防、警察、自衛隊等の防災関係機関が集中的に活動できるが、複合災害（複数の災害、事故が同時に発生した災害）の場合は防災関係機関の調整という特有の課題が生じる。また、交通網や情報システムに支障をきたすといった単独災害では考えにくい防災活動を阻害する事象も起きやすい。

二次災害の場合も、元となった災害への災害対応体制がとられている中での災害発生であり、複合災害と同様の防災関係機関の調整又は体制の変更という課題が生じる。

このように、事故等災害でも単独災害、複合災害又は二次災害では災害対応の形態が異なることから、これを混合して複雑にとらえるよりも区別して対応を検討する方が合理的である。そこで、この計画においては単独災害を想定することとする。

第3章 防災関係機関の処理すべき 事務又は業務の大綱

事故等災害対策編 第1部 総則
第3章 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱

事故等災害に関し、県、市町村、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等の防災関係機関の処理すべき事務又は業務は、「大分県地域防災計画 風水害等対策編」に定める「防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱」を基本とし、本編の第5部「各種災害対策」の各章において定める。

第2部 共通する災害予防

事故等災害対策編 第2部 共通する災害予防

大分県地域防災計画「風水害等対策編」第2部 災害予防を参照

第3部 共通する災害応急対策

第1章 災害応急対策の基本方針等

第1節 災害応急対策の基本方針

第2節 県民に期待する行動

第3節 災害応急対策の体系

第1節 災害応急対策の基本方針

1 迅速・的確な災害応急対策の遂行

災害による県民の生命・財産への被害を最小限に止めるためには、迅速かつ的確な災害応急対策が遂行されなければならない。そのため、県では、災害の警戒期から災害応急対策の遂行に必要な情報を積極的に収集し、市町村、消防本部、警察、自衛隊等の防災関係機関と連携をとりながら的確な対策を講じていくこととする。

また、相互支援体制や連携体制の整備に当たっては、実効性の確保に留意するとともに、産学官が連携し、先端技術の導入等により、災害応急対策の高度化に取り組んでいく。

2 被災市町村への積極的支援

災害応急対策の実施については、住民に最も身近な行政主体として第一順位としては市町村があたり、県は広域にわたり総合的な処理を必要とするものに取り組むものである。しかしながら、市町村の対応能力を超えるような災害が発生した場合、又は市町村行政の中核が被害を受けその機能が麻痺した場合、市町村が被災者に対して迅速かつ的確な災害応急対策を施すことは難しい。そのため、県は、災害発生後、早期に市町村の対応能力を見極め、必要に応じて防災要員の派遣、通信連絡機器の支援等市町村の対応能力を確保するための支援を行うとともに、応援要請があった場合は、被災市町村のニーズと応援可能市町村の調整・仲介を実施するものとする。

3 要配慮者に配慮した災害応急対策の遂行

大分県は、高齢化の進展により援護を要する高齢者の絶対数が増加しつつあること、特色ある観光資源に多数の観光客が訪れることに留意した災害応急対策が遂行されなければならない。高齢者、観光客、身体障がい者(児)、妊産婦、外国人等の要配慮者は、災害時の行動や生活に大きな制約があり、県、市町村、その他の防災関係機関においてはこれらの人々に最大限に配慮した災害応急対策を遂行するものとする。

4 ニーズに即した情報の多様な方法を用いての提供

災害後の県民生活の安定のためには、県民のニーズに対応した情報を、避難場所にいる被災者を含め県民が容易に知ることのできる方法で提供することが不可欠である。県では、被災者の情報ニーズを的確に把握し、貼り紙、チラシ、立て看板、広報誌、広報車、ラジオ、テレビ、新聞、インターネット（県庁ホームページ・SNS 等）、アマチュア無線局等多様な方法を用いて広報することとする。

第2節 県民に期待する行動

災害から県民の生命及び財産を守るためには、第一に「自らの生命・財産は自らの手で守る」という自己責任による「自助」の考え方、第二に住民どうしの助け合いによって「自分たちの地域は自分たちの手で守る」という「共助」の考え方、このふたつの理念にたち、県民と「公助」の役割を果たす行政とが、それぞれの責務と役割を明らかにした上で、連携を図っていくことが必要である。このような「自助、共助、公助」の考え方は防災の原点である。県、市町村、その他の防災関係機関においては、各々の能力を最大限に発揮して防災対策に取り組むものであるが、その活動をより効果的なものとするため、また、事故等の災害による被害を最小限に止めるため、県民に対して次のような行動を期待するものである。

1 家庭

(1) 的確な避難

家族の安否とともに、家屋の被災状況、周囲の災害の状況(火災の延焼、山・がけ崩れのおそれ等)等に注意して、安全な場所に迅速に避難する。また、夜間や停電の場合に備え、日頃から懐中電灯や携帯ラジオ、携帯電話の充電器等を直ちに携行できるようにしておくとともに、自動車へのこまめな満タン給油を心がけ、地域での防災訓練に参加し、避難場所、避難経路をあらかじめ確認しておくことが必要である。

(2) 的確な初期消火

自宅から出火した場合、消火器等を用いて初期段階での消火に努める。

(3) 負傷者の応急手当、医療機関等への搬送

家族に負傷者がした場合、適切な応急手当を行い、最寄りの医療機関へ搬送する。

(4) 的確な防災機関への通報

山・がけ崩れ等二次的な災害発生のおそれがあると判断した場合、また、消防本部(局・署を含む。以下同じ。)、警察署(交番)等に出動を求める場合、落ち着いて迅速に通報する。

(5) 的確な情報収集

テレビ、ラジオ、防災行政無線等によって正しい情報の把握に努める(むやみに市町村、消防本部、警察署(交番)等の防災機関に問い合わせることは、防災機関の的確な活動を妨げることがある。)

2 地域(隣近所、町内会・自治会、自主防災組織)

(1) 的確な避難

避難する場合、隣近所で声を掛け合って安全な場所に迅速に避難する。また、避難所の運営にあたっては、避難施設の管理者、市町村職員等に協力する。また夜間や停電の場合に備え、すみやかに避難所を開設できるように、自治会や自主防災組織では、防災関係者とともに指定

避難場所の開け方（鍵の管理）や非常用電源の位置、電話、連絡網等をあらかじめ確認しておくことが必要である。

（２）的確な初期消火

近隣で出火した場合、地域で協力して消火器やバケツリレー等による初期段階での消火に努めるとともに、消防本部、消防団の出動時には、その指示に従って適切な協力を行う。

（３）的確な救出

地域内で家屋の倒壊等により救出が必要となった場合、地域内にある資機材（のこぎり、かけや等）を活用して二次災害に留意しながら可能な限りの救出活動を行うとともに、消防本部、消防団、警察署、自衛隊等の出動時には、その指示に従って適切な協力を行う。

（４）負傷者の応急手当、医療機関等への搬送

地域で負傷者が出た場合、適切な応急手当を行い、最寄りの医療機関へ搬送する。

（５）近所の要配慮者への援助

地域内に在住する高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦等要配慮者の避難、初期消火等の援助に努める。

（６）的確な情報収集と防災関係機関への通報

地域内の災害状況を迅速に把握し、市町村、消防本部、警察署（交番）等に速やかに通報する。

３ 企業・事業所

（１）的確な避難

災害発生時、従業員や顧客などを安全な場所へ避難させる。

（２）的確な初期消火

企業・事業所内で出火した場合、消火器等を用いて初期段階での消火に努める。

なお、自衛消防組織を持つ事業所にあつては、被害を事業所内に食い止めることに全力を尽くす。消防本部、消防団の出動時には、その指示に従って適切な協力を行う。

（３）負傷者の応急手当、医療機関等への搬送

事業所内で負傷者が出た場合、適切な応急手当を行い、最寄りの医療機関へ搬送する。

（４）地域（隣近所、町内会・自治会）の活動への協力

事業所の所在する地域の防災活動に積極的に協力する。

４ 災害対応社員等の家族の安否確認

発災時に家族と離れていた社員等は、速やかに家族の安全を確認し、心理的ストレスを解消することで冷静に業務に取り組めるよう、平時から家族間での連絡方法を確認しておかなければならない。

【災害時の安全確認方法の例】

- ・災害用伝言ダイヤル（ＮＴＴの「１７１」・「災害用伝言板（web 171）」など）の利用
- ・携帯メールによる連絡（通話よりも着信確率が高いとされる）
- ・「三角連絡法」（被災地へ向けての電話がつながりにくい状態でも、被災地から外に向かう

事故等災害対策編 第3部 共通する災害応急対策

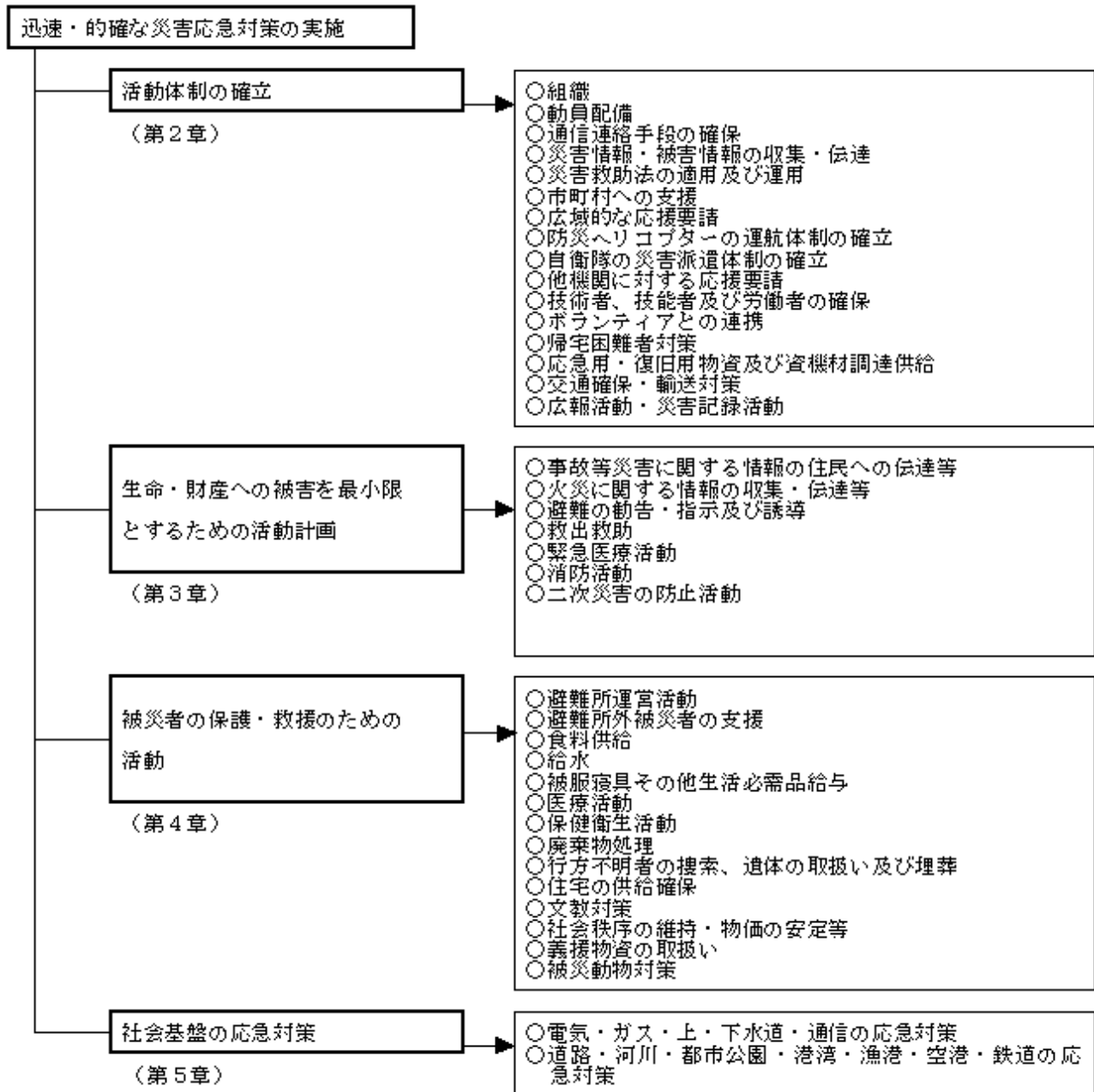
第1章 災害応急対策の基本方針等

第2節 県民に期待する行動

ての電話は通じる場合があるので、隔地の親類や知人などの家を連絡の中継地として、そこを伝言板がわりに利用する方法) の実施

第3節 災害応急対策の体系

災害応急対策の体系は、次のとおりである。



第2章 活動体制の確立

- 第1節 組織
- 第2節 動員配備
- 第3節 通信連絡手段の確保
- 第4節 災害情報・被害情報の収集・伝達
- 第5節 災害救助法の適用及び運用
- 第6節 市町村への支援
- 第7節 広域的な応援要請
- 第8節 防災ヘリコプターの運用体制の確立
- 第9節 自衛隊の災害派遣体制の確立
- 第10節 他機関に関する応援要請
- 第11節 技術者、技能者及び労働者の確保
- 第12節 ボランティアとの連携
- 第13節 帰宅困難者対策
- 第14節 応急用・復旧用物資及び資機材調達供給
- 第15節 交通確保・輸送対策
- 第16節 広報活動・災害記録活動

第1節 組織

災害応急対策を総合的、かつ集中的に実施するために必要な組織は、この節の定めるところによって確立する。

＜ ＞内は主に担当する班等

○県災害対策本部の設置＜生活環境部防災局防災対策企画課＞

☐各地区災害対策本部の設置

☐現地災害対策本部の設置（激甚な災害が発生した場合）

○県災害対策本部の設置に関する関係先への通知

（県災害対策本部総合調整室情報収集班・広報・情報発信班から連絡）

☐消防庁

☐県防災会議委員及び幹事

☐県内に所在する指定地方行政機関等の主要な出先機関又は事業所等

☐陸上自衛隊第2特科団（湯布院駐屯地）

☐各報道機関

☐その他必要と認められる機関

（地区災害対策本部庶務班から連絡）

☐所管区域内の市町村

☐所管区域内に所在する国又は他の防災関係機関の出先機関又はその事務所のうち必要と認める機関

1 活動組織の整備確立方針

災害が発生し又は発生するおそれがある場合に、当該災害の発生を防御し又は拡大を防止するため必要な措置は、それぞれの防災事務又は業務を所掌する防災関係機関が、その機能のすべてをあげて対処するものであることに鑑み、それぞれの防災関係機関において、当該事務又は業務を的確かつ円滑に実施するための防災活動組織を整備する。

県においては、本節に定めるほか個別具体的な事項は「大分県災害対策本部条例(昭和37年大分県条例第41号)」、「大分県災害対策本部規程(昭和37年災害対策本部訓令第1号)」及び「大分県災害対策本部等運営要綱」等により確立する。

防災事務に関し、連絡調整及び各部局所管事務に係る災害情報の収集・通報を処理するため、各所属に防災連絡員を配置するとともに、災害予防対策及び災害応急対策の円滑な推進を図るための県庁内調整機関を設置する。

また、地域の防災対策を強化するため、各振興局に「地域防災監」を設置し、地域での情報収集や市町村支援等の機能の強化を図る。

2 災害発生時における県の組織体制

知事は、災害が発生し又は発生することが予想される場合、災害応急対策を迅速かつ的確に実施するため、災害対策本部を設置する。なお、災害対策本部の設置前又は設置されない場合には、災害の種類及び規模等に応じ災害警戒本部又は災害対策連絡室を設置するものとする。

(1) 災害対策連絡室

イ 災害対策連絡室

(イ) 設置基準

- a. 県内で海上事故、航空機事故、列車事故及び爆発、火事等を原因とした災害が発生し又は発生するおそれがあり、災害応急対策を実施する必要があるとき
- b. 近隣県における原子力発電所において事故等が発生し、異常事態の連絡を受けた場合で、情報収集・連絡体制をとる必要があるとき
- c. その他、特に必要と認めるとき

(ロ) 設置場所

県庁舎本館6階 大分県防災センター内

(ハ) 組織・職制

室長	防災対策企画課長
副室長・室員	別に定める職員

(ニ) 処理すべき主な事務

- a. 災害情報の収集及び伝達

- b. 市町村の対処態勢・活動状況の把握
- c. 関係機関等に対する災害対策上の通報

(ホ) 解散基準

- a. 注意報等が解除され、準備体制を継続する必要がないと認めるとき
- b. 災害警戒本部又は災害対策本部が設置されたとき
- c. 被害状況等により準備体制を継続する必要がないと認めるとき

(ヘ) その他

各部局長は、災害の状況に応じて別途職員を配置し、災害応急対策を行うものとする。

ロ 地区災害対策連絡室

(イ) 主な設置基準

- a. 当該振興局の管内で海上事故、航空機事故、列車事故及び爆発、火事等を原因とした災害が発生し又は発生するおそれがあり、災害応急対策を実施する必要があるとき
- b. その他、特に必要と認めるとき

(ロ) 設置場所

振興局内

(ハ) 組織・職制

地区室長	振興局次長(地域防災監)
地区副室長・地区室員	別に定める地方機関の職員

(ニ) 処理すべき主な事務

- a. 地区内の災害情報の収集及び伝達
- b. 地区内の地方機関の対処態勢・活動状況の把握
- c. 災害対策連絡室との連絡調整

(ホ) 解散基準

- a. 地区災害警戒本部又は地区災害対策本部が設置されたとき
- b. 被害状況等により準備体制を継続する必要がないと認めるとき

(ヘ) その他

地方機関の長は、災害の状況に応じて別途職員を配置し、災害応急対策を行うものとする。

(2) 災害警戒本部

イ 災害警戒本部

(イ) 主な設置基準

- a. 県内で海上事故、航空機事故、列車事故及び爆発、火事等を原因とした相当規模の災害が発生し又は発生するおそれがあり、特に災害応急対策を実施する必要があるとき

事故等災害対策編 第3部 共通する災害応急対策
第2章 活動体制の確立
第1節 組織

b. 近隣県における原子力発電所において原子力災害対策特別措置法第10条第1項に定める通報事象が発生し、大分県に放射性物質の拡散のおそれがあるとき

c. その他、特に必要と認めるとき

(ロ) 設置場所

県庁舎本館6階 大分県防災センター内

(ハ) 組織・職制

本部長	生活環境部防災局長
副本部長	生活環境部防災危機管理監

(ニ) 処理すべき主な事務

- a. 災害情報の収集及び伝達
- b. 市町村の対処態勢・活動状況の把握
- c. 関係機関等に対する災害対策上の通報
- d. 関係部局の初動措置等の総合調整

(ホ) 解散基準

- a. 災害対策本部又は災害対策連絡室が設置されたとき
- b. 被害状況等により警戒体制を継続する必要がないと認めるとき

(ヘ) その他

- a. 災害に関する情報を一元的に掌握し、災害応急対策を円滑に処理するため情報室を設置する。

室長	防災対策企画課長
副室長・室員	別に定める職員

- b. 広報業務を円滑に推進するために広報員を配置する。配置にあたっては災害対策本部広報・情報発信班要員の中から広報広聴課職員を含む4名を指名する。
- c. 各部局長は、災害の状況に応じて別途職員を配置し、災害応急対策を行うものとする。

ロ 地区災害警戒本部

(イ) 主な設置基準

- a. 当該振興局の管内で海上事故、航空機事故、列車事故及び爆発、火事等を原因とした相当規模の災害が発生し又は発生するおそれがあり、特に災害応急対策を実施する必要があるとき
- b. その他、特に必要と認めるとき

(ロ) 設置場所

事故等災害対策編 第3部 共通する災害応急対策
第2章 活動体制の確立
第1節 組織

振興局内

(ハ) 組織・職制

地区本部長	振興局長
地区副本部長	振興局次長(地域防災監)

(ニ) 処理すべき主な事務

- 地区内の災害情報の収集及び伝達
- 地区内の地方機関の対処態勢・活動状況の把握
- 関係地方機関の初動措置等の総合調整
- 災害警戒本部との連絡調整

(ホ) 解散基準

- 地区災害対策本部又は地区災害対策連絡室が設置されたとき
- 被害状況等により警戒体制を継続する必要がないと認めるとき

(ヘ) その他

- 災害に関する情報等を一元的に掌握し、災害応急対策を円滑に処理するため地区情報室を設置する。

地区室長	振興局長
地区副室長・地区室員	別に定める地方機関の職員

- 地方機関の長は、災害の状況に応じて別途職員を配置し、災害応急対策を行うものとする。

(3) 災害対策本部

イ 災害対策本部

(イ) 主な設置基準

- 県内で海上事故、航空機事故、列車事故及び爆発、火事等を原因とした大規模な災害が発生し又は発生するおそれがあり、総合的な災害応急対策を実施する必要があるとき
- 近隣の原子力発電所において原子力災害対策特別措置法第15条第1項に定める通報事象が発生し、大分県に放射性物質の拡散のおそれがあるとき
- その他、特に必要と認めるとき

(ロ) 設置場所

県庁舎本館6階 大分県防災センター内

ただし、県庁舎が被災し使用できない場合は、大分スポーツ公園内に設置するものとする。

事故等災害対策編 第3部 共通する災害応急対策
第2章 活動体制の確立
第1節 組織

(ハ) 組織・職制

- a. 災害応急対策の基本方針その他の重要な事項を協議するため、本部長、副本部長及び本部員を構成員とする本部会議を設置する。

本部長	知事
副本部長	副知事、警察本部長
本部員	知事部局の部局長、企業局長、病院局長、教育長、警察本部警備部長、生活環境部防災局長、陸上自衛隊湯布院駐屯地連絡幹部職員、海上保安庁第七管区海上保安本部大分海上保安部職員

- b. 本部会議の事務処理及び災害に関する情報を一元的に掌握し、災害応急対策を円滑に処理するため総合調整室を設置する。

室長	生活環境部防災危機管理監
室員	別に定める職員

- c. 広域受援に関する情報を一元化に掌握し、広域応援対策を円滑に処理するため、受援・市町村支援室を設置する。

室長	総務部審議監
室員	別に定める職員

- d. 各種の災害応急対策の実施及び災害情報の収集等を遂行するため、部及び班を設置する。

部長	企画振興部長、福祉保健部長、生活環境部長、生活環境部防災局長、商工観光労働部長、農林水産部長、土木建築部長、教育長、警察本部警備部長
調整担当官	別に定める職員
班長・副班長・班員	別に定める職員

(ニ) 処理すべき主な事項

- a. 本部会議の協議事項

- ・災害応急対策の重点項目の決定
- ・災害応急対策の進捗状況
- ・自衛隊の災害派遣要請の決定
- ・広域応援要請の決定
- ・災害救助法適用の決定
- ・その他災害対策本部長が必要と認める事項

b. 総合調整室の主な処理事務

- ・ 災害情報の一元的な管理、広報
- ・ 災害対策本部の人員調整
- ・ 被害状況、避難状況等の情報収集
- ・ 被害防止のための広報
- ・ 安全情報、義援物資の受付等の広報
- ・ 関係団体への応援要請
- ・ 緊急車両の確認
- ・ 災害応急対策の全体調整
- ・ 広域避難及び応援の要請
- ・ 原子力災害対策に係る連絡調整及び住民問い合わせ対応
- ・ 原子力災害時の環境放射線モニタリングの実施
- ・ 原子力災害時の放射線防護措置実施に係る指揮及び全体調整
- ・ 原子力災害時の広域避難者の受入調整
- ・ ヘリコプターの運用調整
- ・ ドローンの飛行要請
- ・ 各部をまたがる重要事項の連絡調整
- ・ その他必要な事項

c. 総務班の主な事務処理

- ・ 本部会議の事務
- ・ 庁内施設、設備の確保
- ・ 防災会議、指定地方行政機関等との連絡

d. 広報・情報発信班の主な処理事務

- ・ 報道機関との連絡体制の確立
- ・ プレスルーム等の運営
- ・ 避難情報、ライフライン情報の報道機関・県民等への広報
- ・ 二次災害防止のための報道機関・県民等への広報

e. 受援・市町村支援室の主な処理事務

- ・ 他の都道府県等からの連絡員の受入れ
- ・ 九州・山口9県被災地支援対策本部への応援要請
- ・ 災害時緊急支援隊長及び副隊長候補者の人選
- ・ 県への応援必要人数の把握
- ・ 県内被災市町村への応援可能な県職員数の把握
- ・ 他の都道府県からの応援職員の受入れ
- ・ 被災市町村への派遣必要人数の把握
- ・ 被災市町村以外の市町村への応援職員の派遣要請

f. 各部の主な事務処理

【被災者救援部】

- ・避難所開設・運営への協力・支援
- ・避難所における被災者からの要望状況の把握
- ・ボランティア活動に関する情報の一元管理
- ・大分県ボランティア・市民活動センター等との連絡調整及び情報の共有
- ・ボランティアの要請及び派遣についての調整
- ・廃棄物の処理方法及び集積場所についての助言及び情報提供
- ・消費生活相談所の開設
- ・生活関連物資の価格調査及び監視
- ・被災した留学生等の在住外国人や外国人観光客等への情報提供・支援
- ・水道被害状況の把握
- ・給水車の調整

【支援物資部】

- ・食料、飲料水、生活用品等の供給及びあっせん
- ・市町村に対する救助物資等の配分
- ・給水班の派遣
- ・支援食料、義援物資等の受入
- ・大規模小売店及びガソリンスタンド等の営業状況の把握
- ・緊急輸送車両等に必要な燃料の確保

【福祉保健医療部】

- ・救急医療体制の確立
- ・保健医療福祉活動チーム（災害派遣医療チーム（DMAT）、災害派遣精神医療チーム（DPAT）、災害時健康危機管理支援チーム（DHEAT）、災害派遣福祉チーム（DWAT）、医療支援チーム、保健師等チーム等）の派遣
- ・医療支援チーム、保健師等チーム、（保健師及び事務職員等で構成するチーム。以下同じ。）等の派遣
- ・医療・保健衛生ニーズの把握
- ・原子力災害時の医療チーム及びスクリーニングチームの派遣
- ・福祉避難所開設への協力・支援
- ・要配慮者の被災状況の把握及び対策
- ・広域的な救急医療活動の調整
- ・被災者の感染症対策、健康・栄養相談
- ・学校の保健衛生管理
- ・被災動物の保護
- ・遺体の埋・火葬の調整

【児童・生徒対策部】

- ・ 学校施設及び職員、児童・生徒等の被災状況の把握
- ・ 教室の確保、応急授業の実施及び教材学用品の供給
- ・ 学校での保健衛生措置の実施

【通信・輸送部】

- ・ 通信設備の確保
- ・ 専用回線の設置
- ・ 被災地との連絡体制の確立
- ・ 物資その他の輸送に必要な情報の収集・伝達
- ・ 輸送経路の選定
- ・ 緊急輸送又は救出救助・消防活動に必要な輸送手段（車両）の確保
- ・ 緊急輸送等の実施
- ・ 代替交通手段の確保

【社会基盤対策部】

- ・ 公共施設の被害状況についての情報収集及び提供
- ・ 被災した公共施設の応急復旧
- ・ 市町村の公共施設の応急復旧に対する支援
- ・ 緊急輸送道路・港湾の啓開
- ・ 交通規制の実施
- ・ 二次災害の防止活動
- ・ 被災地における住宅ニーズの把握
- ・ 応急仮設住宅の建設及び管理
- ・ 被災住宅の応急修理
- ・ 災害公営住宅の建設
- ・ 市町村が行う被災者に対する住宅の供給、確保対策への協力
- ・ 公営住宅の空き部屋調査及び緊急家賃調査の実施
- ・ 総合住宅相談所の開設

【農林水産基盤対策部】

- ・ 公共施設の被害状況についての情報収集及び提供
- ・ 農林水産施設及び農作物の被害状況についての情報の収集及び提供
- ・ 原子力災害時の地域生産物等の摂取制限の実施に係る措置
- ・ 被災した公共施設の応急復旧
- ・ 市町村の公共施設の応急復旧に対する支援
- ・ 緊急輸送道路・漁港の啓開
- ・ 二次災害の防止活動

【治安対策部】

- ・住民の避難誘導
- ・被災者の救出救助
- ・防犯パトロールの実施
- ・困りごと相談所の開設
- ・臨時交番等の設置
- ・交通状況についての情報収集
- ・帰宅困難者に対する情報提供地点の確保及び誘導
- ・緊急交通路の確保
- ・交通規制の実施

(ホ) 災害対策本部設置の通知

災害対策本部を設置したときは、総合調整室情報収集班が大分県防災会議委員、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及びその他防災関係機関に通知する。

(ヘ) 解散基準

被害状況等により本部による災害対応を継続する必要がないと災害対策本部長が認めるとき。

(ト) その他

本部長は、各部局の体制及び要員等について定めるものとする。

ロ 地区災害対策本部

(イ) 設置基準

- 災害対策本部が設置されたとき。ただし、災害対策本部長の指定する地区災害対策本部のみ置くことができる。
- その他、必要と認めるとき

(ロ) 設置場所

振興局内

(ハ) 組織・職制

地区本部長	振興局長
地区副本部長	振興局次長、保健所長、土木事務所長、教育事務所 長、警察署長
地区本部員	地方機関の長

- 地区災害対策本部に地区本部会議及び対策のための班を設置する。なお、各班の設置及び要員の配置については、所管する地域及び県の機関の状況並びに災害の規模を勘案して地区本部長が決定する。

(二) 処理すべき主な事項

(被災者救援班)

- ・ 県管理施設利用者の避難誘導
- ・ 被災地及び被災者の状況の把握
- ・ 市町村が行う災害応急対策に必要な支援・協力
- ・ 帰宅困難者に対する情報提供地点の確保及び誘導
- ・ 被災地におけるボランティア活動の支援
- ・ 支援物資の要望及び配布の状況の把握
- ・ 児童・生徒の被災状況及び学校運営状況の把握

(支援物資班)

- ・ 備蓄物資の開放及び義援物資の受入
- ・ 救援物資・義援物資の配分
- ・ 物資の過不足等の状況調査及び不足物資の調達
- ・ 救援物資に係る市町村の支援
- ・ 生活関連物資の価格及び需給動向調査・監視
- ・ 大規模小売店及びガソリンスタンド等の営業状況の把握

(保健所班)

- ・ 社会福祉施設、医療施設、毒劇物施設の被災状況、指定避難所の開設状況ほか、医療救護・保健衛生活動に必要な情報の収集
- ・ 救急医療活動の調整
- ・ 医薬品及び衛生資材の調達・確保
- ・ 保健医療福祉チーム、保健師等チームのローテーションや活動の調整
- ・ 被災地における衛生維持及び防疫
- ・ 補給水源の衛生状況調査
- ・ 福祉避難所開設への協力・支援
- ・ 要配慮者に対する情報提供及び保健指導
- ・ 学校の保健衛生
- ・ 被災動物の保護

(通信・輸送班)

- ・ 通信設備の確保
- ・ 交通状況の把握
- ・ 被災地との通信手段の確保
- ・ 救援物資・義援物資の配送
- ・ 被災者の指定避難所への移送

(社会基盤対策班)

- ・ 公共施設の被災状況の確認・報告

事故等災害対策編 第3部 共通する災害応急対策
第2章 活動体制の確立
第1節 組織

- ・ 県管理施設の点検、避難対策及び応急対策
- ・ 被災した公共施設の応急復旧
- ・ 被災建築物の応急危険度判定
- ・ 緊急交通路の確保
- ・ 二次災害防止のための危険箇所の点検、避難対策及び応急対策
- ・ 被災地における住宅ニーズの把握
- ・ 応急仮設住宅の建設及び管理、被災住宅の応急修理、災害公営住宅の建設
- ・ 市町村が行う被災者に対する住宅の供給、確保対策への協力
- ・ 総合住宅相談所の開設

(庶務班)

- ・ 管轄地区内の被害・応急対策状況等の情報の収集、取りまとめ及び本部総合調整室への報告
- ・ 災害関連、避難、要配慮者、交通、地域の安全、物価等に係る各種情報の受信・提供
- ・ 義援物資の受付品目・送付場所の情報提供
- ・ 市町村災害対策本部との連絡調整
- ・ 市町村や関係機関、住民等からの要請、要望、相談等の受付
- ・ 地区本部の施設、整備の被害状況把握及び機能維持のための応急対策
- ・ 地区本部会議の事務
- ・ 現地災害対策本部の設置
- ・ 職員の配置・調整
- ・ 被災市町村への職員の派遣
- ・ 緊急通行車両の確認
- ・ 消費生活相談所の開設
- ・ 住民からの要望事項への対応

(ホ) 解散基準

災害対策本部が解散したとき。

(ヘ) その他

地方機関の長は災害の状況に応じて別途職員を配置し災害応急対策を行うものとする。

ハ 現地災害対策本部

(イ) 設置目的

激甚な災害が発生した場合、災害現地において、災害対策本部の事務の一部である災害関係情報の迅速な収集・伝達、被災地の実情を踏まえた対策を行う。

(ロ) 組織・職制

現地本部長	副知事、本部員（警察本部長を除く。）及び副部長のうち
-------	----------------------------

事故等災害対策編 第3部 共通する災害応急対策
第2章 活動体制の確立
第1節 組織

	から本部長が指名
現地副本部長	地区本部長及び地区副本部長のうちから本部長が指名
現地本部員	関係部の要員及び関係地区の地区本部員のうちから本部長が指名

(ハ) 処理すべき主な事務

- a. 県が実施すべき災害応急対策の優先項目の決定に関する事項
- b. 市町村が実施すべき災害応急対策の指導方針の決定及び指示に関する事項
- c. 市長村及び防災関係機関等から県に対する災害応急対策の要望等の処理に関する事項
- d. 市町村が実施すべき災害応急対策の指導方針の決定及び指示に関する事項
- e. その他災害応急対策に関し、緊急に処理すべき事案の処理方針の決定に関する事項
- f. 本部への連絡、報告等に関する事項

(4) その他

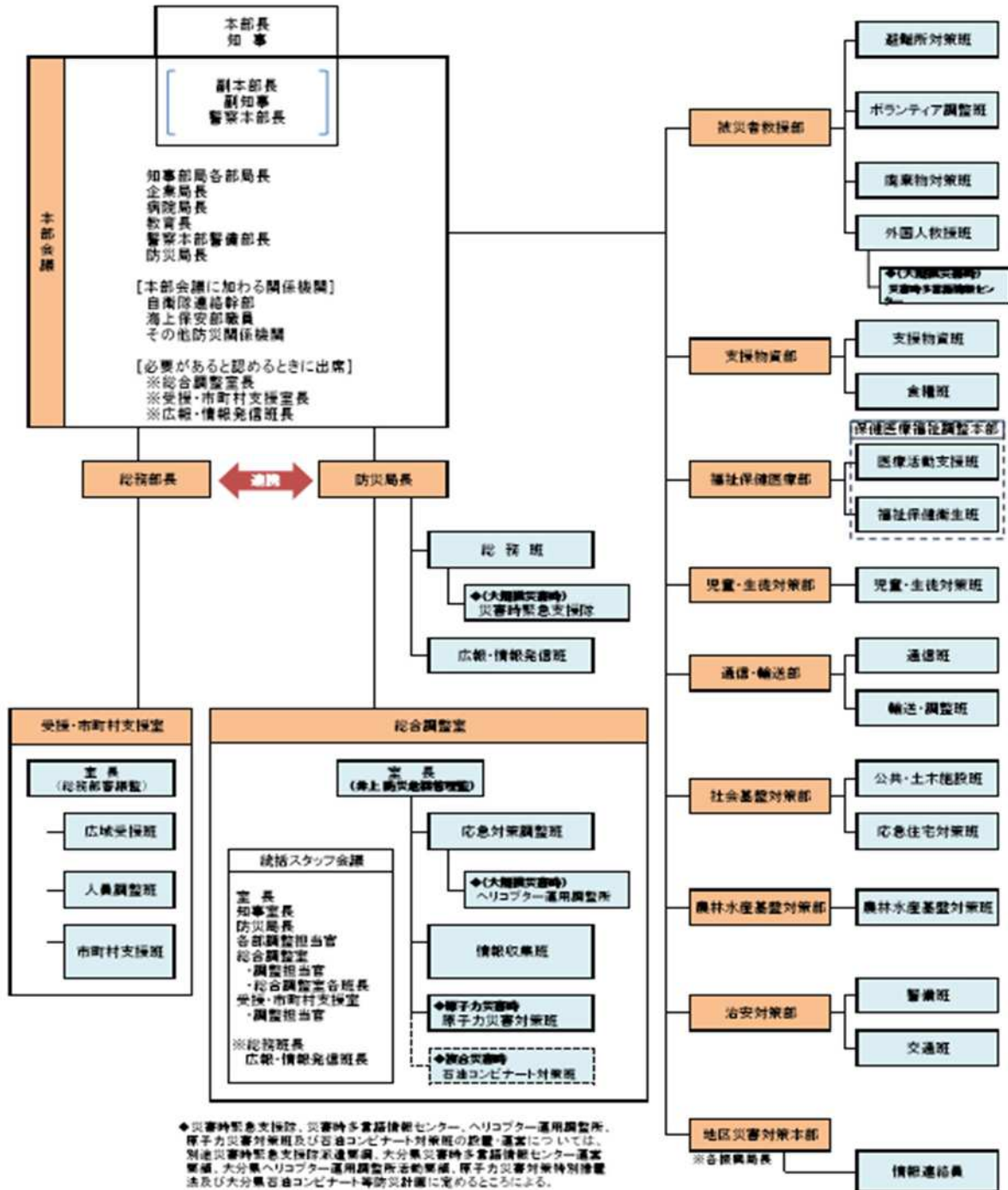
イ 災害対策本部にあっては、地区災害対策本部又は市町村の行う災害応急対策を支援する職員の派遣について検討するとともに、地区災害対策本部にあっては、市町村の行う災害応急対策を支援する職員の派遣について検討する。

職員を派遣する場合、地域や災害の特性等を考慮した職員の選定に努めるものとする。

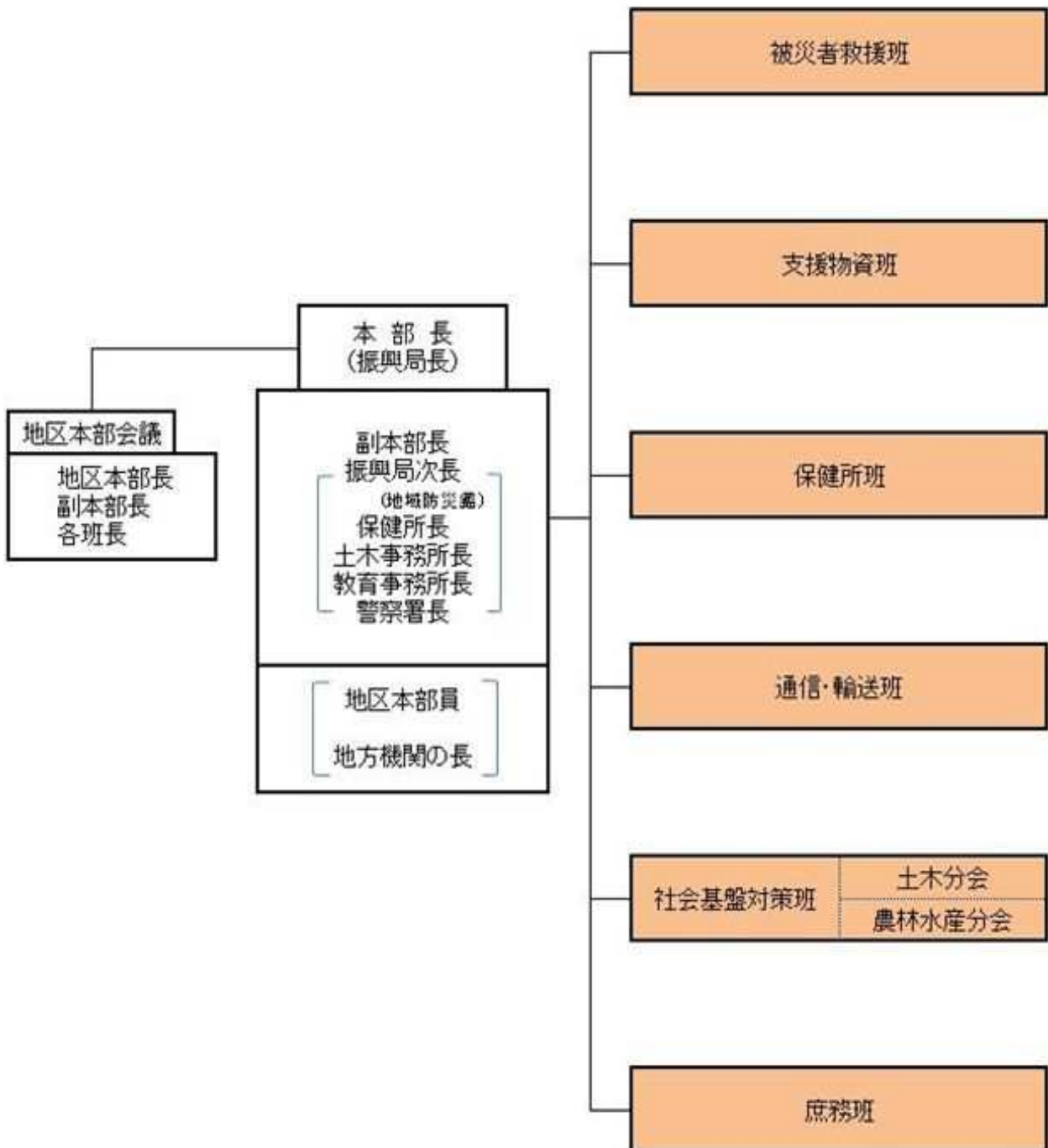
ロ 被災者の救出・救助等の災害応急対策を迅速かつ適切に実施できるよう、被災現地における防災関係機関の連絡調整を図る組織について検討する。

事故等災害対策編 第3部 共通する災害応急対策
第2章 活動体制の確立
第1節 組織

大分県災害対策本部組織図（R7. 5. 1現在）



大分県地区災害対策本部組織図



3 大分県警察災害警備本部

- (1) 県下に警戒体制又は、非常体制が発令された場合、必要に応じて県庁舎新館 11 階総合指揮室に設置する。

ただし、同所が震災等により使用不能の場合には、次に掲げる施設のうちで適当な場所に設置する。

(イ) 運転免許センター

(ロ) 大分県警察学校

(ハ) 大分中央警察署

(ニ) その他適当と認められる警察施設等

- (2) 組織系統

大分県警察災害警備本部 → 警察署災害警備本部

- (3) 災害対策本部との関係

大分県災害対策本部が設置された場合、治安対策部の事務は、大分県警察災害警備本部が処理するものとする。

4 大分海上保安部災害対策組織

- (1) 名称

大分海上保安部災害対策本部

- (2) 設置の基準

海上における大規模な事故発生の場合に設置する。

- (3) 組織

大分海上保安部又は第七管区海上保安本部が設置する組織

- (4) 設置場所

大分海上保安部内

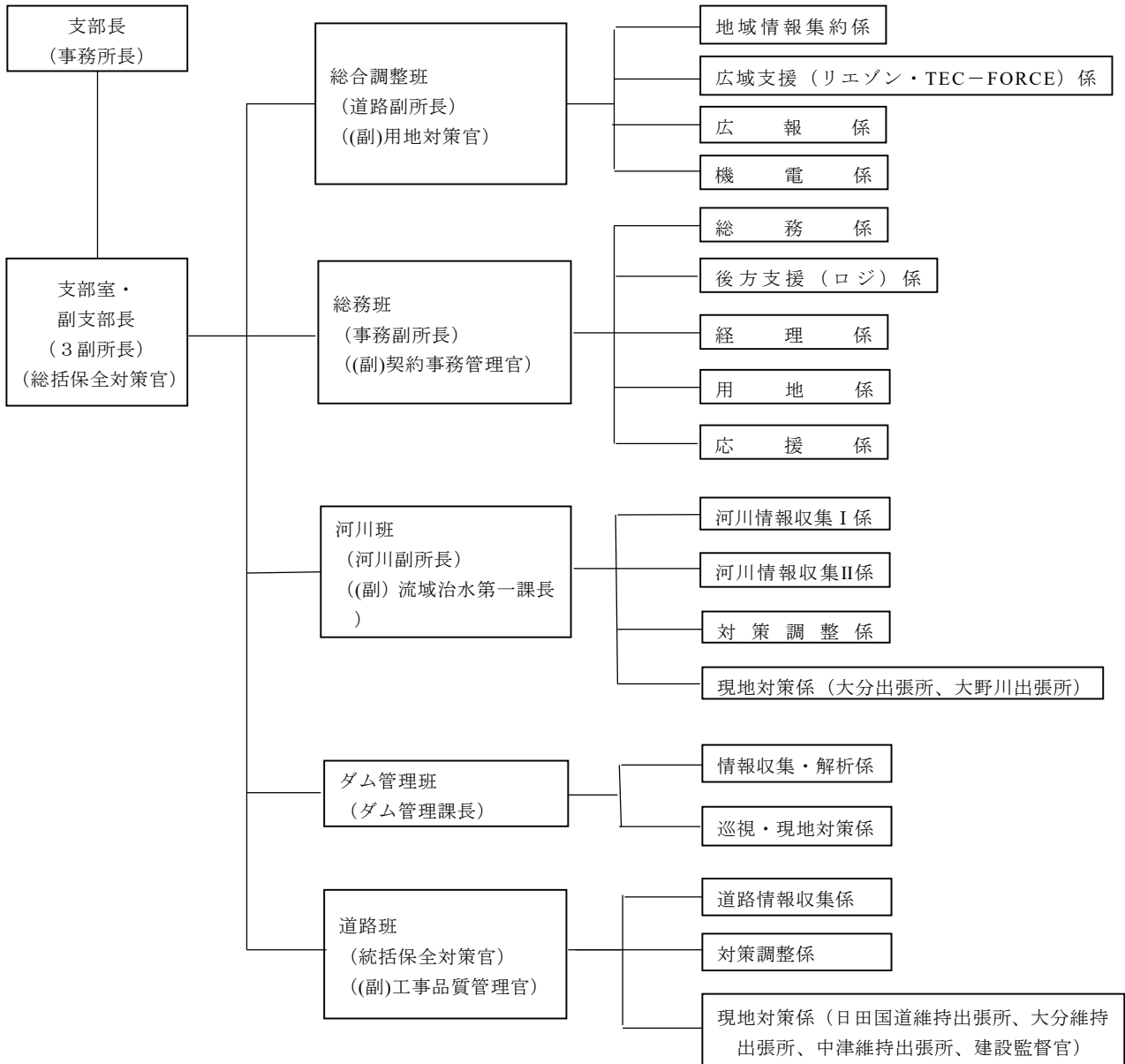
5 九州地方整備局関係災害対策組織

(1) 大分河川国道事務所災害対策支部

イ 設置の基準

災害が発生したとき又は予想されるとき

ロ 組織



ハ 設置場所

九州地方整備局大分河川国道事務所内

ニ 連絡窓口

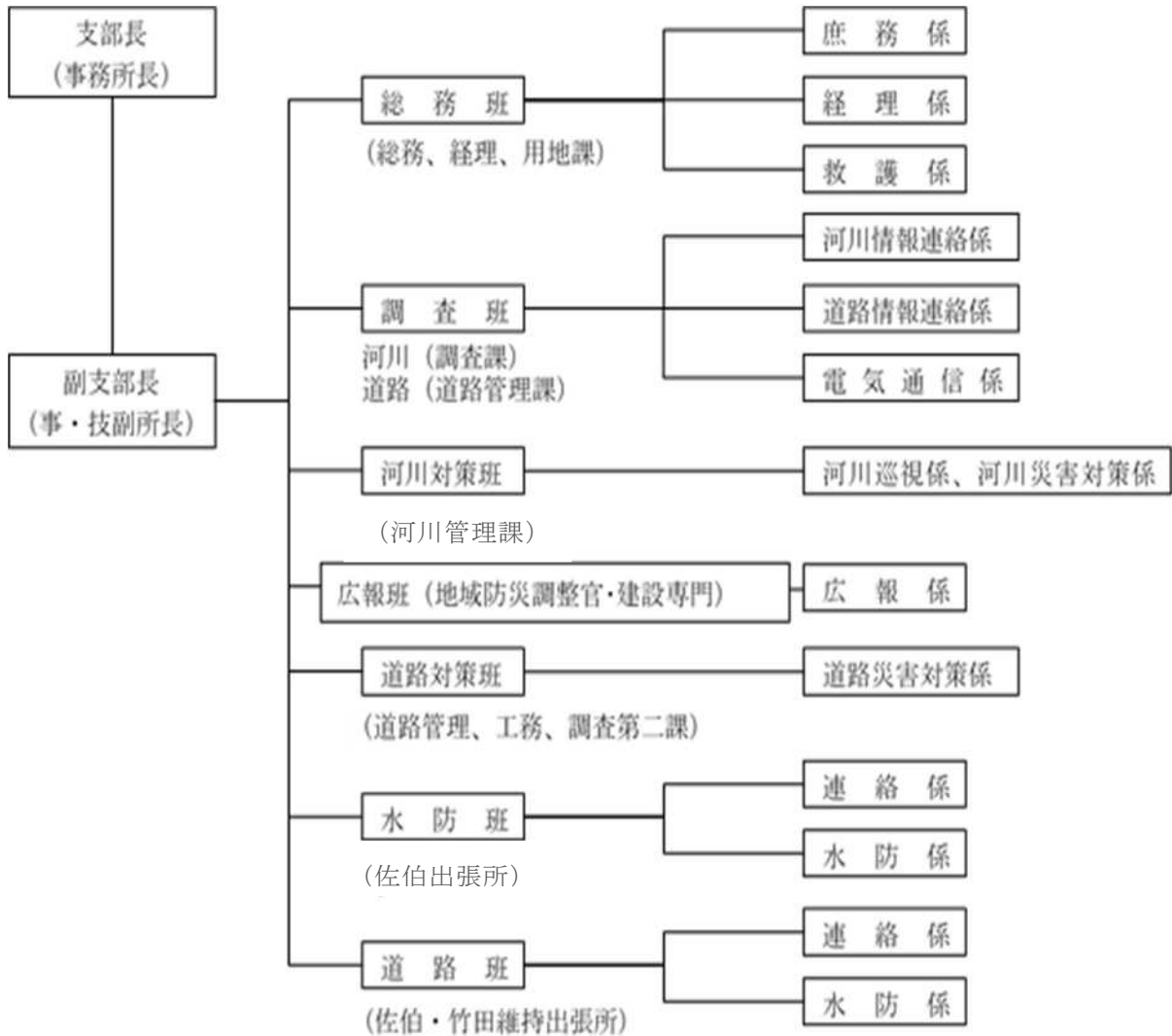
総合調整班（地域防災調整官）

（2）佐伯河川国道事務所災害対策支部

イ 設置の基準

災害が発生したとき又は予想されるとき

ロ 組織



ハ 設置場所

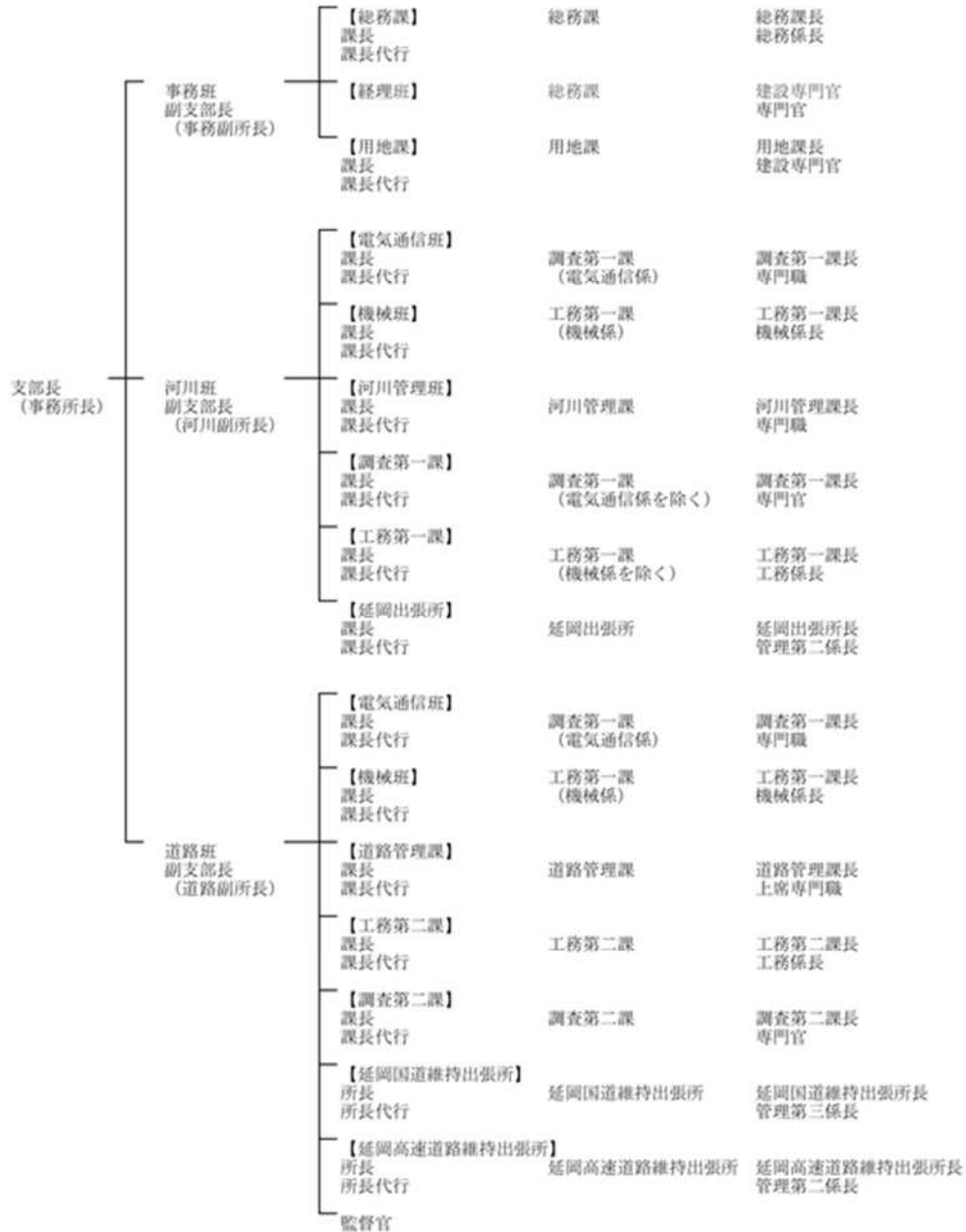
九州地方整備局佐伯河川国道事務所内

事故等災害対策編 第3部 共通する災害応急対策
 第2章 活動体制の確立
 第1節 組織

(3) 延岡河川国道事務所災害対策支部

イ 設置の基準 災害が発生したとき又は予想されるとき

ロ 組織



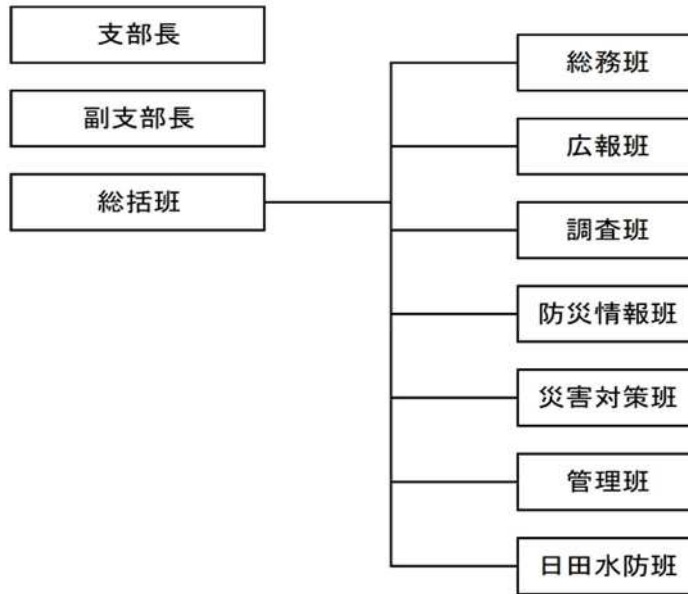
ハ 設置場所 延岡河川国道事務所

(4) 筑後川河川事務所災害対策支部日田水防班

イ 設置の基準

災害が発生したとき又は予想されるとき

ロ 組織



ハ 設置場所

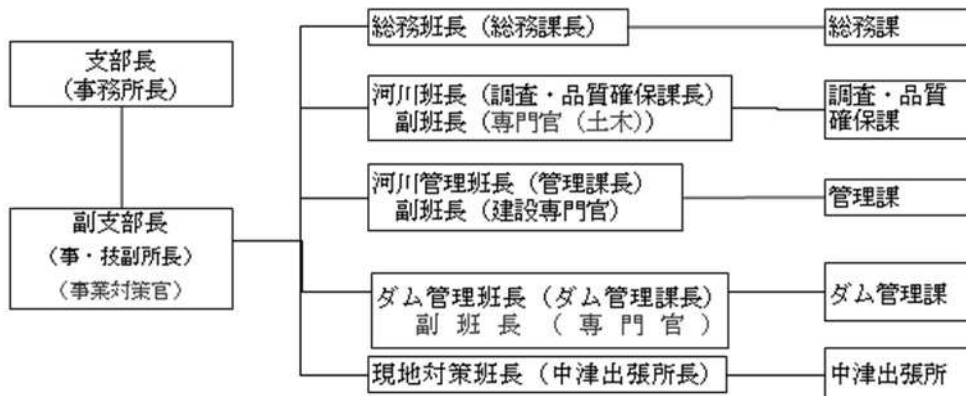
筑後川河川事務所日田出張所内

(5) 山国川河川事務所災害対策支部

イ 設置の基準

災害が発生したとき又は予想されるとき

ロ 組織



ハ 設置場所

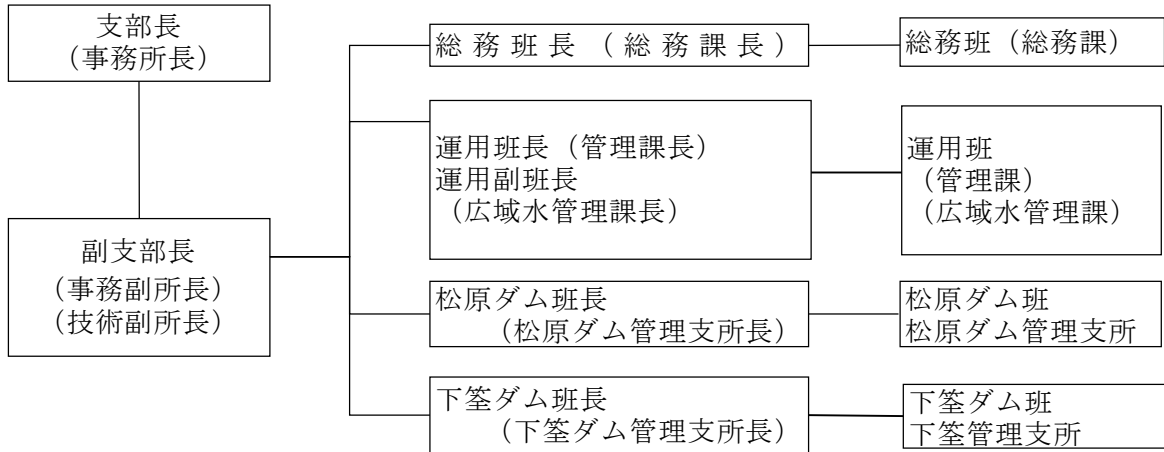
山国川河川事務所内

(6) 筑後川ダム統合管理事務所災害対策支部

イ 設置の基準

災害が発生したとき又は予想されるとき

ロ 組織



ハ 設置場所

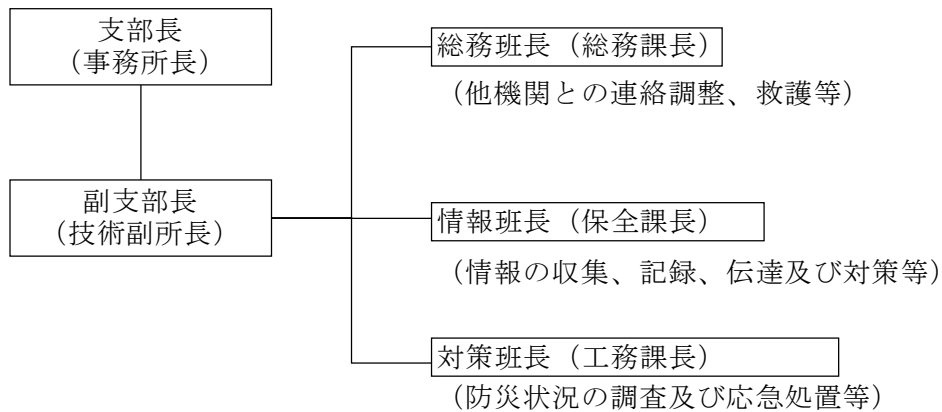
筑後川ダム統合管理事務所内

(7) 別府港湾・空港整備事務所災害対策支部

イ 設置の基準

災害が発生したとき又は予想されるとき

ロ 組織



ハ 設置場所

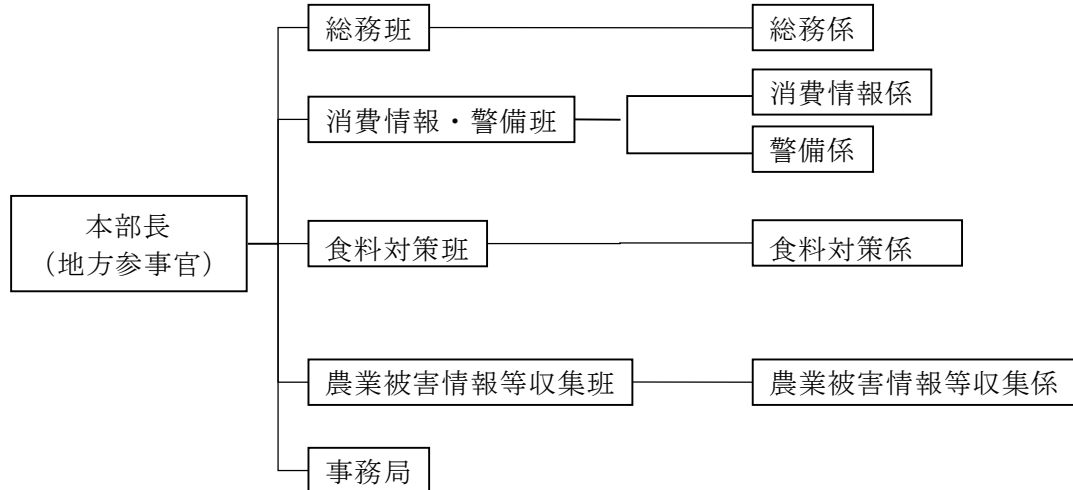
別府港湾・空港整備事務所内

6 九州農政局大分県拠点災害対策本部

(1) 設置の基準

事故等災害による甚大な被害が発生したとき又はその発生が予想されるとき

(2) 組織



(3) 設置場所

九州農政局大分県拠点

(4) その他必要な事項は、内部規程に定めるところによる。

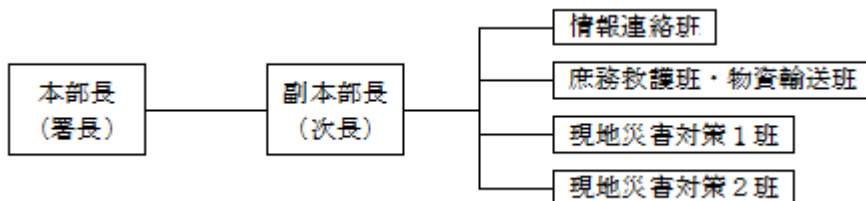
7 九州森林管理局関係災害対策組織

(1) 大分森林管理署災害対策本部

イ 設置の基準

事故等災害の発生したとき

ロ 組織

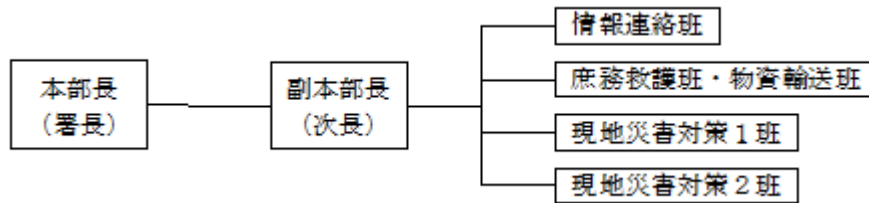


(2) 大分西部森林管理署災害対策本部

イ 設置の基準

事故等災害の発生したとき

ロ 組織



(3) 設置場所

各森林管理署内

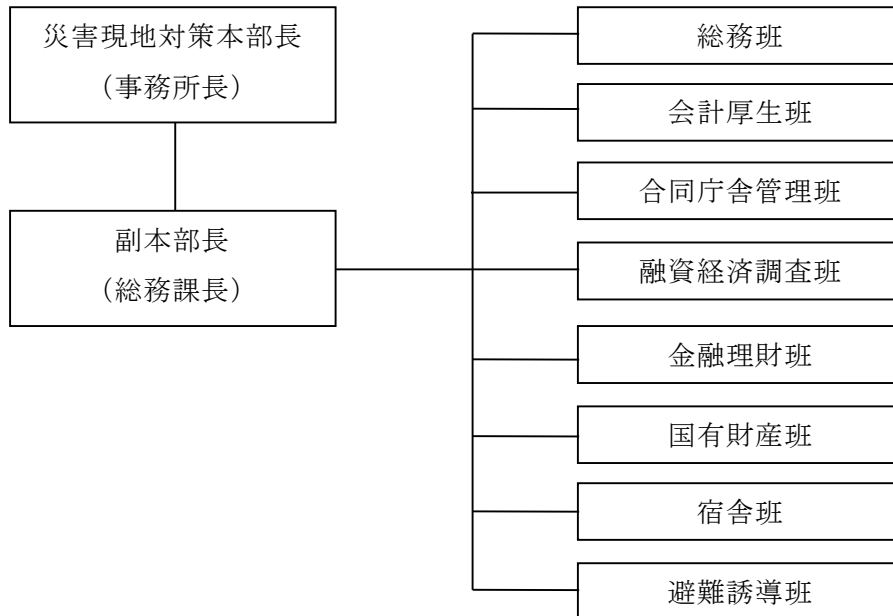
(4) その他必要な事項は、内部規程に定めるところによる。

8 九州財務局大分財務事務所災害対策本部

(1) 設置の基準

事故等災害が発生したときに必要に応じて設ける。

(2) 組織



(3) 設置場所

大分財務事務所内

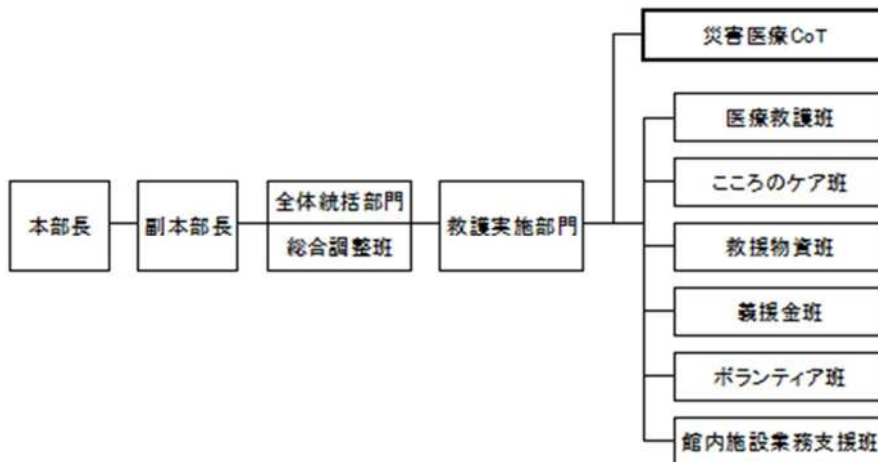
(4) その他必要な事項は、内部規程に定めるところによる。

9 日本赤十字社大分県支部災害救護実施対策本部

(1) 設置の基準

事故等による非常災害が発生したとき

(2) 組織



(3) 設置場所

日本赤十字社大分県支部内

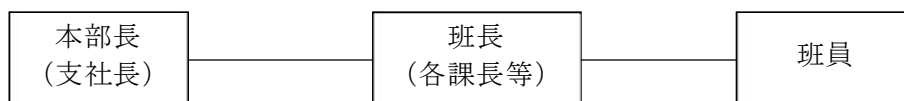
(4) その他必要な事項は、内部規程に定めるところによる。

10 九州旅客鉄道(株)大分支社災害対策本部

(1) 設置の基準

災害が発生し又は発生するおそれがあるとき

(2) 組織



(3) 設置場所

九州旅客鉄道(株)大分支社内

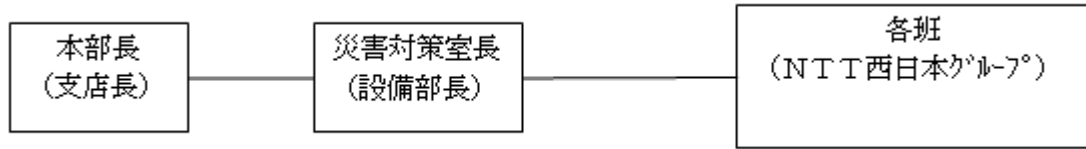
(4) その他必要な事項は、内部規程に定めるところによる。

11 NTT 西日本（株）大分支店災害対策本部

（1）設置の基準

災害が発生し又は発生するおそれがあるとき

（2）組織



（3）

設置場所

NTT 西日本（株）大分支店内

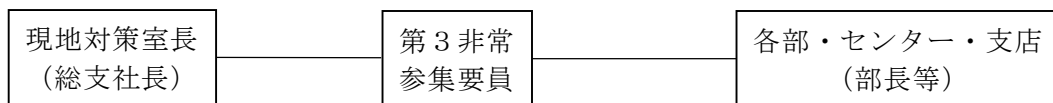
（4）その他必要な事項は、内部規程に定めるところによる。

12 KDDI 株式会社 九州総支社（現地対策室）

（1）設置基準

災害が発生し又は発生するおそれがあるとき

（2）組織



（3）設置場所

KDDI 株式会社 九州総支社内

（4）その他必要な事項は、内部規程に定めるところによる。

13 株式会社NTT ドコモ 九州支社災害対策本部

(1) 設置の基準

災害が発生し又は発生するおそれがあるとき

(2) 組織



(3) 設置場所 災害対策本部 株式会社NTT ドコモ九州支社内

現地災害対策本部 株式会社ドコモ CS 九州大分支店内

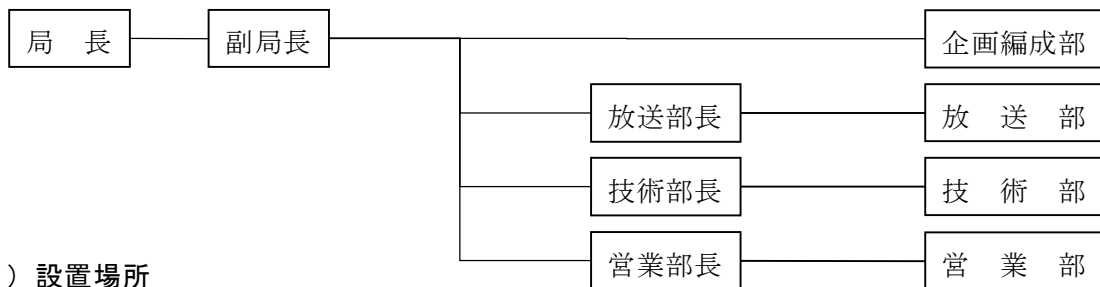
(4) その他の事項は、内部規程に定めるところによる。

14 日本放送協会大分放送局災害対策本部

(1) 設置の基準

事故等災害が発生し又は発生しようとするとき

(2) 組織



(3) 設置場所

日本放送協会大分放送局

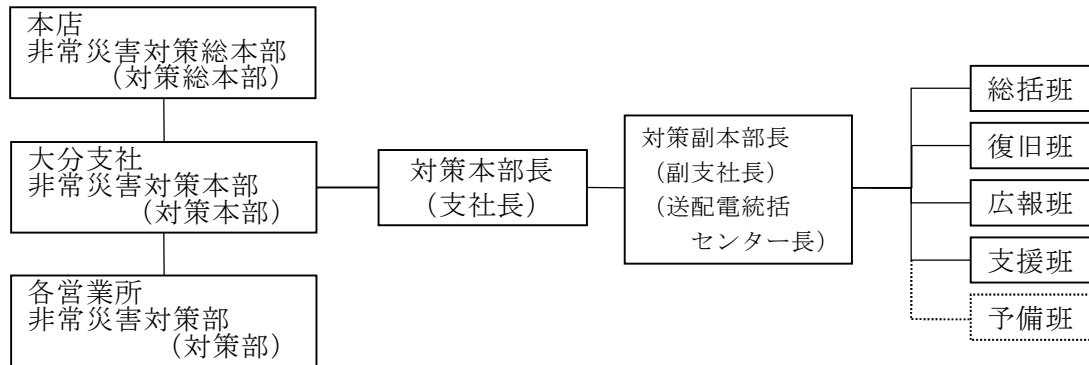
(4) その他必要な事項は、内部規程に定めるところによる。

15 九州電力㈱大分支店非常災害対策本部

(1) 設置の基準

事故等により災害が発生し又は発生が予想されるとき

(2) 組織



(3) 設置場所

九州電力㈱大分支店内

(4) その他必要な事項は、内部規程に定めるところによる。

16 市町村の災害対策組織

市町村における災害対策組織は、市町村地域防災計画に定めるところによるが、特に災害に関する情報の収集体制の確立と被害状況調査の専門組織を設けるものとする。

17 その他の機関の災害対策組織

その他の防災関係機関においても、それぞれの災害時の防災業務推進のために必要な組織を確立し、県及び市町村その他の関係機関の災害対策組織と緊密な連携のもとに所掌の防災活動を行うものとする。

第2節 動員配備

災害時において、防災関係機関が災害を防御し、又はその拡大を防止するために必要な職員の動員配備は、この節に定めるところによって実施するものとする。

〔事故等災害が発生した場合の県の主要な活動〕

○県職員の参集

□県災害対策本部

- * 参集場所：第1順位 所属
- 第2順位 自己の業務に関する最寄りの県の機関
- 第3順位 最寄りの振興局
- 第4順位 最寄りの県の機関

（総合調整室要員は、総合調整室設置予定地へ）

□地区災害対策本部

- * 参集場所：第1順位 所属
- 第2順位 自己の業務に関する最寄りの県の機関
（県庁を含む）
- 第3順位 最寄りの振興局
- 第4順位 最寄りの県の機関

（地区災害対策本部庶務班要員は、地区災害対策本部庶務班設置予定地へ）

1 動員配備体制の確立

災害を防御し又はその拡大を防止するために必要な職員の動員配備は、あらかじめそれぞれの防災関係機関において、必要な手続き及び方法を確立しておくものとし、その実施に当たっては、特に勤務時間外における動員の順序方法を重点的に定めるものとする。

2 県の動員配備体制

（1）職員等の動員順序

イ 準備体制

- （イ）災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、主として災害に関する情報の収集・伝達等を実施する。

(ロ) 災害対策連絡室及び地区災害対策連絡室の要員として指名された職員を動員する。

(ハ) 要員の確保は次の方法による。

- ① 設置基準の a は、電話連絡網又はこれを補完する職員参集システム（携帯電話）により要員を確保する。
- ② 設置基準の b は、随時呼び出しにより要員を確保する。
- ③ 勤務時間中は、庁内放送及び庁内電話を利用する。

ロ 警戒体制

(イ) 準備体制を強化し、速やかに本部の設置に移行できるようにする。

(ロ) 災害警戒本部情報室及び地区情報室の要員として指名された職員を動員する。

(ハ) 要員の確保は次の方法による。

- ① 設置基準の a は、電話連絡網又はこれを補完する職員参集システム（携帯電話）により要員を確保する。
- ② 設置基準の b は、随時呼び出しにより要員を確保する。
- ③ 勤務時間中は、庁内放送及び庁内電話を利用する。

ハ 非常体制

大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき、災害に関する情報の収集・伝達、災害予防又は災害応急対策を実施する。災害の拡大に応じて、次の体制とする。

なお、設置基準 a に該当する場合は、本庁及び該当振興局の管内の地方機関のすべての職員は指定された配備体制にかかわらず、直ちに登庁するものとする。

(イ) 第1次配備体制

- ① 災害に関する情報の収集、伝達及び特に緊急を要する災害予防又は災害応急対策を実施する。
- ② 第1次配備は、災害対策本部第1次体制の人員（おおむね2割程度の職員；各部局で定める）及び地区災害対策本部第1次体制の人員とする。
- ③ 要員の確保は次の方法による
 - a. 設置基準の a は、電話連絡網又はこれを補完する職員参集システム（携帯電話）により要員を確保する。
 - b. 設置基準の b は、随時呼び出しにより要員を確保する。
 - c. 勤務時間中は、庁内放送及び庁内電話を利用する。

(ロ) 第2次配備体制

- ① 災害の拡大に応じて第1次配備体制を強化し、災害の経過に応じて集中的・総合的な災害応急対策を実施する。
- ② 第2次配備は、災害対策本部第2次体制の人員（おおむね5割程度の職員；別途で定める）及び地区災害対策本部第2次体制の人員とする。
- ③ 要員の確保は、第1次配備体制と同様とする。

(ハ) 第3次配備体制

- ① 第2次配備体制を強化し、強力・総合的な災害応急対策を実施する。
- ② 第3次配備は、県職員全員（別に定める、非常時において優先すべき通常業務に従事する者を除く。）を動員する。
- ③ 要員の確保は、第1次配備体制及び第2次配備体制と同様とする。

(2) 動員配備方針

県職員は、配備基準に該当する災害等が発生した場合、動員・配備の指令により、以下により直ちに配備体制につく（夜間、休日等の時間外を含む）。なお、配備体制の変更等については、必要に応じて（3）に示す動員系統により動員配備に関する指示を行うほか、全職員体制の場合には参集判断を助けるため報道機関へ動員体制に関する放送を依頼する。

イ 準備体制の場合

(イ) 災害対策連絡室の要員として指名された職員

災害対策連絡室設置場所に参集する。

(ロ) 地区災害対策連絡室の要員として指名された職員

振興局を置く市域内にある地方機関の要員は地区災害対策連絡室設置場所に、振興局を置く市域外にある地方機関の要員は各所属に参集する。

(ハ) その他の職員

- ① 各部の要員は各所属に参集する。
- ② その他の職員は、動員配備に関する指示に留意しながら待機する。

ロ 警戒体制の場合

(イ) 災害警戒本部情報室の要員として指名された職員

災害警戒本部情報室設置場所に参集する。

(ロ) 地区災害警戒本部情報室の要員として指名された人員

振興局を置く市域内にある地方機関の要員は地区災害警戒本部連絡室設置場所に、振興局を置く市域外にある地方機関の要員は各所属に参集する。

(ハ) その他の職員

- ① 各部の要員は、各所属に参集する。
- ② その他の職員は、動員配備に関する指示に留意しながら待機する。

ハ 非常体制の場合

(イ) 第1次又は第2次配備体制の場合

① 災害対策本部第1次又は第2次配備体制の人員

- a. 総合調整室の要員は、総合調整室設置場所に参集する。
- b. 各部の要員は、各所属に参集する。

② 地区災害対策本部第1次又は第2次配備体制の人員

- a. 地区災害対策本部庶務班の要員のうち、振興局を置く市域内にある地方機関の要員

事故等災害対策編 第3部 共通する災害応急対策
第2章 活動体制の確立
第2節 動員配備

は地区災害対策本部庶務班設置場所に、振興局を置く市域外にある地方機関の要員は各所属に参集する。

b. その他の職員は、各所属に参集する。

③ その他の職員

動員配備に関する指示に留意しながら待機する。

(ロ) 第3次配備の場合

① 災害対策本部第3次体制の人員

a. 総合調整室の要員は、総合調整室設置場所に参集する。

b. その他の全職員は、各所属に参集する。

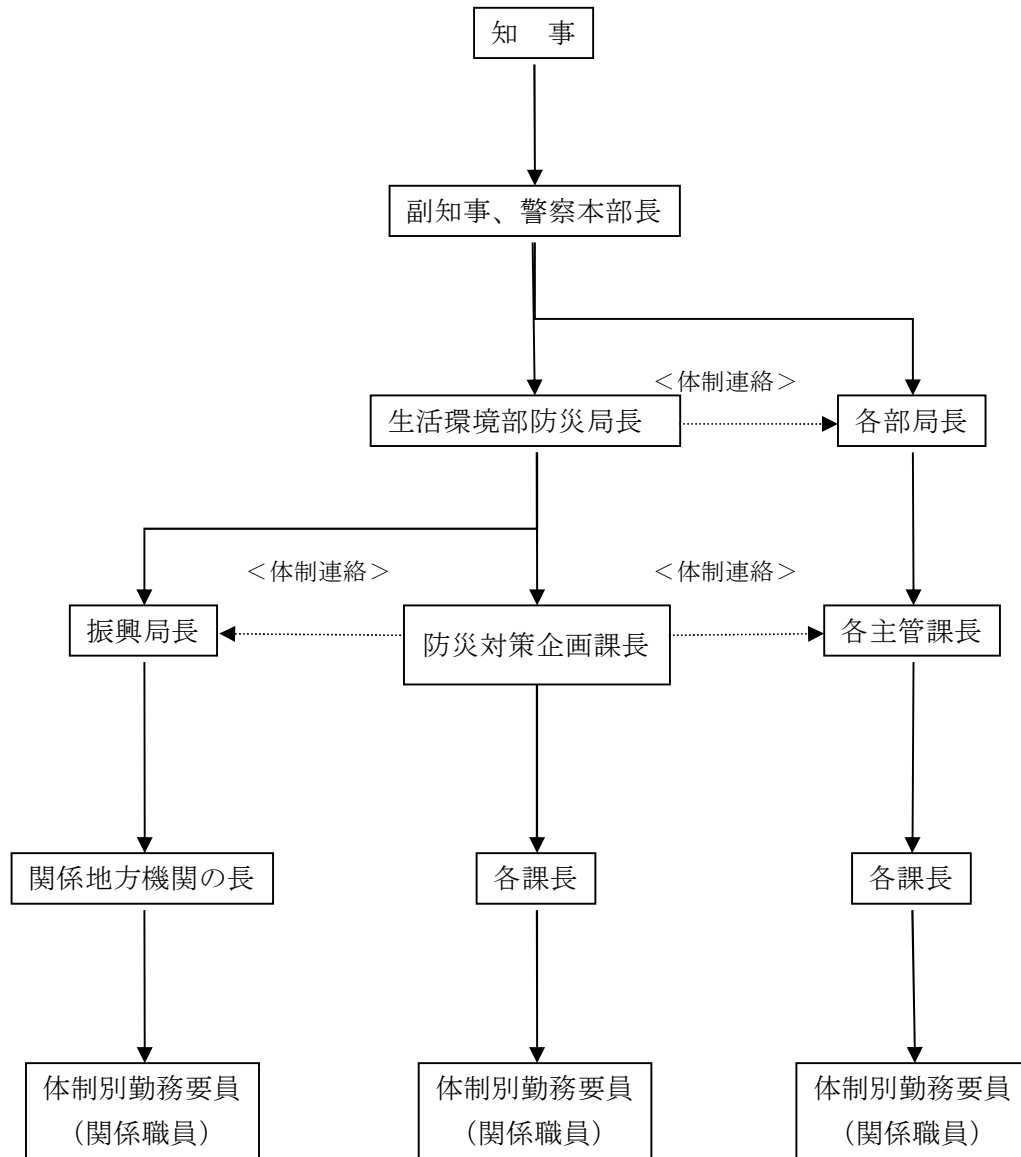
② 地区災害対策本部第3次体制の人員

a. 地区災害対策本部庶務班の要員のうち、振興局を置く市域内にある地方機関の要員は地区災害対策本部庶務班設置場所に、振興局を置く市域外にある地方機関の要員は各所属に参集する。

b. その他の全職員は、各所属に参集する。

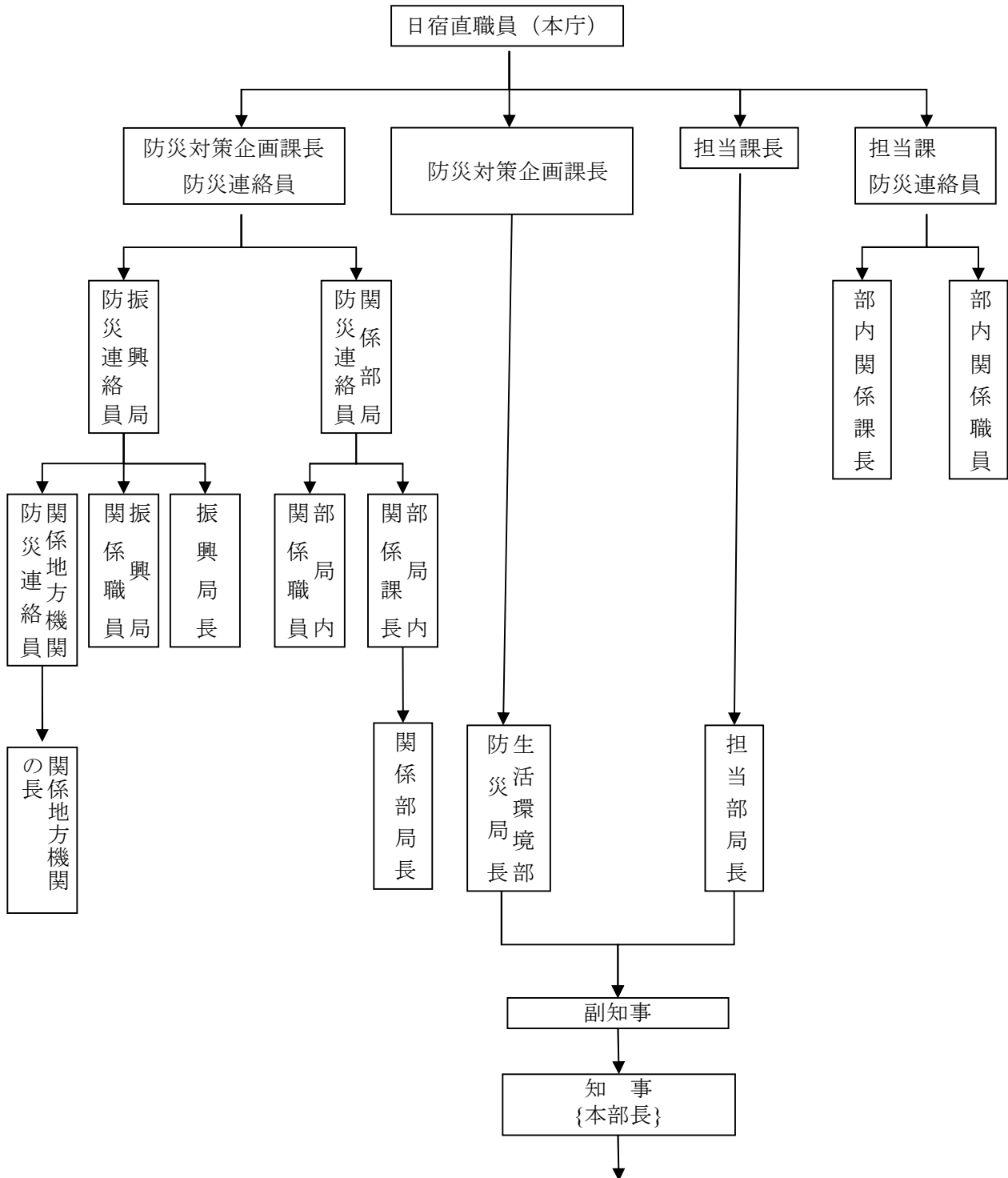
(3) 職員等の動員系統

イ 通常の勤務時間(災害対策連絡室～災害警戒本部)



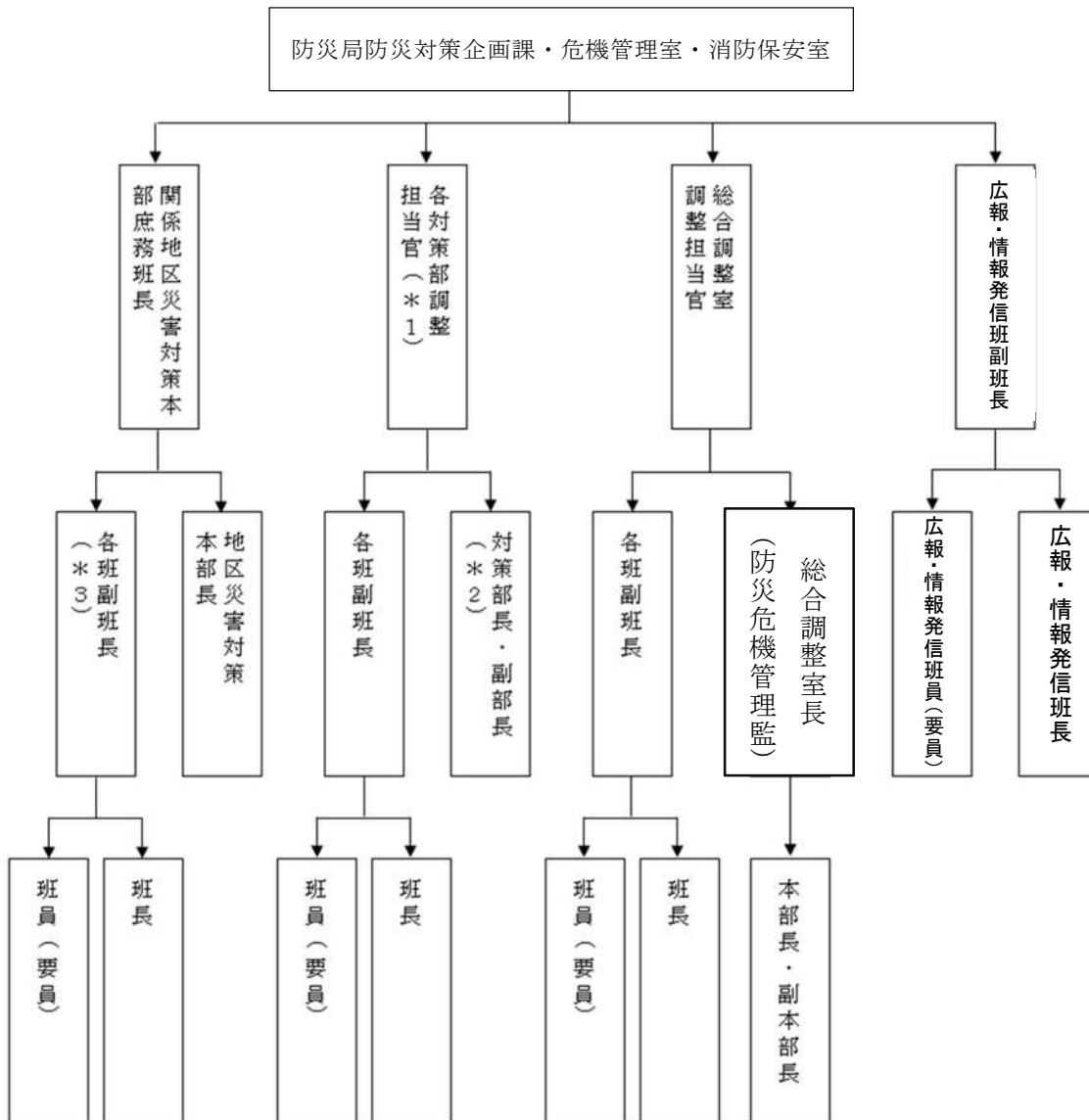
事故等災害対策編 第3部 共通する災害応急対策
 第2章 活動体制の確立
 第2節 動員配備

ロ 勤務時間外(災害対策本部～災害警戒本部)



以下の必要な配置等は、前頁(3)「職員等の動員系統」イ「勤務時間内」と同様とする。

ハ 災害対策本部（全庁体制）の設置時



- * 1）各対策部調整担当官は、関係部主管課の総務企画監が務める。
- * 2）社会基盤対策部は、企業局長を、福祉保険医療部は病院局長を含む。
- * 3）副本部長の教育事務所長及び警察署長を含む。

（4）時間外の参集に当たっての留意事項

イ 災害の状況により所属に参集できないときの対応

災害の状況により所属に参集できない場合は、次に掲げる県の機関へ参集し、当該機関の長又は当該機関の長が指定する職員の指揮下に入り、その指示に従う。

（イ） 本庁職員

- ・ 第2の参集場所：自己の業務に関連する最寄りの県の機関

- ・第3の参集場所：最寄りの振興局
- ・第4の参集場所：最寄りの県の機関

(ロ) 地方機関職員

- ・第2の参集場所：自己の業務に関連する最寄りの県の機関（県庁を含む。）
- ・第3の参集場所：最寄りの振興局
- ・第4の参集場所：最寄りの県の機関

ロ 参集手段

徒歩又は2輪車での参集を原則とする。

ハ 参集途上の対応

参集途上にあつては、災害情報の収集に留意することとし、被害の有無に関わらず別に定める様式「参集途上情報報告書」にしたがって所属長に報告する。なお、本報告は、調査をしながらの参集を意味するのではなく、迅速な参集を第一とし、その範囲で把握した情報を報告するというものである。

(5) 参集状況に応じた災害対策本部要員の配備方針

本部の要員が不足した場合については、それぞれの分掌業務に拘束されない柔軟で実効性のある応急対策活動を確保するため、総務班は、総務部人事課と連携のうえ次の基準により要員の配置転換等を行う。

また、地区災害対策本部についても同様に、総務班を通じて行うものとする。

イ 県庁機能全壊程度の災害

登庁した職員が順次、予め定められた担当班の要員として災害対策本部を構成し、本部会議の決定に従って直ちに応急対策活動にあたるが、「第3章 生命・財産への被害を最小限とするための活動」に必要な要員を最優先として配置する。

ロ 県庁機能一部損壊程度の災害

各部の責任者の指揮の下、本部会議の決定に従って「第3章 生命・財産への被害を最小限とするための活動」にあたる要員の重点配分を行う。

ハ 県庁機能支障がない程度の災害

計画どおり各部は、分掌業務に従って応急対策活動を行うこととし、その進捗状況を勘案し、必要に応じて、要員の最適な配分を図る。

(6) 参集した職員の家族の安否確認

発災時に家族と離れていた職員は、参集途上又は参集初期の段階で、速やかに家族の安全確認を行う（第2部第4章第1節参照）。

(7) 総務部人事課は、各所属と連携して災害対応業務に従事する職員の健康管理等を徹底するものとする。

3 大分県警察の警備要員の招集及び参集

警察職員の招集及び参集については、大分県警察における災害警備実施に関する規程に定めるところによるものとする。

4 市町村の動員配備体制

市町村における災害対策の動員配備は、市町村地域防災計画に定めるところによるが、特に勤務時間外に発生する災害時の動員配備体制を確立しておかなければならない。

5 その他の機関の動員配備体制

県の機関以外で県内に所在する防災関係機関は、災害時において必要な職員を動員し、県及び市町村等と相互に協力のうえ総合的な防災の推進を図るものとする。

第3節 通信連絡手段の確保

災害時において、防災関係機関が災害を防御し又はその拡大を防止するために必要な通信連絡手段の確保については、この節に定めるところによって実施するものとする。

＜ ＞内は主に担当する班等

○県本庁内の通信連絡手段の確保

- ☐ 電話の点検・確認＜通信・輸送部通信班＞
- ☐ 庁内放送設備の点検・確認＜通信・輸送部通信班＞
- ☐ 民間通信事業者との連絡調整＜通信・輸送部通信班＞
- ☐ 報道機関との連携体制の確立＜広報・情報発信班＞
- ☐ 防災行政無線等庁内無線設備の点検・起動＜総務班、通信・輸送部通信班＞
 - * 県庁機能全壊：衛星系移動通信機器を災害対策本部の通信設備として活用
 - * 県庁機能一部損壊：防災行政無線、防災相互通信用無線などにより通信手段を確保
 - * 県庁機能支障なし：防災行政無線、水防無線、消防救急無線なども活用
- ☐ 防災関係機関の保有する通信機能の確認＜総務班、通信・輸送部通信班＞

○被災地における通信連絡手段の確保

- ☐ 被災地への防災行政無線の持ち込み＜総務班＞
- ☐ 九州総合通信局や移動通信事業者等との連携＜通信・輸送部通信班＞

○通信連絡手段の確保情報の一元化＜通信・輸送部通信班＞

- ☐ 通信連絡手段の確保状況に関する資料作成

1 通信連絡手段確保の基本方針

災害に際し、必要とする通信連絡の方法を確立するため、各々の防災関係機関は、その保有する通信連絡手段の確保に万全を期すとともに、当該機関以外が保有する通信連絡手段を必要に応じて利用できる体制を講じることとする。また、公共安全モバイルシステム、業務用移動通信、アマチュア無線等の活用体制について整備を行う。

2 県における通信連絡手段の確保

総務班及び総合調整室情報収集班、通信・輸送部通信班は、県庁内及び被災地との通信連絡手段の確保に関して次のとおり実施するものとする。

なお、地区災害対策本部においてもこれに準じた対応をとることとする。

- (1) 電話、庁内放送設備の点検・確認
- (2) 民間通信事業者との連絡調整
- (3) 報道機関との連携体制の確立
- (4) 防災行政無線等（大分県防災情報通信システム等）無線設備の点検・起動

なお、対象となる無線設備は次のとおりである。

- ・ 防災行政無線
- ・ 衛星系移動通信機器
- ・ 防災相互通信用無線
- ・ 水防無線（九州地方整備局向け）
- ・ 消防救急無線（消防応援活動調整本部と現地指揮本部及び緊急消防援助隊間）

(5) 庁内LANの点検・確認・暫定復旧

県庁（統制局）が被災した場合については、被災の状況に応じて次のような対応をとるものとする。

被災の状況	対応方針
A：県庁機能全壊 ・NTT回線、防災行政無線などの全ての通信システムがダウン。	統制局が被災して、使用不能になった場合においても、衛星系移動通信機器等は独立して利用できるため、災害対策本部で活用する。
B：県庁機能一部損壊 ・NTT回線等交換機を経由するシステムがダウン。 ・防災行政無線専用電話等は使用可能。	防災行政無線のほか、防災相互通信用無線などにより、通信手段を確保する。
C：県庁機能支障なし ・全ての通信システムが利用可能。	通常のNTT回線については、輻輳等により通話困難になる可能性が高いので、防災行政無線のほか、水防無線、消防救急無線なども活用する。

(6) 被災地における通信連絡手段の確保

被災地における防災行政無線等が使用不能となった場合には、次のような対応により被災地との通信手段を確保する。

イ 被災地への防災行政無線（移動局）の持ち込み

県災害対策本部要員が防災行政無線（衛星系移動通信機器等）を現地に持ち込み、被害情報の収集（衛星系では画像の伝達も可能）及び市町村災害対策本部との連絡調整を行う。

ロ 孤立地区における衛星電話の活用

道路の寸断等により孤立した地区に対しては、県及び市町村等が保有する衛星電話を活用するとともに、衛星通信によるインターネット機器の整備・活用に努める。、ヘリコプターやドローン等も利用して、できるだけ早く現地に機器を持ち込むよう努める。ハ 振興局等の公用車の活用

地区災害対策本部通信・輸送班は無線設備を有する振興局及び土木事務所の公用車も活用して通信手段を確保する。

ニ 九州総合通信局や移動民間通信事業者等との連携

総務省九州総合通信局や移動民間通信事業者等に要請等を行い、移動通信機器（衛星携帯電話や簡易無線、MCA無線等）を被災地等に搬入・供給し、災害情報の収集・伝達や関係機関等との連絡調整を行う

(7) 通信連絡手段の確保・情報の一元化

通信・輸送部通信班は、通信連絡手段の確保状況に関する資料を作成し、必要に応じて各部に配付するとともに、九州総合通信局への連絡に努めるものとする。

3 市町村の通信連絡手段の確立措置

市町村における通信連絡手段の確立措置は、市町村地域防災計画に定めるところによる。特に、市町村内のきめ細かな情報収集・伝達が可能となるよう、関係機関の協力も得ながら、次の方法により確立するものとする。

- (1) 市町村防災行政無線による通信連絡
- (2) 防災相互通信用無線局による通信連絡
- (3) ケーブルテレビによる通信連絡

4 防災関係機関の保有する無線施設・設備の利用

防災相互通信用無線局を保有している防災関係機関相互間における情報の収集・伝達は、この無線局を利用して通信の確保を図る。

5 非常通信措置

災害により非常事態が発生し又は発生するおそれがある場合において、有線通信を利用することができないか又はこれを利用することが著しく困難なときは、防災関係機関は、大分地区非常通信連絡会(大分県防災対策企画課内)を構成する無線局等に対して非常通信の取扱を依頼し、通信の確保を図ることができる。

(1) 通信の内容

- イ 人命救助に関すること
- ロ 被災地の救援に関すること
- ハ 交通通信の確保に関すること
- ニ 秩序の維持に関すること
- ホ その他緊急な事項

(2) 非常通信の利用手続き

非常通信を行おうとする防災関係機関は、通報用紙等を使用して無線局に対して非常通信を依頼するものとする。

様式は特に定めていないが、大分地区非常通信連絡会で使用している「非常用通報用紙」を使用する場合は次により記載する。

- イ 通報番号欄は、発信人が発信する通報順に一連の番号を記入する。
- ロ あて先、発信人の欄を記入する。機関名、役職名を用いることとし、住所を記入する必要はない。
- ハ 通報内容は、簡潔で要領よく記載する(200字程度)。
その他の用紙を使用する場合は、上記にならって記載すること。
なお、通信文の余白に必ず「非常」と明記すること。

(3) 非常通信受領後の措置

非常通信の第1報は、無線局側で責任をもって配達又は交付する。

第2報以下については、受取人が責任をもってあらかじめ受取人を無線局に派遣するか、適宜の方法で通報の有無を問い合わせるなどして、受領に遺漏のないようにすることが必要である。

ただし、FAXによる通報の場合は、着信の確認を行うことが必要である。

第4節 災害情報・被害情報の収集・伝達

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合における災害に関する情報(避難、交通規制等応急措置の実施状況等)及び被害に関する情報は、この節の定めるところにより収集・伝達する。

この場合、情報の収集・伝達を迅速かつ正確に行い情報の一元化を図るため、必要であれば、市町村、県機関(災害対策本部を含む。)は、災害対応支援システム(地理情報システム)を活用する。

(初動期)

＜ ＞内は主に担当する班等

○情報の収集体制の確立

☐ 防災ヘリコプターの出動＜総合調整室応急対策調整班＞

☐ 警察本部ヘリコプターの出動＜警察本部＞

☐ 自衛隊ヘリコプターの出動要請＜総務班＞

* 防災行政無線(地上系移動局、衛星系移動通信機器)は激甚地がおおむね特定できた段階で出動

○本部長(知事)の意思決定に必要な情報の収集＜総合調整室情報収集班＞

☐ 人的被害、住家被害・火災に関する情報の収集

☐ 避難者数、避難所の場所等に関する情報の収集

☐ 医療機関の被災状況・稼働状況に関する情報の収集

☐ 道路の被害、応急対策の状況及び交通状況に関する情報の収集

☐ 港湾・漁港の被害、応急対策の状況及び海上交通状況に関する情報の収集

☐ 空港、ヘリポート、鉄道の被害及び応急対策の状況に関する情報の収集

☐ 電気、上・下水道、電話の被害及び応急対策の状況に関する情報の収集

○収集した情報の伝達

☐ 消防庁への伝達＜総合情報収集班＞

☐ 警察庁への報告＜警察本部＞

☐ 九州地方整備局への伝達＜土木建築部＞

☐ 農林水産省への伝達＜農林水産部＞

* 警察本部、自衛隊、海上保安部、

☐ 厚生労働省への伝達＜福祉保健部＞

大分地方気象台とは総合調整室で

☐ 地区本部への伝達＜総合調整室情報収集班＞

情報をリアルタイムで共有。

○県民からの通報、問い合わせへの対応

☐ 専用電話の設置＜総務班、通信・輸送部通信班、地区災害対策本部庶務班＞

☐ 県民からの通報、問い合わせへの対応及び重要事項の関係部等への伝達＜総合調整室情報収集班、地区災害対策本部庶務班＞

1 災害情報・被害情報の収集・伝達責任体制

災害が発生し又は発生するおそれがある場合、災害に関する情報(避難、交通規制等応急措置の実施状況等)(以下「災害情報」という。)及び被害に関する情報(以下「被害情報」という。)は、市町村が当該区域内に所在する関係機関等に協力を求めて調査収集する。県は、自ら災害情報・被害情報を収集し、また、市町村からの報告及び防災関係機関からの通報等を取りまとめ、関係機関に報告する。その他の事務又は業務に関し災害に関する情報を調査収集すべき防災関係機関は、自らその情報を調査収集し、必要に応じて県に報告するものとする。

2 災害情報の収集調査基準

県は、各段階で求められる災害状況の把握に必要な情報収集項目、あるいは応急対策の具体化に必要な項目等を事前に整理する。

市町村及び関係機関は、各段階で求められる災害状況の把握に必要な情報収集項目、あるいは応急対策の具体化に必要な項目等を事前に整理するよう努めるものとする。

なお、災害に関する情報の調査収集、報告又は通報要領等は、それぞれ防災関係機関の定めるところによる。

3 県の災害情報・被害情報収集・共有体制

(1) 災害情報・被害情報の収集体制の確立

災害対策本部を設置した場合、災害情報・被害情報の収集体制を確立するため、総合調整部門として総合調整室を置く。

イ 防災ヘリコプターの出動

総合調整室応急対策調整班は、必要に応じて被災地等の上空に防災ヘリコプターを出動させ、その映像を直接防災センターに電送する。

ロ 警察本部ヘリコプターの出動

警察本部は、必要に応じて被災地等の上空にヘリコプターを出動させ、情報収集に当たる。

ハ 自衛隊ヘリコプター等の出動

自衛隊は、必要に応じて被災地等の上空でヘリコプター等による情報収集活動を行い、その結果を総合調整室情報収集班に通報する。

ニ 無人航空機（ドローン）の活用

総合調整室応急対策調整班は、必要に応じて、民間団体との協定に基づき被災地等の上空にドローンを飛行させ、その映像を災害対応支援システムで共有する。

なお、ドローンを使用する場合は、航空法上の手続きが必要となる場合があるので、大分空港事務所と調整するものとする。

ホ 防災行政無線の被災現地への持ち込み

通信・輸送部は、イ～ニの情報を基に、最も適当と判断される地点に防災行政無線を持ち込み、情報収集に当たる。

ヘ 自衛隊連絡幹部の受け入れ

県災害対策本部を設置した場合は、自衛隊と県との情報交換を迅速に行うため、自衛隊連絡幹部を総合調整室に受け入れる。

なお、県災害対策連絡室又は県災害警戒本部の段階であっても、情報交換を迅速に行うため、関係する機関の職員を受け入れるものとする。（以下「ト～リ」においても同様とする。）

ト 海上保安部職員の受け入れ

県災害対策本部を設置した場合は、海上保安部と県との情報交換を迅速に行うため、海上保安部職員を総合調整室に受け入れる。

チ 大分地方気象台職員の受け入れ

県災害対策本部を設置した場合は、大分地方気象台と県との情報交換を迅速に行うため、大分地方気象台職員を総合調整室に受け入れる。

リ 九州地方整備局職員の受け入れ

県災害対策本部を設置した場合は、「九州地方における大規模な災害時の応援に関する協定書」に基づき、九州地方整備局から派遣される現地情報連絡員を総合調整室に受け入れる。

ヌ 災害対応支援システム等の活用

地区災害対策本部や市町村は被災状況等を災害対応支援システムに入力するとともに、総合調整室情報収集班は、災害対応支援システムにより市町村や地区災害対策本部等から災害情報・被害情報を収集し、被災状況等の把握を行う。また、必要に応じ消防庁に被害情報を連絡するとともに、新総合防災情報システム（SOBO-WEB）を通じて関係省庁等とも共有する。なお、災害対応支援システムが使用できない場合は、防災行政無線回線等を用いて、電話やFAXにより市町村等から災害情報・被害情報を収集する。また、収集した情報は災害対策本部内や関係機関とで共有を図るものとする。

ル ICTの活用

各種防災システムをより効果的に機能させるため、情報の収集にタブレット端末等を活用できる環境や収集した情報を効率よく共有できる環境の整備に努めるものとする。

ヲ その他

大規模災害発生直後は、被災市町村からの情報入手が困難な状況になることが想定されるため、SAR衛星を含む人工衛星や高所監視カメラ、またSNSを活用した情報収集・分析など、多様な手段により情報収集を行うとともに、収集した画像情報について、防災IoTシステム等を活用し、関係機関間での迅速な共有に努めるものとする。

（２）災害情報・被害情報の収集・伝達の特例

（知事的意思決定、県民への呼びかけ・周知のために必要な情報）

災害対策本部が設置された場合又は災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響等からみて特

事故等災害対策編 第3部 共通する災害応急対策
第2章 活動体制の確立
第4節 災害情報・被害情報の収集・伝達

に必要があると認められる場合は、被害規模を早期に把握するため、災害発生から知事の指示があるまでの間、下記の(3)、(4)に関わらず本項の(イ)～(ト)により、以下に掲げる事項に関する概括的な災害情報・被害情報を総合調整室情報収集班（災害対策本部が未設置の場合は生活環境部防災局防災対策企画課とする。以下同じ）が収集・伝達するものとする。これらの情報は、知事が自衛隊への災害派遣要請や広域応援要請等の意思決定、県民への呼びかけ及び周知を行う上で不可欠な情報であるとともに、国、各部局及び防災関係機関が対策を講じるにあたって共有すべき情報であり、一元的に把握すべきものである。各部局は必要な情報を、総合調整室情報収集班を通じて収集するものとする。

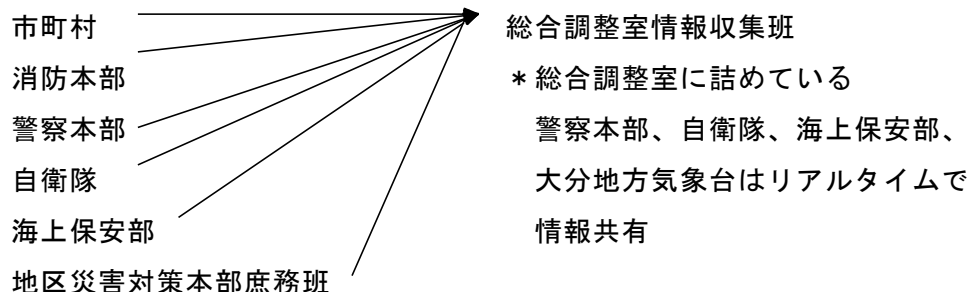
- ・ 人的被害・住家被害・火災・がけ崩れ等に関する情報
 - ・ 避難者数、避難所の場所等に関する情報の収集
 - ・ 医療機関の被災状況・稼働状況に関する情報の収集
 - ・ 道路の被害、応急対策の状況及び交通状況に関する情報
 - ・ 港湾・漁港の被害、応急対策の状況及び海上交通状況に関する情報
 - ・ 空港、ヘリポート、鉄道の被害及び応急対策の状況に関する情報
 - ・ 電気、上・下水道、通信の被害及び応急対策の状況に関する情報
- なお、情報の重複、輻輳を可能な限り抑制するため以下の点に留意する。
- ・ 情報のソース（現場で確認したものか、報告等間接的なものか）
 - ・ 現場の位置
 - ・ 発信する情報を入手した時刻

(イ) 人的被害・住家被害・火災・がけ崩れ等に関する情報(推定情報を含む。)

〔収集〕

自衛隊、緊急消防援助隊、警察災害派遣隊等の派遣要請の判断基準となる情報であり、総合調整室が次のルートから収集する。なお、一刻を争う情報であり、確定した数値・通常のルートにはこだわらないものとする。

〔現認〕



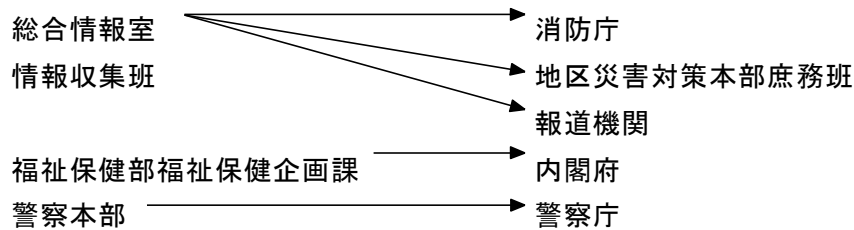
*消防本部にあっては、119番通報の殺到状況に留意し報告する。

*警察本部、自衛隊にあっては、ヘリコプターからの情報収集結果にも留意し報告する。

事故等災害対策編 第3部 共通する災害応急対策
第2章 活動体制の確立
第4節 災害情報・被害情報の収集・伝達

〔伝達〕

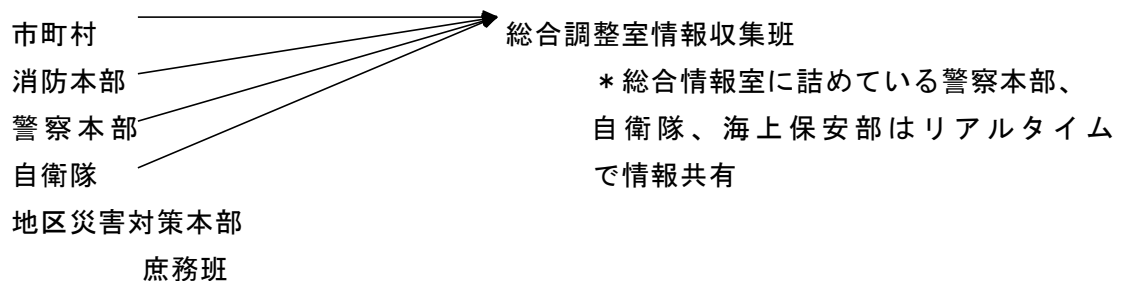
総合調整室情報収集班、福祉保健部福祉保健企画課及び警察本部は、収集した情報を次のルートで伝達する。



(ロ) 避難者数、避難所の場所等に関する情報の収集

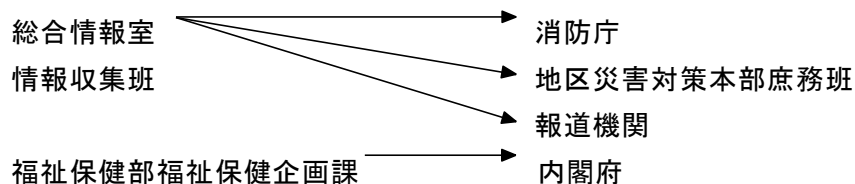
〔収集〕

食料、水、物資の調達、応援要請の判断基準となる情報であり、総合調整室情報収集班が次のルートから収集する。なお、一刻を争う情報であり、確定した数値・通常のルートにはこだわらないものとする。



〔伝達〕

総合情報室情報収集班及び福祉保健部福祉保健企画課は収集した情報を次のルートで伝達する。

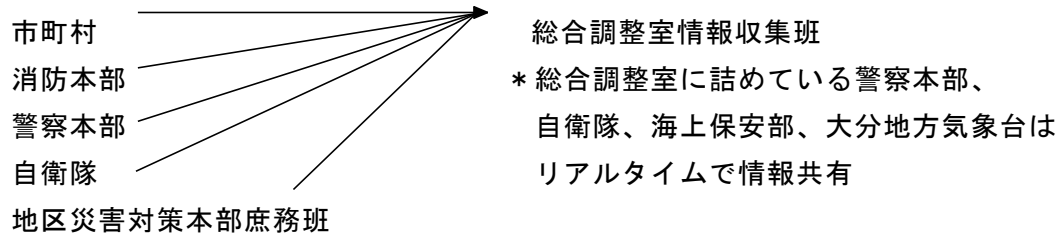


(ハ) 医療機関の被災状況・稼働状況に関する情報の収集

〔収集〕

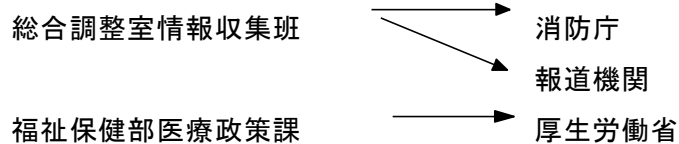
医療活動に係わる応援要請の判断基準となる情報であり、総合調整室情報収集班が次のルートから収集するとともに、福祉保健部医療政策課にあっては「大分県広域災害救急医療情報システム」を積極的に活用し、情報収集を行う。

なお、一刻を争う情報であり、確定した数値・通常のルートにはこだわらないものとする。



〔伝達〕

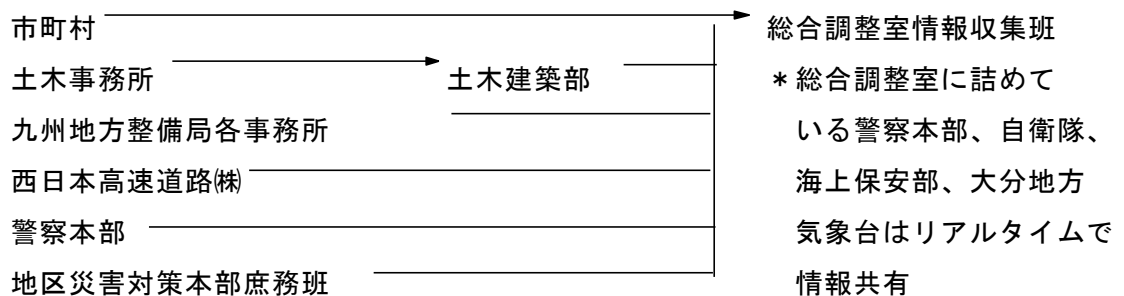
収集した情報を総合調整室情報収集班及び福祉保健部医療政策課は次のルートで伝達する。



(ニ) 道路の被害、応急対策の状況及び交通状況に関する情報

〔収集〕

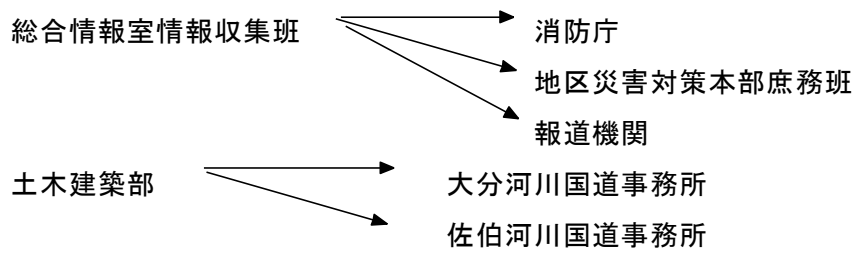
応援隊(自衛隊、緊急消防援助隊、警察災害派遣隊等)の迅速な被災現場への到着、その他迅速な緊急輸送活動のために不可欠な情報であり、総合調整室情報収集班が次のルートから収集する。



事故等災害対策編 第3部 共通する災害応急対策
 第2章 活動体制の確立
 第4節 災害情報・被害情報の収集・伝達

〔伝達〕

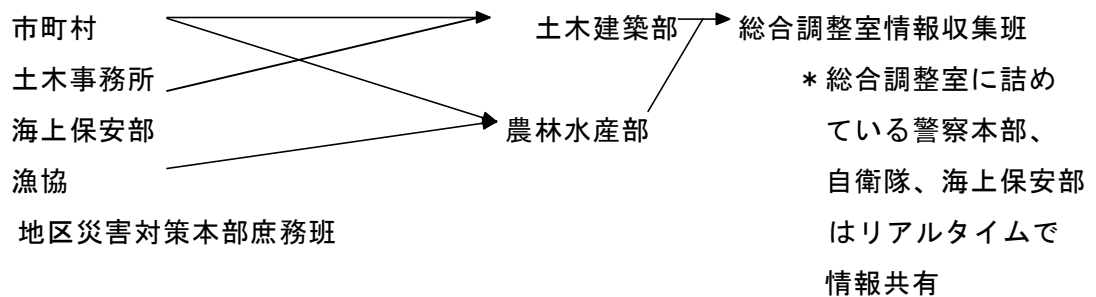
総合調整室情報収集班及び土木建築部は、収集した情報を次のルートで伝達する。



(ホ) 港湾・漁港の被害、応急対策の状況及び海上交通状況に関する情報

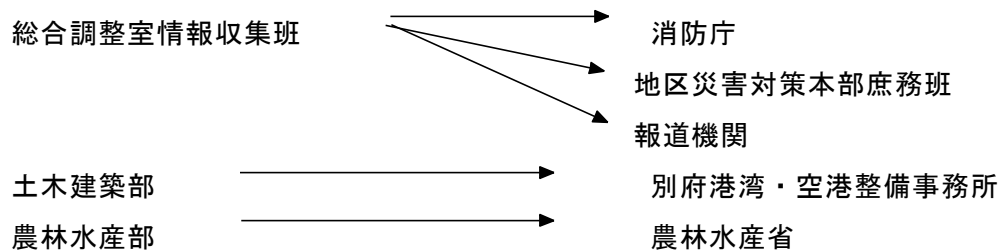
〔収集〕

応援隊(自衛隊、緊急消防援助隊、警察災害派遣隊等)の迅速な被災現場への到着、その他迅速な緊急輸送活動のために不可欠な情報であり、総合調整室情報収集班が次のルートから収集する。



〔伝達〕

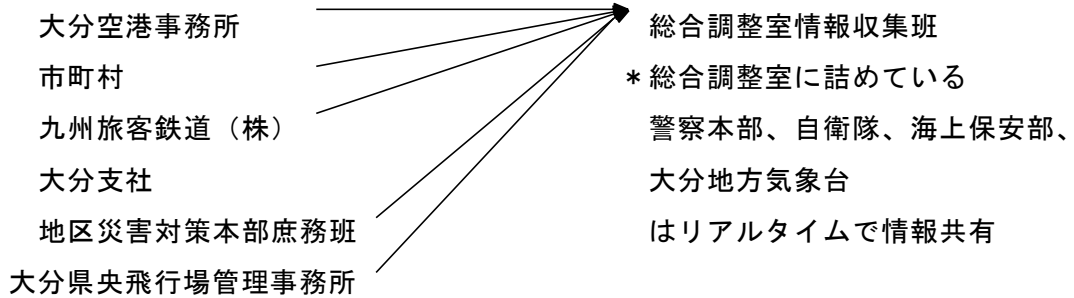
総合調整室情報収集班、土木建築部及び農林水産部は、収集した情報を次のルートで伝達する。



(へ) 空港、ヘリポート、鉄道の被害及び応急対策の状況に関する情報

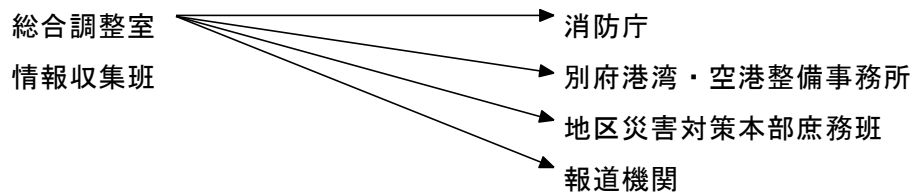
〔収集〕

応援隊(自衛隊、緊急消防援助隊、警察災害派遣隊等)の迅速な被災現場への到着、その他迅速な緊急輸送活動のために不可欠な情報であり、総合調整室情報収集班が次のルートから収集する。



〔伝達〕

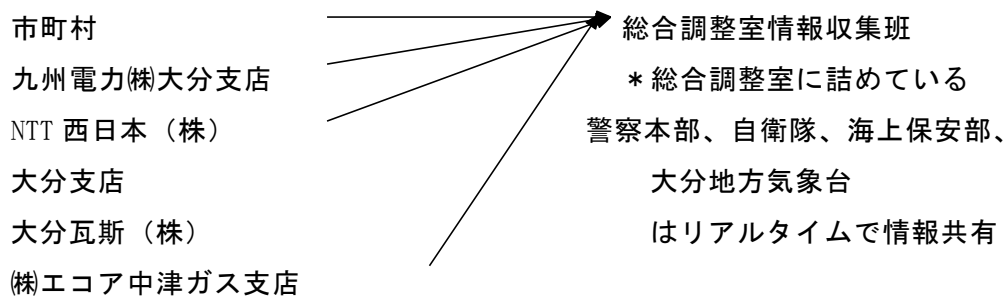
総合調整室情報収集班は収集した情報を次のルートで伝達する。



(ト) 電気、上・下水道、電話、ガスの被害及び応急対策の状況に関する情報

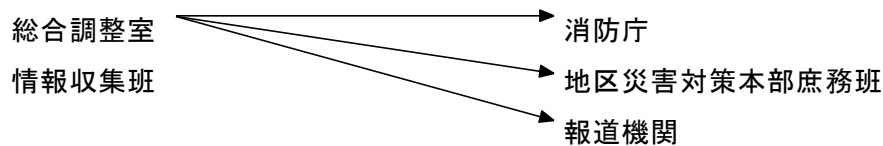
〔収集〕

応援隊(自衛隊、緊急消防援助隊、警察災害派遣隊等)の迅速な被災現場での活動、応援の内容の決定のために不可欠な情報であり、総合調整室情報収集班が次のルートから収集する。

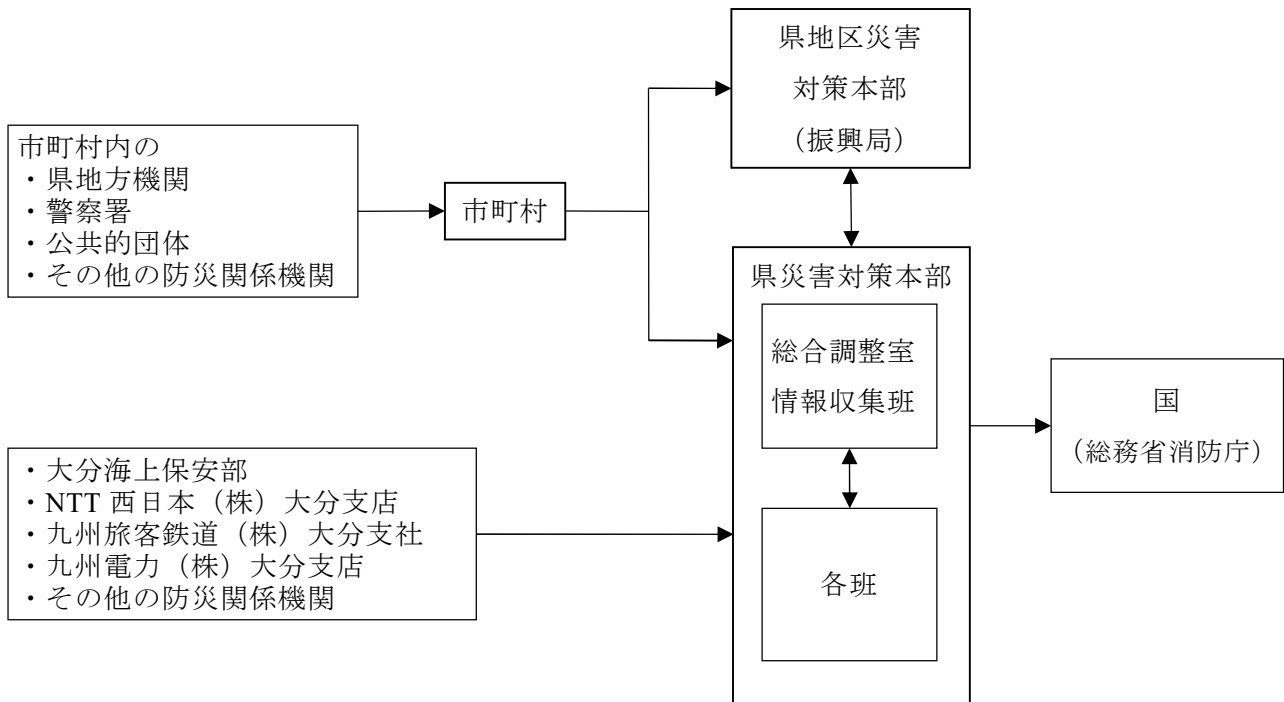


〔伝達〕

総合調整室情報収集班は収集した情報を次のルートで伝達する。



(3) 総合的な被害状況等及びこれに対し採られた措置の概要については、おおむね次の系統により収集するものとする。



(4) 総合的な被害状況等の収集方法及び形式

総合的な被害状況等の収集方法及び形式は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第40条に基づく災害報告取扱要領（昭和45年4月10日付消防災第246号）及び火災・災害等即報要領（昭和59年10月15日付消防災第267号）によるものとする。

なお、災害の状況及びこれに対してとられた措置の概要の確定報告は、応急措置の完了後20日以内に、災害対策基本法第53条第2項に基づく内閣総理大臣あての文書及び消防組織法第40条に基づく消防庁長官あての文書を各1部ずつ提出する。

4 市町村の災害情報・被害情報収集・伝達措置

市町村は、災害情報・被害情報の収集・伝達に関し以下の措置を地域防災計画等において定めるものとする。

- (1) 災害情報・被害情報の迅速・的確な収集に関する措置
- (2) 災害情報・被害情報の迅速・的確な県への伝達に関する措置
- (3) 県への報告手段が途絶した場合の国（総務省消防庁）への伝達に関する措置

5 他の防災関係機関の災害情報・被害情報収集・伝達措置

- (1) 指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び公共的団体等は、県及び市町村が実施する災害情報・被害情報等の収集・伝達について積極的に協力するとともに、当該機関が

調査収集した災害情報等について、努めて県及び関係市町村に通報又は連絡を行うものとする。

- (2) 県内に所在する指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等の出先事務所又は事業所等は、災害時に当該出先事務所又は事業所等の所在地を管轄する市町村が災害情報・被害情報の収集・伝達を行う場合には、積極的にこれに協力するものとする。

6 県民からの通報、問い合わせへの対応

県民からの通報、問い合わせへの対応については、総合調整室情報収集班及び地区災害対策本部庶務班は、専用電話により県民からの通報や問い合わせに応じる。また、重要事項については、関係する班等へ伝達する。

第5節 災害救助法の適用及び運用

災害救助法(昭和22年法律第118号)の適用とこれに基づく必要な救助は、この節の定めるところによって実施する。

＜ ＞内は主に担当する班等

○被害情報の収集＜福祉保健部福祉保健企画課＞

○内閣府政策統括官（防災担当）被災者生活再建担当へ災害発生の情報提供（第一報）＜福祉保健部福祉保健企画課＞

□総合調整室情報収集班及び応急対策調整班が把握した情報の入手

＜福祉保健部福祉保健企画課＞

基準に達した場合

○災害救助法適用に関する知事決裁＜福祉保健部福祉保健企画課＞

○災害救助法適用に関する内閣府との調整＜福祉保健部福祉保健企画課＞

□内閣府政策統括官（防災担当）被災者生活再建担当への被害情報、災害救助法の適用の情報提供、実施の協議

○災害救助法適用に関する関係先への連絡・活動体制の確立

□関係市町村への連絡＜福祉保健部福祉保健企画課＞

* 通信手段は第3節参照。

□関係地方本部への連絡＜福祉保健部福祉保健企画課＞

□本庁各部局への連絡＜福祉保健部福祉保健企画課＞

□日赤大分県支部への連絡＜福祉保健部福祉保健企画課＞

□報道機関への連絡＜広報・情報発信班＞

* 知事が発表する。

1 災害救助法適用に関する県の活動

県内で風水害等により大規模な被害が発生し、または発生するおそれがある場合、県は以下により、災害救助法に関連した業務を行う。

(1) 被害情報の収集

福祉保健部福祉保健企画課は、災害救助法適用のための被害情報を、総合調整室情報収集班及び応急対策調整班から入手する。また、NTT回線が利用可能な場合は、市町村、地区災害対策本部保健所班等に対しても被害情報の収集依頼及び確認を行う。

(2) 内閣府への第一報

福祉保健部福祉保健企画課は内閣府政策統括官（防災担当）被災者生活再建担当に対して、県内に事故等災害により大規模な被害が発生したため、災害救助法適用のための情報を収集中であることについて、第一報として電話、ファックス、その他の手段を用いて連絡する。

(3) 知事決裁

福祉保健部福祉保健企画課は、適用基準に照らし災害救助法を適用すべきと判断したときは知事の決裁の手続きを行う。

(4) 内閣府への情報提供

福祉保健部福祉保健企画課は、災害救助法適用基準に該当した旨を、内閣府政策統括官（防災担当）被災者生活再建担当に情報提供する。

(5) 災害救助法適用に関する関係機関等への連絡・活動体制の確立

福祉保健部福祉保健企画課は、災害救助法適用について該当市町村を公示するとともに、以下の関係機関等へ連絡し活動体制の確立を図る。

- イ 関係市町村
- ロ 関係地区本部
- ハ 報道機関（知事が発表する）
- ニ 各部局
- ホ 日本赤十字社県支部
- ヘ 社会福祉法人大分県社会福祉協議会

2 災害救助法適用基準

- (1) 第4節で情報収集した被害が市町村の区域単位で次の程度に達し、かつ、被災者が現に救助を要する状態にあると認められるときは、知事は災害救助法を適用し、これに基づいて応急救助を実施する。

- イ 住家が滅失した世帯の数が当該市町村の人口に応じ次の世帯以上であるとき。

官報に公示された最近の国勢調査人口区分	5,000 人未満	5,000 人以上 15,000 人未満	15,000 人以上 30,000 人未満	30,000 人以上 50,000 人未満	50,000 人以上 100,000 人未満	100,000 人以上 300,000 人未満	300,000 人以上	備考
滅失した世帯（生活を一にした実際の生活の単位数）	30	40	50	60	80	100	150	

（注）被害の認定基準

- (A) 被害の認定は、災害救助法適用の判断のみならず、救助の実施に当たり、その種類、程度及び期間の決定にも重大な影響を及ぼすものであるから適正に行わなければならない。
- (B) 「住家」とは、現実にその建物を居住のため使用しているものをいい、必ずしも一戸の建物に限らない。例えば炊事場・浴場又は便所が別であったり、離座敷が別であるような場合にはこれら生活に必要な部分の戸数は、合して一戸とする。また、社会通念上、住家と称せられる程度のものであることを要しない。例えば、一般に非住家として取扱われる土蔵、小屋等であっても、現実に住家として人が居住しているときは、住家に入れるべきである。
- (C) 「世帯」とは、生計を一つにしている実際の生活単位をいう。従って、同一家屋内の親子夫婦であっても、生活の実態が別々であれば当然二世帯となるわけである。また、マンションのように一棟の建物内で、それぞれの世帯が独立した生計を営んでいる場合も、それぞれをひとつの世帯として扱う。
- (D) 「全壊（焼）」、「流失」とは、住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの又は住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には住家の損壊、焼失若しくは流出した部分の床面積がその住家の延面積の70%以上に達した程度のものである又は住家の主要な構成要素（住家の構成要素のうち造作等を除いたものであって、住家の一部として固定された設備を含む。半壊（焼）の場合も同様。）の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のものであるをいう。
- (E) 「半壊（焼）」とは、住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のものである、具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の20%以上70%未満のものである又は住家の主要な構成要素の経済的損失を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のものであるをいう。
- (F) 「床上浸水」とは、(D)及び(E)に該当しない場合であって、浸水がその住家の床上以上に達した程度のものである又は土砂、竹木等のたい積等により一時的に居住することができない状態となったものをいう。

事故等災害対策編 第3部 共通する災害応急対策
第2章 活動体制の確立
第5節 災害救助法の適用及び運用

(G)「床下浸水」とは、浸水がその住家の床上以上に達しない程度のものをいう。

(H)「一部損壊」とは、住家の損壊程度が半壊に達しない程度のものをいう。

(I)「死者」とは、当該災害が原因で死亡し、遺体を確認したもの、または遺体を確認することができないが死亡したことが確実なものをいう。

(J)「行方不明」とは、当該災害が原因で所在不明となり、かつ死亡の疑いがあるものをいう。

(K)「重傷者」とは、災害のため負傷し、医師の治療を受け又は受ける必要のあるもののうち、1月以上の治療を要する見込みの者をいう。

(L)「軽傷者」とは、災害のため負傷し、医師の治療を受け又は受ける必要のあるもののうち、1月未満で治療できる見込みの者をいう。

ロ 県内の市町村ごとの滅失被害世帯の合計が1,500世帯以上となり、かつ当該市町村の人口に応じ住家の滅失した世帯の数が次の世帯以上であるとき。

官報に公示された最近の国勢調査人口区分	5,000 人未満	5,000 人以上 15,000 人未満	15,000 人以上 30,000 人未満	30,000 人以上 50,000 人未満	50,000 人以上 100,000 人未満	100,000 人以上 300,000 人未満	300,000 人以上	備考
滅失した世帯（生活をーにした実際の生活の単位数）	15	20	25	30	40	50	75	

ハ 県下の滅失被害世帯数の合計が7,000世帯以上であって、当該市町村の区域内の被害世帯数が多数であるとき。

ニ 当該災害が隔絶した地域に発生したものである等、災害にかかった者の救護を著しく困難とする、内閣府令で定める特別の事情がある場合であって、多数の世帯の住家が滅失したとき。

（内閣府令で定める特別の事情）

災害にかかった者に対する食品若しくは生活必需品の給与等について特殊の補給方法を必要とし又は災害にかかった者の救出について特殊の技術を必要とするとき。

（例）

（イ）被災世帯を含む被害地域が他の集落から隔離又は孤立している等のため生活必需品等の補給が極めて困難な場合で、被災者の救助に特殊の補給方法を必要とするとき。

（ロ）有毒ガスの発生又は放射性物質の放出等のため、被災者の救出が極めて困難であり、そのため特殊の技術を必要とするとき。

（2）多数の者が生命又は身体に危害を受け又は受けるおそれが生じた場合であって、内閣府令で定める規準に該当するとき。

（内閣府令で定める基準）

イ 災害が発生し又は発生のおそれのある地域に所在する多数の者が、避難して継続的に救助を必要とすること。

ロ 災害にかかった者に対する食品若しくは生活必需品の給与等について特殊な補給方法を必要とし又は災害にかかった者の救出について特殊な技術を必要とすること。

(例)

(イ) 船舶の沈没あるいは交通事故により多数の者が死傷した場合

(ロ) 交通路の途絶のため多数の登山者が放置すれば飢餓状態に陥る場合

(ハ) 火山爆発又は有毒ガスの発生等のため多数の者が危険にさらされている場合

(ニ) 群衆の雑踏により多数の者が死傷した場合

(ホ) 炭鉱爆発事故のため多数の者が死傷した場合

(ヘ) 豪雪により多数の者が危険状態となる場合

(ト) 離島であって長期の干害により海上輸送以外の方法で飲料水を確保することができない場合

(チ) 山崩れ、がけ崩れにより多数の住家に被害が生じ、かつ、多数の者が死傷した場合

(3) 災害が発生するおそれがある場合において、国が特定災害対策本部、非常災害対策本部又は緊急災害対策本部を設置し、告示された当該本部の所管区域に大分県が含まれ、県内市町村の区域内において当該災害により被害を受けるおそれがあるとき。

3 災害救助実施体制

(1) 県における体制

具体的な体制は、本計画の該当節に記載するが、おおむね次の体制で災害救助を実施する。

イ 災害対策本部及び地区災害対策本部

応急救助の実施について総括的な調整及び指導を行うとともに必要に応じて市の応急救助を支援し又は指導する。

ロ 関係部局

災害対策本部及び地区災害対策本部の指示の下、応急救助の実施について必要な情報収集、技術面等の指導、助言その他の協力を行うものとする。

ハ 福祉保健部福祉保健企画課

災害救助法に基づく事務処理を行う。

4 応急救助の実施基準

(1) 救助の程度及び期間

救助の種類	対 象	期 間	備 考
避難所の設置	災害により現に被害を受け、又は被害を受けるおそれのある者	災害発生の日から7日以内	1. 高齢者等の要配慮者等を収容する「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の実費を加算できる。 2. 費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金、職員等雇用費、消耗器材費、建物等の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費を含む。 3. 輸送費は別途計上
応急仮設住宅の供与	住宅が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であって自らの資力では住宅を得ることができない者	災害発生の日から20日以内に着工	1. 1戸当りの平均の面積、額が基準以内であればよい。 2. 同一敷地内等におおむね50戸以上設置した場合は、集会等に利用するための施設を設置できる。 3. 要配慮者等を数人以上収容する「福祉仮設住宅」を設置できる。 4. 供与期間 最高2年以内 5. 民間賃貸住宅の借り上げによる設置も対象とする。
炊き出しその他による食品の給与	避難所に避難している者又は住家に被害を受け、若しくは災害により現に炊事のできない者	災害発生の日から7日以内	食品給与のための総経費を延給食日数で除した金額が限度額以内であればよい。(1食は1/3日)
飲料水の供給	現に飲料水を得ることができない者(飲料及び炊事のための水であること。)	災害発生の日から7日以内	輸送費、人件費は別途計上
被服寝具その他生活必需品の給与又は貸与	住家の全壊、全焼、流失、半壊、半焼又は床上浸水、全島避難等により、生活上必要な被服、寝具、その他生活必需品を喪失、又は損傷等により使用することができず、直ちに日常生活を営むことが困難な者	災害発生の日から10日以内	1. 備蓄物資の価格は年度当初の評価額 2. 現物給付に限ること。
医 療	医療の途を失った者(応急的処置)	災害発生の日から14日以内	患者等の移送費は別途計上
助 産	災害発生の日以前又は以後7日以内に分べんした者であって災害のため助産の途を失った者(出産のみならず、死産及び流産を含み現に助産を要する状態にある者)	災害発生の日から7日以内	妊婦等の移送費は別途計上
被災者の救出	現に生命もしくは身体が危険な状態にある者又は生死不明の状態にある者を捜索し、又は救出するもの	災害発生の日から3日以内	1. 期間内に生死が明らかにならない場合は、以後「遺体の捜索」として 取り扱う。
福祉サービスの提供	現に被害を受け、避難生活において配慮を必要とする者	災害発生の日から7日以内	人件費は別途計上
住宅の応急修理 【準半壊以上(相当)】	住家が半壊(焼)又はこれに準ずる程度の損傷を受け、雨水の侵入等を放置すれば住家の被害が拡大するおそれがある者	災害発生の日から10日以内に完了	

救助の種類	対 象	期 間	備 考
住宅の応急修理 【大規模半壊 ・中規模半壊 ・半壊】	1. 住家が半壊（焼）し、自らの資力では応急修理をすることができない者 2. 大規模な補修を行分ければ居住することが困難な程度に住家が半壊したもの	災害発生の日から3ヶ月以内に完了 （国の災害対策本部が設置された災害においては6ヶ月以内に完了）	
学用品の給与	住家の全壊（焼）、流失、半壊（焼）又は床上浸水により学用品を喪失若しくは損傷等により学用品を使用することができず、就学上支障のある小学校児童、中学校生徒及び高等学校等生徒	災害発生の日から教科書：1カ月以内	学用品の給与
埋 葬	災害の際死亡した者を対象にして実際に埋葬を実施する者	災害発生の日から10日以内	災害発生の日以前に死亡した者であっても対象となる。
死体の搜索	行方不明の状態にあり、かつ、四囲の事情によりすでに死亡していると推定される者	災害発生の日から10日以内	輸送費、人件費は別途計上
障害物の除去	半壊（焼）又は床上浸水した住家であって、住居又はその周辺に運ばれた土石、竹林等で一時的に居住できない状態にあり、自力では当該障害物を除去できない者	災害発生の日から10日以内	
輸送費及び賃金職員等雇上費	1. 被災者及び避難者の避難に係る支援 2. 医療及び助産 3. 被災者の救出 4. 飲料水の供給 5. 死体の処理 6. 救済用物資	救助の実施が認められる期間以内	
実費弁済	災害救助法施行令第4条第1号から第4号までに規定するもの	救助の実施が認められる期間内	時間外勤務手当及び旅費は別に定める額

※この基準によっては救助の適切な実施が困難な場合には、県知事は、内閣総理大臣に協議し、その同意を得た上で、救助の程度・方法等及び期間を定めることができる。

（2）応急救助の委任

イ 知事は、必要な場合、救助の実施に関する事務の一部を市町村長に委任することができる。

ロ 情報提供

（イ）救助の実施に関する職権の一部を委任されている市町村においては、救助の実施にあたる責任者は、救助実施記録日計票の1部を、当該市町村災害対策本部応急救助部門を所掌する班長に提出するとともに1部は自己の控として保管しておくものとする。ただし、災害の態様、規模等によっては交通が途絶して集落が孤立し提出できない場合も予想されるので、このような場合には、取りあえず各救助種類毎に次の事項を電話等の方法により情報提供し、後日その間の救助実施記録日計票を整理のうえ一括提出しても差し支えない。

(救助の種類)	(情報提供事項)
避難所の設置	箇所数、避難人員
応急仮設住宅の設置	設置（希望）戸数
炊出しその他による食品の供与	箇所数、給食数、給食人員
飲料水の供給	対象人員
被服寝具その他生活必需品の給与	主なる品目別給与点数及び給与世帯数
医療及び助産	班数、医療機関数、患者数、分娩者数
被災者の救出	救出人員、行方不明者数
福祉サービスの提供	対象人員
災害にかかった住宅の応急修理	対象世帯数
学用品の給与	小、中学、高等学校等別対象者数及び給与点数
埋葬	埋葬数
死体の搜索	遺体の取扱い数

(ロ)各班長は各責任者から提出された、救助実施記録日計票又は報告事項をとりまとめ、その結果を市町村災害対策本部の企画調査を担当する班長（応急救助部門の総括者）へ報告する。ただし、災害発生直後にあっては、救助の実施の全貌が掌握できない場合もあるので、このような場合には判明している範囲内の救助の実施状況のみでも差し支えない。

(ハ)企画調査班長は、各班長からの報告を救助の種類別に整理して委任されている救助の実施状況を掌握するとともに、その日の分をとりまとめて取りあえず電話等により福祉保健部福祉保健企画課へ情報提供し、後日文書をもって情報提供するものとする。

ハ 委任を受けた応急救助費の繰替支払

市町村長は、委任を受けた応急救助費の繰替支払を行うものとする。

第6節 市町村への支援

市町村行政の中枢が被害を受けその機能が麻痺した場合などにおいて、県は本節に記載する体制で市町村を支援することとする。

なお、災害時に被災市町村が受援を要する業務やその必要人数及び県や応援可能市町村の応援可能人数について、平時から県と市町村の間で情報を共有し、災害時に備えることとする。

＜ ＞内は主に担当する班等

○管内市町村への初動期活動支援及び市町村における応急対策の状況把握

□応急対策に関する情報収集＜地区災害対策本部庶務班＞

□支援体制の強化の必要性についての判断＜地区災害対策本部地区本部会議＞

○市町村への支援体制強化の必要性について総合調整室情報収集班へ連絡＜地区災害対策本部庶務班＞

* 通信手段は第3節参照。

支援体制強化の必要があると判断された場合

○市町村への支援体制の強化

□被災地に持ち込んだ防災行政無線の相互利用体制の確立＜総務班＞

□現地災害対策本部の設置＜総務班＞

被災市町村からの応援要請＜総合調整室応急対策調整班、受援・市町村支援室市町村支援班＞

○被災市町村から応援要請があった場合

□被災市町村のニーズと応援可能市町村の調整・仲介

○被災市町村が応援要請できない場合

□自主的に被災市町村のニーズと応援可能市町村の調整・仲介

□職務代理者を指名し、被災市町村の職務を代行

1 市町村における応急対策に関する状況把握等

県内で事故等により大規模な災害が発生した場合、以下の活動を迅速かつ的確に行い市町村への支援体制を確立することにより、被災者への応急対策の実施を図る。

(1) 市町村における応急対策に関する情報収集

地区災害対策本部庶務班は、積極的に市町村に、職員を地区情報連絡員として派遣し、被害の規模、市町村の体制等を把握するとともに、被害情報の連絡体制を支援する。

(2) 支援の必要性についての判断

地区災害対策本部庶務班は、前(1)の情報に基づいて、市町村を支援する必要があるかどうかを判断する。

(3) 総合調整室情報収集班への報告

地区災害対策本部庶務班は、前(2)の判断結果を災害対策本部総務班に報告する。

(4) 県災害対策本部による本庁情報連絡員の派遣

(1)のほか、県災害対策本部は、必要と認める場合、市町村に本庁情報連絡員を派遣し、被害の規模、市町村の体制等を把握するとともに、災害時緊急支援隊の派遣の検討や、派遣に向けた調整を行うことができる。

2 市町村への支援体制の強化

1で支援が必要と判断された場合、総合調整室を調整拠点とし、おおむね以下の支援を行う。

(1) 地区災害対策本部による支援

地区災害対策本部は、必要に応じて市町村の行う応急対策に協力を行うこととする。(2)災害時緊急支援隊の派遣

市町村災害対策本部機能が著しく低下し、県災害対策本部への被害情報の報告等に困難、遅延が想定される場合等において、県災害対策本部総務班は当該市町村に災害時緊急支援隊を派遣し、適切な応急対策に必要な情報を迅速に収集するとともに、当該市町村災害対策本部の支援を行うこととする。

(3) 現地災害対策本部の設置等

特に、局所的で甚大な被害が発生した地域があるときは、総務班は当該災害地に現地災害対策本部を設置又は市町村が設置した現地災害対策本部に県職員（課長級）を派遣して、市町村が実施する応急対策に必要な支援を行うこととする。

(4) 被災地への防災行政無線の持ち込み

被災市町村における防災行政無線等が使用不能となった場合には、通信・輸送部が防災行政無線を現地に持ち込み、被災市町村の通信連絡機能を補完することとする。

3 被災市町村からの応援要請

被災市町村から応援要請があった場合又は被災市町村が応援要請できない場合については、平成10年に締結した「大分県及び市町村相互間の災害時応援協定書」に基づき支援を行う。

(1) 被災市町村から応援要請があった場合

被災市町村の長が個別に他の市町村の長に対する応援要請をするいとまがなく、一括して知事に対して応援要請の依頼があった場合は、総合調整室が窓口となり、上記2に定める地区災害対策本部職員、災害時緊急支援隊又は現地災害対策本部職員からの情報に基づき、被災市町村のニーズと応援可能市町村の調整・仲介を実施するものとする。

(2) 被災市町村が応援要請できない場合

被災市町村の長が応援要請を行うことができない状況にあると判断されるときは、総合調整室が窓口となり、上記2に定める地区災害対策本部職員、災害時緊急支援隊又は現地災害対策本部職員からの情報に基づき、自主的に被災市町村のニーズと応援可能市町村の調整・仲介を実施するものとする。

また、被災市町村の長などが所在不明の場合、知事が地方自治法第252条の17の8の規定に基づき、臨時代理者を指名し、上記2に定める地区災害対策本部職員又は現地災害対策本部職員からの情報に基づき、職員を派遣して臨時代理者を支えながら被災市町村の事務を代行する。

4 県による代行措置

県は、被災により市町村がその全部又は大部分の事務を行うことが不可能になった場合に、災害対策基本法第73条の規定に基づき、応急措置を実施するため市町村に与えられた権限のうち、①警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立ち入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずる権限、②他人の土地等を一時使用し、又は土石等を使用し、若しくは収容する権限及び現場の災害を受けた工作物等で応急措置の実施の支障となるものの除去等をする権限並びに③現場にある者を応急措置の業務に従事させる権限により実施すべき応急措置の全部または一部を、当該市町村に代わって行うものとする。

5 広域的な応援による市町村への支援

県単独による市町村支援では応急対策等の実施が困難と認められる場合は、県は「九州・山口9県災害時応援協定」や国（総務省）の応急対策職員派遣制度に基づく広域的な応援を要請するものとする。なお、九州・山口9県被災地支援対策本部や国（総務省）等による被災市町村への人的支援（職員派遣）が、カウンターパート方式により実施されることが決定した場合は、被災市町村における被害の程度や状況はもとより、どのような種類の応援がどの程度必要なのか等、支援に係る具体的な情報については、被災市町村、本県、応援担当県の三者間で共有し、迅速な支援開始を図ることとする。

また、派遣が必要な職種・人数等の決定に当たっては、被災市町村、本県、応援担当県の三者

事故等災害対策編 第3部 共通する災害応急対策
第2章 活動体制の確立
第6節 市町村への支援

による協議を経ることを原則とするが、緊急を要する場合等については、被災市町村と応援担当
県による二者協議により決定することができるものとする。

第7節 広域的な応援要請

災害に際し、県単独では応急対策等の実施が困難と認められる場合は、あらかじめ締結した応援協定や国（総務省）の被災市区町村応援職員確保システム等に基づき、この節の定めるところにより迅速・的確な応援要請の手続きを行う。

なお、災害時に被災市町村が受援を要する業務やその必要人数及び県や応援可能市町村の応援可能人数について、平時から県と市町村の間で情報を共有し、災害時に備えることとする。

＜ ＞内は主に担当する班等

○広域応援要請の必要性を判断するための情報の収集・分析

- ☐ 総合調整室情報収集班が把握した情報（第4節）の入手
- ☐ 総合情報室情報収集班が収集した市町村の対応状況に関する情報（第6節）の入手
- ☐ 災害対策本部各部及び被災市町村の応急対応能力の把握
- ☐ 広域応援要請の必要性の検討

広域応援が必要と判断される場合

○応援の受け入れ体制の確保＜受援・市町村支援室、災害対策本部各部＞

- ☐ 第4節で得た情報を基に受け入れに当たっての交通ルートを検討
- ☐ 応援隊の集結場所、活動拠点、宿泊・給食等について検討

○応援要請＜受援・市町村支援室、人事課、防災局消防保安室＞

- ☐ 事前に協定等を締結している九州地方知事会（九州・山口9県被災地支援対策本部）や国（総務省）等に対し応援を要請
- ☐ 国に対し災害対策基本法第29条、30条に基づく応援（職員派遣及び派遣あっせん）を要請
- ☐ 他の防災関係機関に対し応援（緊急消防援助隊等）を要請

※震度6弱以上の地震発生時

○リエゾンの受入れ（受援・市町村支援室）

九州地方知事会（九州・山口9県被災地支援対策本部）等から派遣されるリエゾン（災害対策現地情報連絡員）の受入れ体制を確保

1 県における広域応援要請の実施

(1) 組織体制

- イ 受援・市町村支援室は、県単独では十分な応急対策ができない場合、「九州・山口9県災害時応援協定」や国（総務省）応急対策職員派遣制度に基づく広域的な応援を要請する。
- ロ 大分県が応援要請を行う以前に、他の都道府県等から応援の申し出を受けた場合、受援・市町村支援室が窓口となり、担当部へ応援内容を伝達するとともに、担当部において受入れの可否を検討する。
- ハ 国において、被災現地の状況を把握し、応急対策の迅速かつ的確な実施に資するため政府調査団の派遣や上記制度に基づく被災市区町村応援職員確保現地調整会議の設置等がなされた場合は、総務班が窓口となつて必要な調整を行うものとする。

(2) 災害情報・被害情報の収集・分析

- イ 受援・市町村支援室は、総合調整室情報収集班が把握した以下の情報を入手する。
 - (イ) 災害情報・被害情報(第4節)
 - (ロ) 市町村の応急対策状況に関する情報(第6節)
- ロ 受援・市町村支援室は、上記イの情報を分析し、災害対策本部各部との協議を踏まえ、下記(3)から(4)の広域応援要請の必要性和応援の要請先について検討する。

(3) 他の都道府県等への応援要請

- イ 「九州・山口9県災害時応援協定」と応急対策職員派遣制度に基づく応援要請県単独では十分に応急対応や災害復旧・復興に関する対策が実施できないと認める場合には、上記の協定に基づき九州・山口各県（要請先：九州・山口9県被災地支援対策本部）と国（総務省）に対し応援を要請する。

(イ) 応援の要請

受援・市町村支援室広域受援班は、上記の協定等に基づき、災害の状況、応援を要請する地域及び必要とする応援の内容を明らかにして、九州・山口9県被災地支援対策本部と国（総務省）に応援の要請を行う。

この際、人的災害の数や避難所の数など被害状況に係る客観的な数値のほか、被災県庁及び被災市町村における行政機能確保状況（マンパワーの不足状況）等に係る情報も極力提供し、九州・山口9県被災地支援対策本部や応急対策職員派遣制度によるカウンターパート決定が迅速かつ効果的になされるよう配慮する。

(ロ) 応援要請の種類

応援要請の種類は、次のとおりである。

- ①職員の派遣
- ②食料、飲料水及び生活必需品の提供
- ③避難施設及び住宅の提供
- ④緊急輸送路及び輸送手段の確保

⑤医療支援

⑥物資集積拠点の確保

⑦災害廃棄物の処理支援

⑧その他応援のため必要な事項

また、この協定等に基づく応援によっても、十分な災害応急対策等が期待できないと判断される場合は、「関西広域連合と九州地方知事会との災害時の相互応援に関する協定」に基づき応援要請することになり、その場合、九州・山口9県被災地支援対策本部から関西広域連合に応援要請する。

ロ 「全国都道府県における災害時の広域応援に関する協定」に基づく応援要請

上記イの応援によっても、十分な災害応急対策等が実施できないと判断される場合は、他都道府県に対し、全国知事会を通じて、広域応援を要請する。

(イ) 応援の要請

受援・市町村支援室広域受援班は、上記の協定に基づき、全国知事会の九州地方知事会ブロックの幹事である、九州・山口9県被災地支援対策本部に対し、次の事項を明らかにして応援を要請する。

①資機材及び物資等の品目並びにそれらの数量

②施設、提供業務の種類又はあっせんの内容

③職種及び人数

④応援区域又は場所及びそれに至る経路

⑤応援期間（見込みを含む）

⑥前各号に定めるものの他必要な事項

(ロ) 応援要請の種類

①被災地における住民の避難、被災者等の救援・救護

②災害応急・復旧対策に係る人的・物的支援

③施設若しくは業務の提供又はそれらの斡旋

ハ 「九州地方における大規模な災害時の応援に関する協定書」に基づく応援要請

機動性に優れた排水ポンプ車、照明車、衛星通信車、応急組み立て橋等の災害対策用車両等を保有する九州地方整備局に応援要請を行う。

(4) 職員の派遣及び派遣あっせんの要請

国又は都道府県の職員の派遣要請と派遣あっせんの要請は、下記によるものとし、総務部人事課が行う。

イ 県内における災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため、必要があると認めるときは、指定行政機関の長（指定地方行政機関の長を含む）に対し、災害対策基本法第29条の規定に基づき、次の事項を明らかにして職員の派遣を要請する。

(イ) 派遣を要請する理由

- (ロ) 派遣を要請する職員の職種別人員数
- (ハ) 派遣を必要とする期間
- (ニ) 派遣される職員の給与その他の勤務条件
- (ホ) その他職員の派遣について必要な事項

ロ さらに、必要があると認めるときは、災害対策基本法第30条の規定に基づき、内閣総理大臣に対し次の事項を明らかにして指定行政機関（指定地方行政機関の長を含む）の職員の派遣についてあつせんを求める。

- (イ) 派遣のあつせんを求める理由
- (ロ) 派遣のあつせんを求める職員の職種別人員数
- (ハ) 派遣を必要とする期間
- (ニ) 派遣される職員の給与その他の勤務条件
- (ホ) その他職員の派遣のあつせんについて必要な事項

ハ 他の都道府県に対する職員の派遣要請は、上記1の（3）に基づき実施するほか、地方自治法第252条の17及び災害対策基本法第30条の規定に基づき、職員の派遣要請及び派遣あつせんの要請を行う。

（5）緊急消防援助隊

消防保安室は、県内の消防力で対応が困難であると認める場合には、消防組織法第44条の規定に基づき、消防庁長官に対して緊急消防援助隊の出動、広域航空消防応援を要請する。

2 応援の受け入れ

（1）受け入れ体制の確保

イ 応援要請を行うに当たり、受援・市町村支援室広域受援班は、総合調整室、災害対策本部各部等と協議の上、以下の点について検討、整理し、県総務部へ通知する。

- (イ) 道路や交通機関の被災状況、運行状況
- (ロ) 応援隊の集結場所、活動拠点

ロ 総合調整室情報収集班は、関係市町村、地区本部、防災関係機関へ応援要請を行ったことを連絡する。

（2）経費の負担

応援に要した経費は、原則として応援を受けた県の負担とする。

（3）リエゾン（災害対策現地情報連絡員）の受入れ

震度6弱以上の地震発生時は、九州地方知事会（九州・山口9県被災地支援対策本部）等からリエゾン（災害対策現地情報連絡員）が派遣されるため、別に定める「大規模災害時受援・応援マニュアル（総務部）」により、受入体制を確保する。

各団体のリエゾン発動基準

- 震度6弱以上・・・九州地方知事会、全国知事会
- 震度6強以上・・・関西広域

第8節 防災ヘリコプターの運用体制の確立

災害が発生した場合、県は「大分県防災ヘリコプター運航管理要綱」に基づき、自らの判断で又は市町村等からの要請に基づき、大分県防災ヘリコプター「とよかぜ」を下記により運航し、被災者の捜索・救助活動等を行う。

1 活動内容

- (1) 災害応急対策活動………災害状況の把握や住民への避難誘導・警報等への伝達及び被災地への緊急物資等の搬送
- (2) 災害予防対策活動………住民への災害予防の広報、災害危険箇所の調査等
- (3) 救急活動………山村、離島などからの救急患者の搬送、高度医療機関への傷病者の緊急転院搬送
- (4) 救助活動………海、河川等の水難事故及び山岳事故等における捜索・救助
- (5) 火災防御活動………林野火災等における空中からの消火活動、情報収集
- (6) ヘリTV活動………災害発生時、ヘリコプターTV装置を装着して災害現場の情報を映像と音声により送信
※防災ヘリコプター「とよかぜ」は機種の能力・特性により、ヘリTV活動中の救助活動はできないなど、通常は単一活動を原則としており、異なる活動を行う場合には装備替えを必要とする。

2 運航管理体制

- (1) 防災ヘリコプター運航管理の総括は生活環境部防災局長（総括管理者）が行う。
- (2) 防災ヘリコプター運航管理に関する事務は、消防保安室長（運航管理責任者）が掌理する。
- (3) 航空隊において、防災ヘリコプターの運航管理及び航空隊の安全確保等に関する事務は、防災航空管理監（運航責任者）が処理する。
- (4) 防災航空隊長（運航指揮者）は防災ヘリコプターに搭乗中、隊員を指揮監督し、防災業務に万全を期すものとする。
- (5) 防災航空管理アドバイザー（運航安全管理者）は、運航の安全を確保する観点から、運航責任者等に対し、防災ヘリの運航、航空消防活動の実施、航空消防活動従事者の健康管理その他必要と認める事項に関する助言を行う。

3 基地及び場外離着陸場

- (1) 基地は大分県央飛行場（豊後大野市大野町）とする。
- (2) 各市町村は管内に最低1か所以上の場外離着陸場を確保し、災害時や緊急時の防災ヘリコプターの有効活用に供するものとする。

4 運航日数及び時間

- (1) 365 日体制とする。ただし、運航不能時は応援協定により対応する。
- (2) 運航時間は気象条件及び点検整備等により運航できない場合を除き、8 時 30 分～17 時 15 分までとする。ただし、必要がある場合は「日の出から日没まで」とする。

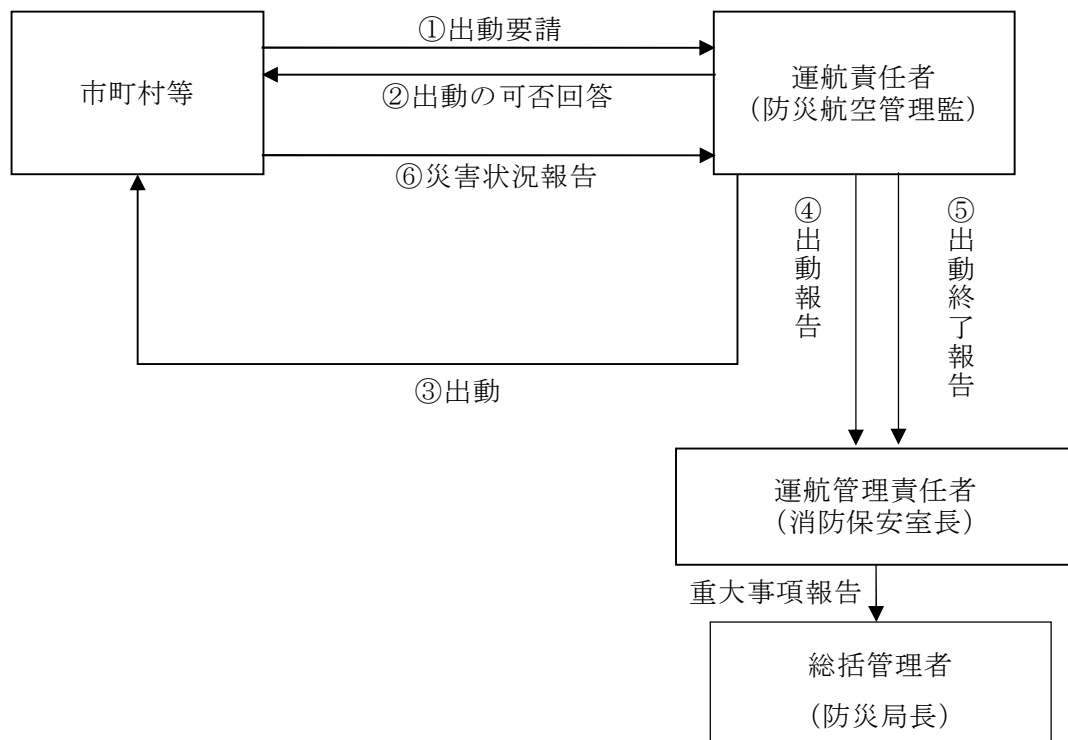
5 緊急運航の要件

防災ヘリコプター緊急運航の要請は、原則として次の(1)～(3)の条件をすべて満たし、かつ「大分県防災ヘリコプター緊急運航基準」に該当する場合にできるものとする。

- (1) 公共性 地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を保護する目的であること。
- (2) 緊急性 差し迫った必要性があること。
- (3) 非代替性 防災ヘリコプター以外に適切な手段がないこと。

6 緊急運航要請に係る手続

- (1) 防災ヘリコプターの緊急運航に係る要請先及び手順は次のとおりである。



- (2) 緊急運航の要請は、災害等が発生した市町村、消防一部事務組合の長が防災航空管理者に対し行うものとする。

7 要請連絡先及び連絡方法

防 災 航 空 隊：豊後大野市大野町田代 2592-2

電話 0974-34-2192

FAX 0974-34-2195

緊急運航要請専用電話 0974-34-3136

8 連携体制の整備

- (1) 熊本・大分・宮崎・鹿児島・長崎・佐賀・福岡の7県による防災消防ヘリコプター相互応援協定及び大分県・愛媛県消防防災ヘリコプター相互応援協定に基づき、相互に補完し合う体制を確保している。
- (2) 各種訓練等を通じて、ドクターヘリ、県警ヘリコプター及び自衛隊ヘリコプターとの連携体制を強化する。

9 大規模災害時のヘリコプターの運用調整

大規模災害が発生し、多数のヘリコプターが災害対策活動に従事する場合において、大分県災害対策本部（以下、この節で「本部」という。）にヘリコプター運用調整所を設置し、ヘリコプターの効率的な運用及び安全運航の確保のための調整を行う。この場合、別に定めるヘリコプター運用調整所活動要領に基づき、関係機関が連携し、対応するものとする。

また、当該地域を飛行するヘリコプターの安全な運航を確保するため、特定の地域で局地航空交通情報を提供する必要が生じた場合は、局地情報提供所の開設を検討するほか、必要に応じて、国土交通省に対し、無人航空機（ドローン等）の飛行を禁じる緊急用務空域の指定を依頼するものとする。

局地情報提供所を開設したときは、速やかに関係機関等に連絡するとともに、関係協力団体に対しても情報提供し、当該エリアの安全運航に関する協力を求めるものとする。緊急用務空域が指定されたときは、指定公共機関、報道機関等からの無人航空機の飛行許可申請に係る調整を行うものとする。

その他、安全運航の確保に関する具体的な対応は、「大分県ヘリコプター安全運航確保計画」によるものとする。

なお、関係機関の進出拠点（集結場所）となるヘリベースの設置や燃料補給体制、情報連絡体制などのヘリコプターの効率的な運用に関する具体的な活動要領は、別に定める「大分県大規模災害時ヘリコプター災害対策活動計画」による。

(1) ヘリコプター運用調整所の活動

- ア 本部及び活動機関との活動連絡調整
- イ ヘリ集結場所における受援調整
- ウ 航空燃料の給油に関する調整

エ 他県との広域的な連携に関する調整

オ ヘリコプターの安全運航に関する調整

(2) ヘリコプターの安全運航に関する調整事項

ア 安全運航のための航空情報

イ 構成機関の飛行計画及び災害対策活動

ウ 使用航空波

エ 使用場外離着陸場

(3) 局地情報提供所における航空交通情報の提供内容

ア 気象情報

イ 他機に関する交通情報

ウ 離着陸に関する助言

第9節 自衛隊の災害派遣体制の確立

災害に際して人命又は財産の保護のため、特に必要があると認められるときは、この節の定めるところにより自衛隊法(昭和29年法律第165号)第83条の規定に基づき、自衛隊の災害派遣を要請するものとする。

＜ ＞内は主に担当する班等

○自衛隊の災害派遣のための組織体制確立＜総務班＞

□自衛隊連絡幹部等の総合情報室への受け入れ

○災害派遣要請に必要な情報の収集・分析

□第4節で収集した情報の分析＜総合調整室応急対策調整班＞

□市町村等からの派遣申請の受理＜総合調整室情報収集班、地区災害対策本部庶務班＞

□派遣要請事項の検討（自衛隊連絡幹部等との事前協議）

＜総合調整室統合スタッフ会議＞

自衛隊の災害派遣が必要と判断された場合

○派遣要請

＜知事（不在等の場合、順位は副知事、生活環境部防災局長、生活環境部防災危機管理監）＞

□自衛隊指定部隊の長等へ連絡

＜知事（不在等の場合、順位は副知事、生活環境部防災局長、生活環境部防災危機管理監、生活環境部防災局防災対策企画課長）＞

□第4節で得た被害情報、交通情報等を連絡＜総合調整室情報収集班＞

□活動拠点、宿泊・給食の可能性について連絡＜総務班＞

○災害派遣調整のための体制確立

＜総務班及び各部と自衛隊連絡幹部等が協議を行う。＞

* 派遣要請事項に関連する部局の職員を派遣する。

* 派遣要請事項の追加・変更等の場合は、総務班及び各部と自衛隊連絡幹部等が協議を行う。

1 自衛隊の災害派遣

知事等(知事、第七管区海上保安本部長、大阪航空局大分空港事務所長)は災害が発生し又は災害が発生するおそれがあり人命及び財産を保護するため必要があると認めるときは、防衛大臣(自衛隊指定部隊の長)に対し災害派遣を要請できる。

自衛隊指定部隊の長は、災害派遣の要請を受け、事情やむを得ないと認める場合に部隊等を派遣できる。なお、災害の発生が突発的で、その救援が特に急を要し、知事等の要請を待ついとまがない場合、自衛隊指定部隊の長は要請を待つことなくその判断に基づいて部隊等の派遣を行う。その場合の判断基準は、次のとおりとする。

○自衛隊の自主派遣の判断基準

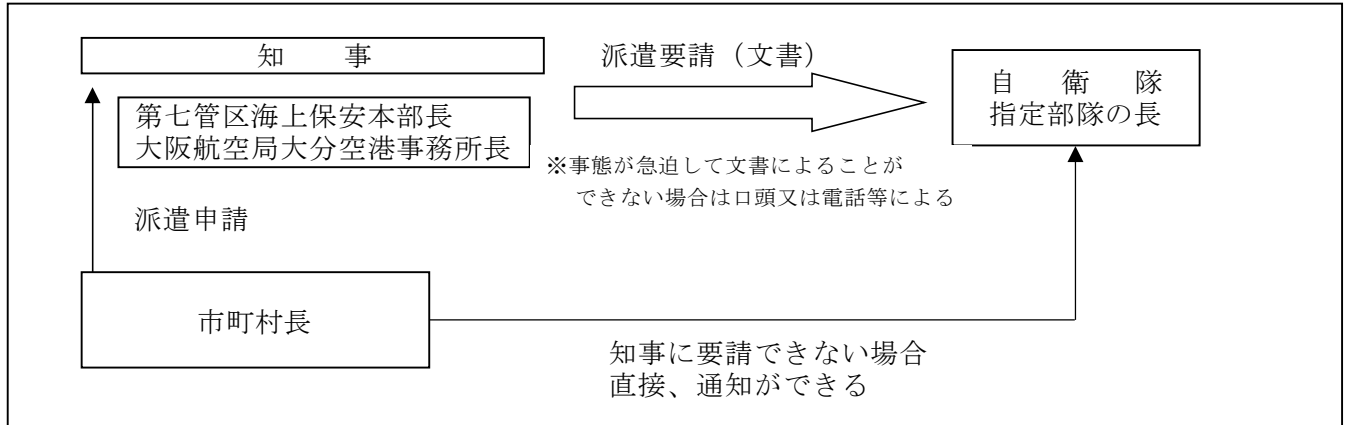
- (1) 災害に際し、関係機関に対して当該災害に係る情報を提供するため、自衛隊が情報収集を行う必要があると認められること。
- (2) 災害に際し、知事等が自衛隊の災害派遣に係る要請を行うことができないと認められる場合に、直ちに救援の措置をとる必要があると認められること。
たとえば、通信の途絶等により、部隊等が知事等と連絡が不能である場合に、
イ 市町村長又は警察署長その他これに準ずる官公署の長から災害に関する通報(災害対策基本法第68条の2第2項の規定による市町村長からの通知を含む。)を受け、直ちに救援の措置をとる必要があると認められる場合。
ロ 部隊等による収集、あるいはその他の方法により入手した情報から、直ちに救援の措置をとる必要があると認められる場合。
- (3) 海難事故、航空機の異常を探知する等、自衛隊が実施すべき救援活動が明確な場合に、当該救援活動が人命救助に関するものであること。
- (4) その他災害に際し、(1)～(3)に準じ、特に緊急を要し、知事等からの要請を待ついとまがないと認められること。

* (1)～(4)の場合においても、自衛隊指定部隊等の長は、できる限り早急に知事等に連絡し、密接な連絡調整のもとに適切かつ効率的な救援活動を実施するよう努める。また、自主派遣の後に、知事等から要請があった場合には、その時点から当該要請に基づく救援活動を実施する。

2 自衛隊の災害派遣要請系統及び派遣要請先等

本県に係る自衛隊の災害派遣要請系統及び派遣要請先、要請連絡先等は、次のとおりである。

(1) 自衛隊の災害派遣系統図



(2) 要請先等

要 請 先 等		連 絡 方 法 等	指定部隊等 の長	備 考
陸 上 自 衛 隊	第2特科団 (湯布院駐屯地)	由布市湯布院町川上941 TEL 0977-84-2111 FAX 0977-84-2111	団長	大分県の南部(佐伯、竹田、 豊後大野、由布の各市)を管轄
	第41普通科連隊 第3科 (別府駐屯地)	別府市大字鶴見4548-143 TEL 0977-22-4311 FAX 0977-23-3433	連隊長	大分県の北部、東部(大分、 別府、宇佐、中津、豊後高田、 杵築、臼杵、津久見、国東の 各市及び姫島村)を管轄
	西部方面戦車隊 (玖珠駐屯地)	玖珠郡玖珠町帆足2494 TEL 0973-72-1116 FAX 0973-72-1116	隊長	大分県の西部(日田市及び玖 珠郡)を管轄
	第4師団 第3部防衛班 (福岡駐屯地)	福岡県春日市大和町5-12 TEL 092-591-1020	師団長	九州北部4県(大分県含む) 全域
	呉地方総監部 防衛部第3幕僚室	広島県呉市幸町8-1 TEL 0823-22-5511 22-5680(直通) 22-5692(直通)	総監	大分県沿岸部全域を管轄

事故等災害対策編 第3部 共通する災害応急対策
第2章 活動体制の確立
第9節 自衛隊の災害派遣体制の確立

航空自衛隊	西部航空方面隊司令部 防衛部運用課	福岡県春日市原町3-1-1 TEL 092-581-4031 FAX 092-581-4031	司令官	大分県全域を管轄
地本	自衛隊 大分地方協力本部 総務課	大分市新川町2-1-36 TEL 097-536-6271	本部長	緊急の場合等における連絡先

(3) 要請連絡先及び連絡方法

- イ 生活環境部防災局防災対策企画課：大分市大手町3-1-1
電話 097-506-3067 FAX 097-533-0930
防災電話 50-264,204 FAX 50-387
- ロ 第七管区海上保安本部：福岡県北九州市門司区西海岸1-3-10
電話 093-321-2931
- ハ 大阪航空局大分空港事務所：国東市武蔵町糸原字大海田
電話 0978-67-3771 FAX 0978-67-3780

3 自衛隊の災害派遣に係る県の措置

(1) 組織体制の確立

- イ 自衛隊の災害派遣に係る県の窓口は、総務班とする。
- ロ 災害対策本部を設置した場合、総務班は、自衛隊連絡幹部等を総合調整室に受け入れる。
- ハ 本部長（知事）は、本部会議に自衛隊連絡幹部等の出席を求めることができる。

(2) 自衛隊の災害派遣要請に必要な情報の収集・分析及び派遣事前調整

- イ 総合調整室統括スタッフ会議は、第4節で収集した災害情報・被害情報、第6節で把握した市町村の対応状況を基に、自衛隊の災害派遣要請の必要性について検討する。
- ロ 総合調整室情報収集班及び地区災害対策本部庶務班は、市町村長、警察署長その他の防災関係機関の長（以下「市町村長等」という。）から自衛隊の災害派遣の申請を受理する。
- ハ 総合調整室統括スタッフ会議は、前イ及びロを基に、派遣要請事項について検討する。
この際、県の総合窓口である自衛隊2特科団（湯布院駐屯地）に情報を提供又は通報し、要請先等を協議した後、隊区担当部隊と災害派遣に関する事前協議を行うものとする。（自衛隊連絡幹部等が県総合調整室に派遣されている場合、自衛隊連絡幹部等との間で事前協議を行う。）
- ニ 総合調整室長は、自衛隊連絡幹部等との派遣事前調整（協議）結果を踏まえ、知事に対し

自衛隊の派遣要請を上申する。（又は意見具申する。）

（３）派遣要請

イ 知事が、（２）を踏まえ自衛隊へ災害派遣要請を行う場合の要請先は、小規模及び中規模災害の場合においては隊区担任部隊長、大規模災害の場合においては第２特科団長又は上級部隊長とする。なお、知事が不在等の場合は、副知事、生活環境部防災局長、生活環境部防災危機管理監、生活環境部防災局防災対策企画課長の順位で知事の職務を代行するものとする。

ロ イの要請は、要請先に対して次の事項を明らかにした上で行うこととする。

（イ）災害の状況及び派遣を要請する事由

（ロ）派遣を希望する期間

（ハ）派遣を希望する区域及び活動内容

（ニ）その他参考となるべき事項

ハ 総合調整室内の自衛隊連絡幹部等に対して、総合調整室情報収集班は第４節で得た最新の被災情報、交通情報を、また総務班は、活動拠点となり得る場所、宿泊・給食の可能性等の情報を提供するとともに、総合調整室情報収集班は、派遣要請事項を所管する災害対策本部各部及び関係市町村に対して、自衛隊へ派遣要請を行った旨の連絡を行う。

（４）災害派遣調整のための体制確立

イ 総務班及び派遣要請事項を所管する災害対策本部各部は、自衛隊及び関係市町村等との連絡調整を図るため、必要に応じて連絡職員を指名し自衛隊の派遣地に派遣する。

ロ 派遣要請事項の追加・変更等の場合は、総務班及び災害対策本部各部が自衛隊連絡幹部等と協議する。

４ 市町村等の自衛隊の災害派遣のための措置

（１）災害派遣の要請

イ 市町村長は、災害が発生し又はまさに発生しようとしている場合において、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、知事に対し、自衛隊の災害派遣を要請するよう求めることができる。この場合において、市町村長は、その旨及び当該市町村の地域に係る災害の状況を防衛大臣又は最寄りの駐屯地司令の職にある部隊等の長へ通知することができる。

ロ 市町村長は、知事に対して災害派遣の要請を求めることができない場合は、その旨及び当該市町村の地域に係る災害の状況を防衛大臣又は最寄りの駐屯地司令の職にある部隊等の長に通知することができる。

ハ 市町村長は、イ・ロの通知をしたときは、速やかに、その旨を知事に通知しなければならない。

（２）派遣要請の方法

市町村長等が知事に対し災害派遣の申請をしようとするときは、次の派遣要請事項を明示した派遣申請書を知事あてに提出しなければならない。

ただし、緊急を要する場合の申請は電話等を使用して行い、その後速やかに文書を提出する。

イ 災害の状況及び派遣を要請する理由

ロ 派遣を希望する期間

ハ 派遣を希望する区域及び活動内容

ニ その他参考となるべき事項(宿泊施設の有無、道路橋梁の決壊に伴う迂回路の有無、救援のため必要とする資機材の有無、駐車適地、ヘリポート適地の有無等)

(3) 市町村における派遣部隊の受入体制

市町村は、次の事項について処置し、派遣部隊に協力するものとする。

イ 資機材の提供

派遣部隊の救援作業に必要とする資機材を速やかに調達し提供するものとする。

ロ 連絡調整員の指定

市町村側は、自衛隊の災害派遣の間、連絡調整のため適任の担当職員を連絡調整員として指定し、県から連絡調整員が派遣された場合は当該職員とも連携しながら迅速・的確な自衛隊の災害派遣業務を実施するものとする。

ハ 宿舎のあっせん

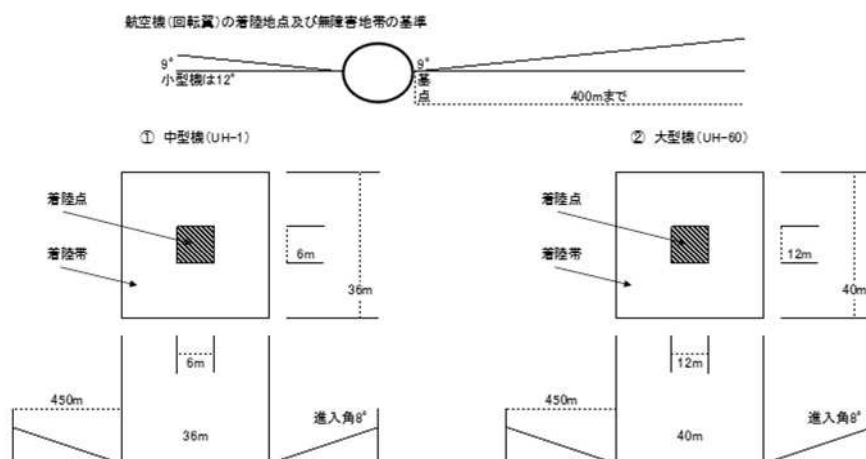
派遣部隊の宿舎等のあっせんを行うものとする。

この場合、学校、公民館等を宿舎施設にあてるときは、あらかじめその管理者等の承諾を得ておくものとする。

ニ 臨時ヘリポートの設定

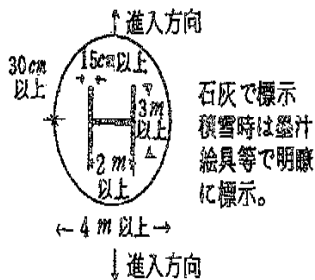
(臨時ヘリポートの基準)

(イ) 下記基準を満たす地積(ヘリポート)を確保する。この際、土地の所有者又は管理者との調整を確実に実施する。

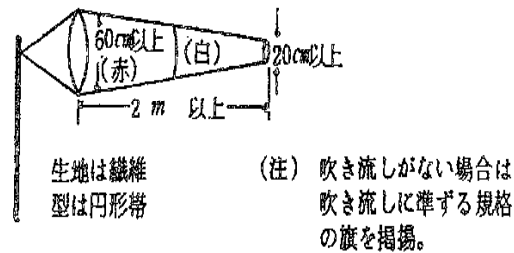


(ロ) 着陸地点には、下記基準のH記号を風と平行方向に向けて標示するとともに、ヘリポートの近くに上空から風向、風速が判定できる吹き流しを掲揚する。

(ア) ⑤ 記号の基準



(イ) 吹き流しの基準



(ハ) 危険予防の措置

① 離着陸地帯への立入禁止

離着陸地点及びその近傍において運航上の障害となるおそれのある範囲には立ち入らせない。

② 防塵措置

表土が砂塵の発生しやすいところでは、航空機の進入方向に留意して散水等の措置を講ずるものとする。

ホ 艦艇等が使用できる岸壁の準備

自衛隊の艦艇等が接岸可能な岸壁等を可能な限り確保する。

ヘ 情報等の提供

派遣部隊に対し、災害の状況や救援作業の内容、地元機関による応急措置の実施状況など、速やかに情報の提供を行うものとする。

ト その他

その他必要な事項は、市町村地域防災計画に定めるものとする。

5 自衛隊の活動内容等

(1) 一般の任務

自衛隊の災害派遣部隊は、緊急性、公共性、非代替性を重視して、関係機関と緊密な連携の下に救助活動等を実施する。

(2) 災害派遣時に実施する救援活動等

災害派遣時に実施する救援活動の具体的内容は、災害の状況、他の救援機関等の活動状況等のほか、知事等の要請内容、現地における部隊等の人員、装備等によって異なるが、通常次のとおりとする。

イ 被害状況の把握

ロ 避難の援助

ハ 遭難者等の搜索援助

ニ 水防活動

- ホ 消防活動の支援
- ヘ 道路又は水路の啓開
- ト 応急医療、救護及び防疫
- チ 人員及び物資の緊急輸送
- リ 炊飯、給水及び入浴支援
- ヌ 援助物資の無償貸付又は譲与
- ル 危険物の保安及び除去
- ヲ その他

(3) 災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官の権限

災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、災害が発生し又はまさに発生しようとしている場合において、市町村長等、警察官及び海上保安官がその場にいない場合に限り、次の措置をとることができる。この場合、当該措置をとったときは、直ちに、その旨を市町村長に通知する。なお、当該措置に伴う補償等については、法令に定めるところによる。

- イ 警戒区域の設定並びにそれに基づく立入り制限・禁止及び退去命令
- ロ 他人の土地等の一時使用等
- ハ 現場の被災工作物等の除去等
- ニ 住民等を応急措置の業務に従事させること
- ホ 通行禁止区域等における緊急通行車両の円滑な通行確保のための措置

(4) 陸上自衛隊の災害派遣主要器材等

作業区分	器 材 名		主 要 作 業 内 容
交 通 等	ドーザ	小 型	1. 土砂の切取り、盛土
		中 型	2. 側溝掘削
		大 型	3. 土砂運搬
	バスケットローダ		4. 地ならし
	クレーダ		1. 土砂運搬、車両等への積込み
	トラッククレーン (20トン)		2. 軽易な地ならし、土砂の切り取り
	ダブ	2・1/2トン 3・1/2トン	1. 整地 2. 道路舗装 3. 側溝掘削 4. 除雪
		4 トン	
	油圧シャベル		土砂運搬
	橋(人員用)		側溝掘削
	橋(車両用)	鋼製道板橋(MZ)	人員の通過
		浮のう橋(M4AZ)	車両の通過
		自走架柱橋	〃
		自走浮橋	〃
給水給食	ボート		人員、物量の水上輸送
	浄水セット		浄水(1セットの展開に約10m ² の地積が必要)
	野外炊事1号		給食
消 毒 ・ 衛 生	除染車		
	化学加熱器		
	噴霧器	背負式	
		車載式	
		動力I型	
	入浴セット		入浴
	洗濯セット		洗濯

6 陸上自衛隊航空機と地上との交信方法

陸上自衛隊西部方面隊航空機と地上との交信方法は、次によるものとする。

地上からの航空機に対する信号の種類

旗の識別	事 態	事 態 の 内 容	希 望 事 項
赤 旗	緊急事態発生	人命に関する非常事態（急患又は緊急に手当を要する負傷者）が発生している。	緊急着陸又は隊員の降下を乞う。
黄 旗	緊急事態発生	食料又は飲用水の欠乏等異常が発生している。	役場又は警察官に連絡を乞う。 できれば通信筒をつり上げてもらいたい。
青 旗	異常なし	別段の異常は発生していない。	特に連絡する事項はない。

7 災害派遣の撤収要請

- （１）派遣の目的を完了し又はその必要がなくなった場合は、知事等は自衛隊に対し撤収の要請をするものとする。
- （２）撤収の要請は、電話等により報告した後、速やかに文書をもって行うものとする。

8 経費負担区分

派遣部隊が活動した経費のうち次の事項については、通常、派遣を受けた側の負担とする。

細部については、その都度災害派遣命令者と知事が協議して定めるものとする。

- （１）派遣部隊の連絡班等のための宿泊施設の借上料、電話の設置費及び通話料金
- （２）派遣部隊の宿舎に必要な土地、建物等の借上料
- （３）派遣部隊の宿営及び救援活動に伴う光熱、水道、汲取料、電話及び入浴料等
- （４）派遣部隊の救援活動に提供する資材、器材等の購入、借上又は修理費
- （５）派遣部隊の活動に伴う故意によらない損害の補償
- （６）その他協議により決定したもの

第10節 他機関に対する応援要請

1 災害応急対策の実施に必要な協力を求めるため、県が他の都道府県、防災関係機関等と締結している主な応援協定・覚書等は以下のとおりである。

県は、必要があると認めるときは、これらの協定等に基づいて応援を要請するものとする。

- (1) 全国都道府県における災害時の広域応援に関する協定
- (2) 九州・山口9県災害時応援協定
- (3) 九州・山口9県における災害廃棄物処理等に係る相互応援協定
- (4) 九州・山口9県災害時愛護動物救援応援協定
- (5) 陸上自衛隊西部方面隊と九州地方知事会との相互協力に関する協定
- (6) 関西広域連合と九州地方知事会との災害時の相互応援に関する協定
- (7) 大分県及び市町村相互間の災害時応援協定
- (8) 九州地方における大規模な災害時の応援に関する協定
- (9) 防災消防ヘリコプター相互応援協定（九州7県協定）、大分県・愛媛県消防防災ヘリコプター相互応援協定
- (10) 大分県防災ヘリコプター応援協定
- (11) 大分県が所有する防災ヘリコプターにおいて撮影した映像の提供及び使用についての覚書
- (12) 防災画像情報の相互協定に関する協定
- (13) 災害時における放送要請に関する協定
- (14) 災害時における円滑な通行の確保等に関する協定
- (15) 大規模災害時における相互協力に関する協定
- (16) 緊急・救援輸送に関する協定
- (17) 大分DMA Tの派遣に関する協定
- (18) 災害時の医療救護に関する協定
- (19) 災害時における医薬品等の供給等に関する協定
- (20) 災害時における医療用具等の供給等に関する協定
- (21) 大分県災害医療コーディネーターの派遣に関する協定
- (22) 大分県災害時小児周産期リエゾンの派遣に関する協定
- (23) 緊急給水車による支援活動に関する契約書
- (24) 災害時における生活必需物資の供給に関する協定
- (25) 災害時における食料の調達に関する協定
- (26) 災害時における木材物資の調達に関する協定
- (27) 災害時における県民生活の安定に関する基本協定
- (28) 災害時における被災者の支援及び燃料の優先供給に関する基本協定
- (29) 災害時における徒歩帰宅者支援に関する協定

- (30) 災害時における応急仮設住宅の建設に関する協定
- (31) 災害時における緊急作業等に関する協定
- (32) 土砂災害防止のための活動に関する協定
- (33) 大分県産業廃棄物処理の応援に関する協定
- (34) 災害時における応急仮設住宅の建設等に関する協定
- (35) 災害時における相互連携に関する協定書
- (36) 災害時における車両等の移動協力に関する協定

2 広域応援要請に関する事項は、「第3部 第2章 第7節 広域的な応援要請」に記載のとおりである。

3 (1) 市町村長は、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、知事に対して自衛隊の災害派遣を要請するよう求めることができる。

この場合において、市町村長は、その旨及び当該市町村の地域に係る災害の状況を防衛大臣又は最寄りの駐屯地司令の職にある部隊等の長へ通知することができる。

(2) 知事に対して災害派遣の要請を求めることができない場合は、防衛大臣又は最寄りの駐屯地司令の職にある部隊等の長に通知するものとする。

(3) 市町村長は、(1)・(2)の通知をしたときは、速やかに、その旨を知事に通知しなければならない。

4 自衛隊の災害派遣に関する事項は、「第3部 第2章 第9節 自衛隊の災害派遣体制の確立」に記載のとおりである。

5 知事は、県内における災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため、必要があると認めるときは、災害対策基本法第70条第3項の規程により指定行政機関の長（指定地方行政機関の長を含む）または指定公共機関（指定地方公共機関を含む）に対し、当該機関が実施すべき応急対策の実施を要請するものとする。

上段の応援を求められ、又は災害応急対策の実施を要請された指定行政機関又は関係指定地方行政機関は、正当な理由がない限り、応援又は災害応急対策を行うものとする。また、指定行政機関又は関係指定地方行政機関は、知事が災害応急対策を的確かつ迅速に実施することが困難であると認める場合において、その事態に照らし緊急を要し、上段の応援の要求を待ついとまがないと認められるときは、当該要求を待たないで、応援をすることができる。

6 市町村は、応急措置が的確かつ円滑に行われるようにするため必要があると認めるときは、県に対し、指定行政機関又は関係指定地方行政機関に対する応急措置の実施の要請をするよう求める

事故等災害対策編 第3部 共通する災害応急対策
第2章 活動体制の確立
第10節 他機関に対する応援要請

ものとする。

上段の要求ができない場合には、その旨及び当該市町村の地域における災害の状況を指定行政機関又は指定地方行政機関に通知するものとする。この場合において、当該通知を受けた指定行政機関又は指定地方行政機関は、その事態に照らし緊急を要し、都道府県からの要請を待ついとまがないと認められるときは、当該要請を待たないで、応急措置を実施することができる。

- 7 県公安委員会は、県内において大規模災害が発生した場合において、大分県警察の警備力のみでは対処することが困難であると認めたときは、警察法に基づき他の都道府県警察に対し、災害警備活動にあたる警察災害派遣隊等の援助の要請を行うものとする。
- 8 県は、災害が発生し、他の都道府県からの緊急消防援助隊、警察の警察災害派遣隊を受け入れることとなった場合に備え、消防庁、代表消防機関及び警察庁との連絡体制を確保し、活動拠点の確保等受け入れ体制を確保するように努めるものとする。

第11節 技術者、技能者及び労働者の確保

災害応急対策の実施等のため必要な技術者、技能者及び労働者等の確保(大分労働局を通じての確保及び法に基づく従事命令による確保)は、この節に定めるところによって行うものとする。

＜ ＞内は主に担当する班等

* 市町村その他の防災関係機関からの人員の確保要請を受け付けた場合、総合調整室情報収集班及び地区災害対策本部庶務班は、総務班へ引き継ぐものとする。

＜総合調整室情報収集班、地区災害対策本部庶務班、総務班、総務部人事課＞

1 技術者、技能者及び労働者の確保体制

災害時に必要な技術者、技能者及び労働者等の確保は、それぞれの防災関係機関において実施するものとし、県は関係機関からの要請に応じて、これらの者の供給あっせんを行うものとする。

2 県の技術者、技能者及び労働者の確保対策

県による技術者、技能者及び労働者の確保が必要な場合又は市町村その他の防災関係機関から要請があった場合には、次のように対処する。

(1) 災害応急対策の遂行に必要な人員の確保状況の把握

イ 災害対策本部各部は、人員の確保が必要な場合、総務班にその旨を連絡する。

ロ 総合調整室情報収集班及び地区災害対策本部庶務班は、市町村その他の防災関係機関から人員の確保要請を受け付けた場合は、総務班へ引き継ぐものとする。

(2) 各部等における人員の確保

イ 総務部人事課は、庁内職員の応援について調整を行う。

ロ 総務部人事課は、国、他都道府県、市町村への職員の応援について調整を行う(第7節参照。)。

ハ イ、ロによっても人員の確保が困難な場合、総務部人事課は大分労働局に対して所要人員の確保を求める。

ニ イ、ロ、ハによっても人員の確保が困難な場合又は緊急を要する場合、総務部人事課は災害対策基本法、災害救助法に基づく人員の確保((3)及び(4))を行う。

（３）技術者、技能者の強制確保

知事は、技術者、技能者を確保するため特に必要がある場合は、災害対策基本法第71条又は災害救助法第7条の規定に基づき従事命令等を執行してその確保を図る。

〔災害対策基本法第71条〕

（都道府県知事の従事命令等）

第71条 都道府県知事は、当該都道府県の地域に係る災害が発生した場合において、第50条第1項第4号から第9号までに掲げる事項について応急措置を実施するため特に必要があると認めるときは、災害救助法（昭和22年法律第118号）第7条から第10条までの規定の例により、従事命令、協力命令若しくは保管命令を発し、施設、土地、家屋若しくは物資を管理し、使用し、若しくは収容し又はその職員に施設、土地、家屋若しくは物資の所在する場所若しくは物資を保管させる場所に立ち入り検査をさせ、若しくは物資を保管させた者から必要な報告を取ることができる。

2 前項の規定による都道府県知事の権限は、政令で定めるところにより、その一部を市町村長に委任することができる。

〔災害救助法第7条〕

第7条 都道府県知事は、救助を行うため、特に必要があると認めるときは、医療、土木建築工事又は輸送関係者を、第14条の規定に基づく内閣総理大臣の指示を実施するため、必要があると認めるときは、医療又は土木建築工事関係者を、救助に関する業務に従事させることができる。

2 地方運輸局長（運輸監理部長を含む。）は、都道府県知事が第14条の規定に基づく内閣総理大臣の指示を実施するため、必要があると認めて要求したときは、輸送関係者を救助に関する業務に従事させることができる。

3 前2項に規定する医療、土木建築工事及び輸送関係者の範囲は、政令で定める。

4 第5条第2項の規定は、第1項及び第2項の場合に準用する。

5 第1項又は第2項の規定により救助に従事させる場合においては、その実費を弁償しなければならない。

（４）災害救助法に基づく労働者の雇上げ

災害救助法が適用された場合、被災者の救助を実施するため必要な労働者は、知事が次の要領でこれを確保するものとする。

ただし、市町村長に業務が委任された場合は、市町村長がこれを行う。

イ 労働者雇用の範囲

事故等災害対策編 第3部 共通する災害応急対策
第2章 活動体制の確立
第11節 技術者、技能者及び労働者の確保

種 別	内 容
被災者の避難	・ 災害のため現に被害を受け、又は受けるおそれのある者を安全地帯に避難させるため雇い上げるもの。
医療助産のための移送	・ 救護班では処置できない重症患者又は救護班が到着するまでの間医療措置を講じなければならない患者を病院、診療所へ運ぶためのもの。 ・ 救護班によって医療、助産が行われる際の医師、助産師、看護師等の移動に伴い必要なもの。 ・ 重傷ではあるが、今後は自宅療養によることとなった患者の輸送のため必要なもの。
被災者の救出	・ 被災者の救出行為に必要なもの。 ・ 救出に要する機械、器具、その他の資料を操作し、又は後始末をするためのもの。
飲料水の供給	・ 飲料水を供給するためのもの。 ・ 飲料水を供給するための機械、器具の運搬、操作を行うためのもの。 ・ 飲料水を浄水するための医薬品等の配布を行うためのもの。
救助物資の整理、輸送及び配分	・ 救済用物資の種別、地区別区分、整理、保管の一切に要するもの。 ・ 救済用物資を送達するための荷物の積卸、上乗り及び運搬に要するもの。 ・ 救済用物資の被災者への配布に要するもの。 （注）他の法令等によりその費用が措置される物資又は各救助を実施するため支出できる費用に含まれる資材等はここの賃金職員等雇上費としては認められない。
行方不明者の搜索	・ 行方不明者の搜索行為に必要なもの。 ・ 行方不明者の搜索に要する機械、器具、その他の資材の操作又は後始末を行うためのもの。
遺体の取扱い （埋葬を除く）	・ 遺体の洗浄、消毒等の処置をするためのもの。 ・ 遺体を仮安置所等まで輸送するためのもの。

（注）上記のほか激甚災害等特殊な場合には、内閣総理大臣の承認を得てこれらの例外として、次に掲げる労働者の雇い上げを実施する。

（イ）「遺体埋葬のための労働者」

（ロ）「炊出しのための労働者」

（ハ）「避難所開設・応急仮設住宅の設置、住宅の応急修理等の資材を輸送するための労働者」

ロ 期間

それぞれの救助の実施が認められている期間とする。ただし、これにより難い場合は、内閣総理大臣の承認を得て期間を延長するものとする。

第12節 ボランティアとの連携

本節は、被災者・被災地のニーズに最大限に応えられるよう、ボランティアと積極的な連携を図るための体制等について定める。

＜ ＞内は主に担当する班等

○組織体制の確立＜災害対策本部＞

□被災者救援部ボランティア調整班の設置

○ボランティア・NPO等の活動の支援＜被災者救援部ボランティア調整班＞

□ボランティア活動に関する総合調整

□ボランティア活動に必要な情報提供・広報活動

1 基本方針

大規模災害発生時には、各種の援護を必要とする被災者が増大することが想定され、県の内外から参加するボランティア・NPOによる被災者への積極的な支援活動が求められる。

このため、県及び市町村においては、ボランティアの善意を効果的に活かせるよう、ボランティア活動が持つ独自の領域と役割に留意しながら、受入体制及び活動環境を整備し、相互の信頼と協力体制を構築する。

2 県及び県災害ボランティアセンターの体制

災害発生時から復旧期までボランティアが円滑かつ効果的に活動できるための総合調整窓口として、県災害対策本部被災者救援部にボランティア調整班を設置する。ボランティア調整班は、災害発生後直ちに、大分県社会福祉協議会（以下「県社協」という）事務局内に設置される「県災害ボランティアセンター」に班員を派遣のうえ、県社協と一体となって県災害ボランティアセンターを組織し、被災市町村と連携のうえで現地災害ボランティアセンターの設置運営を支援するとともに、様々な連絡調整や県全体の状況把握、情報発信等を統括的に行う。

3 県災害ボランティアセンター及び班の役割

イ 県内におけるボランティア活動に係る情報の集中化・一元化を行う。

ロ 報道機関等への情報提供及びボランティア活動関係の広報を行う。

ハ 被災地・避難所のボランティアニーズを把握するとともに、県内外から参加するボランティア・NPOが行う業務や受入方法に関する総合調整を行う

- ニ 現地災害ボランティアセンターの機能を強化し、専門性を有するボランティアの広域的な受け入れや効率的な運営を実現するため、災害中間支援組織の育成等に努めるとともに、被災者支援団体相互の情報共有の場を設定するなど、広域的な応援を迅速かつ効率的に支援する体制を構築する。大規模災害においては、全国災害ボランティア支援団体ネットワーク（JVOAD）等による支援の総合調整を行う。
- ホ 大分県の標準マニュアルである『大分県災害ボランティアセンター設置・運営マニュアル』を受けて、各市町村が定めるマニュアルに基づき、市町村社協などが設置する現地災害ボランティアセンターへ地区災害対策本部被災者救援班員を派遣し、現地活動の支援を行う。
- ヘ 公共機関・ライフラインの復旧状況や行政施策の動向など、ボランティア活動に必要な情報について、適時・的確に県災害ボランティアセンター及び現地災害ボランティアセンター等に提供する。
- ト 被害が甚大で、災害ボランティアセンターの設置が困難な地域については市町村等からの要請に基づき、県社協が中心となって現地災害ボランティアセンターを設置し、県職員の派遣も上記ホに準じて行う。
- チ ボランティア・NPO等が被災地もしくはその周辺で独自に活動拠点を設置する場合には、現地災害ボランティアセンターと連携の調整を行う。
- リ 現地災害ボランティアセンターの運営や活動に必要な各種資機材については、被災地及び被災者の状況等を勘案し、県保有分を速やかに現地災害ボランティアセンターに搬入するとともに、その他必要分については、各種支援団体等の協力を得てその調達に努める。

4 現地災害ボランティアセンターの役割

- イ 被災者ニーズ把握システムを活用し、被災地及び被災者のニーズを迅速、効率的に把握するとともに、市町村災害対策本部との協働により、支援の「もれ・むだ」がないよう確実に対応する。
- ロ 被災地及び被災者の適時・的確な支援を実現するため、ボランティア・NPO等の専門性や特性等を考慮したうえで受入及び配置を調整する。
- 一般ボランティア・NPO活動例
- ・清掃作業及び簡易な防疫作業
 - ・危険を伴わない範囲での片付け作業
 - ・救援物資の搬入、仕分及び配布
 - ・その他被災者の生活支援に関する活動
- 専門ボランティア・NPO活動例
- ・生活支援ニーズの把握
 - ・被災者の健康管理やカウンセリング
 - ・災害応急対策物など資材の輸送

- ・被災建築物等の復旧作業に係るアドバイス
- ・外国人に対する通訳
- ・歴史資料の救出や修復
- ・その他災害救助活動や避難所運営に関して専門的な資格や技術などを要する活動

ハ ボランティア・NPO等の安全確保に努めるとともに、ボランティアの健康管理に十分配慮する。また、ボランティアにボランティア保険への加入を推奨する。

なお、県社協が九州社会福祉協議会連合会や全国社会福祉協議会に対し広域応援を要請した場合は、当該団体との情報共有や連携を図るものとする。

第13節 帰宅困難者対策

都市部には、通勤・通学、買い物、旅行者等の多くの人が流入、滞在しているが、大規模な災害が発生した場合、交通機能停止等により自宅に帰ることができない人々（以下「帰宅困難者」という。）が多数発生することが予想される。本節では、このような帰宅困難者への対応等について定める。

＜ ＞内は主に担当する班等

○交通機能が停止した場合の行動に関する情報提供＜広報・情報発信班、地区災害対策本部庶務班＞

○交通情報の収集・提供、徒歩帰宅者に対する情報提供地点の確保及び誘導

＜総合調整室情報収集班、治安対策部交通班、地区災害対策本部庶務班・被災者救援班＞

○帰宅のための支援方針の決定

＜総合調整室統括スタッフ会議、市町村＞

○バス、海上及び水上輸送等の代替交通手段の確保のための交通事業者との調整

＜通信・輸送部輸送・調整班＞

○帰宅途中で救護が必要になった人の救護、避難所等への誘導

＜治安対策部交通班、地区災害対策本部被災者救援班・保健所班、市町村＞

1 基本方針

帰宅困難者への対応は、安否確認の支援、被害情報の伝達、避難場所の提供、帰宅のための支援等、多岐にわたる。

このため、事業所や学校などの組織では、災害発生時には、組織の責任において安否確認や交通情報等の収集を行い、災害状況を十分に見極めたうえで、従業員、学生、顧客等の扱いを検討する。

帰宅困難者対策は、行政のエリアを越え、かつ多岐にわたる分野に課題が及んでいることから、県や市町村、事業所、防災関係機関が相互に連携・協力し、災害発生時における交通情報や食料・飲料水の提供、従業員や学生等の保護などについて、支援体制の構築を図っていくものとする。

2 対策の実施

（1）県民、事業所等への啓発

県、市町村及び防災関係機関においては、県民・事業所等に対して、各種の手段により、鉄道運行状況、道路交通情報、徒歩帰宅に必要な装備、家族との連絡手段、徒歩帰宅経路等について必要な情報を提供するものとする。

(2) 代替交通手段の確保

総合調整室統合スタッフ会議及び市町村は、帰宅のための支援方針を決定するとともに、通信・輸送部輸送・調整班は、鉄道途絶等の際のバス運送海上及び水上交通など、代替交通手段を確保するため、必要に応じて九州運輸局、隣接する県・市町村及び交通事業者と調整を図るものとする。

第14節 応急用・復旧用物資及び資機材調達供給

災害に際し、必要とする応急用・復旧用物資及び資機材の調達供給は、この節の定めるところにより実施する。

＜ ＞内は主に担当する班等

- * 市町村その他の防災関係機関からの応急用・復旧用物資及び資機材の調達確保要請の受け付け
＜総合調整室情報収集班、地区対策本部庶務班＞
- * 応急用・復旧用物資及び資機材の調達供給＜支援物資部支援物資班＞

1 応急用・復旧用物資及び資機材の調達供給の基本方針

災害時において、必要な応急用・復旧用物資及び資機材は、それぞれの防災関係機関において調達供給を実施するものとし、県は防災関係機関からの要請等に応じて、当該物資及び資機材の生産、販売集荷等を行う業者に協力を求めて、調達供給を実施するものとする。ただし、大規模な災害の発生等により、特に必要があると認めるとき又は緊急に確保する必要があるときは、法令の規定に基づき関係業者等に対しこれらの物資及び資機材の保管を命じ又は収容のうえ調達供給する。

2 県における応急用・復旧用物資及び資機材の調達供給対策

県による応急用・復旧用物資及び資機材の調達供給が必要と判断される場合又は市町村その他の防災関係機関から要請があった場合には、次のように対処する。

(1) 備蓄物資の供給

支援物資部支援物資班は物資及び資機材の供給を行い、又は指定地方行政機関の保有する物資及び資機材の供給を求める。

(2) 流通在庫又は生産業者からの調達

県支援物資部支援物資班は、あらかじめ流通業者と締結した協定等に基づき物資及び資機材の確保を図るとともに、供給計画を作成し、その進行管理を行う。

(3) 県内市町村、九州・山口各県、他都道府県への応援要請

「第2章第7節 広域的な応援要請」に準ずる。

(4) 応急用・復旧用物資及び資機材の調達供給順序

応急用・復旧用物資及び資機材は、県内業者等により調達供給し、さらに不足するものについては県外業者等から調達供給するものとする。なお、県外業者等から調達供給する場合は、当該地の都道府県知事又は九州経済産業局長に依頼する。ただし、緊急の場合はこの限りでない。

3 指定地方行政機関が実施する物資及び資機材の調達措置

- (1) 指定地方行政機関は、県の行う物資及び資機材の調達供給措置に協力する。
- (2) その他の防災関係機関において、応急用・復旧用物資及び資機材の確保が著しく困難であるために、応急措置の実施に支障をきたすおそれがあると認めるときは、知事又は指定地方行政機関の長に対し必要な物資及び資機材の調達あっせんを求め、その調達供給を行う。
- (3) 九州経済産業局は、防災関係物資及び資機材の適正な価格による円滑な供給の確保を図るため必要な措置を行うものとする。

第15節 交通確保・輸送対策

災害時において、交通施設の被害状況を迅速に把握し、これに対する応急措置の実施等、必要な応急対策要員の移送、応急対策用資機材、生活必需物資等の輸送は、この節に定めるところによって迅速かつ的確に実施する。

＜ ＞内は主に担当する班等

* 災害対策要員や、災害応急対策用資機材、生活必需品等の緊急輸送は、当該災害の応急措置を実施する防災関係機関がその全機能をあげて実施するものとする。

* 陸上輸送体制

○道路交通規制の実施及び緊急交通路の確保

□交通状況についての情報収集・把握＜通信・輸送部輸送・調整班、治安対策部交通班＞

□交通規制の実施＜社会基盤対策部公共・土木施設班、治安対策部交通班、地区災害対策本部社会基盤対策班＞

□緊急交通路の確保＜通信・輸送部輸送・調整班、社会基盤対策部公共・土木施設班、農林水産基盤対策部農林水産基盤対策班、治安対策部交通班、地区災害対策本部社会基盤対策班＞

□県民への交通規制情報の提供＜広報・情報発信班、地区災害対策本部庶務班＞

□緊急通行車両の確認と標章及び証明書の交付＜総務班、治安対策部交通班、地区災害対策本部庶務班＞

○道路（緊急輸送道路）の応急復旧

□交通施設の被害状況の把握＜社会基盤対策部公共・土木施設班、地区災害対策本部社会基盤対策班＞

□交通施設の被害状況の警察署や関係機関への連絡＜総合調整室情報収集班、地区災害対策本部庶務班＞

□交通施設の応急復旧措置

＜社会基盤対策部公共・土木施設班、地区災害対策本部社会基盤対策班＞

□交通施設の被害状況等の一般への周知＜広報・情報発信班、地区災害対策本部庶務班＞

* 市町村、その他の道路管理者も同様の措置。

○輸送手段等の確保

□車両（県有、県有以外の民間車両）の確保＜通信・輸送部輸送・調整班＞

□燃料の確保＜通信・輸送部輸送・調整班＞

□自衛隊への応援要請＜総務班＞

* 海上輸送体制

○船舶交通の制限等の実施＜海上保安部長（港長）＞

□船舶交通の制限等の実施＜海上保安部長（港長）＞

○港湾、漁港の応急復旧＜社会基盤対策部公共・土木施設班、農林水産基盤対策部農林水産基盤対策班、地区災害対策本部社会基盤対策班＞

□港湾・漁港の被害状況の把握及び応急復旧措置

* 市町村の漁港管理者も同様の措置。

○輸送手段の確保＜総務班＞

□自衛隊や海上保安庁等の艦艇、船舶の協力要請

* 航空その他輸送体制

○必要に応じて関係機関へ要請＜総務班＞

* その他

○高速道路料金の免除措置手続き、（免除証明手続き）＜総務班＞

1 県と市町村等との役割分担

(1) 市町村の役割

- イ 市町村が災害応急対策を実施するために必要な輸送は、原則として市町村が行う。
- ロ 市町村長は、輸送の応援が必要なときは、県に対して必要な措置を要請する。

(2) 県の役割

県は、効率的な輸送を行うために、交通規制・交通量の状況、緊急輸送道路等の応急復旧の状況等の情報を収集するとともに、緊急輸送ルートに関する情報伝達窓口を一元化（総合調整室）し、輸送主体からの問い合わせに対して的確な情報伝達を行う。

(3) 国等の役割

防災関係機関が災害応急対策を実施するために必要な輸送は、それぞれの機関が行うものとするが、特に必要な場合は、災害対策本部に必要な措置を要請する。

2 輸送の基準

輸送は、おおむね次の基準により実施するものとする。

(1) 第一段階

- イ 救助・救急活動、医療活動の従事者、医薬品等人命救助に要する人員、物資
- ロ 消防、水防活動等災害の拡大防止のための人員、物資
- ハ 災害対策要員、情報通信、電力、ガス、水道施設保安要員等初動の応急対策に必要な要員、物資等
- ニ 後方医療機関へ搬送する負傷者等
- ホ 輸送に必要な道路や防災上の拠点となる施設の応急復旧、交通規制等に必要な人員及び物資

(2) 第二段階

- イ 上記（1）の続行
- ロ 食料、水等生命の維持に必要な物資
- ハ 被災地外へ搬送する傷病者及び被災者
- ニ 輸送施設（道路、港湾、漁港、ヘリポート等）の応急復旧等に必要な人員及び物資

(3) 第三段階

- イ 上記（2）の続行
- ロ 災害復旧に必要な人員及び物資
- ハ 生活必需品

3 市町村の地域内輸送拠点の設置

予め市町村において選定した緊急輸送基地に、県等からの物資を輸送・集積し、各避難所への輸送のための拠点とする。なお、被災又は地形等の理由から、隣接市町村の地域内輸送拠点を使用することが効率的、効果的な場合は、通信・輸送部輸送・調整班が当該市町村に要請し、連携して行う。

4 災害救助法の規定による輸送

災害救助法が適用された場合の輸送は、他の部局及び機関の要請を受けて通信・輸送部輸送・調整班がこれを実施する。ただし、事態が急迫したため、知事の輸送措置を待ついとまがないとき又は特別な事情があるときは、次の基準により市町村長が知事の委任を受けて、これを実施する。

(1) 輸送の範囲とその期間

輸 送 の 範 囲		輸送実施の認められる期間
被災者の避難に関する輸送（資機材人員輸送）		災害が発生し又は災害が発生しようとする1両日
医療に関する輸送（人員輸送）		発生の日から 14日以内
助産に関する輸送（#）		# 13日以内
被災者の救出に関する輸送（人員資機材輸送）		# 3日以内
飲料水の供給に関する輸送（飲料水、ろ水器等、資機材輸送）		# 7日以内
救 援 用 物 資 輸 送	炊出し用食糧、調味料及び燃料等の輸送	# 7日以内
	医薬品及び衛生材料の輸送	# 14日以内
	被服、寝具、その他の生活必需品の輸送	# 10日以内
	学用品の輸送	教科書については災害発生の日から1ヶ月以内
		その他は 15日以内
遺体の捜索に関する輸送（捜索と必要な人員、資機材輸送）		発生の日から 10日以内
遺体の処理に関する輸送（埋葬を除く）		# 10日以内

(2) 輸送に要する経費の基準

当該地域における通常の実費とし、おおむね次の経費とする。

- イ 輸送費（運賃）
- ロ 借上料
- ハ 燃料費
- ニ 消耗品器材
- ホ 修繕料

(3) 輸送実施市町村長の措置

災害救助法に基づく輸送の実施についての必要な帳簿、証拠書類を整理保存する。

5 陸上輸送体制

(1) 道路交通規制の実施及び緊急交通路の確保

- イ 交通状況の収集・把握

事故等災害対策編 第3部 共通する災害応急対策
第2章 活動体制の確立
第15節 交通確保・輸送対策

通信・輸送部輸送・調整班及び治安対策部交通班は、関係機関の協力を得て、常に県内の交通事情を収集、把握して総合調整室情報収集班に報告する。

ロ 交通規制の実施

(イ) 交通規制の法的根拠等

災害時の交通規制は、次の法令に基づき実施する。

規制を実施するもの	規制の内容	規制の理由等	規制対象	根拠法令
公安委員会	通行の禁止又は制限	道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図り又は交通公害その他の道路交通に起因する障害を防止するため必要があると認めるとき	歩行者 車両等	道路交通法 第4条第1項
	同上	県内又は隣接若しくは近接する県の地域に係る災害が発生し又はまさに発生しようとしている場合において、災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため緊急の必要があると認めるとき	緊急通行 車両以外の 車両	災害対策基本法第76条 第1項
警察署長	通行の禁止又は制限	所轄区域内の道路に災害による損壊等危険な状態が発生した場合において、その危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るため必要があるとき	歩行者 車両等	道路交通法 第5条第1項
警察官	同上	災害発生時において道路の損壊その他の事情により緊急措置を行う必要があるとき	歩行者 車両等	道路交通法 第6条第4項
道路管理者	同上	道路の破損、決壊その他の事由により交通が危険であるとき	同上	道路法 第46条第1項

(ロ) 緊急通行車両以外の車両の交通規制

公安委員会は、大分県又はこれに隣接し若しくは近接する県の地域に係る災害が発生し又は発生しようとしている場合において、災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため緊急の必要があると認めるときは、災害対策基本法第76条第1項の規定により、緊急輸送道路等を緊急交通路に指定して緊急通行車両以外の車両の通行を禁止又は制限す

事故等災害対策編 第3部 共通する災害応急対策
第2章 活動体制の確立
第15節 交通確保・輸送対策

る。また、緊急通行車両以外の車両の通行禁止等を行うため必要があるときは、道路管理者に対し、緊急通行車両の通行を確保するための区間の指定、放置車両や立ち往生車両等の移動等について要請するものとする。

主要な路線	主要な交差点等	警察署等	規 制 内 容
大分自動車道	各IC	高速道路 交通警察隊	◎緊急通行車両以外の 車両の通行禁止・制 限 ◎一般車両の迂回、誘 導
東九州自動車道	各IC		
大分空港道路	各IC		
中九州横断道路	各IC	豊後大野	
国道10号	*新山国大橋	中 津	
	佐野、山下、岩崎、宇佐中入口	宇 佐	
	堀	日 出	
	九州横断道路入口、富士見通り	別 府	
	西生石、大道入口、顕徳町	大 分 中 央	
	宮崎、米良入口	大 分 南	
	久原	豊後大野	
	番匠、*大原	佐 伯	
国道57号	*下菅生、天神	竹 田	
国道210号	*高井町、小ヶ瀬	日 田	
	新長野	玖 珠	
	水分峠、医大挟間入口	大 分 南	
	羽屋	大 分 中 央	
国道211号	*夜明三叉路	日 田	
国道212号	*松原ダム入口	日 田	
国道213号	*山国大橋、豊陽	中 津	
国道326号	*上小野市	佐 伯	
国道386号	*夜明大橋北	日 田	
国道387号	*栃野	日 田	
国道496号	*山国バイパス	中 津	
県道別府一宮線	*長者原	玖 珠	

*印のある交差点は、県境規制と兼ねる。

ハ 緊急交通路確保のための措置

(イ) 交通規制の方法

緊急交通路における交通規制は、災害対策基本法施行令に基づく標示の設置又は警察官の指示により行う。

a. 標示を設置して行う場合

標示の設置位置は、交通規制の区域または区間の道路の入口やこれらと交差する道路との交差点付近とし、運転者に対し、緊急交通路における交通規制の内容を通知する。

b. 現場警察官の指示により行う場合

緊急を要するため上記の標示を設置するいとまがないとき又は標示を設置することが困難と認めるときは、現場の警察官の指示により規制を行う。

(ロ) 迂回路の指定

緊急通行路が指定された際は、必要に応じて迂回路を設定する。

(ハ) 警察官の配置

緊急交通路を確保するための警察官の配置は、主要交差点への重点配置など弾力的に運用する。

(ニ) 交通検問所の設置

緊急交通路が指定された際は、必要と認められる場所に交通検問所を設置し、緊急通行車両の確認事務等を行うこととする。

(ホ) 警察官等の措置命令等

警察官（警察官がその場にはいない場合に限り、自衛官及び消防吏員。以下「警察官等」という。）は、通行禁止等に係る区域又は道路の区間（以下「通行禁止区域等」という。）において、車両その他の物件が緊急通行車両の通行の妨害となることにより災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがあると認めるときは、災害対策基本法第76条の3第1項及び第2項の規定により、次の措置をとるものとする。

a. 当該車両その他の物件の占有者、所有者又は管理者に対し、当該車両その他の物件を付近の道路外の場所へ移動し又は必要な措置を命ずること。

b. 上記の措置をとることを命ぜられた者が当該措置をとらないとき又はその命令の相手方が現場にいないために当該措置をとることができないときは、自ら当該措置をとること。

c. 上記の措置をとる場合において、当該措置をとるためやむを得ない限度において、車両その他の物件を破損すること。

(ヘ) 道路管理者、臨港管理者、漁港管理者による車両の移動等

県が管理する道路について放置車両や立ち往生車両等が発生した場合には、緊急通行車両の通行を確保するための必要があるときは、運転者等に対し車両の移動等の命令を行うものとする。運転者がいない場合等においては、自ら車両の移動等を行うものとする。

また、市町村に対し、その管理する道路について、必要に応じて、ネットワークとして緊急通行車両の通行ルートを確保するために広域的な見地から指示を行うものとする。

ニ 県民への交通規制情報の提供

県は、国道、県道、市町村道の全面通行止等の道路規制情報を県ホームページなどにより

一元的に発信する。また、広報・情報発信班、地区災害対策本部庶務班及び交通規制を実施した機関（警察、道路管理者）は、交通規制箇所について交通情報板等を活用し、報道機関に協力を求めるなど、積極的に県民に対し情報を提供する。

ホ 緊急通行車両の確認と標章及び証明書の交付

（イ）知事又は公安委員会は、交通規制が実施された場合に災害対策基本法施行令（昭和 37 年政令第 288 号）第 33 条に基づく緊急通行車両の確認を、次の部局において実施する。

- a. 知事部局 総務班、地区災害対策本部庶務班
- b. 公安委員会 治安対策部交通班、警察署、交通検問所

（ロ）知事又は公安委員会は、災害対策基本法施行令に基づく緊急通行車両の確認を事前に行うことができる。

（ハ）緊急通行車両の確認を実施する場合、既に災害対策基本法施行令に規定された届出済証の交付を受けている車両については他に優先して行い、確認のために必要な審査は省略する。

（ニ）緊急通行車両であることの確認を行った場合は、災害対策基本法施行規則（昭和 37 年総理府令第 52 号）別記様式第 3 の標章及び第 4 の緊急通行車両確認証明書を交付する。

（ホ）確認を行う車両は、国、県、市町村、指定公共機関、指定地方公共機関が災害応急対策を実施するために必要な車両とする（自己保有、他者保有を問わない。）。

（2）道路（緊急輸送道路）の応急復旧

イ 交通施設の被害状況の把握

（イ）市町村における措置

- a. 災害が発生した場合は、速やかに区域内の緊急輸送道路（第 15 節交通確保・輸送対策に定める緊急輸送路線とする。以下同じ）及びその他の主要道路の被災状況（破損、決壊、流出等）を把握する。
- b. 区域内の緊急輸送路線の被災箇所を発見した場合は、その状況を速やかに 地区災害対策本部庶務班及び警察署に通報する。この場合、所管する道路において旅客運送を営む機関がある場合においては、その状況を当該機関に通報するように努めるものとする。応急措置が完了し交通上支障がなくなった場合もまた同様とする。

（ロ）県における措置

a. 地区災害対策本部における措置

災害が発生し又は発生するおそれがある場合は、所管区域内の緊急輸送道路及びその他の主要道路について地区災害対策本部社会基盤対策班がパトロール等を実施し、被災箇所（道路上のがれきの状況、盛土・法面の崩壊の状況、段差の有無、橋梁被災の状況等）を発見した場合は、その状況を速やかに地区災害対策本部庶務班及び土木建築部その他の道路管理者並びに所轄の警察署に通報する。この場合、所管する道路において旅客運送を営む機関がある場合においては、その状況を当該機関に通報するように努めるものとする。応急措置が完了し交通上支障がなくなった場合もまた同様とする。

b. 災害対策本部における措置

- (a) 総合調整室情報収集班に主要道路の交通支障に関する報告又は通報があった場合は、これに対する必要な指示又は要請を行う。
- (b) 把握した情報は、必要に応じ総合調整室情報収集班を通じて、一般にその状況を周知させるものとする。

c. 港湾施設の調査

災害が発生し又は発生するおそれがある場合は、道路の調査後、必要に応じ地区災害対策本部社会基盤対策班は港湾施設の被害状況調査を実施する。調査結果は、地区災害対策本部庶務班を通じ、総合調整室情報収集班に報告する。

(ハ) その他の機関における措置

九州地方整備局各事務所、西日本高速道路株式会社等においてもその管理する主要道路で、災害のため交通上支障が生じた場合、その状況を総合調整室情報収集班に通報し、応急措置に努めるとともに、所轄の警察署に対して通報する。

(二) 九州・山口9県災害時応援協定による広域緊急輸送道路の状況確認

受援・市町村支援室広域受援助班は、社会基盤対策部に対し「九州、山口9県災害時応援協定」に基づいた、「緊急輸送道路の確保についての実施要領」により、九州・山口広域緊急輸送道路の被災状況や復旧状況を把握し、報告するよう要請する。

ロ 総合的な被災状況把握と交通施設の応急復旧方針の策定

(イ) 交通施設の総合的な被災状況の把握

総合調整室応急対策調整班等は、必要に応じ上記（1. 交通施設の被災状況の把握）や第4節（災害情報・被害情報の収集・伝達）により報告を受けた各管理者毎の交通施設の被災状況を総合的にとりまとめ、輸送計画等の基礎資料とする。

(ロ) 緊急輸送道路の啓開及び応急復旧方針の策定

総合調整室応急対策調整班、通信・輸送部通信班、社会基盤対策部公共・土木施設班、農林水産基盤対策部農林水産基盤対策班等は、必要に応じ、自衛隊、緊急消防援助隊、警察災害派遣隊等の救助のための緊急輸送や、被災者支援のための輸送拠点への輸送などの各段階に応じ、上記により取りまとめた道路施設の被災状況を勘案（復旧時間、大型車の通過可否、通行可能 交通量等）し、大分県道路啓開計画（平成27年6月策定）に基づき、優先して啓開及び復旧する緊急輸送道路や主要道路を選定する。

ハ 交通施設の応急復旧

(イ) 道路啓開及び復旧の体制の把握

社会基盤対策部公共・土木施設班は、必要に応じて土木事務所ごとに大分県建設業協会各支部の会員の被災状況や啓開復旧体制（重機、作業員、運搬車、資材の確保）について、支部または会員に直接聞き取り調査するなど、道路啓開や応急復旧を行う体制（人員や重機等の量）を把握する。

また、九州地方整備局や西日本高速道路（株）の所管する道路の復旧計画・状況や九州地方整備局などの資機材の貸与可能数について把握する。

(ロ) 道路啓開の実施

地区災害対策部社会基盤対策班をはじめ各道路管理者は、上記で道路啓開を優先するとされた緊急輸送道路や主要道路をはじめ、所管する道路について早期に啓開を実施し、緊急車両が円滑に走行できるよう点検を実施する。

また、土木事務所は、必要に応じ他の土木事務所と連携し、道路啓開を実施する。

(ハ) 応急対策の実施

各道路管理者は、所管する道路のなかで、流出した橋梁がある場合は、必要に応じ仮橋の設置などを実施し、盛土や法面の崩壊がある場合は、必要に応じ仮設防護柵の設置などを実施し、関係機関の協力を得て出来るだけ早急に応急対策を講じ、安全な輸送道路の確保に努める。

(ニ) 自衛隊への応援要請

道路管理者は、被害の状況や緊急性などを考慮し、道路啓開や応急対策などについて、自衛隊の応援が必要な場合は、総合調整室情報収集班又は地区災害対策本部庶務班を通じて総務班に出動要請を依頼する。

(3) 災害時における交通マネジメント

- (イ) 九州地方整備局は、災害復旧時に、渋滞緩和や交通量抑制により、復旧活動、経済活動及び日常生活への交通混乱の影響を最小限に留めることを目的に、交通需要マネジメント（※1）及び交通システムマネジメント（※2）からなる交通マネジメント施策の包括的な検討・調整等を行うため、「災害時交通マネジメント検討会（以下、「検討会」という。）」を設置する。
- (ロ) 県は、市町村の要請があったとき又は自ら必要と認めたときは、九州地方整備局に検討会の開催を要請することができる。
- (ハ) 検討会において協議・調整を行った交通マネジメント施策の実施にあたり、検討会の構成員は、自己の業務に支障のない範囲において構成員間の相互協力を行う。
- (ニ) 検討会の構成員は、平時からあらかじめ連携に必要な情報等を共有しておくとともに、連携強化のための協議等を行うものとする。

※1 交通需要マネジメント：自動車の効率的な利用や公共交通機関への利用転換など、交通行動の変更を促して、発生交通量の抑制や集中の平準化などの交通需要の調整を行うことにより、道路交通の混雑を緩和していく取組

※2 交通システムマネジメント：道路の交通混雑が想定される箇所において実効性を伴う通行抑制や通行制限を実現することにより、円滑な交通を維持する取組

(4) 輸送手段等の確保

イ 車両の確保・配車

車両（県有車両、県有車両以外）の確保は、通信・輸送部輸送・調整班が担当し、災害対策本部及び地区災害対策本部各班からの要請に応じて配車を行うものとする。

なお、交通規制が実施されている場合、事前届出を行っていない車両も含め総務班、治安対策部交通班及び地区対策本部庶務班は迅速に緊急通行車両の確認を行うものとする。

(イ) 県有車両

a. 車両の確保

通信・輸送部輸送調整班は、本庁又は各地区災害対策本部の車両保有状況を考慮し、使用車両を決定し、配車するものとする。

b. 輸送方法

輸送班を編制し、迅速かつ効率的に輸送するものとする。

(ロ) 県有車両以外（公益社団法人大分県トラック協会等）

a. 車両の確保

公益社団法人大分県トラック協会（以下、「県トラック協会」という。）、赤帽大分県軽自動車運送協同組合（以下、「赤帽県運送組合」という。）、一般社団法人大分県バス協会（以下、「県バス協会」という。）、一般社団法人大分県タクシー協会（以下、「県タクシー協会」という。）及び由布市災害ボランティアバイク隊（以下、「由布市バイク隊」という。）、一般社団法人 AZ-COM ネットワーク（以下、「AZ-COM ネットワーク」という。）との間で締結した「緊急・救援輸送に関する協定」（以下「車両協定」という。）第2条第1項に基づき、緊急・救援輸送を実施するうえで
応援を必要とするときは、総務班は次に掲げる事項を明示して、文書（別紙1）により要請するものとする。

ただし、文書をもって要請するいとまがない時は、口頭で要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

<明示事項>

- ・災害の状況及び応援を要する事由
- ・応援を必要とする車両数、車両種類及び人員等
- ・物資積込み場所及び取り下ろし場所（物資輸送の場合）
- ・輸送品目（品名及び数量）（物資輸送の場合）
- ・輸送区間（人員輸送の場合）
- ・輸送人員数（人員輸送の場合）
- ・その他参考となる事項

b. 輸送方法

aの要請に基づき、県トラック協会、赤帽県運送組合、県バス協会、県タクシー協会、由布市バイク隊及び AZ-COM ネットワークは協会員等と調整のうえ協会員等の車両により輸送するものとする。

c. 物資の輸送管理等業務に係る応援要請

輸送拠点において、物資の輸送管理等を行ううえで、輸送・物流に関する専門知識を有する者の応援を必要とするときは、総務班が車両協定第2条第2項に基づき、県トラック協会及び赤帽県運送組合に必要な人員の派遣を要請するものとする。

また、広域物資輸送拠点・地域内輸送拠点の効率的な運営を図るため、協定締結先の事業者等と連携して物資の受け入れ、車両の手配、輸送等を行う体制を速やかに整えるよう努める。

ロ 燃料の確保

輸送に必要な燃料（軽油、ガソリン）については、大分県石油商業組合との間で締結した「災害時における被災者の支援及び燃料の優先供給等に関する基本協定」（平成26年5月）に基づき確保する。この場合の調整窓口は支援物資部・支援物資班とする。県は、被災市町村が複

数にまたがる場合には、必要に応じ、被災市町村への燃料の優先供給に係る調整に努めるものとする。

ハ 自衛隊への応援要請

道路が寸断され、陸上輸送では物資輸送に支障を来す場合は、総務班が自衛隊に応援要請し、ヘリコプター等により輸送する。

ニ 輸送経路の選定

輸送・調整班は、交通規制や道路の被害状況等を考慮し、輸送経路を選定する。

特に、災害発生直後等輸送経路の安全確保が確認できない場合、総合調整室応急対策調整班、情報収集班、社会基盤対策部公共・土木施設班、治安対策部交通班、輸送を要請した班等と協議の上、安全な輸送経路の確認を行う。

6 海上輸送体制

(1) 海上交通規制及び海上輸送路の確保

イ 被災区域の交通規制

災害により航路障害となる事態が発生し、港内において船舶交通の安全確保のため必要がある場合は、海上保安部長（港長）において航路又は区域を指定し、船舶の航泊を禁止し又は制限する。

ロ 交通規制の周知

交通規制の伝達方法は、巡視船艇により実施するほか、報道機関に協力を求めるものとする。

ハ 海上輸送路の確保

(イ) 港湾及び漁港の管理者（以下「管理者」という。）は、海上保安庁、市町村、自衛隊等の協力を得て可航水域、港湾等の施設の被害へ復旧の見込み等緊急輸送に必要な情報を把握し、総合調整室情報収集班又は地区災害対策本部庶務班に報告する。

(ロ) 通信・輸送部輸送・調整班は、港湾施設等の被害状況の情報に基づき、海上保安部等と連携を図り、海上輸送ルートを決める。

(ハ) 管理者は、自衛隊、大分海上保安部の協力を得て、港内の航行可能路を選定するとともに海上輸送ルートの確保に努める。

(2) 港湾、漁港の応急復旧

港湾の応急復旧については、各港の港湾BCPに従い、航路啓開や応急復旧の体制確保に努める。

イ 緊急輸送港啓開の実施

管理者は、九州地方整備局及び海上保安庁等関係機関の支援を受け、緊急輸送港の被害状況、障害物の状況を把握し、警察、自衛隊、消防機関及び占用工作物管理者及び船舶運航者等の協力を得て啓開作業を実施する。

ロ 復旧作業の実施

管理者は、緊急輸送港の被災箇所について、早期に機能回復できるよう、復旧工事を実施する。

ハ 係留許可

管理者は、緊急性・重要性を考慮して、二次災害防止を踏まえて係留許可を行う。

ニ 障害物集積場所の確保

管理者は、港湾・漁港施設、公共用地等を利用して、回収した障害物の集積場所を確保する。

(3) 輸送手段の確保

海上輸送は、海上自衛隊、海上保安庁、大分海上保安部から派遣要請を受けた大分県水難救済会、防災関係機関等及び民間の協力を得て次の船舶等により行う。

イ 自衛隊の艦艇及び航空機

ロ 海上保安庁の船艇及び航空機

ハ 大分海上保安部から派遣要請を受けた大分県水難救済会所属救助船

ニ その他防災関係機関及び民間船舶

(4) 集積場所の確保

管理者は、港湾・漁港施設、公共用地等を利用して物資の集積場所を確保する。

7 航空輸送体制

- (1) 大分空港事務所は、災害により大分空港が被災した場合、平成25年12月に策定した大分空港津波早期復旧計画に基づき、航空輸送の拠点としての機能を発揮できるよう、関係機関と連携し、早期の復旧に努めるものとする。

また、航空交通の障害が発生した場合、航空機の安全運航の確保及び秩序を維持するために必要な措置を講じる。

- (2) 大分空港事務所は、防災関係機関から航空輸送についての要請があった場合は、関係航空各社に要請内容を伝え、輸送に協力するものとする。

なお、津波の来襲するおそれがある場合、速やかに飛行場の閉鎖を行うとともに、利用者に対し、その旨を周知するものとする。

- (3) 航空輸送に当たっては、自衛隊やその他の航空機保有機関、陸上輸送関係機関等とも調整・連携を図るとともに、輸送内容や輸送先に応じて、航空機（固定翼、回転翼等）を効果的・効率的に運航するよう努めるものとする。

8 輸送実施機関の相互協力

広範囲にわたる災害時に応急用・復旧用物資及び資機材を輸送する場合は、防災関係機関は相互に協力するものとし必要に応じてその車両人員等を他の機関の応援のため派遣するものとする。

なお、防災関係機関が輸送を実施する場合は、公安委員会に対しあらかじめ輸送の日時、発着地、経路、理由、輸送品目等を申し出て当該輸送区間における緊急通行車両以外の車両通行禁止又は制限を申し出るものとする。

9 防災関係機関が実施する輸送協力等

- (1) 九州運輸局大分運輸支局は、民間輸送車両や船舶の確保を行い、輸送実施機関からの要請に

応じて供給又はあつせんする。

(2) 運送事業を実施する指定公共機関（日本通運(株)大分支店）及び指定地方公共機関（県バス協会、大分交通(株)、大分バス(株)、日田バス(株)、亀の井バス(株)、県トラック協会）は、輸送実施機関からの要請に応じて、その輸送業務に積極的に協力するものとする。

(3) 九州旅客鉄道(株)大分支社は、輸送実施機関からの要請に応じて、人員の輸送を実施する。輸送実施機関は、発駅、着駅人員等の別のほか臨時列車（希望時刻を申し出る）又は定期列車の別を電話又は書面にて大分支社（運輸課）又は駅に申し込むものとし、15人以上の場合は所定の団体割引の運賃により実施する。

なお、地震発生時、走行路線に津波が来襲する危険度が高いと予想される区間がある場合等は、運行の停止等の措置を講じるものとする。

(4) 日本貨物鉄道株式会社大分支社大分営業支店は、輸送実施機関からの要請に応じて、救援物資の輸送を実施する。輸送実施機関は、災害発生地域等の事項を大分営業支店に申し出るものとし、災害の程度に応じ一定の条件に従って割引運賃により実施する。

10 その他（高速道路料金の免除措置手続き）

災害派遣等従事車両の高速道路料金の免除措置に係る手続きについては、県（総務班）が直接、各高速道路株式会社と協議し、協議後に所要の事務を実施する。

また、県（総務班）は、災害派遣等従事車両の申請があれば証明事務を行うことになる。

第16節 広報活動・災害記録活動

＜ ＞内は主に担当する班等

○広報活動のための活動体制の確立

- ☐円滑な広報体制の確立と一元的情報提供＜広報・情報発信班＞
- ☐報道機関への協力要請＜広報・情報発信班＞
- ☐プレスルームの開設＜広報・情報発信班＞
- ☐プレスルームの設置作業＜総務班、通信・輸送部通信班＞
- ☐庁内の複写機、印刷業者の稼働状況の確認＜総務班＞
- ☐多言語による広報体制の確立＜多言語情報センター＞

○広報手段・方針の検討及び周知＜広報・情報発信班＞

- ☐迅速、的確な広報方針及び手続を検討し、関係者伝達

○広報する情報の集約及び広報＜広報・情報発信班＞

- ☐総合情報室、各部における広報情報の集約
- ☐広報の実施
- ☐広聴活動の実施及び重要事項の関係部等への伝達＜情報収集班＞

○災害記録活動の展開＜総務班＞

- ☐災害記録活動

1 広報活動・災害記録活動の基本方針

大規模な災害が発生した場合、県民生活の安定のためには、県民のニーズに対応した情報を、県民が容易に知ることのできる方法で提供することが不可欠である。県では、被災者の情報ニーズを的確に把握し、要配慮者へも確実に広報が行われるようボランティア団体とも連携を図りながら、貼り紙、チラシ、立て看板、広報誌、広報車、ラジオ（コミュニティFM放送を含む。）、テレビ、新聞、インターネット（県庁ホームページ・SNS等）、携帯電話事業者が提供する緊急速報メール（エリアメール等）、ワンセグ放送、アマチュア無線局等多様な方法を用いて積極的に広報活動を展開することとする。特に避難場所にいる被災者は情報を得る手段が限られていることから、被災者生活支援に関する情報については口頭・紙媒体の併用など、適切に情報提供がなされるよう努めるものとする。

さらに、災害の記録は、応急対策の教訓を見だしそれを将来への財産とするために極めて重要であり、きめ細かく記録するものとする。

2 県の広報活動・災害記録活動の措置

(1) 活動体制の確立

災害対策本部を設置した場合、県では迅速かつ的確に広報活動・災害記録活動を行うため、以下の体制をとる。

イ 報道機関への協力要請

広報・情報発信班は、報道機関に対して協力の要請を行う。

ロ プレスルーム等の開設

広報・情報発信班は、プレスルームを開設し、情報を一元的に発信する。
プレスルームの設置作業は、総務班及び通信・輸送部通信班が担当する

ハ 庁内の複写機、印刷機器、印刷業者の稼働状況の確認

総務班は、庁内の複写機、印刷機器及び印刷業者の稼働状況の確認を行い、印刷物による広報活動を迅速に行える体制を整える。

ニ 多言語情報センターの設置

国際政策課内に、多言語情報センターを設置し、多言語による災害情報の発信、外国人からの問い合わせに対する電話対応を行う。

(2) 広報手段・方針の検討及び周知

広報・情報発信班は、災害の状況を踏まえ、当該災害における最も迅速かつ的確・計画的な広報の方針及び手段を検討し、関係者へ伝達する。

(3) 広報する情報の集約及び広報

イ 広報・情報発信班は、その時点で広報すべき情報は何かを検討し、その情報を収集する。

ロ 広報・情報発信班は、集約した情報を、(2)に基づき広報する。なお、(被害が甚大であり大量の広報を迅速に行う必要性がある場合等においては、(2)の検討において各部が独自に対応することとも考慮する。)

ハ 多言語情報センターは、県災害対策本部の情報等を、原則、英語・中国語・韓国語・やさしい日本語によりインターネットを通じて広報する。

(4) 広報手段等

主たる広報手段及び広報先は次によるものとし、多様な手段を活用する。なお、平時から活用することにより、災害時においても円滑に利用できるよう努めること。

広 報 手 段	広 報 先
記者会見・発表、口頭、文書、インターネット（県庁ホームページ・SNS等）	報 道 機 関

電話、庁内放送、各種広報紙、動画、文書、インターネット（県庁ホームページ・SNS等）	庁内連絡 地方機関
広報車、有線放送、ラジオ（コミュニティFM放送を含む。）、テレビ、緊急速報メール、ワンセグ放送、各種広報紙、動画、インターネット（県庁ホームページ・SNS等）	一般住民・被災者
広報車、電話、ラジオ、テレビ、各種広報紙（誌）、動画、文書、インターネット（県庁ホームページ・SNS等）	公共的団体等
口頭、文書、電話、広報紙（誌）、動画、スライド、新聞、スクラップ、インターネット（県庁ホームページ・SNS等）	中央関係機関

（５）情報、資料の収集及び広報資料の作成

イ 広報上の情報及びその資料の収集

収集事項	収集内容	収集方法
気象地震情報及び 津波警報等	1. 情報の出所 2. 情報発表の日時 3. 情報の内容 4. 住民の心構え及び対策	地震情報及び津波警報等の通報伝達に併行して行う。
災害情報及びその 資料	1. 情報の出所 2. 情報発生の日時場所 3. 被害の対策、範囲、程度 4. 被害発生経過	災害情報収集に併行して行う。
避難等の措置の状況	1. 情報の出所 2. 避難措置の実施者 3. 避難した地域、世帯、人員 4. 避難先、避難日時 5. 理由及び経過	同上
消防団、水防団、 自衛隊等の出動状況	1. 情報の出所 2. 出動機関または出動要請者 3. 出動日時、出動対象、目的 4. 出動人員、指揮者、携行機械器具 5. 経過	同上
応急対策の情報及び その資料	1. 情報の出所 2. 応急対策実施日時、場所 3. 応急対策の内容 4. 実施経過及び効果	同上
その他、災害に関する 各種措置の情報	1. 情報の出所 2. 措置の実施者 3. 措置の内容、対象、実施時間 4. 実施理由、経過、効果	同上

ロ 広報資料の作成

災害広報資料は、おおむね次の内容により作成する。

（イ） 日時、場所、主体、対象、理由、状態

- (ロ) 記事、写真、動画、図表の整備、記事のほか添付資料の整備に留意する。
- (ハ) その他

広報内容に食い違い等が生じないよう各機関との情報及び資料の交換を密にする。

ハ 報道機関に対する情報の提供。

報道機関に提供すべき広報資料は、おおむね次に掲げる事項とする。

- (イ) 災害の発生場所及び発生原因
- (ロ) 災害の種別及び発生日時
- (ハ) 被害の状況
- (ニ) 安否情報
- (ホ) 応急対策の状況
- (ヘ) 住民に対する避難指示及び避難場所等の状況
- (ト) 一般住民並びに被害者に対する協力及び注意事項

ニ 職員に対する広報措置

広報・情報発信班が行った広報のうち必要と認められるものについては、情報共有データシステム等の手段を用いて一般職員にも周知する。

(6) 各関係機関等に対する連絡

各班は、広報・情報発信班と連携し、特に必要がある場合は、県内の公共機関、各種団体、重要な施設の管理者等に対し災害情報を提供する。

(7) 災害記録活動

各班は、現場において可能な限り、災害に関する記録の収集に努める。総務班はそれらを収集し、記録として残すものとする。

(8) 安否情報の対応

県及び市町村は、被災者の安否について住民等から照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答するよう努める。この場合において、安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、消防機関、警察等と協力して、被災者に関する情報の収集に努める。なお、被災者の中に、配偶者からの暴力等を受け加害者から追跡されて危害を受ける恐れがある者等が含まれる場合は、その加害者等に居所が知られることのないよう当該被災者の個人情報の管理を徹底するよう努めるものとする。

3 市町村の措置

市町村における広報活動・災害記録の措置は、市町村地域防災計画の定めるところによるが、特に要配慮者に対して迅速・的確な広報活動を行うための措置を定めておくものとする。

4 その他の主要災害対策機関の災害広報の措置

その他の防災関係機関においても当該機関が所掌する事務に関し、自ら積極的に広報活動を行うものとする。特に、九州電力㈱大分支店、NTT 西日本㈱大分支社並びに九州旅客鉄道㈱大分支社をはじめとする公共交通機関においては、その被害状況、復旧状況、運行状況、利用にあたっての留意事項等に関する情報を、県・市町村とも連携を図りながら、以下により迅速・的確に広報する。

- (1) テレビ、ラジオ（コミュニティFM放送を含む。）、新聞等報道機関を通じての広報
- (2) 広報車による広報
- (3) チラシ、貼り紙、立て看板による広報
- (4) インターネット（自社ホームページ、X、フェイスブック等のソーシャルメディア等）を活用しての広報
- (5) 市町村防災行政無線(同報系)を通じての広報(市町村へ依頼)
- (6) その他適切な広報媒体を通じての広報

第3章 生命・財産への被害を 最小限とするための活動

第1節 事故等災害に関する情報の収集・伝達

第2節 火災に関する情報の収集・伝達

第3節 避難の指示等及び誘導

第4節 救出救助

第5節 救急医療活動

第6節 消防活動

第1節 事故等災害に関する情報の住民への伝達

本節は、事故等災害による生命・財産への被害を最小限に止めるため、被害の未然防止、拡大防止を住民に呼びかけるための情報の収集・伝達及び災害が発生する恐れがある異常な現象の通報に関する要領等を定めるものである。

＜ ＞内は主に担当する班等

○被害の未然防止、拡大防止の住民への呼びかけ＜広報・情報発信班＞

□報道機関、県民安全・安心メール、インターネット（ホームページ・SNS等）を通じた県民一般への呼びかけ（必要に応じて、防災ヘリコプターの出動）

*市町村は、各市町村の防災情報提供メール（県民安全・安心メールを含む）、携帯電話事業者が提供する緊急速報メール（エリアメール等）、インターネット（ホームページ・SNS等）、防災行政無線、広報車等により呼びかける。

○災害が発生するおそれがある異常な現象の通報受信・伝達

□市町村からの通報受信体制の整備＜総合調整室情報収集班、地区災害対策本部庶務班＞

□市町村から受信した情報の大分地方気象台への伝達＜総合調整室情報収集班＞

□市町村から受信した情報の関係部局への伝達＜総合調整室情報収集班＞

*市町村は、住民等からの通報の受付及び関係機関への伝達を行う。

*住民等からの通報を受けた警察官、海上保安官は、その情報を遅滞なく市町村に通報する。

1 被害の未然防止、拡大防止のための住民への呼びかけ

（１）基本方針

県内で事故等災害が発生し又は発生することが予想される場合、県及び市町村は、住民に対して危険箇所からの避難など、被害の未然防止、拡大防止を促す呼びかけを行い、住民に注意を喚起することとする。

（２）県の措置

県内で事故等災害が発生し又は発生することが予想されると判断した場合（第2章第4節参

照)、総合調整室情報収集班は報道機関、県民安全・安心メール、インターネット（ホームページ・SNS 等）を通じて県民に注意を呼びかけ、被害の未然防止、拡大防止を図る。その際、要配慮者、帰宅困難者等にも的確に呼びかけができるよう配慮する。

（３）市町村の措置

市町村は、県等から特別警報、警報の発表について伝達を受けた場合（第２節第４節参照）、市町村内で災害の発生するおそれがあると判断した場合、市町村防災行政無線、各市町村の防災情報提供メール（県民安全・安心メールを含む）、携帯電話事業者が提供する緊急速報メール（エリアメール等）、広報車、インターネット（ホームページ・SNS 等）を用いて住民に注意を呼びかけ、被害の未然防止・拡大防止を図る。その際、要配慮者、帰宅困難者等にも的確に呼びかけができるよう配慮する。

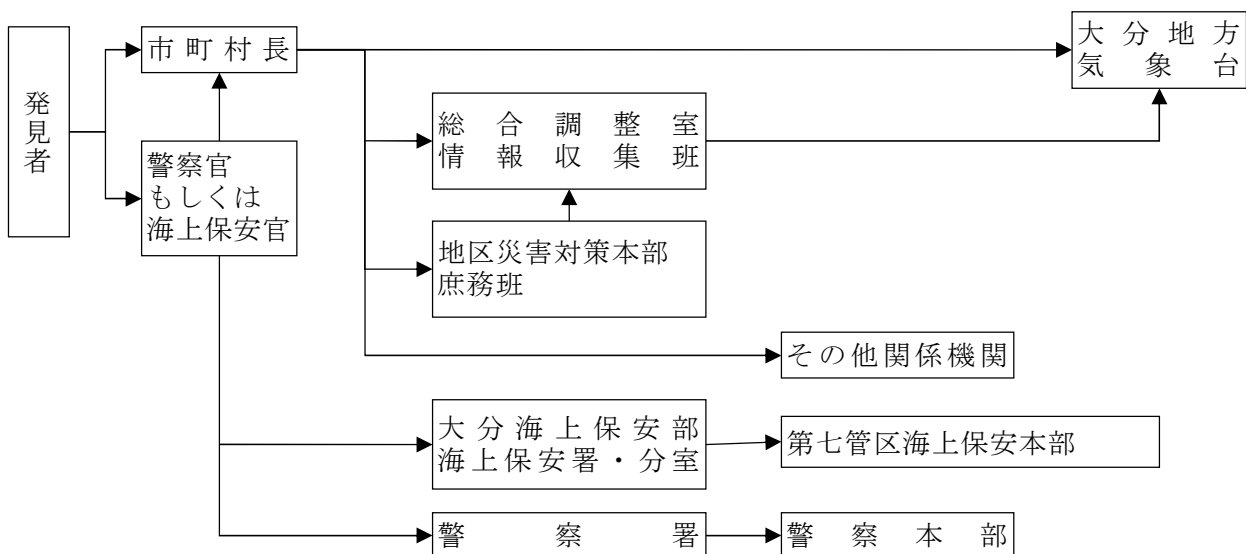
２ 災害が発生するおそれがある異常な現象の通報（災害対策基本法第54条）

（１）基本方針

災害が発生するおそれがある異常な現象を発見した者は、速やかに市町村長、警察官、海上保安官に通報しなければならない。通報を受けた警察官、海上保安官は、その旨を速やかに市町村長に通報する（災害対策基本法第54条）。

（２）市町村の措置

発見者、警察官、海上保安官から通報を受けた市町村長は、速やかにその概況を把握確認のうえ、被害を受けるおそれのある地域の住民に周知するとともに、次により関係機関に通報し必要な措置を求める。



（３）県の措置

市町村長からの通報は、総合調整室情報収集班及び地区対策本部庶務班で受信し、関係部に伝達して必要な措置を求める。

第2節 火災に関する情報の収集・伝達

火災による生命・財産への被害を最小限に止めるため、火災に関する情報の収集・伝達は、この節に定めるところによって実施する。

○消防法に基づく火災気象通報及び火災警報の収集・伝達

○被害の未然防止、拡大防止を住民に呼びかける情報の収集・伝達

＜ ＞内は主に担当する班等

○被害の未然防止、拡大防止の住民への呼びかけ＜総合調整室情報収集班＞

□報道機関、県民安全・安心メール、インターネット（ホームページ・SNS等）を通じた県民一般への呼びかけ

（必要に応じて、防災ヘリコプターの出動）

* 市町村は、防災行政無線、各市町村の防災情報提供メール（県民安全・安心メールを含む携帯電話事業者が提供する緊急速報メール（エリアメール等）、インターネット（ホームページ・SNS等）、広報車等により呼びかける。

○災害が発生するおそれがある異常な現象の通報受信・伝達

□市町村からの通報受信体制の整備＜地区災害対策本部庶務班＞

□市町村から受信した情報の大分地方気象台への伝達＜総合調整室情報収集班＞

□市町村から受信した情報の関係部局への伝達＜総合調整室情報収集班＞

* 市町村は、住民等からの通報の受付及び関係機関への伝達を行う。

* 住民等からの通報を受けた警察官、海上保安官はその情報を遅滞なく市町村に通報する。

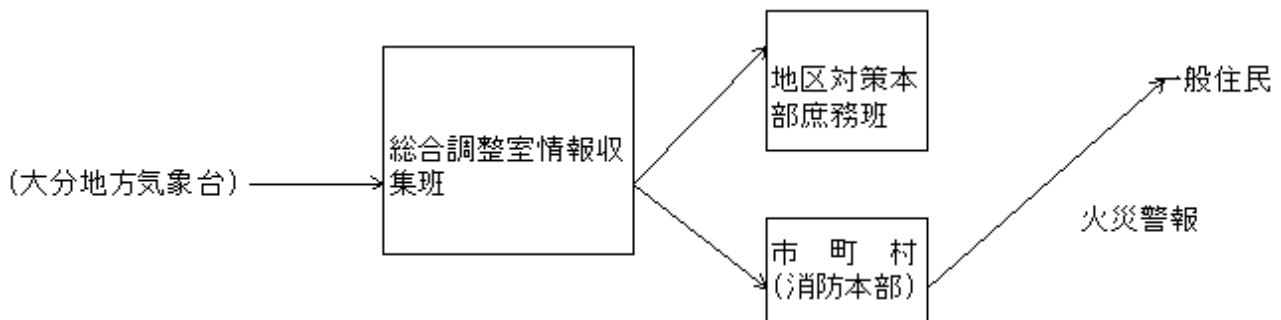
1 火災気象通報及び火災警報の収集・伝達

(1) 基本方針

火災による県民の生命・財産への被害を最小限とするため、大分地方气象台、県、市町村は迅速かつ的確に火災気象通報及び火災警報の伝達を行う。

- 火災気象通報：消防法の規定により、気象の状況が火災の予防上危険と認められるときに大分地方气象台が知事に対して通報し、知事は、市町村長や消防本部等に伝達する。
- 火 災 警 報：市町村長が知事から火災気象通報を受けたとき、又は気象状況が火災の予防上危険であると認めるとき、消防法の規定により一般に対して警戒を喚起するために行う警報をいう。

(2) 火災気象通報及び火災警報の伝達系統



(3) 火災警報の周知方法

- イ 主要公共建物の掲示板に必要な事項を掲示
- ロ 警報信号の使用(消防法施行規則別表第1の3)
- ハ 主要地域における吹流しの掲揚
- ニ 防災行政無線による放送
- ホ その他広報車による巡回宣伝

その他必要な事項は、市町村地域防災計画の定めるところによる。

2 被害の未然防止、拡大防止のための住民への呼びかけ

(1) 基本方針

火災気象通報を受けたとき、又は気象状況が火災の予防上危険であると認めるとき、市町村は、住民に対して火の元の確認など被害の未然防止、拡大防止を促す呼びかけを行い住民に注意を喚起することとする。

(2) 県の措置

総合調整室情報収集班は、大分地方気象台から火災気象通報を受けた場合、市町村に対してこれを直ちに県防災行政無線一斉ファックスにより伝達し、注意を促す。

(3) 市町村の措置

市町村長(市町村の規則により委任を受けた消防長)は、防災行政無線、広報車等を用いて住民に対して火の元の確認などを呼びかけ、被害の未然防止・拡大防止を図る。その際、聴覚障がい者、視覚障がい者、外国人にも的確に呼びかけができるよう配慮する。

〔呼びかけの例〕

こちらは〇〇市町村です。

消防本部からお知らせします。

只今、乾燥注意報が発令されています。

空気が乾燥し、火災の起こりやすい状態です。

たき火やタバコの投げ捨てはやめましょう。

お休み前にもう一度、火の元の点検を行いましょう。

以上〇〇市町村でした。

第3節 避難の指示等及び誘導

災害に際し、危険な地域又は危険が予想される地域にある居住者、滞在者等を安全な地域に誘導し又は安全な場所に収容するなどの身体、生命の保護は、この節の定めるところによって実施する。なお、本節では、避難の指示及び避難誘導について定め、避難所の運営に係る活動については第4章第1節に定める。

＜ ＞内は主に担当する班等

市町村長は、避難の指示及び避難誘導の第一次責任者として警察官、海上保安官、知事及び自衛官等の協力を求め、常に適切な措置を講ずる。

警察官及び海上保安官は、市町村が実施する避難の指示及び避難誘導に積極的に協力する。

なお、市町村長又はその委任を受けた市町村職員等において、避難を指示するいとまがないとき又は市町村長から要求があったときは、当該現場にある警察官及び海上保安官は、自らの判断により必要と認める居住者・滞在者・その他の者に対し避難のための立退きを指示する。

○避難誘導

□市町村が行う避難誘導への支援・応援協力

□県立社会福祉施設、県立学校、その他県立施設の入所者等の避難誘導

○避難状況に関する広報＜広報・情報発信班＞

1 避難指示・措置の責任体制

災害の危険のある場合、必要と認められる地域の居住者、滞在者その他の者に対し、立退きを指示する等の避難措置は、関係法令に基づきそれぞれの実施責任者が時期を失しないよう必要な措置をとらなければならない。

特に市町村長は、避難措置実施の第一次責任者として警察官、海上保安官、知事及び自衛官等の協力を求め、常に適切な措置を講ずるものとする。また、必要に応じて、対象地域、判断時期等について、関係機関に対して助言を求めるものとする。

2 避難指示等の基準

避難措置は、おおむね次の方法に基づき、当面する責任者が関係機関の協力を得て実施するものとする。

特に、避難指示等の発令時には、サイレン音を使用するほか、多種多様な手段を用いて、確実に住民に情報伝達を行うものとする。

(1) 避難措置の区分

イ 避難指示

火災の延焼等のおそれがあるときは、危険地域の住民等を安全な場所に避難させる。

火災の延焼が間近に迫ったり有毒ガスが発生するなど著しく危険が切迫していると認められるときは、危険地域の住民等を速やかに近くの安全な場所に避難させる。

ロ 警戒区域の設定

災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立入りを制限し、若しくは禁止し又は当該区域からの退去を命ずる。

(2) 避難指示等の情報伝達

イ 避難指示等の発令時は、従来のアナウンスに加え、水防信号規程に定める第4信号（風水害編第3部3章第3節12参照）により、住民に周知する。

ロ 災害対応支援システムで入力した避難指示等の情報は、自動的に各種メールで一斉配信を行うことにより、確実な伝達を行う。

(3) 避難経路及び誘導方法

イ 突発的災害の場合の避難者については、特に誘導責任者・誘導員が十分な連絡のもとに強い意思をもって誘導にあたり、住民及び群衆の無秩序な行動を防ぐことに努める。

ロ 避難者の誘導にあたっては、要配慮者に配慮する。

ハ 避難者が自力によって立退きが不可能な場合は、車両、船艇等により救出する。

ニ 避難が遅れた者を救出する場合、市町村において処置出来ないときは、直ちに県又はその他の機関に援助を要請する。

- ホ 避難者の誘導の経路はでき得るかぎり危険な橋、堤防、その他新たに災害発生のおそれのある場所を避け、安全な経路を選定する。この場合、なるべく身体壮健者等に依頼して避難者の誘導監視措置を講ずる。
- ヘ 危険な地点には、標示、なわ張り等を行うほか、夜間にあつては、特に誘導員を配置して安全を期する。
- ト 避難誘導は、避難先におけるその他の救助措置等を考慮して、なるべく自治会、町内会単位で行う。
- チ 避難者の携行品は、貴重品(現金、預金通帳、印鑑、有価証券等)、手拭、チリ紙等とし、その他は最小限の着替え、日用の身廻り品とする。なお、服装はでき得るかぎり軽装とし、素足を避け、必ず帽子、頭布等をつけ、雨合羽又は外とう等防雨防寒衣を携行する。
- リ 避難を指示するための信号はおおむね水防信号における避難信号とし、あらかじめ関係者に周知しておく。

(4) 避難場所の指定

避難場所は、あらかじめ指定した場所を原則とするが、次の点に留意する。

- イ 避難場所の開設に当たって、市町村長は、避難場所の管理者、専門技術者等の協力を得て、二次災害のおそれがないかどうかを確認する。
- ロ 被災市町村の区域内に避難収容施設が得られない場合は、隣接市町村に対し避難収容施設の提供あつせんを求める。

(5) 避難者に周知すべき事項

避難の指示等を行う場合は、状況の許す限り、次の事項が避難者に徹底されるように努める。

- イ 避難すべき理由(危険の状況)
- ロ 避難の経路及び避難先
- ハ 避難先の給食及び救助措置
- ニ 避難後における財産保護の措置
- ホ その他

(6) 学校、社会福祉施設等における避難

- イ 児童・生徒の避難措置については、秩序が乱れて混乱することのないよう、管理者が特に避難対策について、常に検討し安全な方法を考慮しておく。
- ロ 各学校・施設ごとに次のことを定め、徹底しておく。
 - (イ) 避難実施責任者
 - (ロ) 避難の順位
 - (ハ) 避難誘導責任者及び補助者
 - (ニ) 避難誘導の要領及び措置

(7) 車両等の乗客の避難措置

- イ 車両等の乗客に対する避難措置は、それぞれの乗務員の指示により迅速かつ的確を期する

ものとする。

- ロ 天災その他の理由により、輸送の安全を確保できない場合は、当該車両の乗務員は、速やかに当該車両等を停車させた地域の市町村長に対し、避難措置等について必要な協力の要請を行うものとする。

3 市町村の実施する避難措置

- (1) 市町村の区域内において災害の危険がある場合、必要と認める地域にある居住者、滞在者その他の者に対し避難措置を実施するとともに、必要に応じてその立退き先を指示する。
- (2) 避難措置を実施しようとするときは、当該現場にいる警察官・海上保安官等のほか、指定避難場所の管理者又は占有者にあらかじめ必要な事項を通報するものとする。
- (3) 避難措置を実施したときは、速やかにその内容を総合調整室情報収集班又は所管の地区災害対策本部庶務班に報告しなければならない。
- (4) 避難の必要がなくなったときは、その旨を公示しなければならない。
- (5) 市町村は、避難措置の実施に関し、「市町村地域防災計画」に、次の事項を定めておかなければならない。

イ 避難措置に関する関係機関の連絡方法

ロ 避難措置を実施する区域別責任者(市町村職員等の氏名)

ハ 避難の伝達方法

ニ 地域ごとの避難場所及び避難方法

ホ その他の避難措置上必要な事項

4 警察官、海上保安官及び自衛官の行う避難措置

- (1) 警察官又は海上保安官は、市町村長が避難のための立退きを指示することができないと認めるとき又は市町村長から要求があったときは、必要と認める地域の居住者、滞在者その他の者に対し、避難のための立退きを指示することができる(災害対策基本法第61条)。

この場合において、当該指示をしたときは、速やかに市町村長に指示した日時、居住者等、立退き先を通知しなければならない。

- (2) 警察官は、(1)の避難の指示のほか、警察官職務執行法(昭和23年法律第136号)第4条の規定により、極めて危険な状態が切迫するなど特別な状況下においては、被害を受ける者に対し避難の措置をとることができる。

この場合においては、公安委員会に報告しなければならない。

- (3) 警察官又は海上保安官は、市町村長若しくはその委任を受けて市町村長の職権を行う市町村の吏員が現場にいないとき又はこれらの者から要求があったときは、警戒区域の設定を行うことができる(災害対策基本法第63条)。

この場合において、警察官又は海上保安官は、直ちにその旨を市町村長に通知しなければな

らない。

- (4) 災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、市町村長若しくはその委任を受けて市町村長の職権を行う市町村の吏員、警察官又は海上保安官がその場にいない場合に限り、警戒区域の設定並びにそれに基づく立入り制限・禁止及び退去命令を行うことができる（自衛隊法第94条）。

この場合において、災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、直ちにその旨を市町村長に通知しなければならない。

5 県の実施する避難措置

(1) 知事による避難の指示等の代行

知事は、県内で災害が発生した場合において、当該災害の発生により市町村がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、避難のための立退きの指示に関する措置の全部又は一部を当該市町村長に代わって実施するものとする（災害対策基本法第60条）。

(2) 避難のための立退きの指示

災害により、著しく危険が切迫していると認められるときにおいて当該区域の居住者に対する避難のための立退きの指示は、第1次的には当該区域を管轄する市町村長がこれを実施するものとし、県(知事)は、防災上特に重要な地域に、必要な職員を派遣し、市町村長若しくはその委任を受けた市町村職員の実施する避難のための立退きについて指導し、又は自らが実施する避難措置について協力させるものとする。（この場合、避難のための立退きを指示した市町村長は、その内容を速やかに所轄警察署長並びに所轄地方機関を通じて県(知事)に報告するものとする。

(3) 市町村が行う避難誘導の指導・応援協力

市町村のみでは対応が困難と判断される場合、地区災害対策本部庶務班は市町村の行う避難誘導が円滑に行われるよう次の措置をとる。

イ 管内市町村の避難指示の状況を把握し、総合調整室情報収集班に報告する。

ロ 市町村から資機材、人員の提供等協力要請があった場合、必要な応援を行う。

(4) 県立社会福祉施設、県立学校、その他県立施設の入所者等の避難誘導

県立社会福祉施設、県立学校、その他県立施設の管理者は、必要と認める場合、2の(5)に基づき入所者等を屋外等の安全な場所に避難させる。避難を行った場合、その旨を総合調整室情報収集班又は、地区災害対策本部庶務班に通報する。地区災害対策本部庶務班は、2の(2)に準じて避難誘導の指導・応援を行う。

(5) 避難状況に関する広報

総合調整室情報収集班は、災害対策本部各部及び地区災害対策本部庶務班から避難に関する情報を入手し、広報・情報発信班を通じて報道機関に広報を依頼して、一般に広報を行う。

6 避難指示等の解除

避難指示等を解除する場合は、十分に安全性の確認に努めるものとする。

第4節 救出救助

事故等災害によって被災した者、危険な地域に孤立した者等の救出救助及び医療機関への搬送については、この節の定めるところによって実施する。

＜ ＞内は主に担当する班等

○要救出救助現場の状況把握＜総合調整室応急対策調整班＞

* 情報の収集は「第2章第4節 災害情報・被害情報の収集・伝達」に基づく。

○応援の必要性と応援要請先について検討＜総合調整室総括スタッフ会議＞

応援が必要と判断された場合

○応援の受け入れ方法について検討＜消防保安室＞

□交通ルートの検討（第2章第4節の情報に基づく）

□応援隊の集結場所、活動拠点の検討

○応援要請

□消防庁（緊急消防援助隊等）＜消防保安室＞

□自衛隊（第2章第9節に基づく）＜総務班＞

□警察庁（警察災害派遣隊）＜警察本部＞

□被災地外県内消防本部＜総務班＞

○活動調整体制の確立

□連絡調整職員の現場への派遣＜総務班、消防保安室＞

□情報の集約・全体活動調整＜総合調整室情報収集班・消防保安室＞

□必要な車両、資機材等の確保＜支援物資部支援物資班、通信・輸送部輸送・調達班、消防保安室＞

1 救出救助の実施体制

被災者の救出救助及び搬送は、被災地域の市町村長、警察官及び海上保安官が、関係機関に応援を求めて、速やかに実施するものとする。消防団、自主防災組織、事業所及び県民は、自ら可能な限りの救出救助活動を行うとともに、防災関係機関の活動に積極的に協力する。県は、市町村において迅速かつ的確な処理が可能かどうかを速やかに判断し、必要に応じて(市町村からの要請があった場合等)応援要請及び応援活動を円滑化するための調整等を行う。なお、甚大な被害が発生した場合、県は最優先課題としてこれに取り組む。

2 救出の対象者

災害のために現に生命身体が危険な状態にある者及び被災したことにより救助を求める者

3 避難所情報に関するサイン

避難者がいることや避難者の中に重傷者等がいることについての情報を、防災ヘリ等に、容易に把握させるため、情報伝達用サインを統一する。

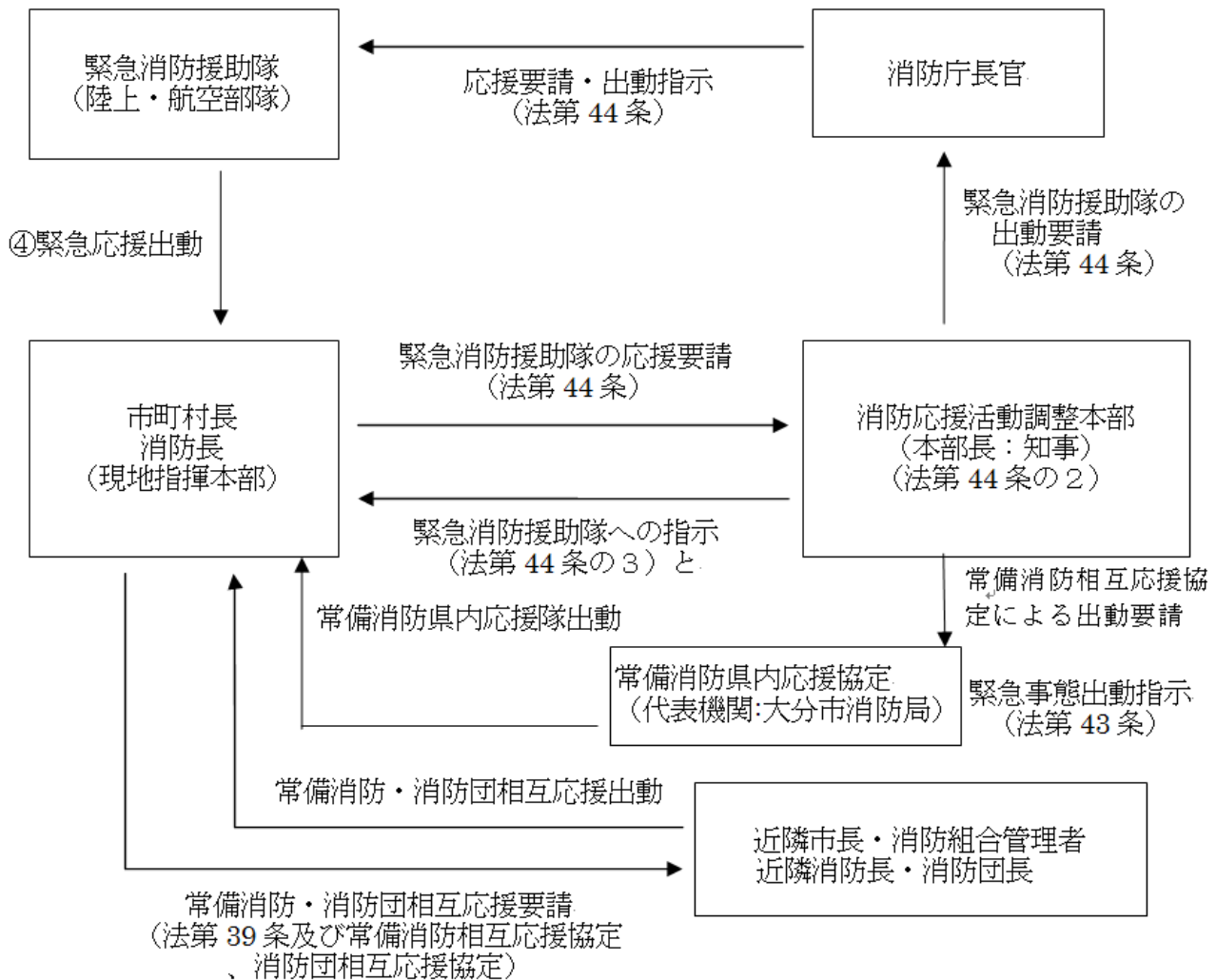
○サインの内容

規格 布(概ね2m×2m)

①黄色 	避難者がいることを示す	②赤色 	避難者の中に、負傷者や要配慮者等の緊急な救助を要するがいることを示す
--	--------------------	---	---

4 市町村における救出救助

- (1) 救出救助及び搬送は、市町村が、市町村地域防災計画の定めるところにより消防機関との間で救出班等を編成、警察官及び海上保安官と協力し、救出に必要な車両、船艇その他の資機材を使用して、それぞれの状況に応じた救出作業を実施する。
- (2) 市町村は、外部からの応援が必要と判断される場合、大分県常備消防相互応援協定及び大分県消防団相互応援協定に基づき応援要請を行う。また、災害の状況により更に応援が必要と判断された場合には、以下の図に示すとおり、緊急消防援助隊や自衛隊等の応援の要請を行う。



注) 法：消防組織法

5 警察における救出救助

- (1) 関係機関と協力のうえ積極的な被災者の搜索及び救出活動を実施する。
- (2) 活動上の必要な事項は、大分県警察における災害警備実施に関する規程又は突発重大事案発生時における初動措置要領に定めるところによるものとする。

6 大分海上保安部における救出救助

- (1) 関係機関と協力のうえ積極的な被災者の搜索及び救助活動を実施する。
- (2) 活動の実施内容については、海上保安庁防災業務計画によるものとする。

7 県が実施する救出救助

(1) 要救出救助現場の状況把握

消防保安室は、要救出救助現場の状況把握を行う。(情報の収集については第2章第4節「災害情報・被害情報の収集・伝達」参照)

（２）応援の必要性と応援要請先について検討

総合調整室総括スタッフ会議は、（１）及び市町村からの応援要請を基に、応援の必要性と応援要請先について検討する。県内の消防力をもって対応が不可能と認める場合は、消防組織法第44条に基づく緊急消防援助隊等の出動を要請するものとする。

（３）応援の受け入れ方法についての検討

緊急消防援助隊の受援計画に記載されている各消防本部管内の進出拠点及び到達ルート、野営可能地点から災害状況に応じて次により迅速に選定する。

イ 交通ルートの検討

消防保安室は、（２）において応援が必要と判断された場合、「第2章第4節災害情報・被害情報の収集・伝達」に基づき把握された交通情報から、応援隊の受け入れルートを検討する。（緊急消防援助隊等受入に伴うルート確保（国、県道等の損壊状況及び通行可能状況の収集）について検討）

ロ 応援隊の集結場所、活動拠点の検討

消防保安室は、応援隊の現地での集結場所や活動拠点、消防保安室について市町村等と協議するなどして検討を行う。

なお、宿営場所について、できる限り被災者の避難施設と共用しない場所を選定し、被災者と隊員の心理的負担感軽減に配慮する。

（４）応援（派遣）要請

（１）～（３）を踏まえ、総務班は、総務班はロ、消防保安室はイ及びハ、県警本部はニの関係機関に対して応援（派遣）要請を行う。なお、応援（派遣）要請の通信手段は、「第2章第3節通信連絡手段の確保」による。

イ 被災地外県内消防本部（県内応援隊）

ロ 自衛隊（第2章第9節に基づく）

ハ 消防庁（緊急消防援助隊等）

ニ 他の都道府県警察警察災害派遣隊等

（５）活動調整体制の確立

総合調整室各班及び支援物資部支援物資班、通信・輸送部輸送、地区災害対策本部は、現地での関係機関相互の活動が円滑になされるよう、次の措置を講じる。

イ 地区災害対策本部は地区情報連絡員を、総務班は災害時緊急支援隊を現地へ派遣する。なお地区情報連絡員は、地域防災監が、災害時緊急支援隊の隊長・副隊長は防災局長が総務部長と調整の上、事前に選任する。

ロ 総務班は、現地対策本部に關係機関協議の場を設定する。

ハ 総合調整部応急対策調整班は、現地対策本部（地区災害対策本部庶務班）からの情報の集約及び全体の活動の調整を行う。

ニ 資機材運搬等の車両の確保は通信・輸送部輸送・調整班が、資機材の確保は支援物資部支

援物資班が担当し、両部が連携し必要な車両、資機材等の確保及び輸送を行う。

8 災害救助法の適用

福祉保健部福祉保健企画課は災害救助法が適用された場合に、知事の委任に基づき市町村長が実施する次の範囲内の被災者の救出について必要な措置を行うものとする。

(1) 救出を実施する者の範囲

災害にかかった原因のいかんにかかわらず、また、災害にかかった者の住家の被害に関係なく、災害のため現に生命、身体が危険な状態にある者及び災害のため生死不明の状態にある者。

(2) 救出のための費用の負担

以下に係る費用を負担する。

- イ 船艇その他救出のため必要な機械、器具の借上費用（直接搜索及び救出作業に使用したもの
のに限り、その使用期間における借上費又は購入費が認められる）
- ロ 救出のため使用した機械、器具の修繕費用
- ハ 機械、器具を使用する場合に必要な燃料費及び救出作業を行う場合の照明に使用する燃料
費

(3) 救出費用の限度額

必要やむを得ない経費で、当該地域における通常の実費の範囲内とする。

(4) 救出実施期間

救出実施期間は、災害発生の日から3日以内とする。

(5) 市町村長は、知事の委任に基づき災害救助法の規定による被災者の救助を実施した場合は、 次の帳簿等を備え、必要な記録を行うとともに、これを保存しなければならない。

- イ 救助実施記録日計票
- ロ 被災者救出用器具燃料受払簿
- ハ 被災者救出状況記録簿
- ニ 被災者救出関係支払証拠書類

第5節 救急医療活動

事故等災害により負傷者が多数発生し、一方で医療機関の被災、ライフラインの停止により被災地域の医療機能が低下した場合の緊急医療活動については、この節の定めるところによって実施する(本節では、災害発生からおおむね72時間を目処とした活動について定め、それ以降の被災者の保護・救援を中心とした活動については、第4章第6節に定める)。

＜ ＞内は主に担当する班等

○医療情報の収集及び提供

- ☐ 医療情報の収集＜福祉保健医療部医療活動支援班、地区災害対策本部保健所班＞
- ☐ 医療情報の提供＜福祉保健医療部医療活動支援班＞

○救急医療活動の実施

- ☐ 保健医療福祉調整本部の設置＜福祉保健医療部医療活動支援班・福祉保健衛生班＞
- ☐ 医療救護所の設置＜市町村＞
- ☐ 災害派遣医療チーム（DMAT）及び医療救護班等の派遣

＜福祉保健医療部医療活動支援班＞

- ☐ 災害時健康危機管理支援チーム（DHEAT）の派遣

＜福祉保健医療部福祉保健衛生班＞

- ☐ 医薬品・医療資器材等の供給＜福祉保健医療部医療活動支援班＞
- ☐ 被災地内における救急医療活動の調整＜市町村、地区災害対策本部保健所班＞
- ☐ 広域的な救急医療活動の調整＜福祉保健医療部医療活動支援班＞

○地域医療搬送及び広域医療搬送

- ☐ 地域医療搬送

＜総務班、福祉保健医療部医療活動支援班、通信・輸送部輸送・調整班、市町村＞

- ☐ 広域医療搬送

＜総務班、福祉保健医療部医療活動支援班、通信・輸送部輸送・調整班＞

1 救急医療活動の基本方針

事故等災害により負傷者が多数発生し、一方で医療機関の被災、ライフラインの停止により被災地域の医療機能が低下した場合の救急医療活動については、限られた医療スタッフや医薬品・医療資機材等を最大限活用し、1人でも多くの命を救う（あるいは「防ぐことのできた死」preventable deathを避ける）ため、県、市町村、消防機関、日本赤十字社大分県支部、大分県医師会、災害拠点病院、大分DMA T指定病院、大分県歯科医師会、大分県薬剤師会、大分県看護協会等が密接な連携を図りながら、その他の災害対応活動の状況に応じて実施する。

2 主な機関の救急医療活動

機関名		発災 (緊急対策)	72 時間 (応急対策)
県	福祉保健部	○保健医療福祉調整本部（DMA T調整本部、必要に応じてDMA T・SCU本部等）の設置 ○医療情報の収集及び提供 ○大分DMA T及び医療救護班への出動要請 ○災害医療コーディネーター及び災害薬事コーディネーターの保健医療福祉調整本部（DMA T調整本部、必要に応じてDMA T・SCU本部等）への出動要請 ○災害時小児周産期リエゾンの保健医療福祉調整本部への出動要請（必要に応じて） ○災害派遣精神医療チーム（DPAT）隊員への出動要請及び厚生労働省への他県DPAT派遣要請（必要に応じて） ○医薬品・医療資器材等の確保 ○県外のDMA T及び医療救護班の出動要請 ○県外の医療機関に負傷者等の受入要請 ○広域医療搬送のためのSCUの設置要請	→
	保健所	○医療情報の収集及び提供 ○医療機関の被災状況等の現地確認 ○被災地内における医療救護活動の調整	→
市町村		○医療救護所の設置 ○地域の医療提供体制の確保 ○医療救護班の受入・調整 ○医薬品・医療資器材等の確保	→

事故等災害対策編 第3部 共通する災害応急対策
第3章 生命・財産への被害を最小限とするための活動
第5節 救急医療活動

日本赤十字社 大分県支部	○医療救護活動の実施	→
災害拠点病院	○重症患者等の受入・地域医療搬送	→
大分 DMAT 指定病院	○被災地での DMAT 活動 ○保健医療福祉調整本部での活動	→
大分県医師会	○医療救護活動の実施	→
大分大学医学部 附属病院	○医療救護活動の実施	→
大分県看護協会	○災害看護活動の実施	→
大分県薬剤師会	○医療救護活動の実施	→
大分県 歯科医師会	○医療救護活動の実施	→
大分災害リハ ビリテーショ ン推進協議会	○リハビリテーション支援活動の実施 (※ 活動開始時期(→)は72時間以降)	

3 医療情報の収集及び提供

(1) 医療情報の収集

福祉保健医療部医療活動支援班及び地区災害対策本部保健所班は、総合調整室情報収集班及び地区災害対策本部庶務班と連携し、また、広域災害・救急医療情報システム(EMIS)を活用して、救急医療活動に必要な医療情報を収集する。保健所及び地区災害対策本部保健所班は、EMIS への医療情報未入力 of 病院に対し入力を要請するとともに、必要に応じて電話又は訪問確認等を行い代行入力する。

収集する情報は、おおむね次のとおりである。

- イ 医療機関の被災状況(電気、水道、医療ガスの確保状況)及び稼働状況(手術の可否、人工透析が必要な患者の受入の可否、現在受け入れている重症・中等症患者数等)
- ロ 医療機関から転送が必要な入院患者数
- ハ 透析患者等難病患者が受診可能な医療機関の稼働状況
- ニ 負傷者の発生状況
- ホ 被災地及び近隣地域における医療機関の状況(手術、透析等の診療情報及び受入可能患者数等)
- ヘ 近隣県における受入可能医療機関
- ト 道路交通状況
- チ 医療救護活動に必要な医師、歯科医師、薬剤師、保健師、看護師等の保健医療活動従事者の数及び不足数

- リ 不足する医薬品・医療資器材等の種類・量及び調達可能量
- ヌ 医療救護班、医薬品等医療資器材、負傷者を搬送する緊急車両及びヘリコプター等の確保状況
- ル 市町村が開設する臨時救護所及び避難所の所在地及び収容人数等の規模

(2) 医療情報の提供

福祉保健医療部医療活動支援班は、(1)で収集した情報を整理し、総合調整室情報収集班及び地区災害対策本部庶務班を通じて、市町村、消防機関、日本赤十字社大分県支部、大分県医師会等医療関係団体、医療機関、消防機関、県民、難病患者等へ情報提供する。

なお、広域災害・救急医療情報システム(EMIS)を活用して収集する情報については、医療機関に情報の随時更新を要請し、災害活動中の関係機関に対しインターネット上で継続的に情報提供する。

4 救急医療活動の実施

(1) 保健医療福祉調整本部の設置

福祉保健医療部医療活動支援班・福祉保健衛生班は、県庁内に保健医療福祉調整本部(DMAT調整本部、必要に応じてDMAT・SCU本部、DPAT調整本部等)を設置し、収集した医療情報を活用し、医療救護活動の調整等を行う。

(2) 医療救護所の設置

イ 市町村は、管内の医療機関では負傷者を受け入れできない場合、避難所内あるいは避難所の近くに医療救護所を設置する。

ロ 市町村は、地域の医師会、歯科医師会、薬剤師会等に対して協力を求め、医療提供体制の確保に努める。

(3) 災害派遣医療チーム(DMAT)及び医療救護班等の派遣

イ 福祉保健医療部医療活動支援班は、市町村から要請があったとき又は医療救護活動上効果的であると判断したときは、大分DMAT指定病院に対し大分DMATの派遣を要請する。

大分DMATは、被災地での現場活動、病院支援、広域医療搬送の支援等を行う。

ロ 福祉保健医療部医療活動支援班及び福祉保健衛生班は、市町村から要請があったとき又は医療救護活動上効果的であると判断したとき、日本赤十字社大分県支部、大分県医師会、大分県歯科医師会及び大分大学医学部附属病院に対し医療救護班の派遣を、災害支援ナース協定医療機関に対し災害支援ナースの派遣を、大分県薬剤師会に対し薬剤師班の派遣を、大分災害リハビリテーション推進協議会に対しJRATの派遣を要請する。

医療救護班、災害支援ナース、薬剤師班及びJRATは互いに連携し、被災地内での現場活動や医療救護所及び避難所等において医療救護活動を行う。

ハ 福祉保健医療部医療活動支援班は、大分DMAT指定病院に対し、予め登録した超急性期の医療救護活動を統括する災害医療コーディネーターの、また、大分県薬剤師会に対し、予

め登録した災害薬事コーディネーターの、県庁（保健医療福祉調整本部（DMAT調整本部、必要に応じてDMAT・SCU本部等））への派遣を要請する。

- ニ 福祉保健医療部医療活動支援班は、必要に応じて、予め登録した災害時小児周産期リエゾンの所属する病院に対し、災害時小児周産期リエゾンの県庁（保健医療福祉調整本部（DMAT調整本部等））への派遣を要請する。ホ 福祉保健部医療活動支援班は、市町村等からの要請があったとき、DPAT統括者と協議のうえ派遣の有無を決定し、医療機関等に精神科医、看護師等からなる災害派遣精神医療チーム（DPAT）の編成・派遣を要請する。必要時は他県からの応援要請を図る。また、DPAT調整本部を設置し活動の指揮・調整を行う。

（４）医薬品・医療資器材等の供給

- イ 市町村は、避難所及び医療救護所で必要な医薬品・医療資器材等を、最寄りの販売業者等から調達する。
- ロ 福祉保健医療部医療活動支援班は、市町村又は医療機関から、医薬品・医療資器材等について調達の要請を受けた場合もしくは県が必要と判断した場合、備蓄している緊急医薬品等医療セットを供給するとともに、大分県薬剤師会に対し、災害用備蓄医薬品の供給を要請する。また、医薬品卸売業者と連携し、流通在庫の有効活用を図る。
- ハ 医薬品・医療資器材等の搬送・保管・分類には、多くの人員を必要とし、また、専門的知識が必要となる場合もあることから、福祉保健医療部医療活動支援班は薬剤師会、医薬品卸業協会、医療機器協会及び日本産業・医療ガス協会の協力を得て医薬品・医療ガス・医療資器材等の供給を実施する。

（５）被災地内における救急医療活動の調整

- イ 被災地内の市町村は、大分DMAT、医療救護班及び災害支援ナースの受け入れ及び医療救護活動を実施するために必要な調整を行う。
- ロ 地区災害対策本部保健所班は、管内市町村毎の医療救護活動の実施について必要な連絡調整を行う。必要に応じ、市町村災害対策本部に職員を派遣し、災害対応状況及び医療救護活動のニーズを把握する。

（６）広域的な緊急救急医療活動の調整

- イ 県外のDMAT及び医療救護班等の派遣
- 福祉保健医療部医療活動支援班は、県独自では十分な医療救護活動が実施できないと判断した場合、他県及び厚生労働省に対しDMAT及び災害支援ナースの派遣を要請するとともに、九州・山口各県に対し「九州・山口9県災害時応援協定」に基づく医療救護班の派遣を要請する。
- また、県内外及び県内被災地間におけるDMAT等の受け入れ及び医療救護活動を実施するために必要な調整を行う。
- ロ 福祉保健医療部医療活動支援班は、県内において医薬品・医療資器材等を調達できない場

合、九州・山口各県及び厚生労働省の協力を得て調達する。

ハ 福祉保健医療部医療活動支援班は、県内において重症患者等を受け入れる医療機関が不足する場合、九州・山口各県や厚生労働省に対し受け入れを要請する。

ニ 福祉保健医療部医療活動支援班は、陸上の医療機能がひっ迫していると判断した場合、国に対し船舶を活用した医療活動を要請する。

5 地域医療搬送及び広域医療搬送

(1) 地域医療搬送（被災地では対応困難な重症患者等を被災地域外に搬送する活動、広域医療搬送以外のもの）

イ 災害現場から救出された重症な負傷者又は医療機関から転送が必要な重症入院患者等は、被災地内の災害拠点病院に優先的に搬送し、同病院を地域医療搬送の拠点とする。

ロ 搬送は、原則として、被災地内及び応援消防機関の救急車両等及び防災ヘリコプター等の航空機により行う。

ハ 福祉保健医療部医療活動支援班は、救急車両又はヘリコプター等が不足する場合は、他県又は自衛隊に協力要請し、確保する（総務班経由「第2章第9節自衛隊の災害派遣体制の確立」「第2章第15節 交通確保・輸送対策」参照）。

ニ 福祉保健医療部医療活動支援班及び市町村は、消防機関が災害拠点病院の近隣に選定するヘリコプター離発着場で、円滑な搬送が実施できるよう支援する。

(2) 広域医療搬送（国の調整により、被災地では対応困難な重症患者を航空機を用いて被災地域外に搬送する活動）

イ 福祉保健医療部医療活動支援班は、広域医療搬送を実施するため、予め選定した候補地への航空搬送拠点臨時医療施設（Staging Care Unit：SCU）の設置を要請する。

ロ 被災地内の医療機関では対応困難な広域医療搬送基準に該当する重症患者等は、国と連携を図りながら、救急車両又はヘリコプター等により SCU に搬送する。

ハ 福祉保健医療部医療活動支援班は、国と連携を図りながら、他県又は自衛隊に協力要請し、SCU から県外に搬送するために必要なヘリコプター等の航空機を確保する（総務班経由「第2章第9節自衛隊の災害派遣体制の確立」「第2章第15節 交通確保・輸送対策」参照）。

ニ 消防機関、大分DMA T、日本赤十字社大分県支部、医師会、空港等の関係者は、SCU の運営について、県に協力するものとする。

6 関係機関が実施する措置

(1) 日本赤十字社大分県支部の措置

日本赤十字社大分県支部は「日本赤十字社大分県支部災害救護計画」及び災害救助に関する委託契約に基づき、医療救護を実施するとともに、県の実施するその他の医療救護について援助協力するものとする。

なお、近隣各県支部からの応援救護班等も当県支部と同様の取扱いとする。

イ 医療及び助産の実施基準は、おおむね県が実施する災害救助法の規定による医療及び助産に準じて実施し、また援助協力するものとする。

ロ 医療救護体制（常備救護班の編成）

（イ）救護班の編成

医師 1 人 看護師長 1 人 看護師 2 人 主事 2 人 計 6 人

（ロ）救護班数 8 個班

ハ 災害時に赤十字の医療救護活動等を支援する赤十字防災ボランティアを養成し、災害時に赤十字防災ボランティアセンターを開設した上で、その活動を支援する。

（2）災害拠点病院の措置

災害拠点病院は、被災地からの重症患者等の受入拠点及び地域医療搬送の拠点となる。

（3）大分DMAT指定病院の措置

イ 大分DMAT指定病院は、福祉保健医療部医療活動支援班からの要請に基づき、大分DMATを被災地又はSCUに派遣する。また、予め登録している災害医療コーディネーターを保健医療福祉調整本部（DMAT調整本部、必要に応じてDMAT・SCU本部等）に派遣する。

ロ 大分DMATは、被災地での現場活動、病院支援、広域医療搬送の支援等を行う。

ハ 予め登録され、保健医療福祉調整本部（DMAT調整本部、必要に応じてDMAT・SCU本部等）に派遣された災害医療コーディネーターは、県とともに超急性期における医療救護活動を統括し、医療救護活動を実施するために必要な調整を行う。

事故等災害対策編 第3部 共通する災害応急対策
第3章 生命・財産への被害を最小限とするための活動
第5節 救急医療活動

表：災害拠点病院及び大分DMA T指定病院の指定状況

令和6年6月6日現在

医 療 圏	病 院 名	災害拠点病院		大分DMA T
		基幹災害 拠点病院	地域災害 拠点病院	指定病院
東 国 東 別 府 速 見	国東市民病院		○	○
	国家公務員共済組合連合会新別府病院		○	○
	国立病院機構別府医療センター			○
	大分県厚生連鶴見病院			○
大 分	大分県立病院	○		○
	大分市医師会立アルメイダ病院		○	○
	大分赤十字病院		○	○
	大分中村病院			○
	大分三愛メディカルセンター			○
	大分大学医学部附属病院	○		○
	大分岡病院			○
	天心堂へつぎ病院			○
	国立病院機構大分医療センター			○
	佐賀関病院			○
	永富脳神経外科病院			○
臼 津	臼杵市医師会立コスモス病院		○	○
	津久見中央病院			○
佐 伯	南海医療センター		○	○
	長門記念病院			○
豊 後 大 野	豊後大野市民病院		○	○
竹 田	竹田医師会病院		○	○
	大久保病院		○	○
日 田 玖 珠	大分県済生会日田病院		○	○
中 津	中津市立中津市民病院		○	○
宇佐豊後高田	宇佐高田医師会病院		○	○
計		2	12	25

(4) 大分県医師会の措置

- イ 大分県医師会は、福祉保健医療部医療活動支援班からの要請に基づき、積極的に医療救護活動に協力する。
- ロ 郡市医師会は、大分県医師会又は市町村からの要請に基づき、積極的に医療救護活動に協力する。

(5) 大分県看護協会の措置

- 大分県看護協会は、福祉保健医療部医療活動支援班からの要請に基づき、積極的に災害看護活動に協力する。

(6) 大分県薬剤師会の措置

- 大分県薬剤師会は、福祉保健医療部医療活動支援班からの要請に基づき、積極的に医療救護活動に協力するとともに、市町村が行う医療救護活動に対する地域薬剤師会の協力について、必要な調整を行う。

(7) 大分県歯科医師会の措置

- イ 大分県歯科医師会は、福祉保健医療部福祉保健衛生班からの要請に基づき、積極的に医療救護活動に協力する。
- ロ 郡市歯科医師会は、大分県歯科医師会又は市町村からの要請に基づき、積極的に医療救護活動に協力する。

(8) 大分災害リハビリテーション推進協議会の措置

- 大分災害リハビリテーション推進協議会は、福祉保健医療部福祉保健衛生班からの要請に基づき、積極的に医療救護活動に協力する。

7 災害救助法の規定による医療又は助産

(1) 医療の実施基準

- イ 医療の実施範囲
 - (イ) 診察（疾病の状態を判断するもの）
 - (ロ) 薬剤又は治療材料の支給（傷病に伴う治療のため直接又は間接に必要なほう帯、ガーゼ等の消耗品材料及び輸血用の血液等を支給するもの）
 - (ハ) 処置、手術、その他の治療及び施術
- (ニ) 病院又は診療所への収容（病院、診療所等患者収容の設備を有する施設に入院させ、治療を施すことになれば、平時のとおり医療保険で対応すべきである）
- (ホ) 看護（傷病者に対する治療及び養生のために必要な医学的世話ないし介護をすること）
- ロ 医療救護の対象者
 - (イ) 災害のため医療の途を失った者（被災者の有無を問わない）
 - (ロ) 応急的な医療をほどこす必要のある者
- ハ 医療の実施期間

医療の実施期間は、特別な事情のない限り災害発生の日から14日以内の期間とする。

ニ 医療のため負担する費用の範囲

- (イ) 医療救護班による場合は、使用した薬剤、治療材料及び医療器具破損の実費
- (ロ) 病院又は診療所に収容した場合は、国民健康保険診療報酬の額以内
- (ハ) 施術者による場合には、当該地域における協定料金の額以内
- (ニ) 従事命令により、医療に従事するものに対しては、必要に応じ日当・超過勤務手当・旅費が支給される。また、医療活動において負傷した場合には療養扶助金が支給され、その他に休業扶助金・障害扶助金・打切扶助金・遺族扶助金・葬祭扶助金の制度がある。

(2) 助産実施の基準

イ 助産の範囲

- (イ) 分べんの介助（陣痛の開始から胎盤排出までの間の必要な介助をいう。）
- (ロ) 分べん前、分べん後の処置（出産前の準備及び処置並びに出産後の新生児に対するもく浴を含む事後処理をいう。）
- (ハ) 脱脂綿、ガーゼ、その他の衛生材料

ロ 助産の対象者

- (イ) 災害のため助産の途を失った者
- (ロ) 災害発生の日前後7日以内に分べんした者

ハ 助産の期間

助産を実施する期間は、特別な事情のない限り分べんの日から7日以内の期間とする。ただし災害発生の日前に分娩した者は、分べんの日から7日以内の期間が災害発生の日から7日以内の期間と重複する期間の範囲とする。

ニ 助産のための費用の負担の範囲

- (イ) 医療救護班による場合は、使用した材料の実費
- (ロ) 助産所その他の医療機関による場合は、それぞれの地域における慣行料金の8割以内の額

第6節 消防活動

火災等に的確に対処し、生命・財産への被害を最小限に止めるための活動については、この節の定めるところによって実施する。

＜ ＞内は主に担当する班等

○消防現場の状況把握＜総合調整室情報収集班＞

* 「第2章第4節災害情報・災害情報の収集・伝達」に基づく。

○応援の必要性和応援要請先について検討＜総合調整室総括スタッフ会議＞

応援が必要と判断された場合

○応援の受け入れ方法について検討＜消防保安室＞

□交通ルートの検討〔第2章第4節の情報に基づく〕

□応援隊の集結場所、活動拠点の検討

○応援要請

□消防庁（緊急消防援助隊等）＜消防保安室＞

□自衛隊（第2章第9節に基づく）＜総務班＞

□被災地外県内消防本部・消防団＜総務班＞

○活動調整体制の確立

□連絡調整職員の現地への派遣＜総務班、消防保安室＞

□情報の集約・全体活動調整＜総合調整室情報収集班・

総合調整室応急対策調整班、消防保安室＞

1 消防活動の実施体制

市町村(常備消防及び消防団(以下「消防機関」という。))は、消防活動の第一次責任者として、迅速かつ的確な消防活動を展開する。自主防災組織、事業所及びその他の県民は、自ら可能な限りの消防活動(主として初期消火活動)を行うとともに、市町村(消防機関)の活動に積極的に協力する。県は、市町村(消防機関)において迅速かつ的確な処理が可能かどうかを速やかに判断し、必要に応じて(市町村から要請があった場合等)応援要請及び応援活動を円滑化するための調整等を行う。なお、甚大な被害が発生した場合、県は最優先課題としてこれに取り組む。

2 市町村における消防活動

- (1) 消防活動は、市町村(消防機関)が、市町村地域防災計画及び消防計画の定めるところにより実施する。なお、消防計画の策定等に際しては、津波時の浸水想定を勘案するよう努めるものとする。
- (2) 市町村(消防機関)は、外部からの応援が必要と判断される場合、「大分県常備消防相互応援協定」及び「大分県消防団相互応援協定」により県内の市及び消防組合に応援を求める。又は、総合調整室情報収集班若しくは地区災害対策本部庶務班を経由して消防保安室に対して、緊急消防援助隊や自衛隊等の応援要請を依頼する。また要請体系図については、「第3章 第4節 救出救助 4 市町村における救助活動(2)」を参照のこと。

3 県における措置

(1) 消防現場の状況把握

総合調整室応急対策調整班は、要消防現場の状況把握を行う。情報の収集については第2章 第4節「災害情報・被害情報の収集・伝達」参照。

(2) 応援の必要性和応援要請先について検討

総合調整室総括スタッフ会議は、(1)及び市町村(消防機関)からの応援要請を基に応援の必要性和応援要請先について検討する。県内の消防力をもって対応が不可能と認める場合は、知事は消防組織法(昭和22年第226号)第44条に基づき緊急消防援助隊の出動を要請するものとする。

(3) 応援の受け入れ方法についての検討

緊急消防援助隊の受援計画に記載されている各消防本部管内の進出拠点及び到達ルート、野営可能地点から災害状況に応じて次により迅速に選定する。

イ 交通ルートの検討

総合調整室応急対策調整班は、(2)において応援が必要と判断された場合、「第2章 第4節 災害情報・被害情報の収集・伝達」に基づき把握された交通情報から、応援隊の受け入れルートを検討する。(緊急消防援助隊等受入に伴うルート確保(国、県道等の損壊状況及び通行可能状況の収集)について検討)

ロ 応援隊の集結場所、活動拠点の検討

総合調整室応急対策調整班は、応援隊の現地での集結場所、活動拠点について、市町村等とも協議するなどして検討を行う。

(4) 応援(派遣)要請

(1)～(3)を踏まえ、総務班は、次のイ及びロ、受援・市町村支援室広域受援班はハ、総合調整室応急対策調整班はニ、県警本部はホの関係機関に対して応援(派遣)要請を行う。なお、応援要請の通信手段は、「第2章第3節通信手段の確保計画」による。

イ 被災地外県内消防本部（県内応援隊）

ロ 自衛隊（第2章第9節に基づく）

ハ 九州・山口各県

ニ 消防庁（緊急消防援助隊等）

ホ 他の都道府県警察警察災害派遣隊等

(5) 活動調整体制の確立

総合調整室各班及び支援物資部物資班、通信・輸送部輸送・調整班は、現地での関係機関相互の活動が円滑になされるよう、次の措置を講じる。

イ 連絡調整のための職員(総合調整室)を指名し現地へ派遣

ロ 現地対策本部に関係機関協議の場の設定

ハ 現地対策本部（地区災害対策本部庶務班）からの情報の集約及び全体の活動の調整

ニ 必要な車両、資機材等の確保及び輸送(車両の確保は通信・輸送部輸送・調整班が、資機材の確保は支援物資部支援物資班が、総合調整室応急対策調整班からの指示で実施する。

なお、総合調整室情報収集班は、消防活動に関する情報を速やかに国(消防庁)、市町村及び防災関係機関に通報する。

第4章 被災者の保護・救護のための活動

- 第1節 避難所運営活動
- 第2節 避難所外被災者の支援
- 第3節 食料供給
- 第4節 給水
- 第5節 被服寝具その他生活必需品給与
- 第6節 医療活動
- 第7節 保健衛生活動
- 第8節 廃棄物処理
- 第9節 行方不明者の搜索、遺体の取扱及び埋葬
- 第10節 住宅の供給確保
- 第11節 文教対策
- 第12節 社会秩序の維持・物価の安定等
- 第13節 義援物資の取扱い
- 第14節 被災動物対策

第1節 避難所運営活動

本節は、避難所が開設された場合、その適切な運営管理を行うための活動事項等を定めるものである（避難の指示及び避難誘導については、第3章第3節に、また、避難情報に関するサインについては、第3章第4節に定める。）。

〔避難所が開設された場合の、本節に基づく各防災関係機関の主要な活動〕

＜ ＞内は主に担当する班等

○避難所の開設＜市町村＞

- ☐ 避難所開設の被災者への周知
- ☐ 避難者名簿の作成及び公表

* 地区災害対策本部は市町村を支援する。

○要配慮者の広域避難等の措置＜受援・市町村支援室広域受援助班、被災者救援部避難所対策班、福祉保健医療部福祉保健衛生班、地区災害対策本部被災者救援班・保健所班＞

○避難所の運営管理＜市町村＞

- ☐ 運営管理体制の確立
- ☐ 避難所のニーズの把握

* 避難所となった各学校及び防災関係機関は避難所の運営・管理を支援する。

○避難生活者の保護・救援

- ☐ 医療救護班等の派遣・調整＜市町村、福祉保健医療部医療活動支援班＞
- ☐ 保健師等チームの派遣・調整＜市町村、福祉保健医療部福祉保健衛生班＞
- ☐ 災害派遣福祉チームの派遣・調整＜市町村、福祉保健医療部福祉保健衛生班＞
- ☐ し尿・ごみ処理＜市町村＞

○広域一時滞在の措置＜被災者救援部避難所対策班、受援・市町村支援室広域受援助班＞

1 避難所運営の責任体制

避難所の運営は、第一順位としては市町村が行う（災害救助法適用の場合は知事からの委任に基づく。）。市町村は避難所等に避難してきた者は住民票の有無等に関わらず適切に受け入れを行う。県は、市町村の活動状況を把握し適切な支援を行う。その他の防災関係機関は、避難所の適切な運営管理のため、市町村及び県から要請があった場合には、積極的に協力する。

市町村は、避難所を開設した場合に関係機関等による支援が円滑に講じられるよう、避難所の開設状況等とともに指定避難所については当該避難所に付与された全国共通避難所・避難場所 ID を適切に県に報告し、県は、その情報を国（内閣府等）に共有するよう努めるものとする。

2 避難所の開設

（1）避難所の開設

避難者を収容し保護する施設は、あらかじめ市町村の地域防災計画に定める施設を主として使用するものである。市町村は、公民館等の集会施設、学校、福祉センター、スポーツセンター、図書館等の公共施設を利用するが、これらの適切な施設を得難いときは、野外にプレハブを仮設し、又は天幕を借り上げて設置する。この場合、当該市町村内の被害が激甚であるため、当該市町村で避難所を設置できない場合には、隣接市町村に自市町村民の収容を要請し、又は隣接市町村の建物・土地等を借り上げて、避難所を設置する。なお、必要があれば、あらかじめ指定された施設以外についても、災害に対する安全性を確認の上、管理者の同意を得て避難所として開設する。

なお、これらの措置の実施について、県は必要があると認める場合、県立施設を積極的に開放する。

また、知事は、災害対策基本法第71条又は災害救助法第9条の規定に基づき、市町村長を通じて、避難者を収容・保護するために適切と思われる旅館その他の施設又は家屋の管理使用を実施する。

（2）避難所に収容する被災者

避難所に収容する者は、災害によって被害を受けるおそれのある者及び現に災害によって被害を受けた者とする。

なお、被災者の保護の実施のため緊急の必要があると認めるときは、災害対策基本法第86条の14の規定に基づき、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対して、運送すべき人並びに運送すべき場所及び期日を示して、被災者の運送を要請するものとする。

（3）避難所開設の場合の手続

市町村において避難所を開設した場合は、おおむね次の措置をとる。

イ 避難所開設の周知

事故等災害対策編 第3部 共通する災害応急対策
第4章 被災者の保護・救護のための活動
第1節 避難所運営活動

市町村は、速やかに被災者及び警察官、消防、防災組織等関係者にその場所等を周知し、避難所に収容すべき者を誘導し保護する。その際、必要に応じて地区災害対策本部の応援を求める。

ロ 避難者名簿の作成及び公表

市町村は、速やかに避難所ごとの避難者名簿を作成し、報道機関等を通じて公表する。その際、避難者名簿の作成にあたっては、必要に応じて地区災害対策本部や地元住民の協力を求め、迅速かつ的確な避難者名簿の作成・公表に努める。

ハ 避難所開設に関する報告

市町村は、避難所の開設に関する情報(日時、場所、箇所数、避難者数、ライフラインの状況、疾病別人数、ニーズ)を避難所開設後直ちに総合調整室情報収集班又は地区災害対策本部庶務班に報告する(第2章第4節参照)。

また、市町村は上記の報告の後速やかに次の事項を整理し、総合調整室情報収集班又は地区災害対策本部庶務班に報告する。

- (イ) 避難所開設の日時及び場所
- (ロ) 施設箇所数及び収容人員
- (ハ) 避難者名簿
- (ニ) 開設見込期間

ニ 避難所の設置に要する経費

災害救助法が適用された場合の避難所の設置に要する経費は、内閣総理大臣が定める基準の範囲内とする。

この場合、支出できる費用の内容は、おおむね次のとおりとする。

- (イ) 賃金職員雇上費
- (ロ) 消耗器材費
- (ハ) 建物の使用謝金
- (ニ) 器物の使用謝金
- (ホ) 借上費又は購入費
- (ヘ) 光熱水費
- (ト) 仮設便所等の設置費

ホ 避難所の開設期間

災害救助法が適用された場合の避難所の開設は、災害発生の日から7日以内の期間に限るものとし、当該期間を越えて開設しなければならない特別な事情がある場合は、市町村はあらかじめその理由を福祉保健部福祉保健企画課に申し出て承認を受ける。

ヘ 帳簿等の整備

災害救助法が適用された場合、市町村はおおむね次の帳簿等を備え必要な事項について記録を行うとともに、これを保存しなければならない。

- (イ) 避難者名簿
- (ロ) 救助実施記録日計票
- (ハ) 避難所用物資受払簿
- (ニ) 避難所設置及び収容状況
- (ホ) 避難所設置に要した支払証拠書類
- (ヘ) 避難所設置に要した物品受払証拠書類

3 避難所における感染症対策

市町村は、避難所の開設にあたり、避難所が過密状態になることを防ぐため、可能な限り多くの避難所を開設するなど、感染症対策に必要な措置を講じるものとする。

また、県は市町村のみで十分な措置を講じることが困難な場合には、積極的に協力する。

(1) 住民への周知

県及び市町村は、住民に対しハザードマップ等を活用し、災害時の避難行動を確認するとともに、避難所が過密状態になることを防ぐため、可能な場合には、親戚や友人の家等への避難を検討するよう周知する。

また、避難時に備え、非常用持出袋の防災用品について、感染症対策を念頭においた物資を追加するよう周知する。

(2) 避難先の検討・確保

市町村は、指定避難所以外の避難所を開設するなど、通常の災害発生時よりも可能な限り多くの避難所の開設を検討するとともに、ホテルや旅館等の活用も検討する。

また、発熱や咳等の有症者や濃厚接触者の避難を想定し、避難者ごとの個室スペースを確保した指定避難所以外の避難所を開設するなど、それぞれに専用の避難所を確保する。

併せて、平時から、避難所のレイアウトや動線等を確認し、感染症患者が発生した場合の対応を含め、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、必要な措置を講じる。特に、避難所が学校の場合は、学校薬剤師に助言を求める。

県は、避難所の確保にあたり、県立施設を積極的に開放するほか、ホテルや旅館等の借上げについて、市町村のみでは対応が困難な場合には、借上げに係る調整を実施する。

(3) 感染症対策に必要な備蓄品の確保

市町村は、マスクやアルコール消毒液など、避難所内での感染症対策に必要な物資を確保する。

県は、市町村において必要な物資が確保できない場合には、市町村ごとのニーズを的確に把握し、用品調達先の調整を行う。

(4) 避難者の受入れ体制の確立

市町村は、避難者の受入れにおいて、検温や体調確認、換気・消毒などの業務が発生するため、部局を超えた市町村職員の協力体制を構築するなど避難者の受入れ体制を強化す

る。

県は、市町村からの要請に応じて、保健師等チームを派遣するとともに、各種団体等から参集する保健医療福祉活動チームが円滑に活動できるよう調整する。

(5) 避難所内での感染予防

市町村は、避難所内での感染予防策として、次のような対策を講じることとする。

- イ 避難所の受付では、健康チェックを兼ねた受付名簿を作成する。なお、受付を行う職員等はマスク・ゴム手袋を着用する。
- ロ 避難者に対し、マスクの着用、手指消毒を呼びかける。
- ハ 検温、風邪症状の有無、感染が確認されている者の濃厚接触者かどうかを確認し、その結果に応じた対応を行う。
- ニ 避難所内の居住スペースでは1人あたり4㎡を確保するよう努める。
- ホ 避難者同士の距離を十分に確保できない場合は、簡易間仕切りなどを用いて区分する。
- ヘ アルコール消毒薬を出入り口やトイレなど、多くの人が使用する箇所に複数設置する。
- ト ドアノブや手すり、テーブルなど不特定多数の人が触れる場所は定期的に消毒を行う。
- チ 定期的に窓あるいはドアを開け、換気を行う。
- リ 避難生活開始後も、定期的に健康状態を確認し、発熱、咳等の症状が出現した場合は、職員等に報告するよう避難者に周知する。

(6) 感染症対策に配慮した避難所運営訓練の実施

県は、市町村や自主防災組織が感染症対策に配慮した避難所の開設・運営が円滑にできるよう、市町村との共同により、市町村職員や自主防災組織を対象とした避難所運営訓練等を必要に応じて実施する。

(7) 感染症患者に関する情報共有等

行動制限を要する感染症の自宅療養者やその濃厚接触者の避難に関して、防災担当部局や衛生担当部局、保健所、市町村と連携の下、平時から避難先の確保や避難行動について具体的な調整、確認を行う。

併せて、保健所は自宅療養者や濃厚接触者に対し、避難先や避難方法について情報提供を行う。

4 要配慮者の避難等の措置

市町村は、避難所のバリアフリー化に努めるとともに、要配慮者用の窓口や重度障がい者等のためのスペースを確保するなどの措置を講じるなど、福祉的支援を充実させる。また、福祉避難所の開設が必要と判断する場合は、速やかに開設するものとする。

また、避難所での集団生活が困難な要配慮者のために必要に応じて、旅館・ホテル等を福祉避難所に指定する。

なお、要配慮者の避難等の措置について当該市町村のみでは対応できない場合、当該市町村は総合調整室情報収集班又は地区災害対策本部庶務班及び関係機関へ要配慮者の受け入れ先の確保に

ついて協力を要請し、当該市町村外の福祉避難所の指定を受けた施設や社会福祉施設その他の適切な場所（以下「広域避難施設」という。）へ避難させる。

市町村から要配慮者を他の市町村へ避難させるための協力要請を受けた場合総合調整室応急対策調整班は他の市町村との連絡調整等を行う。

県は、平素から福祉避難所や一般避難所福祉スペースの施設数や所在、受入可能人数等の情報について、平時から市町村との情報の共有を図る。

（１）広域避難を必要とする要配慮者等の把握

市町村は、救助にあたり特別な配慮を要する者の状況等を把握し、保健福祉サービスの提供や福祉避難所への避難等を行うための連絡調整を行うとともに、他市町村の広域避難施設への避難を必要とする者の状況について総合調整室情報収集班又は地区災害対策本部庶務班へ報告する。

報告を受けた地区災害対策本部庶務班は、総合調整室情報収集班を経由して被災者救援部避難所対策班及び福祉保健医療部福祉保健衛生班に伝達する。

（２）広域避難施設の選定

（１）の報告内容を踏まえ、福祉保健医療部福祉保健衛生班は、必要に応じて受援・市町村支援室広域受援助班、被災者救援部避難所対策班及び厚生労働省とも協議しながら、県内外の社会福祉施設等の中から適切な広域避難施設を選定する。

（３）広域避難施設への移送

広域避難施設への移送については、受援・市町村支援室広域受援助班は必要に応じて、自衛隊（総合調整室総務班）、輸送関係指定地方公共機関等（通信・輸送部）に応援を要請する。

（４）広域避難施設への応援措置

受援・市町村支援室広域受援助班は、要配慮者の広域避難施設への移送が円滑に行われるよう、移送元の市町村及び受援・市町村支援室広域受援助班、地区災害対策本部被災者支援班・保健所班と連携して受入れ可能な広域避難施設を把握し、移送する。

また、その際、必要に応じて、広域避難施設の所在県、厚生労働省その他関係機関の協力を求める。

5 避難所の運営管理

避難所の運営管理は、市町村長の責任の下で行う（災害救助法適用の場合は知事からの委任に基づく。）が、住民や民間の力を活かすことが望ましいため、市町村は、「避難所運営マニュアル」を策定し、発災時の迅速な避難所の立ち上げと円滑な運営に努める。

また、県は、「避難所運営マニュアル策定のための基本指針」を策定し、各市町村のマニュアル策定を支援する。

学校その他が避難所となった場合、学校長等の施設責任者は、避難所が円滑に運営管理されるよう市町村に協力する。

（１）避難所の運営管理体制の確立

市町村は、避難所の開設後早期に、避難施設の施設責任者、避難住民代表者（町内会・自治会長等）と協議して、避難所の運営管理チームを設け、運営管理への協力を依頼する。

避難者は、先ず隣保班や居住域等により自主的に「班」をつくり、各班で話し合っ「班長」を決めていくことが、その後の食料や水等の配給・分配をスムーズに行い、避難所内でのトラブルを防ぐもととなる。

また、県は、こうした避難所のルールづくり等、避難所運営を支援する「避難所運営コーディネーター」を養成する。

（２）避難所での情報伝達

避難所で生活している避難者に対する生活情報等の提供は、口頭での説明のほか、掲示板の設置、チラシの配付等により、聴覚障がいや視覚障がい等のため情報伝達に障がいのある避難者にも配慮した方法を用いる。また、必要に応じて、テレビ、ラジオ等を避難所に設置する。

（３）避難所での食料・水・生活必需品の配付

県は、支援物資が避難所までスムーズに行き届くよう、国、県、市町村及び民間事業者等の役割分担を明確化する。

また、避難所ごとのニーズを的確に把握し、タブレット端末を利用してスムーズな集計を行うなど、市町村と連携を図りながら新物資システム（B-Pl0）を活用して備蓄する物資・資機材の供給・調達・輸送に関し情報共有を図る。

市町村は、避難所での食料、水、生活必需品の配付について、運営管理チームの協力を得て行う。食料の配布にあたっては、栄養士の指導を受けて避難者の適切な栄養管理に努めるとともに、食物アレルギーを有する避難者のニーズの把握やアセスメントの実施、食物アレルギーに配慮した食料の確保・配付等に努めるものとする。

また、女性用品の取扱い、配布等は女性が行うなど配慮する。

（４）避難所のニーズの把握

市町村は、常に避難所のニーズを把握し、迅速かつ的確に対応する。

（５）避難住民の健康への配慮

県及び市町村は、避難者の健康管理のため、保健師等チームを派遣するとともに、各種団体に災害支援チーム（JDA-DAT 等）の派遣要請を行い、常に避難住民の健康管理を行うとともに、公衆衛生ニーズを把握する。

また、避難生活の長期化等により、二次的な健康被害を及ぼさないようエコノミークラス症候群の予防や熱中症への注意喚起等の対策を講じる。

（６）避難所の生活環境への配慮

市町村は、あらかじめ避難所内の空間配置図、レイアウト図などの施設の利用計画を作成するよう努める。また、簡易トイレ（洋式）・携帯トイレの備蓄に加え、トイレカーの導入を検討するなど、災害・断水時のトイレを確保するとともに、清掃等衛生環境の面に注意を払い、

常に良好なものとなるよう努める。

さらに、避難所開設当初からパーテーションや段ボールベッドを設置するよう努める。

特に避難の長期化等必要に応じてプライバシーの確保や、暑さ寒さ対策、身体の負担軽減等につながる段ボールベッド等の確保、入浴及び洗濯の機会の確保、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮する。

県は、市町村からの要請に応じて、避難所における保健衛生ニーズの有無を把握するため、保健活動チームを派遣するとともに、各種団体等から参集する保健医療福祉活動チームが円滑に活動できるよう調整する。

市町村は、避難者の健康状態や指定避難所の衛生状態の把握に努め、栄養バランスのとれた適温の食事や、入浴、洗濯等の生活に必要な水の確保、福祉的な支援の実施など、必要な措置を講じるよう努めるものとする。また、避難所の生活環境に配慮するため、キッチンカーやトイレカーの派遣により市町村を支援する。

(7) 女性の視点からの避難所運営

避難所の運営、レイアウト等にあたっては、次のような工夫を図り、女性の特性等に配慮する。

イ 避難所運営には、男性と女性の責任者を配置する。

ロ 一人暮らしの女性や高齢者・障がい者、乳幼児のいる家族等の被災者の状況に応じ、間仕切りをするなどの配慮を行い、快適な居住スペースの確保に努める。

ハ 乳幼児のいる家族に配慮した授乳スペース・育児スペースの確保に努める。

ニ 男女別のトイレや更衣(又は化粧)スペース及び女性用洗濯物の干し場の確保に努める。

ホ 仮設トイレの設置等の避難所のレイアウトにおいては、女性やこどもの安全・安心に配慮した場所や通路、夜間の照明の確保に努める。また、男女ペアによる巡回警備や防犯ブザーの配布も努める。

ヘ 女性や子どもへの暴力を防止し、心身の健康を守るために、専用の相談窓口の設置に努める。

ト 家事や育児などの家庭的責任は男女が共同して負担するよう努める。

(8) 避難所運営訓練の実施

県は、市町村や自主防災組織が円滑に避難所を開設・運営できるよう、市町村との共同により、市町村職員や自主防災組織等を対象とした避難所運営訓練等を実施する。

(9) 避難所での外国人への配慮

市町村は、日本語の理解できない外国人に対し、情報や配給などが行き渡るようボランティア通訳等の手配により配慮する。ボランティア通訳者や災害時外国人支援情報コーディネーターの要請が必要な場合、県災害対策本部被災者救援部外国人救援班と連携して配慮を行う。

6 避難生活者の保護・救援

(1) 医療救護班等の派遣・調整

県は、避難所における医療ニーズの有無を把握し、市町村からの要請に応じて、速やかに医療救護班を派遣するとともに、各種団体等から参集する医療支援チームが円滑に活動できるよう調整する。

(2) 保健医療福祉活動チームの派遣・調整

県は、市町村からの要請に応じて、避難所における保健衛生ニーズの有無を把握するため保健師等チームを派遣するとともに、各種団体等から参集する保健医療福祉活動チームが円滑に活動できるよう調整する。

(3) 災害派遣福祉チームの派遣・調整

県は、大規模災害の発生時、市町村からの要請に応じて、避難所や在宅、車中泊等避難者の福祉ニーズの把握や要配慮者の支援等を行う災害派遣福祉チーム（DWA T）を派遣する。

また、県は派遣した災害派遣福祉チームが円滑に活動できるよう被災市町村との連絡調整を行う。

(4) 福祉避難所サポーターの派遣・調整

市町村は、避難の長期化に伴う福祉避難所の職員不足等を解消するため、福祉避難所サポーターの派遣要請を行う。

7 広域避難

○市町村は、災害の予測規模、避難者数等にかんがみ、当該市町村の区域外への広域的な避難、指定避難所及び指定緊急避難場所の確保が必要であると判断した場合は、県や受入先の市町村と以下のとおり調整を行うものとする。

- ・県内の他の市町村への避難については、受入先の市町村に直接協議することを原則とするが、必要に応じて県が調整する。
- ・他の都道府県の市町村への避難については、県に対し、受入先の都道府県との協議を求めるほか、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、知事に報告した上で、市町村自ら受入先の都道府県内の市町村に協議することができる。

○県は、市町村から協議要求があった場合、他の都道府県と協議を行うものとする。

○市町村は、指定避難所及び指定緊急避難場所を指定する際に併せて広域避難の用にも供することについても定めるなど、他の市町村からの避難者を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努めるものとする。

○県、市町村、運送事業者等は、あらかじめ策定した具体的なオペレーションを定めた計画に基づき、関係者間で適切な役割分担を行った上で、広域避難を実施するよう努めるものとする。

○県、市町村及び事業者は、避難者のニーズを十分把握するとともに、相互に連絡をとりあい、放送事業者を含めた関係者間で連携を行うことで、避難者等に役立つ的確な情報を提供できる

ように努めるものとする。

8 広域一時滞在

被災市町村は、災害の規模、被災者の避難・収容状況、避難の長期化等により、区域外への広域的な避難及び応急仮設住宅等への収容が必要であると判断した時は、県や受入先の市町村と以下のとおり調整を行うものとする。

- ・県内の他の市町村への避難については、受入先の市町村に直接協議することを原則とするが、必要に応じて県が調整する。
- ・他の都道府県の市町村への避難については、県に対し、受入先の都道府県との協議を求めるほか、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、知事に報告した上で、市町村自ら受入先の都道府県内の市町村に協議することができる。
- ・被災市町村は、広域一時滞在の受入先の市町村との間で、被災住民に関する情報の共有を確実に行うものとする。また、受入先の市町村は、受け入れた被災住民に対し、必要な支援情報を提供するものとする。

第2節 避難所外被災者の支援

様々な事情により避難所以外の場所で生活する被災者、あるいは、自宅の使用はできるものの、ライフラインの途絶等により食料や情報を得ることが困難になった被災者に対しても、避難所で生活する被災者と同様に、食料・物資等の提供、情報の提供、避難所への移送、巡回健康相談など、必要な支援を行う。（避難所情報に関するサインについては、第3章第4節に定める。）

〔避難所が開設された場合の、本節に基づく各防災関係機関の主要な活動〕

＜ ＞内は主に担当する班等

- 避難所外被災者の状況把握＜市町村、被災者救援部避難所対策班及び外国人救援班、地区災害対策本部被災者救援班＞
- 食料・物資の供給＜市町村、地区災害対策本部支援物資班、通信・輸送班＞
- 避難所への移送＜市町村、地区災害対策本部被災者救援班、通信・輸送班＞
- 避難所外被災者の巡回健康相談＜市町村、地区災害対策本部保健所班＞

1 避難所外被災者の状況把握

市町村は、車中泊等の避難所外被災者の実態把握や指定避難所への誘導等の対応について具体的な手法を明確にし、必要な支援を行う。

避難所外被災者の状況把握を迅速に行うため、地区災害対策本部被災者救援班は、市町村が行う避難所外被災者の状況調査に協力するとともに、必要に応じて関係機関に支援を要請する。

なお、県は、被災者の保護の実施のため緊急の必要があると認めるときは、災害対策基本法第86条の14の規定に基づき、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対して、運送すべき人並びに運送すべき場所及び期日を示して、被災者の運送を要請するものとする。

2 避難所外の要配慮者

市町村は、避難所外の要配慮者について、早期に福祉避難所や医療機関等に移送するよう努める。地区災害対策本部庶務班は総合調整室情報収集班に報告し、必要に応じて支援を要請する。

また、被災者救援部外国人救援班及び市町村は、避難所外の外国人について、必要に応じてボランティア通訳者や災害時外国人支援情報コーディネーターを配置して、適切な支援を行うものとする。

3 避難所外被災者への情報伝達活動

県及び市町村は、被災者のニーズを十分把握し、二次災害の危険性に関する情報、安否情報、ライフラインや交通施設等の公共施設等の復旧状況、医療機関等の生活関連情報、それぞれの機関が講じている施策に関する情報、交通規制、被災者生活支援に関する情報等、被災者等に役立つ正確、かつ、きめ細かな情報を適切に提供するように努める。

なお、その際、高齢者、障がい者等の要配慮者、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在を把握できる広域避難者等に対して、紙媒体で情報提供を行うなど、適切な手段により情報提供に努める。

さらに、市町村は、指定避難所だけでなく、協定・届出避難所として位置づけられた避難所についても、あらかじめ情報を把握するとともに、在宅避難者等が発生する場合や、避難所のみで避難者等を受け入れることが困難となる場合に備えて、あらかじめ、地域の実情に応じ、在宅避難者等が利用しやすい場所に在宅避難者等の支援のための拠点を設置すること等、在宅避難者等の支援方策を検討するよう努める。

4 車中泊避難者への支援

やむを得ず車中泊により避難生活を送る避難者が発生する場合に備えて、あらかじめ、地域の実情に応じ、車中泊避難を行うためのスペースを設置すること等、車中泊避難者の支援方策を検討するよう努めるものとする。その際、車中泊避難を行うに当たっての健康上の留意点等の広報や車中泊者の支援に必要な物資の備蓄に努める。

また、県は要配慮者の多様なニーズへの対応のため、必要に応じて、災害派遣福祉チーム（DWA T）を派遣する。

5 食料・物資の供給

県及び市町村は、交通及び通信の途絶により孤立状態にある被災者に対しては、大規模災害に伴う孤立集落等対策指針に基づき、早期に孤立状態の解消に努めるとともに、食料、飲料水及び生活必需品等の物資の円滑な供給に努める。また、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在が把握できる広域避難者に対しても物資等が提供されるよう努める。

6 巡回健康相談の実施

県及び市町村は、避難所外被災者に対しても、健康管理のため、保健師等チームを派遣し、巡回して健康相談を行うとともに、保健衛生ニーズを把握する。

また、避難生活の長期化等により、二次的な健康被害を及ぼさないようエコノミークラス症候群の予防や熱中症への注意喚起等の対策を講じる。

第3節 食料供給

本節は、食料の供給、販売機能が麻痺し、又は住家の被害により自宅で炊飯等ができない被災者又は応急対策等に従事する者に対する一時的な炊出しや必要な食料品の供給に関する事項について定めるものである。

〔食料の供給が必要となった場合の、本節に基づく各防災関係機関の主要な活動〕

＜ ＞内は主に担当する班等

○被災者・応急対策等従事者に対する食料供給の必要性の判断＜市町村＞

- 避難者の状況把握
- 医療機関・社会福祉施設等の状況把握
- 応急対策等従事者の状況把握
- 電気、ガス、水道の状況把握

○食料供給（炊出し等）の実施

市町村で食料供給が困難な場合

- 備蓄物資などの支援物資を供給する基本計画の作成＜支援物資部支援物資班＞
- 具体的な供給内容、供給方法の決定、調整＜支援物資部支援物資班＞
- 政府所有米穀の緊急引渡し＜支援物資部食糧班＞
 - * 農林水産省農産局長
- 農業団体等が保有する食料の供給及びあっせん＜支援物資部食糧班＞
- 流通在庫による食料の供給及びあっせん＜支援物資部支援物資班＞
- 自衛隊の派遣要請＜総務班＞

1 食料の供給責任体制

食料供給は、第一順位としては市町村が行う（災害救助法適用の場合は知事からの委任に基づく）。地区災害対策本部は、市町村の活動状況を把握し適切な支援を行うほか、市町村による食料供給が困難な場合は速やかに災害対策本部に物資の確保及び配送を要請し、直接これを配布する。

また、その他の防災関係機関は、市町村及び県から食料供給に関する要請があった場合には、積極的に協力する。

2 食料供給活動の流れ

(1) 被災者、応急対策等への従事者に対する食料供給の必要性の判断

市町村は、以下の情報を収集し、被災者、応急対策等への従事者に対する食料供給の必要性を判断する。

- イ 避難者の状況
- ロ 医療機関、社会福祉施設等の状況
- ハ 応急対策等への従事者の状況
- ニ 電気、ガス、水道の状況

(2) 市町村による食料供給の実施

市町村は、食料供給が必要と判断された場合、食料の供給を行う。その際、要配慮者及び医療機関の入院患者、社会福祉施設の入所者に配慮する。また、県の支援が必要と判断される場合は、県に支援を要請する。

(3) 県における食料供給の実施

イ 所要品目、量、運搬ルート等の情報管理

支援物資部支援物資班は、備蓄物資などの支援物資を供給する基本計画を作成する。また、支援物資班は、総合調整応急対策調整班、通信輸送部通信・輸送班との情報共有を図りながら、具体的な供給内容や供給方法を決定・調整する。

なお、情報の集約に当たっては、自衛隊、消防、避難所、ボランティア、運送業者等と連携して被災者のニーズを迅速に把握するよう努めるとともに、集約した情報は、新物資システム（B-Plo）を活用して、関係機関で共有する。

ロ 食料の供給等

食料の供給は、支援物資部の指示の下で行う。

(イ) 政府所有米穀の緊急引渡し

農林水産省農産局長あてに要請する。

(ロ) (イ) 以外の食料の供給及びあっせん

(イ) 以外の食料については、あらかじめ流通業者と締結した協定等に基づき、供給及びあっせん並びに現地への輸送を行う。

なお、必要に応じて第4章第13節に定める義援物資の受け入れ及び民間団体が行う支援との調整を図る。

① 農漁業団体等が保有する農水産物の供給及びあっせん

② 流通在庫による食料の供給及びあっせん

ハ 自衛隊への派遣要請

自衛隊の派遣が必要な場合、総務班が派遣要請を行う。

ニ 県内市町村、九州・山口各県、他都道府県への応援要請

「第2章第7節 広域的な応援要請」に準ずる。

3 政府所有米穀の緊急引渡し

(1) 市町村の手続

市町村長は、農林水産省の定める「米穀の買入れ・販売等に関する基本要領」（災害救助法及び国民保護法が発動された場合の特例）により、災害救助用米穀の緊急引渡しの要請を行う。

イ 通常の手続きによる緊急引渡し等

市町村長は、所管の地区災害対策本部を経由して県に対し、災害救助用米穀の緊急引渡しの要請を行い、引渡しを受けた後、被災者に対する供給又は給食を実施する。

ロ 災害地が孤立した場合等における緊急引渡し

交通、通信の途絶等の重大な災害の発生により、災害救助用米穀等の引渡しについて知事の指示を受け得ない場合であって、緊急に災害救助用米穀を必要とするときは、市町村長は、「米穀の買入れ・販売等に関する基本要領」に基づき、農林水産省農産局長（以下「農産局長」という。）に対して災害救助用米穀の引渡しを要請する。市町村長が農産局長に直接要請を行った場合、市町村長は、知事との通信体制が復旧した後、必ずその旨を連絡することとし、支援物資部食糧班は様式（巻末資料編参照）により農産局長へ要請書を送付する。

(2) 支援物資部食糧班の手続

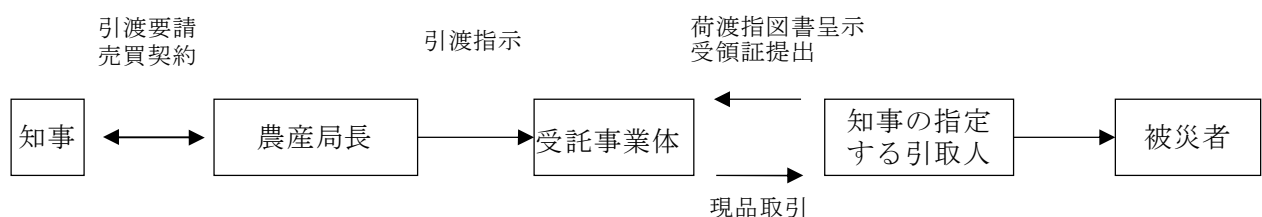
(1) により、市町村長から災害救助用米穀の緊急引渡しの要請を受け、支援物資部食糧班は以下の手続きを行う。

イ 市町村の申請に基づき、緊急引渡しを行う際、給食又は供給を行わせることを適当と認める者を引取人として指定する。

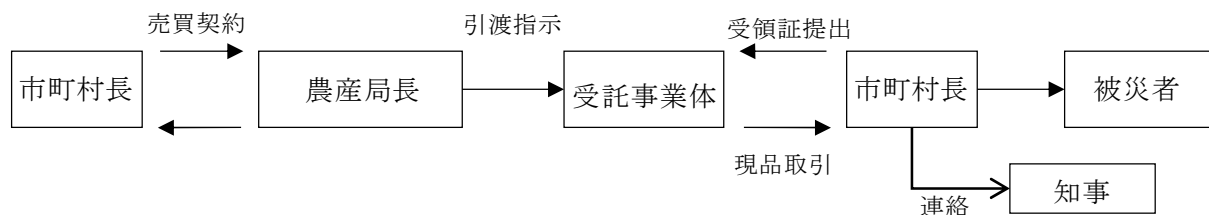
ロ 指定した引取人に対し、緊急引渡しを実施させる。

(3) 応急供給系統図

イ 知事に対する応急食糧の直接売却



ロ 市町村長と県が連絡の取れない場合の現物引渡



ハ 知事が自衛隊に運送を依頼する場合

交通の途絶等により、政府運送では緊急に間に合わない場合、知事は、自衛隊に災害地まで運送を要請することができる。

4 災害救助法の規定による炊出しその他による食品の給与

災害救助法の適用については、災害対策本部本部会議において決定する。

災害救助法の規定に基づく炊出し、その他による食品の給与は市町村からの要請に基づき、地区災害対策本部被災者救援班・支援物資班が実施する。

また、地区災害対策本部被災者救援班は、所管区域市町村が実施する炊出しその他による食品の給与を指導し、地区災害対策本部庶務班は、市町村において食品の給与が困難な場合は、臨時的な救助班等を編成して現地に派遣するなど、その円滑な実施を図るものとする。

(1) 炊出し、その他による食品の給与基準

イ 給与を受ける被害者の範囲

(イ) 避難所に収容された者

(ロ) 住家の被害が全壊、全焼、流失、半壊、半焼若しくは床上浸水等である場合又は社会基盤の被災により炊事のできない者

(ハ) 被災市町村内の旅館の宿泊人及び一般家庭の来訪客で(イ)又は(ロ)と同一の状態にある者

(ニ) 被災を受け、一時縁故先に避難する者で食料品をそう失した者

(ホ) 流通の途絶により食品が確保できない者

ロ 炊出しその他による食品給与の方法

(イ) 炊き出しは、避難所内又はその近くの適当な場所を選んで実施し、適当な場所がないときは、飲食店又は旅館等を使用する。

(ロ) 食品の給与に当たっては、現に食し得る状態にある物を給すること（原材料（小麦粉、米穀、醤油等）及び現金食券を支給することは災害救助法の趣旨に反し認められない。

(ハ) 食品の給与は産業給食（弁当等）によっても差し支えない。

(ニ) 乳幼児に対する食品の給与は、ミルク等によっても差し支えない。

(ホ) 炊出しの実施に支出できる費用は、主食、副食及び燃料等の経費として1人1日当たり内閣総理大臣が定める基準の範囲内とする。

ハ 炊出し及び食品の給与の期間

特別な事情のない限り、災害の発生の日から7日以内の間とする。

ニ 費用の負担

福祉保健部福祉保健企画課はイからハの基準に基づき、市町村にその実施を委任した炊出しその他による食品の給与について、おおむね次の範囲内の費用を負担するものとする。

(イ) 主食費

① 知事が一括売却を受け配分した場合の主食

- ② 供給食料のほか一般の食品店その他から炊出し等のため購入したパン、麺類等
- (ロ) 副食費及び調味料費
- (ハ) 炊出し用の燃料費
- (ニ) 雑費 器物の使用謝金、又は借上料等

(2) 市町村の措置

イ 県への情報提供等

知事の委任に基づく災害救助法の規定による炊出しその他の食品の給与に着手した場合は、市町村長は速やかにその概要を福祉保健部福祉保健企画課に情報提供し、必要な指示を受けるものとする。

ロ 帳簿等の備え付け等

市町村長が知事の委任に基づき炊出しその他の食品を給与する場合は、その責任者を指定するとともに、炊出し等の各現場に実施責任者を定め、おおむね次の帳簿等を備え必要な事項について記録を行うとともに、これを保存しなければならない。

- (イ) 救助実記録日計表
- (ロ) 炊出しその他による食品給与物品受払簿
- (ハ) 炊出し給与状況
- (ニ) 炊出しその他による食品給与に関する証拠書類

5 その他の機関が実施する食料の供給措置

(1) 自衛隊

特に緊急を要する場合は、部隊が管理する「乾パン」等の管理換えに応ずる。

(2) 日本赤十字社大分県支部

所管の赤十字奉仕団等を通じて、被災者等に対する炊出しその他の食品等の給与の応援協力を実施する。

(3) 九州農政局（大分県拠点）

知事又は政府の要請に基づき、農林水産省が実施する応急用食料(精米、パン、おにぎり、弁当、即席めん、育児用調整粉乳、缶詰、レトルト食品、乾パン及び水の供給可能量把握、供給団体等への出荷要請に連携し、職員の派遣等により応急用食料の供給支援を実施する。

第4節 給水

本節は、災害による断水のため、現に飲料水及び生活用水を得ることができない者に対する給水に関する事項について定めるものである。

〔給水活動が必要となった場合の、本節に基づく県の主要な活動〕

＜ ＞内は主に担当する班等

○被災者に対する給水の必要性の判断＜市町村＞

□被災者の状況把握＜市町村＞

□医療機関、社会福祉施設等の状況把握＜市町村＞

□通水状況把握＜市町村＞

□衛生状況の把握＜地区災害対策本部保健所班＞

○給水の実施＜市町村＞

□衛生の確認＜地区災害対策本部保健所班＞

市町村で給水が困難な場合

○所要量、運搬ルート等の情報管理＜支援物資部、被災者救援部、通信輸送部通信・輸送班＞

○給水班の総合調整＜支援物資部、被災者救援部、総務班＞

○流通在庫による飲料水の供給及びあっせん＜支援物資部支援物資班＞

○自衛隊の派遣要請＜市町村、総務班＞

○国土交通省、日本水道協会等への応援要請＜総務班、被災者救援部＞

1 給水の責任体制

給水は、第一順位としては市町村が行う（災害救助法適用の場合は知事からの委任に基づく。）。地区災害対策本部は、市町村の活動状況を把握し適切な支援を行うほか、市町村による給水が困難な場合には速やかに災害対策本部に水の確保及び配送を要請し、直接これを配布する。

また、その他の防災関係機関は、市町村が及び県から給水に関する要請があった場合には、積極的に協力する。

2 給水活動の流れ

（１）被災者に対する給水の必要性の判断

市町村は、以下の情報を収集し、被災者に対する給水の必要性を判断する。

なお、飲料水の衛生状況の把握は、地区災害対策本部保健所班に協力を求める。

- イ 被災者の状況
- ロ 医療機関、社会福祉施設等の状況
- ハ 通水状況
- ニ 飲料水の衛生状況

（２）市町村による給水の実施

市町村は、（１）で給水が必要と判断された場合、次の点に留意して給水活動を行う（県が実施する場合も同様）。

なお、この節に定める事項のほか必要な給水措置は、市町村地域防災計画の定めるところによる。

- イ 給水場所、給水方法、給水時間等について防災行政無線等を用いてきめ細かく住民に広報する。
- ロ 医療機関、社会福祉施設については、臨時の活動班を編成するなどして、迅速かつ的確な対応を図る。
- ハ 自力で給水を受けることが困難な要配慮者を支援するため、可能な限りボランティアとの連携を図る。

（３）県における給水の実施

市町村のみでは給水が困難と判断された場合、県は以下の措置をとる。

支援物資部、被災者救援部は、被災地域への給水について、相互連携のもと調整を行う。

また、地区災害対策本部保健所班は、災害所管区域の補給水源の汚染衛生状況の調査を行う。

イ 所要量、運搬ルート等の情報管理

支援物資部食糧班は、給水に関する情報を集約し、飲料水・生活用水の供給計画を作成し、その進行管理を行うとともに、必要に応じて関係機関に協力を要請し、飲料水・生活用水を調達する。

なお、情報の集約に当たっては、自衛隊、消防、避難所、ボランティア、運送業者等と連

携して被災者のニーズを迅速に把握するよう努めるとともに、集約した情報は関係機関で共有する。

ロ 給水等

(イ) 給水の総合調整

支援物資部、被災者救援部は被災地域への給水について、相互連携のもと被災地への総合的な調整を行う。

(ロ) 流通在庫によるボトル水等水入り容器の供給及びあっせん

あらかじめ流通業者と締結した協定等に基づき、支援物資部支援物資班が実施する。
なお、必要に応じて第4章第13節に定める義援物資の受け入れ及び民間団体が行う支援との調整を図る。

(ハ) 自衛隊への派遣要請

自衛隊の派遣が必要な場合、総務班は派遣要請を行う。

(ニ) 県内市町村、九州・山口各県、他都道府県への応援要請

「第2章第7節 広域的な応援要請」に準ずる。

(ホ) 国土交通省、日本水道協会、大分県薬剤師会等への応援要請

総務班、被災者救援部が行う。

3 給水の方法

(1) 飲料水

- イ 給水車による給水
- ロ ろ水器による給水
- ハ ボトル水等水入り容器を運搬して行う給水

(2) 生活用水

- イ 給水車による給水
- ロ 学校プールその他適当な場所への貯水
- ハ 災害時協力井戸による給水
- ニ 浄水剤の支給による給水

4 災害救助法に基づく措置

(1) 県の措置

福祉保健部福祉保健企画課は、災害救助法が適用された場合、知事の委任に基づき市町村長が実施する次の範囲内の給水について、必要な措置をとるものとする。

イ 給水の基準

(イ) 飲料水を受ける者

災害のため現に飲料水を得ることができない者

(ロ) 飲料水の供給方法

- ① 水道法による水道用水の緊急応援
- ② ろ水器等による浄水の供給
- ③ ボトル水等水入り容器の支給

(ハ) 飲料水の供給期間

特別の事情のない限り、災害発生の日から7日以内の期間とする。

(ニ) 飲料水の供給量

最小限度必要な量を供給する。

ロ 給水のための費用

- (イ) 水の購入費（但し、真にやむを得ない場合に限る）
- (ロ) ろ水器その他給水に必要な機械、器具の借上げ費、修繕費及び燃料費
- (ハ) 浄水用の薬品及び資材費
- (ニ) ボトル水の購入費等特に必要と認める費用

(2) 市町村の措置

市町村長は、知事の委任に基づく飲料水の供給を実施した場合は、次の帳簿等を備え、必要な記録を行うとともに、これを保存しなければならない。

- イ 救助実施記録日計表
- ロ 飲料水の供給簿
- ハ 給水用機械器具燃料、ボトル水及び浄水用薬品資材受払簿
- ニ 飲料水供給のための支払証拠書類

第5節 被服寝具その他生活必需品給与

本節は、被災者に対する日常生活に欠くことのできない被服、寝具、その他の生活必需品の一時的な給与又は貸与に関する事項について定めるものである。

〔給与・貸与が必要となった場合の、本計画に基づく各防災関係機関の主要な活動〕

＜ ＞内は主に担当する班等

災害救助法適用の場合

- 災害救助法適否の判断＜災害対策本部本部会議＞
- 給与又は貸与の必要品目及び必要量の判断＜市町村、総合調整室応急対策調整班＞
- 被災者の状況把握＜市町村、総合調整室情報収集班＞
- 医療機関、社会福祉施設等の状況把握＜市町村、総合調整室情報収集班＞
- 給与又は貸与の実施
 - 備蓄物資の開放＜福祉保健部福祉保健企画課、地区災害対策本部支援物資班＞
 - 給与又は貸与物資の調達＜支援物資部支援物資班＞
 - 物資の確保協力要請＜総務班＞
 - * 日本赤十字社大分県支部、自衛隊等への要請
 - 物資集積場所の設定＜市町村、地区災害対策本部輸送・調整班＞
 - 給与又は貸与物資の輸送＜通信・輸送部輸送・調整班、地区災害対策本部通信輸送班＞
 - 給与又は貸与物資の交付等＜市町村、地区災害対策本部支援物資班＞

市町村で給与又は貸与が困難な場合

- 所要品目、量、運搬ルート等の情報管理
＜支援物資部支援物資班、通信輸送部通信・輸送班＞
- 流通在庫による物資の給与又は貸与＜支援物資部支援物資班＞

1 被服寝具その他生活必需品の給与又は貸与の責任体制

被災者に対する被服寝具その他生活必需品の給与又は貸与は、第一順位としては市町村が行う（災害救助法適用の場合は知事からの委任に基づく）。県は、市町村の活動状況を把握し適切な支援を行うほか、市町村が実施困難な場合に直接これを実施する。その他の防災関係機関は、市町村及び県から要請があった場合には、積極的に協力する。

2 被服寝具その他生活必需品の給与又は貸与の流れ

（1）被災者に対する給与又は貸与の必要品目及び必要量の判断

市町村は、以下の情報を収集し、被災者に対する給与又は貸与の必要品目及び必要量の判断を行う。

イ 被災者の状況

ロ 医療機関、社会福祉施設の状況

（2）被災者に対する給与又は貸与の実施

市町村は、（1）で必要とされた被服寝具その他の生活必需品を、備蓄物資又は流通在庫から調達確保し給与又は貸与を実施する。

（3）県における給与又は貸与の実施

市町村のみでは被服寝具その他の生活必需品の給与又は貸与が困難と判断される場合は、県は以下の措置をとる。

イ 所要品目、量、運搬ルート等の情報管理

支援物資部支援物資班は、被服寝具その他の生活必需品の給与又は貸与に関する情報を集約し、必要に応じて関係課に協力を求めるとともに供給計画を作成し、その進行管理を行う。

なお、情報の集約に当たっては、自衛隊、消防、避難所、ボランティア、運送業者等と連携して被災者のニーズを迅速に把握するよう努めるとともに、集約した情報は関係機関で共有する。

ロ 給与又は貸与

（イ）備蓄物資による給与又は貸与

地区災害対策本部支援物資班が、備蓄している物資により実施する。

（ロ）（イ）以外の物資の給与又は貸与

以下により実施するものとし、必要に応じて第4章第11節に定める義援物資の受け入れ及び日本赤十字社又は民間団体が行う支援との調整を図る。

① 流通在庫による給与又は貸与

県が、県があらかじめ流通業者と締結した協定等に基づき、支援物資部支援物資班が実施する。

② 県内市町村、九州・山口各県、他都道府県への応援要請

「第2章第7節 広域的な応援要請」に準ずる。

ハ 給与又は貸与の体制（集積・輸送・交付）

救助物資の給与又は貸与活動は、おおむね次の基準により実施する。

（イ）支援物資部支援物資班、通信・輸送部輸送・調整班

- ① 救助物資の給与又は貸与活動の総合的な連絡調整及び指導を行うこと。
- ② 救助物資の配分及び輸送に関すること。
- ③ 備蓄救助物資の放出と物資集積場（輸送計画による場所）までの輸送を行うこと。
- ④ 調達した物資の物資集積場までの輸送を行うこと。

（ロ）地区災害対策本部被災者救援班・支援物資班、通信・輸送班

- ① 指示に基づく不足物資の調達を行うこと。
- ② 救助物資の配分及び輸送に関すること。
- ③ 備蓄救助物資の放出、所管物資調達地における救助物資の調達及び物資集積場までの輸送を行うこと。
- ④ 所管町村の要請により、救援物資の給与及び貸与について支援を行うこと。

3 災害救助法が適用された場合の措置

（1）実施体制

イ 災害救助法が適用された場合、地区災害対策本部は市町村と連携して、被災者に対する給与又は貸与の必要品目及び必要量を把握し、福祉保健部福祉保健企画課に情報提供する。

ロ 福祉保健部福祉保健企画課は、2（2）に基づく給与又は貸与を実施する。

（2）給与又は貸与の基準

救助物資の給与又は貸与の基準は、おおむね次のとおりとする。

イ 給与又は貸与の対象者

（イ）災害により住家に被害を受けた者（住家の被害は全壊、全焼、流失、半壊、半焼及び床上浸水をいう。）

（ロ）被服、寝具、その他生活上必要な最小限度の家財をそう失した者

（ハ）被服、寝具、その他生活必需物資がないため、直ちに日常生活を営むことが困難な者

ロ 給与又は貸与品目

（イ）被服、寝具及び身の回り品

洋服、作業着、下着、毛布、布団、タオル、靴下、サンダル、傘等

（ロ）日用品

石けん、歯みがき、ティッシュペーパー、トイレットペーパー等

（ハ）炊事用具及び食器

炊飯器、鍋、包丁、ガス器具、茶碗、皿、箸等

（ニ）光熱材料

マッチ、プロパンガス等

ハ 給与物資の配分基準

それぞれの物資の価格に応じて定めるものとする。

ニ 給与又は貸与の限度額

1 世帯あたりの救助物資の給与又は貸与額は、内閣総理大臣が定める基準の範囲内とする。

ホ 給与又は貸与の期限

特別な事情のない限り災害発生の日から10日以内に給与又は貸与を終るものとする。

4 その他災害時の救助物資の給与又は貸与

災害救助法の適用を受けない災害の発生時においては、おおむね次の基準により被災者に対し救助物資を給与する。

(1) 給与の対象者

災害により住家が全壊、全焼、流失、半壊、半焼及び床上浸水の被害を受けた者

(2) 給与実施基準

イの災害を受けた世帯が市町村の人口に応じて、次の数に達する場合とする。

市町村の人口	15,000人 未 満	15,000人 以 上 30,000人 未 満	30,000人 以 上 50,000人 未 満	50,000人 以 上 100,000人 未 満	100,000人 以 上	備 考
被災世帯	10	17	20	26	33	被災市町村の実情により世帯数の増減を行うことができる。

(3) 給与の限度額

「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準」(平成25年度内閣府告示第228号)第1章第4条3のイ及びロに定める支出できる費用の範囲内とする。

(4) その他必要な事項は、災害救助法の規定による救助物資の給与又は貸与の基準に準ずる。

5 市町村が実施する救助物資の給与又は貸与

市町村が実施する救助物資の給与又は貸与は、市町村地域防災計画に定めるところにより実施するが、特に災害救助法の規定による救助物資の給与又は貸与については、市町村長は知事の委任に基づき次の活動を行うものとする。

(1) 知事の示す基準に従い、救助物資を被災者に給与又は貸与すること。

(2) 交通途絶等特別な事情のため、知事において救助物資を輸送することができない場合は、知事の指示する範囲で被災者に救助物資を給与又は貸与すること。

6 その他の防災関係機関が実施する救助物資の給与又は貸与

(1) 日本赤十字社大分県支部は、その保管する救援物資を被災者に対して配付するものとする。

イ 保管場所

大分市千代町2丁目3番31号 日本赤十字社大分県支部倉庫

ロ 対象者

(イ) 災害により住家が全壊、全焼、流失、半壊、半焼及び床上浸水等の被害を受けた被災者

(ロ) 避難所に避難した被災者

ハ 保管品名

毛布、タオル、作業服、タオルケット（夏期）、バスタオル、緊急セット、ブルーシート

(2) 陸上自衛隊は、知事の要請に基づき、その保管し、管理する次の救助物資を緊急事態の場合、被災者に貸与し、知事による救助物資の給与又は貸与が実施されるまでの間の被災者の保護を図るものとする。

寝具(毛布) 外衣(作業服上下)

(3) その他の防災関係機関においても、当該機関が保管し、管理する救助物資を積極的に放出して県又は市町村が実施する被災者の保護に協力するものとする。

第6節 医療活動

避難生活や医療機関の機能麻痺が長期化した場合、県をはじめとする防災関係機関は被災地住民の医療の確保に万全を期す必要がある。その場合、「第3章第5節救急医療活動」に基づく超急性期の医療活動から、それ以降の急性期や慢性期（おおむね発災から72時間以降）の活動にスムーズに移行できる体制を講じるとともに、以下の点に留意した対策を講じる。

避難生活や医療機関の機能麻痺が発生し、発災直後からの救急医療活動が実施された場合の、本節に基づく県の主要な活動]

＜ ＞内は主に担当する班等

- 被災地における医療ニーズのきめ細かな把握＜福祉保健医療部医療活動支援班、地区災害対策本部保健所班＞
- 医療救護活動の実施
 - 保健医療福祉調整本部の設置＜福祉保健医療部医療活動支援班・福祉保健衛生班＞
 - 医療救護班等の派遣・調整＜福祉保健医療部医療活動支援班＞
 - 災害派遣精神医療チーム（DPAT）の派遣＜福祉保健医療部医療活動支援班＞
- 医療救護活動情報の集約及び広報・相談活動の実施
 - 医療救護活動情報を収集し、報道機関に広報を依頼＜福祉保健医療部医療活動支援班、広報・情報発信班＞
 - 相談専用電話の設置＜福祉保健医療部医療活動支援班＞

1 被災地における医療ニーズのきめ細かな把握

福祉保健医療部医療活動支援班は、次の情報を地区災害対策本部保健所班から得て、医療救護活動を迅速・的確に推進する。

- （1）避難所及び被災地域における医療ニーズ
- （2）医療機関、薬局の状況
- （3）電気、水道の被害状況、復旧状況（第2章第4節参照）
- （4）交通確保の状況（第2章第4節、第2章第15節参照）

2 医療救護活動の実施

（1）保健医療福祉調整本部

福祉保健医療部医療活動支援班・福祉保健衛生班は、保健医療福祉活動チームの派遣調整、保健医療福祉活動に関する情報の連携、整理及び分析等の保健医療福祉活動の総合調整を遅滞なく行うため、保健医療福祉調整本部を設置する。

福祉保健医療部医療活動支援班は、超急性期からの医療活動を必要に応じ継続させる。また、

急性期や慢性期における医療活動にスムーズに移行させるため、大分県医師会に対し、予め登録した急性期から慢性期の医療救護活動を統括する災害医療コーディネーターの県庁（保健医療福祉調整本部（DMA T調整本部、必要に応じてDMA T・SCU本部等））への派遣を要請し、超急性期の医療救護活動を統括する災害医療コーディネーターの調整業務等を引き継ぐ。なお、必要に応じて災害医療コーディネーター及び災害薬事コーディネーターから医療救護活動について助言を得る。

（2）医療救護班等の派遣・調整

福祉保健医療部医療活動支援班は、市町村から要請があったとき、又は、市町村が確保した医療支援チームでは十分な医療活動が実施できないと判断したときには、日本赤十字社大分県支部、大分県医師会、大分県歯科医師会及び大分大学医学部附属病院へ医療救護班の派遣を要請するほか、大分県看護協会、及び大分県薬剤師会及び大分災害リハビリテーション推進協議会等に対し支援チームの編成・派遣を要請する。また、必要に応じ、政府本部に対し、被災地域内の港湾における船舶を活用した医療活動を要請する。

（3）医療救護班の調整

保健医療福祉調整本部に派遣された災害医療コーディネーターは被災地内の圏域間等における医療救護班の派遣調整等を行う。

地区対策本部保健所班、郡市医師会及び市町村は、連携して被災地内の医療救護班の調整等を行う。

（4）災害派遣精神医療チームの派遣

福祉保健医療部医療活動支援班は、市町村からの要請があったとき、DPA T統括者と協議のうえ派遣の有無を決定し、医療機関等に精神科医、看護師等からなる災害派遣精神医療チーム（DPA T）の編成・派遣を要請する。必要時は他県からの応援要請を図る。また、DPA T調整本部を設置し活動の指揮・調整を行う。

3 医療救護活動情報の集約及び広報・相談活動の実施

福祉保健医療部医療活動支援班は、以下の情報を集約の上、広報・情報発信班を通じて報道機関に広報を依頼し、一般に広報する。また、相談専用電話を設置し、県民からの問い合わせに応じる。

- （1）医療機関の被災状況、稼働状況
- （2）医療救護班の派遣及び医療救護拠点の設置状況
- （3）現地での医薬品、人員等の確保状況
- （4）医療救護活動に関連した緊急輸送ルート及び輸送手段の状況
- （5）負傷者の発生状況
- （6）移送が必要な入院患者の発生状況
- （7）透析患者、人工呼吸器患者及び在宅酸素患者等難病患者への医療体制確立状況

第7節 保健衛生活動

本節は、災害後の生活環境等の急変・悪化による疾病予防に関する事項について定めるものである。

〔保健衛生活動が必要となった場合の、本節に基づく県の主要な活動〕

＜ ＞内は主に担当する班等

○被災地での公衆衛生ニーズの把握

□避難所等を含む被災地における公衆衛生ニーズの把握

＜福祉保健医療部福祉保健衛生班、地区災害対策本部保健所班＞

□災害時健康危機管理支援チーム（D H E A T）の派遣＜福祉保健医療部福祉保健衛生班＞

○保健衛生活動の実施＜福祉保健医療部医療活動支援班・福祉保健衛生班、地区災害対策本部保健所班＞

□保健医療福祉調整本部の設置

□各種支援チームの受入れ及び活動調整

○防疫活動の実施＜福祉保健医療部福祉保健衛生班、地区災害対策本部保健所班＞

○保健衛生活動情報の集約及び公表

□保健衛生活動情報の集約＜福祉保健医療部福祉保健衛生班＞

□保健衛生活動情報の広報＜広報・情報発信班＞

□保健衛生活動情報の市町村、厚生労働省等への報告＜福祉保健医療部福祉保健衛生班＞

○市町村が実施する防疫及び清掃

○その他の防災関係機関が実施する防疫及び清掃

1 保健衛生活動の責任体制

災害後の生活環境等の改善に関する活動は、市町村が実施するものとする。県は、市町村の活動状況を把握し適切な支援を行うほか、感染症予防に関する防疫措置を市町村に指示する。また、市町村のみでは対応が困難な場合、あるいは市町村から要請があった場合に代行等の措置をとる。

2 保健衛生活動の実施体制

(1) 被災地での公衆衛生ニーズの把握

県は、必要に応じて市町村災害対策本部に職員を派遣する等、市町村と連携して以下の保健衛生ニーズを把握する。

また、福祉保健医療部福祉保健衛生班は、被災状況により必要と判断した場合は、被災地で地区災害対策本部保健所班が行う公衆衛生活動の支援のため、被災地域外から人員を選定し、災害時健康危機管理支援チーム（D H E A T）を編成し、被災地域に派遣する。

【把握する公衆衛生ニーズ】

- イ 被災者の身体的（栄養状態含む）・精神的健康状態
- ロ 避難所における医療ニーズ
- ハ 避難所にいる要配慮者の数
- ニ 食料や飲料水の供給状態
- ホ 医薬品や衛生物品、生活必需品の供給状態
- ヘ 避難所における廃棄物処理、し尿処理の実施状況
- ト 飲料水や電気、ガス等のライフラインの復旧状況
- チ 有害昆虫（ハエ等）の発生状況
- リ トイレ等の衛生状態

(2) 保健衛生活動の体制整備

地区災害対策本部保健所班及び災害時健康危機管理支援チーム（D H E A T）は、以下のような保健衛生活動の体制整備を行う。

- イ 被災地域における医療・保健衛生ニーズ等の状況把握とアセスメント
- ロ 市町村が実施する保健衛生活動のプランニング
- ハ 時期に応じた保健衛生活動に必要な技術職員の職種と人員数の判断
- ニ 県主管課に対しての必要人員の派遣要請
- ホ 厚生労働省防災業務計画に基づき、同省が行う同省が行う公衆衛生医師、保健師、管理栄養士等派遣活動との情報共有

3 保健衛生活動の実施

市町村は、被災地域において、以下の保健衛生活動を実施するが、被災市町村のみでは対応が困難と判断された場合あるいは市町村から県へ要請があった場合は、福祉保健医療部医療活動支

援班及び福祉保健衛生班は、地区災害対策本部保健所班の職員を市町村保健衛生部局へ派遣し、市町村支援活動を実施する。

なお、地区災害対策本部保健所班は必要に応じて地区保健医療福祉調整本部を設置し、被災市町村の活動を支援する。

(1) 地区災害対策本部保健所班が実施する市町村支援活動は以下のとおりとする。

イ 保健医療福祉活動チームの派遣要請

ロ 派遣された各種支援チーム等の受入れ調整及び活動調整

ハ 災害対策に必要とされる情報の収集及び整理

二 厚生労働省防災業務計画に基づき、同省が行う公衆衛生医師、保健師、管理栄養士等派遣活動との相互連携

(2) 派遣された各種支援チーム（専門職種）の業務は以下のとおりとする。

イ 要配慮者への保健指導及び情報提供

要配慮者に対し必要な保健・医療・福祉の情報提供や保健指導を行う。

ロ 健康相談

被災地域（仮設住宅等を含む）における健康相談を行う。

ハ 栄養指導対策

避難所等を巡回し、市町村等の栄養士とともに、食品取扱者や被災地域住民に対し栄養管理指導及び栄養に関する相談への対応を行う。

ニ 健康教育（普及啓発）

感染症予防、食中毒予防、口腔ケア、栄養指導、エコノミークラス症候群、生活不活発病予防等の健康教育を実施する。

ホ 家庭訪問

被災地域（仮設住宅等を含む）における家庭訪問を行う。

4 防疫活動の実施

(1) 防疫活動の実施

福祉保健医療部福祉保健衛生班は、2の(1)で把握した情報から判断し、防疫活動が必要と認めるときは、適切な防疫活動の実施を市町村に指導する。市町村において実施が困難な場合は、福祉保健医療部福祉保健衛生班が関係機関と協力して実施する。

(2) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律、予防接種法に基づく対応

入院が必要な感染症が発生した場合、地区災害対策本部保健所班は、以下のとおり対応する。

イ 入院が必要な感染症患者等（感染症患者又は無症状病原体保有者）に対し、速やかに入院措置を行う。

ロ 交通途絶等のため、感染症指定医療機関に収容することが困難な場合、災害を免れた地域内の適当な医療機関へ収容する。

ハ 濃厚接触者（感染症患者等と飲食をともにした者及び頻繁に接触した者）に対し、病気に対する知識、消毒方法等の保健指導を実施する。

（３）臨時予防接種が必要となった場合

臨時予防接種が必要となった場合は、地区災害対策本部保健所班は予防接種法第6条及び予防接種施行令第3条第1項第3号に基づき実施する。

5 保健衛生活動情報の集約及び公表

福祉保健医療部福祉保健衛生班は、保健衛生活動に係る情報（以下「保健衛生活動情報」という）をそれぞれ集約した上で、以下の活動を行う。

（１）広報

保健衛生活動情報の広報を、広報・情報発信班を通じて報道機関に依頼し、一般に広報する。

（２）市町村及び厚生労働省等への報告

収集した保健衛生活動情報を、関係市町村、厚生労働省等必要な機関へ報告する。

6 市町村が実施する防疫及び清掃

市町村は、市町村地域防災計画の定めるところにより、被災地域の防疫及び清掃を実施するものとする。

特にこの節に基づき、知事が疾病のまん延予防上必要と認めて予防接種を受ける者の範囲及び期日を指定し要請した場合、緊急な臨時予防接種を実施するものとする。

7 その他の防災関係機関が実施する防疫及び清掃

（１）日本赤十字社大分県支部は、その業務を通じて防疫及び清掃の実施の推進に側面的な援助を行うとともに、知事又は市町村長の要請に応じて必要な防疫班を編成してこれに協力するものとする。

（２）県内に所在する国立の医療機関及び公立の医療機関は、大規模な感染症が発生、又は重大な災害が発生した時、知事の要請に応じて必要な専門係員をその防疫班に参加させ防疫実施にあたらせるものとする。

第8節 廃棄物処理

本節は、災害廃棄物の処理に関する事項について定めるものである。

〔廃棄物の処理が必要となった場合の、本節に基づく県及び市町村の主要な活動〕

＜ ＞内は主に担当する班等

- 「市町村災害廃棄物処理計画」に基づく災害廃棄物処理＜被災市町村＞
- 災害廃棄物処理に関する市町村への助言及び情報提供＜生活環境部循環社会推進課、
県内市町村、民間関係団体、国＞
- 広域処理体制の構築＜生活環境部循環社会推進課、国＞

1 災害廃棄物処理の基本方針

早期の復旧・復興を図るため、次の基本方針に基づき災害廃棄物を処理する。

- (1) 国、県、市町村、関係事業者及び県民が一体となって災害廃棄物の処理を推進する。
- (2) 大分県災害廃棄物処理計画に示す役割分担に基づき、各主体が責任を持って役割を果たすことにより迅速な処理を行う。
- (3) 災害廃棄物の処理は、発災から概ね3年間で終了することを目標とする。
- (4) 災害廃棄物は、各種法令、制度に基づき適正に処理する。
- (5) 災害廃棄物の処理にあたっては、極力再資源化に努めるとともに、中間処理による減量化などを推進し、最終処分量の削減に努める。
- (6) 処理のため使用する施設については、既存の廃棄物処理施設の活用など圏域内、県内処理を原則とするが、被災状況や災害廃棄物の発生量など災害の状況に応じ、県外への広域処理や仮設処理施設の設置なども視野に入れ対応する。

2 役割分担

災害廃棄物は一般廃棄物であることから、一義的な処理主体は市町村となる。

県においては、単なる連絡、調整など側面的な支援という立場だけでなく、全体的な処理を推進する中で、必要に応じ地方自治法による廃棄物の処理事務の受託など直接的な役割を果たすこととする。

※「組織・推進体制」、「処理実行計画の策定等」、「処理の実施」、「平時の取組等」の災害廃棄物の処理に関する事項の詳細は、大分県災害廃棄物処理計画に定めるものとする。

また、県は、県単独では十分な対策が実施できない場合、「九州・山口9県における災害廃棄物処理等に係る相互応援協定」に基づく広域的な応援を要請するものとする。

第9節 行方不明者の搜索、遺体の取扱い及び埋葬

本節は、災害により行方不明になった者の搜索、遺体の取扱い及び埋葬を的確に実施するための活動について定めるものである。

〔本節に基づく県及び防災関係機関の主要な活動〕

＜ ＞内は主に担当する班等

災害により行方不明になった者の搜索、遺体の取扱い及び埋葬については、市町村、警察機関、県及びその他の防災関係機関が、相互に緊密な連絡と、迅速な措置によって行う。

○行方不明者の搜索

- ☐ 行方不明者の届出の受理及び市町村等への通報＜警察本部、海上保安部＞
- ☐ 行方不明者の搜索＜市町村（消防機関）、警察本部、海上保安部＞

○遺体の取扱い

- ☐ 遺体の安置＜市町村＞
- ☐ 遺体の検視及び検案＜警察本部、海上保安部＞
- ☐ 遺体の搬送及び安置＜市町村＞

○遺体の埋葬

- ☐ 埋・火葬許可書の発行＜市町村＞
- ☐ 遺体の埋葬・火葬＜市町村＞
- ☐ 防災関係機関への応援要請＜総務班＞

○行方不明者の搜索、遺体の取扱い及び埋葬に関する情報の集約・広報

＜総合調整室応急対策調整班、広報・情報発信班、警察本部＞

1 行方不明者の捜索、遺体の取扱い及び埋葬実施の責任体制

行方不明者の捜索、遺体の取扱い及び埋葬については、市町村、警察機関、県及びその他の防災関係機関が相互に緊密な連絡と迅速な措置によって行う。

2 行方不明者の捜索

(1) 行方不明者の届出の受理及び市町村等への通報

警察官及び海上保安官は、行方不明者の届出の受理又は通報を受けたのち、市町村及び関係機関への通報連絡にあたる。

(2) 行方不明者の捜索

市町村、消防本部、警察機関、海上保安部は、相互に協力し、行方不明者の捜索にあたる。

3 遺体の取扱い

(1) 遺体の安置(検視前)

発見された遺体は、市町村が警察官、海上保安官と協議して適切な場所に安置する。身元不明人については、人相、所持品、着衣等の特徴を写真撮影するとともに、遺品を保存し身元の発見に努める。

(2) 遺体の検視及び検案

イ 遺体は、死体取扱規則又は検視規則等に基づき、速やかに警察官、海上保安官の検視に付す。

ロ 医療救護班(JMAT)又は医師は、遺体の検案を行うとともに、必要な取扱いを行う。

ハ 市町村は、遺体の検視及び検案に必要な医療関係者等の確保に努め、確保が困難な場合は、県に通報し協力を求める。

(3) 遺体の安置(検視後)

イ 市町村は、遺体の安置所を設置する。

ロ 市町村は、検視及び検案が終了した遺体を安置所に移送し納棺する。

ハ 市町村は、納棺した遺体についての死体処理票及び遺留品処理票を作成するとともに、「氏名札」を貼付する。

ニ 市町村は、遺体引取の申し出があったときは、死体処理票によって整理の上引き渡すとともに、埋・火葬許可書を発行する。

4 遺体の埋・火葬

(1) 遺体の埋・火葬は、市町村が実施する。自市町村のみで対応が困難な場合は、大分県広域火葬計画(平成27年1月策定)に基づき、地区災害対策本部保健所班を経由して福祉保健医療部福祉保健衛生班に通報し協力を求める。

- (2) 市町村から(1)に係る協力を求められた場合、福祉保健医療部福祉保健衛生班は県内他市町村、近隣県等での受入れ可能地を選定し協力を求める。また、遺体の移送については総務班が関係機関に協力を求める。

5 行方不明者の搜索、遺体の取扱い及び埋葬に関する情報の集約・広報

(1) 行方不明者の搜索、遺体の取扱いに関する情報の集約・広報

警察本部は、遺体、行方不明者に関する情報を集約し、広報・情報発信班を通じて広報する。

(2) 埋葬に関する情報の集約・広報

福祉保健医療部福祉保健衛生班は、埋葬に関する情報を集約し、広報・情報発信班を通じて広報する。

(3) 安否不明者や行方不明者、死者の氏名等の公表

県や市町村、防災関係機関が緊密に連携し、人命を最優先とした迅速かつ効率的な災害対応を実施するため、災害発生時における安否不明者や行方不明者、死者の氏名等の公表については、「災害時における安否不明者の氏名等の公表に関する方針（令和5年8月29日伺定）」に基づいて行うものとする。

6 災害救助法適用に関する事項

- (1) 災害救助法が適用された場合、福祉保健部福祉保健企画課は、知事の委任に基づき市町村長が実施する以下の業務について必要な措置を行うものとする。

イ 遺体の搜索

(イ) 搜索する遺体の範囲

災害により現に行方不明の状態にあり、かつ、各般の事情によりすでに死亡していると推定される者(死亡した者の住家の被害状況及び死亡の原因を問わない。)

(ロ) 支出する費用

- ① 船艇その他搜索のために必要な機械器具の借上費(直接搜索作業に使用したものに限り、その使用期間における借上費又は購入費が認められる)
- ② 搜索のため使用した機械器具の修繕費
- ③ 搜索のため機械器具を使用する場合に必要な燃料費
- ④ 搜索作業のため必要な照明器具等の燃料費

(ハ) 支出費用の限度額

当該搜索地における実費

(ニ) 搜索の期間

特別な事情のない限り災害発生の日から10日以内とする。

ロ 遺体の取扱い

(イ) 取り扱う遺体の範囲

災害に際し死亡した者

(ロ) 遺体の処理内容

- ① 遺体の洗浄、縫合、消毒等の処置
- ② 遺体の一時保存
- ③ 遺体の検案

(ハ) 支出する費用の限度

- ① 遺体の洗浄、縫合、消毒等の処理のための費用は、内閣総理大臣が定める基準の範囲内とする。
- ② 遺体の一時保存のための費用は、既存建物を利用する場合は当該建物の借上費の通常の実費とし、既存建物を利用できない場合は、毎年度、内閣総理大臣が定める基準の範囲内とする。
- ③ 検案は、医療救護班によって行うことを原則としているため特別に費用を必要としないと思われるが、医療救護班が検案を行うことができないような場合に一般開業医等が検案を実施した場合の費用は、当該地域の慣行料金の範囲内とする。

(二) 遺体の処理期間

遺体の処理期間は、災害発生の日から10日以内とする。

ハ 遺体の埋葬

(イ) 埋葬を行う範囲

- ① 災害時の混乱の際に死亡した者
- ② 災害のため埋葬を行うことが困難な場合

(ロ) 埋葬の方法

応急的な仮葬とし、土葬又は火葬の別を問わない。なお、棺又は骨つぼ等埋葬に必要な物資の支給あるいは火葬、土葬又は納骨等の役務の提供により行う。

(ハ) 埋葬費の限度額

埋葬による経費は、内閣総理大臣が定める基準の範囲内とする。

(二) 埋葬の期間

埋葬の期間は、災害発生の日から10日以内とする。

(2) 市町村における事項

市町村において、知事の委任に基づき市町村長が遺体の搜索、取扱い及び埋葬を実施した場合は、次の帳簿等を備え、必要な記録を行うとともに、これを保存しなければならない。

イ 救助実施記録日計票

ロ 遺体の搜索状況記録簿

ハ 搜索機械器具燃料受払簿

ニ 埋葬台帳

ホ 死体処理台帳

ヘ 死体搜索用関係費、死体処理費、埋葬費支出証拠書類

第10節 住宅の供給確保等

本節は、災害により住宅を失い、又は破損等のため居住することができない者のうち、主としてみずからの資力により住宅を確保できない者に対して行う住宅の供給等に関して定めるものである。

〔本節に基づく県の主要な活動〕

＜＞内は主に担当する班等

- 住宅ニーズの把握＜福祉保健部福祉保健企画課、社会基盤対策部応急住宅対策班、地区災害対策本部被災者救援班・社会基盤対策班＞
 - り災世帯の住宅ニーズの把握
 - 住宅ニーズへの対応方針の決定
- 応急仮設住宅の建設
 - 建設用地・資機材、技術者等の確保＜社会基盤対策部応急住宅対策班、地区災害対策本部社会基盤対策班＞
 - 入居世帯の決定＜福祉保健部福祉保健企画課＞
- 応急仮設住宅の管理
 - ＜社会基盤対策部応急住宅対策班、地区災害対策本部社会基盤対策班＞
- その他の住宅対策の実施
 - ＜社会基盤対策部応急住宅対策班、地区災害対策本部社会基盤対策班＞
 - 公営住宅の空き部屋調査
- その他
 - 被災住宅の被害認定調査の対応＜市町村、防災対策企画課＞

1 住宅の供給及び居住の確保措置の実施責任体制

り災害世帯に対する住宅の供給及び居住確保措置は、第一順位としては市町村が市町村地域防災計画の定めるところによりこれを実施する。ただし、次の場合は主として知事が市町村長その他の関係機関に協力を求めてこれを実施するものとする。

- (1) 災害救助法の適用による応急仮設住宅の設置、住宅の応急修理及び障害物の応急的な除去。
- (2) 次の各号に該当する場合における災害公営住宅の建設

- イ 被害地全域において住宅 500 戸以上が滅失した場合、若しくは 200 戸以上が焼失した場合
- ロ 1 市町村の区域内で住宅 200 戸以上又は住宅戸数の 1 割以上が滅失した場合

2 住宅の供給及び居住の確保の方法

住宅の供給及び居住の応急確保措置は、おおむね次の方法により実施する。

- (1) 住宅の滅失した世帯に対する応急仮設住宅の設置及び災害公営住宅(以下「災害公営住宅」という。)の建設
- (2) 住宅が半壊又は半焼の被害を受け、居住できない世帯に対する破損箇所の応急修理
- (3) 住宅の日常生活に欠くことのできない場所に土石、竹木等の障害物が流入したため居住のできない世帯に対する障害物の応急的な除去

3 県が実施する住宅の供給及び居住の確保措置

県が実施する住宅の供給及び居住確保措置は、次の方法により実施する。

(1) 住宅の供給方針

既存住宅ストックの活用を重視して応急的な住まいを確保することを基本とし、相談体制の整備、修理業者の周知等の支援やブルーシートの展張等を含む応急修理の推進、公営住宅等の既存ストックの一時提供及び賃貸型応急仮設住宅の提供により、被災者の応急的な住まいを早期に確保するものとする。

また、地域に十分な既存住宅ストックが存在しない場合には、建設型応急仮設住宅を速やかに設置し、被災者の応急的な住まいを早期に確保するものとする。

(2) 住宅ニーズの把握

イ 社会基盤対策部応急住宅対策班及び地区災害対策本部被災者救援班・社会基盤対策班は、市町村と協力して住宅を失った世帯の住宅ニーズを把握する。

ロ 社会基盤対策部応急住宅対策班は、把握した住宅ニーズへの対応方針を決定する。

(3) 災害救助法の規定による住宅の供給及び確保

イ 応急仮設住宅の供与

(イ) 設置の基準

構造及び規模等の概要は次のとおりとし、一戸建、長屋建又はアパート式のいずれかにより応急仮設住宅を建設する。

- ① 1戸当たり、建面積 29.7m²(9坪)を基準とする。
- ② あらかじめ備蓄しているパイプ式組立住宅資材によることができる。
- ③ 1戸当たりの費用は、内閣総理大臣が定める基準の範囲内とする。
- ④ 設置場所

応急仮設住宅の設置場所は、事前に住環境等を考慮し、市町村が選択した場所とする。なお、公共用地等なるべく借地料等を必要としない場所を選択する。

また、学校の敷地を設置場所とする場合は、学校の教育活動に十分配慮するものとする。

- ⑤ 設置の方法
請負工事又はリース・買い取りにより実施する。
- ⑥ 着工期日

応急仮設住宅の設置は、おそくとも災害発生の日から20日以内に着工するものとし、できる限り速やかに完了させるものとする。

(ロ) 入居世帯の決定

福祉保健部福祉保健企画課は、次の各号に該当する世帯のうちから市町村長及び民生・児童委員等の意見を聞いて、応急仮設住宅の入居世帯を決定する。

- ① 住家が全壊、全焼又は流失した世帯
- ② 居住する住家がない世帯
- ③ 自らの資力で住宅を確保することができない世帯

また、応急仮設住宅の入居者の決定にあたっては、地域コミュニティの維持及び構築に配慮する。

なお、仮設住宅の建設にはある程度の期間を要することから、健康面に不安がある人や、高齢者、障がい者等避難所での生活が困難な方に対しては、入居者の意思を十分に尊重した上で、仮設住宅か借上民間賃貸住宅への入居の決定を判断する必要がある。例えば、まず借上民間賃貸住宅へ一時入居し、仮設住宅完成後に元のコミュニティに戻るといった提案をするなどの配慮も必要である。

※借上民間賃貸住宅への入居についてのメリット・デメリット

- ・メリット：仮設住宅よりも速やかに避難所から退去することができる。
- ・デメリット：地域コミュニティの維持が困難、孤立化のおそれがある。

(ハ) 福祉仮設住宅の供与

要配慮者等、日常生活上特別な配慮を必要とする者が複数いる場合、次のように老人居宅介護等事業等を利用しやすい構造及び設備を有する福祉仮設住宅を設置する。

- ① 段差解消のためのスロープ及び手すりの設置等、高齢者、障がい者等の安全及び利便に配慮する。
- ② 老人居宅介護等支援事業等による生活援助員等の支援や入居者の互助を図られ易くするため、生活援助員室や共同利用を前提とした仕様とすることができる。

③ 被災者に供給される部屋数をもって応急仮設住宅の設置戸数とする。

(二) 応急仮設住宅の管理

社会基盤対策部応急住宅対策班及び地区災害対策本部社会基盤対策班は、応急仮設住宅の管理を実施するが、状況に応じて市町村に委託することができる。

(ホ) 応急仮設住宅の供与期間

設置工事が完了した日から2か年以内とする。

ロ 住宅の応急修理

社会基盤対策部応急住宅対策班及び地区災害対策本部社会基盤対策班は、住宅の応急修理を以下により実施する。

(イ) 応急修理の基準

- ① 応急修理の面積については特にその制限はないが、居室、炊事場及び便所等日常生活に欠くことのできない最小限の部分とする。
- ② 応急修理は、大工又は技術者等による修理若しくは請負工事によって実施する。
- ③ 応急修理は、災害発生の日から1か月以内に完了するものとする。
- ④ 応急修理に要する1戸あたりの費用は、内閣総理大臣が定める基準の範囲内とする。

(ロ) 応急修理を受ける世帯の決定

福祉保健部福祉保健企画課は、次の各号に該当する世帯のうちから市町村長及び民生・児童委員等の意見を聞いて、応急修理を受ける世帯を決定する。

- ① 災害のため住家が半焼又は半壊した世帯又は半壊に準ずる程度の損傷（準半壊）を受けた世帯
- ② 当面の日常生活が営み得ない世帯
- ③ 自らの資力で応急修理ができない世帯

ハ 住居又はその周辺の障害物の応急的な除去

社会基盤対策部応急住宅対策班及び地区災害対策本部社会基盤対策班は、災害救助法が適用された場合、知事の委任に基づき、市町村が実施する住居又はその周辺に運ばれた土石・竹木等で日常生活に著しい支障を及ぼしているものの応急的な除去について必要な措置を行うものとする。

(イ) 障害物の除去の基準

- ① 日常生活に欠くことのできない場所に運びこまれた障害物の応急的な除去とする。
- ② 1戸当たりの除去費用は、内閣総理大臣が定める基準の範囲内とする。
- ③ 除去の方法は、技術者又は人夫等による除去若しくは請負工事による除去とする。
- ④ 除去の実施は、災害発生の日から10日以内に完了するものとする。

(ロ) 障害物の除去を受ける世帯の決定

福祉保健部福祉保健企画課は、障害物の除去を受ける世帯を次の各号に該当する世帯のうちから市町村長及び民生委員・児童委員等の意見を聞いて決定する。

- ① 災害のため住家が半壊又は床上浸水した世帯
- ② 当面の日常生活が営み得ない世帯
- ③ 自らの資力で障害物の除去ができない世帯

(3) 災害公営住宅の建設

災害公営住宅の建設は、社会基盤対策部応急住宅対策班及び地区災害対策本部社会基盤対策班が次により実施する。

イ 建設戸数の基準

- (イ) 住家の滅失又は焼失が200（激甚災害の場合は100戸）戸を越える市町村については、その滅失又は焼失戸数の30% 以内の戸数。ただし当該市町村において建設する場合はこの限りでない。
- (ロ) その他の被災市町村については、知事が特に必要と認める戸数。

ロ 建設仕様等の基準

建設のための仕様等の基準は、公営住宅等整備基準(平成23年国土交通省令第103号)等に基づくものとする。

ハ 入居世帯の決定

災害公営住宅の入居世帯は、おおむね次の各号に該当する世帯のうちから知事が関係法令に基づき決定する。この場合、知事は、建設地の市町村長の意見を聞くことができる。

- (イ) 住家が全壊、全焼又は流出した世帯であること
- (ロ) 居住する住家がない世帯か又はあっても著しく不便、不衛生な状態にある世帯であること。
- (ハ) 自らの資力で住宅を確保することができない世帯であること。
- (ニ) 応急仮設住宅に入居できなかった世帯であること。
- (ホ) 規定の賃借料を納入できる世帯であること。

(4) その他住宅の供給あっせん措置

イ その他県有財産のうち、被災者に対する住宅の供給及び確保対策上、貸付その他必要な措置の講ぜられるものは、できる限り貸付その他必要な措置をとるものとする。

ロ 市町村が実施する住宅の供給及び確保対策に対する県の措置

県は、市町村が被災者に対する住宅の供給及び確保対策の実施上必要なときは、おおむね次の事項について協力する。

- (イ) 住宅の建設又は仮設上、不足する資機材の供給あっせん
- (ロ) 建設技術者及び建設技能者の派遣又はあっせん
- (ハ) 県有地の優先的な貸付及び払下げ又は県有林の立木の払下げ
- (ニ) その他特に必要と認める事項

ハ 県が災害救助法の規定による住宅の供給及び確保を実施する場合は、市町村はその実施を応援し、協力するものとし、その実施について指示を受けた事項は、その責任においてこれ

を処理するものとする。

ニ その他、被災者の住宅の確保のため必要に応じて次の対策を講じる。社会基盤対策部応急住宅対策班及び地区災害対策本部社会基盤対策班はその総合調整を行う。

(イ) 公営住宅の空き部屋調査

(ロ) 緊急家賃調査の実施

(ハ) 総合住宅相談所の開設・運営

(5) 応急仮設住宅の確保及び住宅の応急修理のため、次の団体との応援協定の締結等を推進するとともに、災害時に必要な場合には、社会基盤対策部応急住宅対策班は当該団体の協力を得るものとする。

- ・(一社)プレハブ建築協会
- ・(一社)大分県建設業協会
- ・(一社)大分県建築士事務所協会
- ・大分県電気工事協同組合
- ・大分県管工事協同組合連合会 等

4 市町村が実施する住宅の供給及び確保措置

(1) この節に定める事項のほか、必要な住宅の供給確保措置は、市町村地域防災計画に定めるところによって実施するものとするが、特に県が実施する住宅の供給確保措置については、用地の確保並びにあっせん、技能者、技術者の供給について、必要な事項を計画しておくものとする。

(2) 市町村において、県の委託に基づき、災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石竹木等で日常生活に著しい障害を及ぼしているものの除去を実施した場合は、次の帳簿等を備え必要な記録を行うとともに、これを保存しなければならない。

イ 救助実施記録日計票

ロ 障害物除去の状況

ハ 障害物除去費支出関係証拠書類

5 その他の防災関係機関が実施する住宅の供給及び確保措置

県、市町村以外の防災関係機関は、県、市町村が実施する住宅の供給及び確保措置について、所有し備蓄する資機材の提供、技術者・技能者の派遣等それぞれの要請又は申請に基づき積極的な応援協力を行うものとする。その内容はおおむね次のとおりとする。

- (1) 資機材・技術者及び技能者の緊急輸送(陸上自衛隊、九州運輸局大分運輸支局)
- (2) 国有林の立木の供給(森林管理局が指定した森林管理署等)
- (3) 国有財産の売却又は貸付(大分財務事務所)
- (4) 建設用資機材の供給あっせん(九州経済産業局)

6 被災住宅の被害調査の対応

被災住宅の被害調査は、住宅の早期復旧・復興の観点から迅速着手し、実施していく必要がある。

そのため、被災した市町村は、「大分県及び市町村相互間の災害時応援協定書」に基づき応援を要請する。また、それ以外の市町村は、応援を行うための体制を整えておく必要がある。

市町村は、被災建築物の応急危険度判定調査、被災宅地危険度判定調査、住家被害認定調査など、住宅に関する各種調査が個別の目的を有していることを踏まえ、それぞれの調査の必要性や実施時期の違い、民間の保険損害調査との違い等について、被災者に明確に説明するものとする。

また、県は、市町村の活動の支援に努めるとともに、県単独では迅速・円滑な被害調査ができない場合、「九州・山口9県災害時応援協定」等に基づく広域的な応援を要請することとする。

第11節 文教対策

本節は、教育施設及び設備が被災し、通常の教育が行えない場合における応急教育の実施に関して定めるものである。

〔本節に基づく県の主要な活動〕

＜ ＞内は主に担当する班等

○被災状況・避難状況の把握

- ☐ 市町村教育委員会からの連絡の受付＜教育事務所地区対策本部庶務班＞
- ☐ 県立学校からの連絡の受付＜児童・生徒対策部児童・生徒対策班＞
- ☐ 私立学校からの連絡の受付＜児童・生徒対策部児童・生徒対策班＞

○応急措置の実施

- ☐ 教室の確保（学校、市町村で対応できない場合）＜児童・生徒対策部児童・生徒対策班＞
- ☐ 応急授業の実施（学校、市町村で対応できない場合）＜児童・生徒対策部児童・生徒対策班＞
- ☐ 教材学用品の供給＜児童・生徒対策部児童・生徒対策班＞（災害救助法が適用された場合福祉保健部福祉保健企画課と連携）
- ☐ 児童、生徒等の保健衛生管理＜児童・生徒対策部児童・生徒対策班＞（福祉保健医療部福祉保健衛生班、地区対策本部保健所班と連携）
- ☐ 授業料等の減免＜教育庁教育財務課、市町村＞
- ☐ 被災児童生徒就学支援措置＜教育庁教育財務課、市町村＞
- ☐ 幼児、児童、生徒のこころのケア（県立学校、市町村で対応できない場合）
＜児童・生徒対策部児童・生徒対策班＞（福祉保健医療部福祉保健衛生班と連携）
- ☐ その他の文教対策
 - * 学校等の教育施設が避難所として使用される場合は、当面避難者の生活確保を考慮しつつ、市町村教育委員会と被災者救援部避難所対策班及び児童・生徒対策部児童・生徒対策班が協議して適切な教育の確保に努めるものとする。
 - * 避難所となった学校等の対応については、第4章第1節及び本節4を参照。

1 応急措置実施上の責任体制

教育施設及び設備の被災は、直接幼児、児童、生徒の教育上に重大な影響を及ぼすので、その応急措置は第一順位としては学校長等が保護者をはじめとするPTAなど関係機関等の協力を求めて実施し、第二順位として市町村立の学校等にあつては市町村教育委員会が、県立学校にあつては児童・生徒対策部児童・生徒対策班がこれにあたるものとする。

また、市町村長及び知事は、それぞれの教育委員会や私立学校設置者の実施する応急措置の実施を援助し、調整しその他必要と認める措置を講ずるものとする。なお、児童・生徒対策部児童・生徒対策班は、地区災害対策本部各班を通じて市町村教育委員会が実施する応急措置について必要な援助協力を行うものとする。

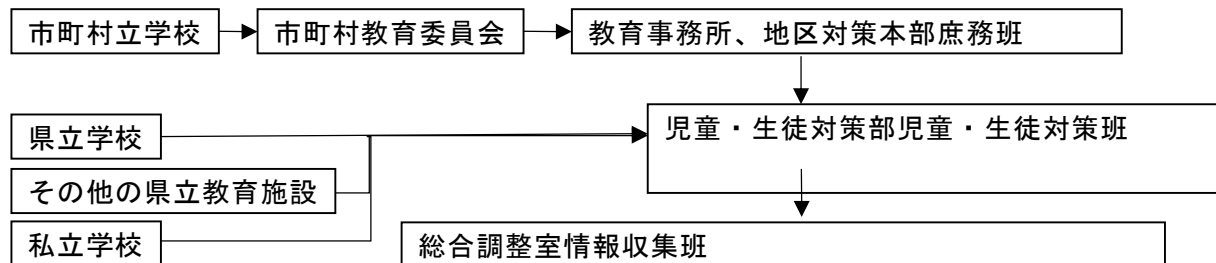
なお、学校等の教育施設が避難所として使用される場合は、避難者の生活確保を考慮しつつ、市町村教育委員会と児童・生徒対策部児童・生徒対策班が協議して適切な教育の確保に努めるものとする。

2 応急措置の実施基準

(1) 被災状況等の把握

児童・生徒対策部児童・生徒対策班は、以下により県内の教育施設の被災状況、幼児・児童・生徒の被災状況、教職員の被災状況、避難所としての使用状況等を把握する。

<被災状況等の連絡経路図>



(2) 教室の確保

各学校等は、必要な教育等を確保するため、所管施設又は設備の被災箇所を迅速に調査把握し、関係機関に通報するとともに次の措置を講ずる。各学校等での措置が困難な場合は、被災状況等の連絡経路図にしたがって応援を求める。

イ 簡単な修理により使用可能な教室は、速やかに応急修理を行う。

ロ 災害のため使用できない教室に代えて、特別教室、体育館、講堂等の利用を考慮する。

ハ 必要に応じて2部授業を実施する。

ニ 校舎の全部又は大部分が使用不能の場合は、公民館、集会場等公共施設の利用又は隣接学校の校舎等を利用し、必要に応じた分散授業等を実施する。

ホ 広範囲にわたる激甚な被害のため、前記諸措置を実施しがたい場合は、応急仮校舎を建設

する。

(3) 応急授業等の実施

- イ 各学校等は、災害発生の状況により授業が不可能なときは、取りあえず臨時休業の措置をとるとともに、正規の授業が困難なときも、速やかに応急授業等を開始し、授業時間数の確保に努める。
- ロ 災害に伴い教職員に欠損を生じたときは、学校内又は学校間等において相互に応援・協力する。
- ハ 市町村教育委員会、児童・生徒対策部児童・生徒対策班は応急授業等の実施状況を把握し、必要な支援を行う。

(4) 教材学用品の供給措置

教材学用品等の滅失、き損の状況を十分把握し、これらの負担を軽減する方向で供給措置を講ずるものとする。

災害救助法が適用された場合、市町村長は知事からの委任に基づき学用品の給与を行う。その際の給与の基準及びその他必要な措置は次のとおりとする。

イ 給与の基準

(イ) 給与の対象

学用品の給与は、住家の全壊・全焼・流失・半壊・半焼又は床上浸水により学用品を喪失又は損傷し、就学上支障のある小学校児童（義務教育学校の前期課程及び特別支援学校の小学部児童を含む。以下同じ）、中学校生徒（義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部生徒を含む。以下同じ）、及び高等学校等生徒（高等学校（定時制の課程及び通信制の課程を含む。）、特別支援学校の高等部、高等専門学校、専修学校及び各種学校の生徒をいう。以下同じ。）に対して行う。

(ロ) 給与の品目

学用品の給与は、被害の実情に応じ教科書、文房具、通学用品とし、おおむね次のとおりとする。

① 教科書及び教材

a 小学校児童及び中学校生徒

教科書の発行に関する臨時措置法(昭和23年法律第132号)第2条第1項に規定する教科書及び教科書以外の教材で所管教育委員会に届出又はその承認を受けて使用している教材。

b 高等学校等生徒

正規の授業で使用している教材

② 文房具(ノート、鉛筆、画用紙、定規、消しゴム、クレヨン、絵具、筆、下敷等)

③ 通学用品(運動靴、傘、カバン、長靴等)

(ハ) 給与費用

事故等災害対策編 第3部 共通する災害応急対策
第4章 被災者の保護・救護のための活動
第11節 文教対策

学用品の給与費用は次の範囲内とする。

区 分	小 学 校	中 学 校	高等学校
教科書及び教材	実 費	実 費	実 費
文房具通学用品	生徒又は児童1人当たりの学用品の給与に要する経費は、内閣総理大臣の定める基準の範囲内とする。		

(二) 給与期間及び給与の方法

学用品の給与期間及び給与の方法は、特別な事情のない限り次のとおりとする。

教科書及び教材・・・災害発生の日から1箇月以内に現物を支給するものとする。

学用品通学用品・・・災害発生の日から15日以内に現物を給与するものとする。

ロ その他必要な措置

市町村長が知事の委任に基づく学用品の給与を実施した場合は、次の帳簿等を備え必要な記録を行うとともに、これを保存しなければならない。

(イ) 救助実施記録日計表

(ロ) 学用品の給与状況

(ハ) 学用品購入関係支払証拠書類

(ニ) 備蓄物資払出証拠書類

(5) 転校・転園措置及び進路指導

イ 各学校等は、転校・転園を必要とする幼児・児童・生徒の状況を速やかに把握し、市町村教育委員会及び大分県教育委員会と協力して速やかな転校・転園措置を講ずる。

ロ 各学校等は、被災幼児・児童・生徒の進級、卒業認定及び進学、就職並びに入学選抜に関して幼児・児童・生徒の状況を十分把握し、市町村教育委員会及び大分県教育委員会と協力し、速やかな措置を講ずる。

(6) 幼児・児童・生徒の安全対策

各学校等は、災害時における幼児・児童・生徒の安全対策について、警察署、消防署、医療機関等の関係機関及び保護者と密接な連携のうえ、次の措置をとる。

イ 避難を行い安全を確保した後、被災状況を勘案して、保護者への引渡しを行うか学校等の管理下での避難を継続するかの判断を行う。

ロ 負傷者の確認と応急措置を行い、必要に応じ医療機関に要請し、安全を図る。

ハ 通学路等の被災危険箇所の把握に努めるとともに、必要に応じて立入禁止の表示、監視員の配置、集団登下校などの措置を行う。

ニ 災害発生時に在校・在園していなかった幼児・児童・生徒については、その被災状況の把握に努めるとともに、学校からの情報を保護者へ伝達する。

(7) 学校等保健衛生措置

各学校等は、幼児・児童・生徒に感染症、食中毒等の集団的な発生の防止を図るため、必要に応じて次の措置をとる。各学校等での措置が困難な場合は、被災状況等の連絡経路にしたが

って応援を求める。福祉保健医療部福祉保健衛生班及び地区災害対策本部保健所班は、児童・生徒対策部児童・生徒対策班、及び各私立学校設置者から求めがあった場合には、積極的にこれに応じる。

イ 幼児・児童・生徒の保健衛生の管理を関係法令に基づき十分に実施する。

ロ 給食の調理従事者に対しては、健康診断、検便を実施するなどのほか、身体、衣服の清潔保持に努めさせる。

ハ 校舎内外の清掃、消毒を関係法令に準じて実施する。

ニ 飲料水の取扱について必要な監視を行う。

また、必要に応じて、幼児・児童・生徒のこころの相談を行うため、保健室におけるカウンセリング体制を確立する。

3 その他の応急措置

(1) 授業料の減免措置

イ 減免の対象

県立高校生徒の保護者が被災したため、家計困難となりかつ他に学資の援助をするものがない者

ロ 減免等の区分

授業料の減免等は、授業料の減免及び徴収猶予とする。

ハ 減免等の実施

県立学校は、減免の申請状況を取りまとめて、大分県教育委員会へ報告する。県立学校長は、被災状況を確認のうえ減免を決定する。私立学校の設置者は、生徒からの申請に基づき減免を決定し、県へ報告する。県は、私立学校設置者が実施した減免事業に要した経費の一部を補助する。

(2) 奨学補助措置

奨学資金の貸与に関しては、(公財)大分県奨学会に特別措置を要請する。

(3) 就園奨励措置

幼稚園児の保護者が被災したため、所得が減少した場合等において、市町村が幼稚園の入園料・保育料を軽減する。

(4) 市町村内の教育施設のほとんどが被災し、使用困難な場合における措置

大規模な災害のため、市町村内の教育施設のほとんどが被災し、使用困難な場合、次の措置等をとる。

イ 児童・生徒の集団的な移動教育

ロ 応急仮設校舎の設置

(5) その他応急教育上必要な措置

大分県教育委員会は、教育職員が確保できない場合に講師等の採用、教育職員の派遣等臨時

的に補充する措置をとる。

4 学校等が避難所となった場合の学校等の措置

学校等の教育施設において避難所が開設される場合、学校長等は避難所の開設等に協力し次のような措置を講じる。

- (1) 在校・在園中に災害が発生した場合においては、幼児・児童・生徒の安全確保を最優先とした上で、学校施設等の使用方法について市町村と協議する。
- (2) 避難所の運営については積極的に協力するとともに、できるだけ早い時期に授業等が再開できるよう市町村、県教育委員会、被災者救援部避難所対策班、児童・生徒対策部児童・生徒対策班等との間で必要な協議を行う。

5 市町村が実施する文教対策

市町村が実施する災害時の教育対策は、市町村地域防災計画の定めるところにより実施するが、この節の定めるところに準じ必要な事項を処理する。

6 文化財の応急対策

被災した文化財は、その価値を最大限に維持するよう所有者又は管理者が措置するものとする。

(1) 文化財の被害状況の調査

大分県教育委員会は、国及び県指定等の文化財の毀損届けを速やかに提出させ、可能な限り詳細な現状を把握する。

(2) 文化財の被災状況の調査、連絡体制は次のとおりとする。

所有者又は管理者 ↔ 市町村 ↔ 大分県教育委員会 ↔ 文化庁



(3) 文化財保護のための指導等

イ 大分県教育委員会は、国指定等の文化財について、文化庁と連絡を取りながら、搬出後の保管方法や応急措置等について指導を行うとともに、国庫補助事業等による災害復旧に努める。

ロ 大分県教育委員会は、県指定等の文化財について、市町村と連携を取りながら搬出後の保管方法や応急措置等について指導を行うとともに、県費補助事業等による災害復旧に努める。

(4) 被災者の心の救済活動（地域に残る遺産の保全）

県・市町村・教育委員会は、歴史資料ネットワーク（神戸大学文学部地域連携センター内）などの協力を得ながら、被災した地域に残る遺産（歴史資料等）の救出・修復・保全に努める。

第12節 社会秩序の維持・物価の安定等

本節は、災害後の住民の生活を安定したものとするために行う社会秩序の維持及び物価の安定等に関する活動について定めるものである。

〔本節に基づく県の主要な活動〕

＜ ＞内は主に担当する班等

○社会秩序の維持のための活動

- ☐ 困りごと相談所の開設＜治安対策部警備班＞
- ☐ 臨時交番等の設置＜治安対策部警備班＞
- ☐ 防犯パトロールの実施＜治安対策部警備班＞
- ☐ 犯罪の取締り＜治安対策部警備班＞
- ☐ 地域安全情報等の広報＜広報・情報発信班、地区災害対策本部庶務班＞

○物価の安定等に関する活動

- ☐ 生活関連物資の価格及び需給動向調査・監視の実施＜被災者救援部、地区災害対策本部支援物資班＞
- ☐ 消費生活相談所の開設＜被災者救援部、地区災害対策本部支援物資班、地区災害対策本部総務班＞
- ☐ 大規模小売店及びガソリンスタンド等の営業状況の把握＜支援物資部食糧班・救援物資班、地区災害対策本部支援物資班＞
- ☐ 物価の安定等に関する情報の提供＜総合調整室情報収集班、地区災害対策本部庶務班＞

1 社会秩序の維持・物価の安定等に関する活動の責任体制

災害後の社会秩序の維持に関する活動は、治安対策部警備班が市町村その他の関係機関の協力を得て実施する。

物価の安定等に関する活動は、支援物資部食糧班・支援物資班及び地区災害対策本部各班が市町村その他の関係機関の協力を得て実施する。

2 社会秩序の維持のための活動

治安対策部警備班は、災害後の被災地の社会秩序を維持するため、次のような活動を実施する。

(1) 困りごと相談所の開設

警察本部及び警察署に、困りごと相談所(外国人コーナーを含む。)を設置して、住民の心配や要望等の相談に応じ、事案によっては市町村その他関係機関との連絡調整を行う等当該事案の解決に努めるものとする。

(2) 臨時交番等の設置

犯罪の予防その他被災地の治安を維持するため、臨時交番を設置し、又は移動交番車を配置する。

(3) 防犯パトロールの実施

被災地域、避難所、仮設住宅、避難場所、食料倉庫、生活必需物資の貯蔵庫、金融機関、公共施設等の重点的な防犯パトロールを実施する。

(4) 犯罪の取締り

災害の発生に伴う暴利販売、買占め、売り惜しみ等を企図する悪質業者等の経済事犯、凶悪事犯、粗暴事犯、暴力団の民事介入暴力事犯、窃盗事犯等の取締りを行い、住民の不安を軽減するとともに、社会秩序の混乱を防止する。

(5) 地域安全情報等の広報

広報・情報発信班及び地区対策本部庶務班を通じて、地域住民に対し、地域安全情報の提供を行うとともに、流言飛語等が横行した場合は、正しい情報の伝達等を適宜行い、被災者が安心して生活できるように努める。なお、その際には、視聴覚障がい者や外国人にも適切に広報できるよう配慮する。

3 物価の安定等に関する活動

災害後の物価の高騰、悪質商法等を抑え、被災者が安心して生活できるよう次のような対策を実施する。

(1) 生活関連物資の価格及び需給動向調査・監視の実施

被災者救援部及び地区災害対策本部支援物資班は、定期的に物価を監視するため、生活関連物資の価格及び需給動向調査・監視を実施する。

(2) 消費生活相談所の開設

被災者救援部及び地区災害対策本部総務班は、被災地内に消費生活相談所を開設し、消費生活に関する相談に応じる。

(3) 大規模小売店及びガソリンスタンド等の営業状況の把握

支援物資部食糧班・支援物資班及び地区災害対策本部支援物資班は、大規模小売店及びガソリンスタンド等生活に密着した店舗等の営業状況を、できる限り毎日把握する。

(4) 物価の安定等に関する情報の提供

総合調整室情報収集班及び地区災害対策本部庶務班は、(1)～(3)で得た情報を、報道機関、チラシ、広報誌等で提供する。なお、その際には、視覚障がい者、聴覚障がい者、外国人にも適切に提供できるよう配慮する。

第13節 義援物資の取扱い

本節は、災害後に県に対して送付される義援物資の取扱いについて定めるものである。

〔義援物資の取扱いに関する県の主要な活動〕

＜ ＞内は主に担当する班等

○義援物資の取扱いに関する広報

□受け付け品目、目標量、送付場所等の決定＜支援物資部食糧班・支援物資班＞
(第4章第5節の活動状況を考慮する。)

□受け付け品目、目標量、送付場所等の報道機関を通じての広報＜広報・情報発信班＞

○義援物資の集積＜支援物資部食糧班・支援物資班・輸送調整班＞

○義援物資の輸送＜通信・輸送部輸送・調整班＞

○義援物資の配分＜地区災害対策本部支援物資班、通信・輸送班＞

1 県に送付される義援物資の取扱いに関する基本方針

県は、次の方針により義援物資について取り扱う。

(1) 県は、企業や自治体等からの義援物資について、被災者が必要とする物資の内容を把握し、報道機関等を通じて迅速に公表すること等により、受入れの調整に努める。

なお、個人等からの小口義援物資については、仕分け作業や公平な配布が可能かどうかを検討し、受入れの方針を決定のうえ周知する。

(2) 県は、義援物資の受入、仕分け等に関して、必要に応じて被災者救援部ボランティア調整班を通じてボランティアの協力を得る。

2 県に送付される義援物資の取扱い

(1) 義援物資の取扱いに関する広報

イ 受け付ける品目、目標量、送付場所等の決定

支援物資部食糧班・支援物資班は地区災害対策本部庶務班からの報告により被災地での物資の過不足の状況を把握し、物資の受入れ品目、目標量、送付場所を決定する。

ロ 受け付ける品目、目標量、送付場所等の広報

広報・情報発信班は、イで決定した事項を、報道機関を通じて広報する。

(2) 義援物資の集積・輸送・配分

義援物資の集積・輸送・配分については、「第4章 第5節 被服寝具その他生活必需品給与 2
－ (3) ーハ」での取扱いと同様に実施する。

第14節 被災動物対策

大規模災害時には、所有者不明動物や負傷動物が多数生じるとともに、避難所における動物同伴者等への対処方法など様々な課題が発生することが予想されるため、県は動物愛護の観点から動物の保護や適正な飼育に関し、市町村、獣医師会及び関係機関・団体との協力体制を確立するとともに、県単独では十分な対策が実施できない場合、「九州・山口9県災害時愛護動物救援応援協定」に基づく広域的な応援を要請するものとする。

〔災害時における動物管理の主要な活動〕

- ＜ ＞内は主に担当する班等
- 被災動物救護対策指針の策定及び市町村への支援 ＜生活環境部食品・生活衛生課＞
 - 被災地域及び避難所における動物の保護
 - ＜市町村、生活環境部食品・生活衛生課、動物愛護センター、地区対策本部保健所班＞

1 被災地域における動物の保護

飼い主不明の負傷又は放浪状態の動物等の保護については、迅速かつ広域的な対応が求められることから、地区対策本部保健所班は市町村、県獣医師会等関係団体を始め、動物愛護推進員、動物愛護ボランティア等と協力し動物の保護を行う。

2 危険動物の逸走対策

危険動物が、災害時に逸走し、人及びその財産に危害を及ぼすおそれがあるときには、警察署等の関係機関へ通報し、人の生命や財産等への侵害を未然に防止する。

3 避難所における動物の保護

被災者救援部避難所対策班及び地区対策本部保健所班は、避難所を設置する市町村と協力して飼い主に対し避難した動物の飼育について適正な飼育指導を行うなど、動物の愛護及び衛生管理を含めた環境衛生の維持に努めるため以下の措置を行う。

- (1) 各地域の被害状況、避難所での動物の飼育状況の把握及び資材の提供、獣医師の派遣等市町村への支援
- (2) 避難所から保護施設への動物の受け入れ及び譲渡等の調整
- (3) 他自治体との連絡調整及び要請

4 被災動物救護対策指針

県は、「大分県被災動物救護対策指針」を市町村や関係機関に周知するとともに、市町村等と連携したペット同行避難訓練の実施など、市町村におけるペット対策の取組を支援する。

5 応急仮設住宅等での対応

市町村及び県は、応急仮設住宅等における家庭動物の適正飼養の指導を行う。

第5章 社会基盤の応急対策

第1節 電気・ガス・上下水道・電話の応急対策

第2節 道路・河川・都市公園・港湾・漁港・空港・鉄道の
応急対策

第1節 電気・ガス・上下水道・通信の応急対策

本節は、社会生活に欠かせない電気、ガス、上下水道、通信の災害時の応急対策について定めるものである。

1 応急対策の基本方針

電気、ガス、上下水道、通信に係る各事業者は、各々のBCPなど災害時対応計画に基づき、地震発生時には二次災害の防止及び早期復旧に努める。また、上下水道システムの基幹施設等のほか宅内配管も迅速に復旧できるよう、上下水道一体となった対応に努める。県及び市町村その他の防災関係機関は、事業者から要請があった場合、その応急対策に可能な限り協力する。

2 災害発生時の連絡体制の確立

- (1) 九州電力(株)大分支店、NTT 西日本(株)大分支店及び被災地の応急対策に関連するガス、上・下水道事業者は、県が災害対策本部を設置した場合には、県との連絡担当者を指定し逐次連絡が確保できる体制をとる。
- (2) 人身に係わる二次災害が発生するおそれのある場合、また、発生した場合は、県のほか、市町村、警察機関、消防機関、海上保安部に迅速に通報する。

3 被害状況・応急対策の進捗状況に関する広報

各事業者は、当該施設等の被害状況・応急対策の進捗状況について、逐次報道機関、チラシ等を用いて県民に広報する。その場合、視覚障がい者、聴覚障がい者、外国人にも配慮する。

4 応急対策にあたっての県及び市町村の支援

県及び市町村は、各事業者が広域的な応援を求めて応急対策を実施する場合、また、県民向けの広報を行おうとする場合は、応援隊の集結ルート、集結場所の紹介・あっせん並びにプレスルームの提供等を行い、迅速な応急対策を支援する。

また、以下の事項について各事業者から要請を受けた県及び関係機関は、可能な範囲で協力する。なお、各事業者は、県に紹介・あっせん等を求める場合、総合調整室情報収集班に連絡する。

- (1) 道路に倒壊した樹木や飛来物の除去及び道路損壊箇所の仮復旧
- (2) 道路損壊等による孤立地区への復旧要員、資機材の輸送
- (3) 復旧要員の宿泊、待機場所及び車両の駐車場としての学校等公共施設の貸与
- (4) 広報車両、防災無線、有線放送等による停電、復旧状況の広報

第2節 道路・河川・都市公園・港湾・漁港・空港・鉄道の応急対策

本節は、各種応急対策の遂行に重大な影響を与える道路、河川、都市公園、港湾、漁港、空港、鉄道の応急対策について定めるものである。

1 応急対策の基本方針

道路、河川、都市公園、港湾、漁港、空港、鉄道に係る各管理者等は、各々の災害時対応計画にしたがい、災害発生時には二次災害の防止及び早期復旧に努める。県及び市町村その他の防災関係機関は、管理者等から要請があった場合、その応急対策に可能な限り協力する。

2 災害発生時の連絡系統

「第2章第4節 災害情報・被害情報の収集・伝達」に定めるところによる。

3 被害状況・応急対策の進捗状況に関する広報

各管理者等は、当該施設等の被害状況・応急対策の進捗状況について、逐次報道機関・チラシ等を用いて県民に広報する。その場合、視覚障がい者、聴覚障がい者、外国人にも配慮する。

4 応急対策にあたっての県及び市町村の支援

県及び市町村は、各管理者等が広域的な応援を求めて応急対策を実施する場合、また、県民向けの広報を行おうとする場合は、応援隊の集結ルート、集結場所の紹介・あっせん並びにプレスルームの提供等を行い、迅速な応急対策を支援する。なお、各管理者等は、県に紹介・あっせん等を求める場合、総合調整室情報収集班に連絡する。

第4部 共通する災害復旧・復興

第1章 災害復旧・復興の基本方針

災害に対しては、「第2部 災害予防」に基づいて実効性のある予防対策を推進することが必要である。一方、災害は、いつ、どのような規模で、どのような地域に起きるか予測することが難しく、不幸にして大きな被害を受けることもあり得る。その場合、一刻も早く施設・産業、被災者の復旧・立ち直りがなされ、さらに、災害を糧にしてより災害に強い県土を後世に残していくことを目的とした復興が行われる必要がある。

災害復旧・復興では、こうした観点から、次の点に留意して速やかな復旧・復興を図るための方向を定める。

- 県民の意向を十分尊重した災害復旧・復興を行うこと
- 現状復旧に止まらず、再度の災害を防止できる災害復旧・復興を行うこと
- 復興後の県土の姿を明確にして、計画的な災害復旧・復興を行うこと
- 被災者、被災事業者が災害から立ち直るための支援をきめ細かく、十分行うこと

なお、被害が甚大であり「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」（昭和37年法律第150号）に基づく激甚災害の指定を受ける必要があると判断される場合、県、市町村は必要な事項を速やかに調査し、早期に激甚災害の指定を受けられるよう措置する。

また、特に大規模な被害を被った場合、県では県民及び関係民間団体も含めた委員会を設置して復興計画を作成し、復興後の県土の姿を明確にして、計画的な災害につよい県土づくりを進めていくこととする。

その際、男女共同参画の観点から、復旧・復興のあらゆる場・組織に女性の参画を促進するものとする。併せて、障がい者、高齢者等の要配慮者の参画を促進するものとする。また、産学官が連携し、先端技術の導入等により、復旧・復興の高度化に取り組んでいく。

加えて、技術職員の不足等により、県単独では速やかな復旧・復興の実施が困難と認められる場合は、九州地方知事会や全国知事会等の協力も得ながら、各都道府県に対し地方自治法に基づく職員派遣を要請するなど、必要な措置を講じることとする。特に、他の地方公共団体に対し、技術職員の派遣を求める場合においては、復旧・復興支援技術職員派遣制度を活用するものとする。

第2章 公共土木施設等の災害復旧

本項は、被災した公共土木施設等の復旧を促進し、並びにこれらの施設等の再度災害発生の防止について定めるものである。

1 災害復旧事業の施行の基本方針

災害復旧事業は、被災した各施設の原形復旧にあわせて、再度災害の発生を防止するため、必要な施設の新設又は改良を行う等不測の災害に備えるものとする。

2 公共土木施設災害復旧事業の推進

公共土木施設の災害復旧については、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法(昭和26年法律第97号)の趣旨等を踏まえ、緊要度を勘案の上災害復旧事業の促進を図るものとする。

なお、単独事業、補助事業及び直轄事業にかかる災害復旧事業についても短期間の完全復旧を実施するものとする。

3 国土交通省等の権限代行制度

- 県は、市町村道（県が管理する道路と交通上密接な関連を有するものに限る。）について、当該市町村から要請があり、かつ当該市町村の工事の実施体制等の地域の実情を勘案して、当該市町村に代わって県が災害復旧等に関する工事を行うことが適当であると認められるときは、その事務の遂行に支障のない範囲内で、当該工事を行うことができる権限代行制度により、支援を行うことも検討する。
- 市町村は、準用河川における改良工事若しくは修繕又は災害復旧事業に関する工事において、実施に高度な技術又は機械力を要する工事、かつ、工事の実施体制等の地域の実情により、これらの工事を的確に実施できない場合は、国土交通省の権限代行制度の適用を要請することも検討する。
- 県又は市町村は、災害時、都道府県知事等が管理を行う一級河川若しくは二級河川又は市町村長が管理を行う準用河川に係る維持（河川の埋塞に係るものに限る。）において、実施に高度な技術又は機械力を要する工事、かつ、河川の維持の実施体制等の地域の実情により、河川に係る維持を的確に実施できない場合は、国土交通省の権限代行制度の適用を要請することも検討する。
- 県は、港湾施設において、非常災害が発生した場合、当該非常災害の発生によりその機能に支障が生じ、又は生ずるおそれがある場合は、国土交通省の権限代行制度の適用を要請することも検討する。
- 県は、海岸保全施設において、当該海岸保全施設が国土の保全上特に重要なものであると認められるときは、主務大臣の権限代行制度の適用を要請することも検討する。

4 農林水産業施設災害復旧事業の促進

農林水産業施設の災害復旧については、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律(昭和25年法律第169号)の趣旨に基づき、原則として発生年を含む3ケ年で完了する方針のもとにそれぞれの事業主体において被災施設の災害復旧事業に努める。

5 その他の災害復旧事業の推進

公立学校施設をはじめ前各号に定める以外の施設の災害復旧事業についても、その緊要度を勘案のうえ、短期間完全復旧に努める。

第3章 被災者・被災事業者の自立支援体制の確立

1 県民サポートセンター（仮称）の設置

被災者及び被災事業者の自立を総合的に支援するため、県では、必要に応じて「県民サポートセンター（仮称）」（以下、「サポートセンター」という。）を設置する。

サポートセンターでは、おおむね次のような業務を行うこととするが、災害の規模や範囲に応じて業務内容の調整、支部の設置等運用にあたって柔軟に対応する。

（１）各種手続の総合窓口

第4章第2節に掲げる見舞金交付、資金貸付、税の減免等に関する手続及び相談を一元的に処理する。

第4章第3節に掲げる中小企業者、農林漁業者への融資に関する手続及び相談を一元的に処理する。

（２）各種専門分野での相談

医療、保健（精神保健を含む。）、福祉、住宅に関する相談を受ける（電話でも対応できるようにする。）。)

（３）法律相談の実施

弁護士等の協力を得て、各種法律上の相談に応じる（電話でも対応できるようにする。）。)

（４）情報の提供

自立を図る上でのさまざまな情報を収集し、電話での照会及び報道機関、広報誌等を通じた広報により提供する。

2 被災者の生活再建支援等

県及び市町村は、被災者が自らに適した支援制度を活用して生活再建に取り組むことができるよう、災害ケースマネジメント（一人ひとりの被災者の状況を把握した上で、関係者が連携して、被災者に対するきめ細かな支援を継続的に実施する取組）の実施等により、見守り・相談の機会や被災者台帳等を活用したきめ細かな支援を行うとともに、被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備に努めるものとする。

国（総務省九州管区行政評価局、大分行政監視行政相談センター）は、被災者に対する各種支援措置の案内等に対応する特別行政相談活動を行うものとする。

（１）被災者台帳の整備

市町村は、必要に応じて、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努めるものとする。

（２）情報提供

県は、災害救助法を適用して被災者に対して応急救助を行ったときは、被災者台帳を作成す

る市町村からの要請に応じて、被災者に関する情報を提供するものとする。

3 災害義えん金の配分(福祉保健部福祉保健企画課、会計管理局会計課)

(1) 配分組織の確立

災害義えん金の配分を適正、かつ迅速に行うため、必要に応じて県に義えん金配分委員会を設置する(義えん金の出納は会計管理局会計課、配分委員会の庶務は福祉保健部地域福祉保健企画課が行う。)。

イ 配分委員会の構成機関は、次のとおりとする。

(イ) 大分県

(ロ) 日本赤十字社大分県支部

(ハ) 社会福祉法人大分県社会福祉協議会

(ニ) 社会福祉法人大分県共同募金会

(ホ) その他の関係機関

ロ 配分委員会の組織

(イ) 委員の任命

知事は、委員会構成機関の職員を委員に任命する。

(ロ) 役員

委員会に、委員の互選により、会長及び副会長をそれぞれ1人置く。

(ハ) 役員の職務

会長は委員会を招集し、会務を統括する。

副会長は会長を補佐し、会長に事故がある場合は、その職務を代理する。

(ニ) 委員会の招集

会長は必要に応じて委員会を招集する。委員は必要と認めたときは、会長に委員会の招集を請求することができる。

(ホ) 配分資料の整備、保管

会長は義えん金配分の基礎となった資料(被害状況調査書等)を整備、保管しなければならない。

(2) 配分の方法等

災害救助法適用のいかんにかかわらず、被害の程度に応じ配分委員会で決定する。

※なお、広域災害となった東日本大震災では、り災証明の発行や義えん金の配布等を求め住民が窓口に殺到し、庁舎が被災した自治体等ではその処理に時間が掛かった事例もあることから、県内で統一した被災者台帳システムの運用をはかる。

第4章 被災者支援に関する各種制度の概要

第1節 経済・生活面の支援

第2節 住まいの確保・再建のための支援

第3節 農林漁業・中小企業・自営業への支援

第1節 経済・生活面の支援

1-1 災害弔慰金（災害弔慰金の支給等に関する法律）

支援の種類	給付
支援の内容	1 災害により死亡した方の遺族に対して、災害弔慰金の支給等に関する法律に基づき支給する。 2 支給額 ①生計維持者が死亡した場合:500万円を超えない範囲内 ②その他の者が死亡した場合:250万円を超えない範囲内
対象者	1 災害により死亡した方(お住まいの市町村に住民登録のある方)の遺族。 2 支給の範囲・順位は、死亡した方の①配偶者、②子、③父母、④孫、⑤祖父母。⑥いずれも存しない場合は兄弟姉妹（死亡した者の死亡当時その者と同じく同居し、又は生計を同じくしていた者に限る。）。
対象となる災害	1 1市町村において住居が5世帯条滅失した災害 2 県内で住居が5世帯以上滅失した市町村が3以上ある場合の災害 3 県内で災害救助法適用市町村が1以上ある場合の災害 4 災害救助法適用市町村を持つ都道府県が2以上ある場合の災害
問合先	市町村

1-2 災害弔慰金（大分県災害弔慰金等補助交付要綱）

支援の種類	給付
支援の内容	1 災害により死亡した方の遺族に対して、大分県災害弔慰金等補助金交付要綱等に基づき支給する。 2 支給額 ①生計維持者が死亡した場合:250万円を超えない範囲内 ②その他の者が死亡した場合:125万円を超えない範囲内
対象者	1 災害により死亡した方(お住まいの市町村に住民登録のある方)の遺族。 2 支給の範囲・順位は、死亡した方の①配偶者、②子、③父母、④孫、⑤祖父母。⑥いずれも存しない場合は兄弟姉妹（死亡した者の死亡当時その者と同じく同居し、又は生計を同じくしていた者に限る。）。
対象となる災害	県内で発生した災害のうち下記の要件を満たす場合 1 災害が発生した市町村に対して、気象警報又は特別警報が発表されたとき（海上警報を除く）

事故等災害対策編 第4部 共通する災害復旧・復興
 第4章 被災者支援に関する各種制度の概要
 第1節 経済・生活面の支援

	2 被害が発生した市町村で震度4以上の地震が発生したとき 3 被害が発生した市町村を含む津波予報区に対して津波注意報・津波警報又は大津波警報が発表されたとき 4 県内の火山に火口周辺警報又は噴火警報が発表されたとき 等
問合先	市町村

2-1 災害障害見舞金（災害弔慰金の支給等に関する法律）

支援の種類	給付
支援の内容	1 災害による負傷、疾病で精神又は身体に著しい障がいが出た場合、災害弔慰金の支給等に関する法律に基づき、災害障害見舞金を支給する。 2 支給額 ①生計維持者が重度の障がいを受けた場合:250万円を超えない範囲内 ②その他の者が重度の障がいを受けた場合:125万円を超えない範囲内
対象者	1 災害により以下のような重い障がいを受けた方。 ①両眼が失明した人 ②咀嚼(そしゃく)及び言語の機能を廃した人 ③神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、常に介護を要する人 ④胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要する人 ⑤両上肢をひじ関節以上で失った人 ⑥両上肢の用を全廃した人 ⑦両下肢をひざ関節以上で失った人 ⑧両下肢の用を全廃した人 ⑨精神又は身体の障がいが重複する場合における当該重複する障がいの程度が前各項目と同程度以上と認められる人
対象となる災害	1-1に同じ
問合先	市町村

2-2 災害障害見舞金（大分県災害弔慰等補助金交付要綱等）

支援の種類	給付
支援の内容	1 災害による負傷、疾病で精神又は身体に著しい障がいが出た場合、大分県災害弔慰金等補助金交付要綱等に基づき支給する。 2 支給額 ①生計維持者が重度の障がいを受けた場合:125万円を超えない範囲内 ②その他の者が重度の障がいを受けた場合:62.5万円を超えない範囲内

事故等災害対策編 第4部 共通する災害復旧・復興
第4章 被災者支援に関する各種制度の概要
第1節 経済・生活面の支援

対象者	1 災害により以下のような重い障がいを受けた方。 ①両眼が失明した人 ②咀嚼(そしゃく)及び言語の機能を廃した人 ③神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、常に介護を要する人 ④胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要する人 ⑤両上肢をひじ関節以上で失った人 ⑥両上肢の用を全廃した人 ⑦両下肢をひざ関節以上で失った人 ⑧両下肢の用を全廃した人 ⑨精神又は身体の障がい重複する場合における当該重複する障がいの程度が前各項目と同程度以上と認められる人
対象となる災害	1－2に同じ
問合先	市町村

3 災害援護資金（災害弔慰金の支給等に関する法律）

（1）支援の種類：貸付

災害により負傷又は住居、家財の損害を受けた方に対して、災害弔慰金の支給等に関する法律に基づき、生活の再建に必要な資金を貸し付ける。

貸付限度額	①世帯主に1か月以上の負傷がある場合 ア 当該負傷のみ 150万円 イ 家財の3分の1以上の損害 250万円 ウ 住居の半壊 270万円 エ 住居の全壊 350万円 ②世帯主に1か月以上の負傷がない場合 ア 家財の3分の1以上の損害 150万円 イ 住居の半壊 170万円 ウ 住居の全壊(エの場合を除く) 250万円 エ 住居の全体の滅失又は流失 350万円
貸付利率年	
据置期間	3%(据置期間中は無利子)
償還期間	※市町村により軽減措置を講じる場合がある。 3年以内(特別の場合5年) 10年以内(据置期間を含む)

(2) 対象者

以下のいずれかの被害を受けた世帯の世帯主が対象。

- ①世帯主が災害により負傷し、その療養に要する期間が概ね1か月以上
- ②家財の1/3以上の損害
- ③住居の半壊又は全壊・流出

(3) 所得制限

世帯人員	市町村民税における前年の総所得金額
1人	220万円
2人	430万円
3人	620万円
4人	730万円

世帯人員	市町村民税における前年の総所得金額
1人	
2人	220万円
3人	430万円
4人	620万円
5人以上	730万円
	1人増すごとに730万円に30万円を加えた額。 ただし、住居が滅失した場合は1,270万円とする。

※対象となる災害は、自然災害で都道府県において災害救助法が適応された市町村が1以上ある場合の災害。

(4) 問合先 市町村

4 生活福祉資金制度による貸付

(1) 支援の種類：融資

- ①生活福祉資金は、金融機関等からの借入が困難な低所得世帯、障がい者や介護等を要する65才以上の高齢者がいる世帯に対して、経済的な自立と生活の安定を図ることために必要な経費を貸し付けるもの。
- ②生活福祉資金には、災害を受けたことにより臨時に必要な費用の貸付(福祉費)、災害等によって緊急かつ一時的に生計の維持が困難になった場合の小口の貸付(緊急小口資金)の貸付がある。

【福祉費】

貸付限度額	250万円(目安)
貸付利率	①連帯保証人を立てた場合 無利子 ②連立保証人を立てない場合 年1.5%
据置期間	6か月以内
償還期間	7年以内(目安)

【緊急小口資金】

貸付限度額	10万円
貸付利率	無利子
据置期間	2か月以内
償還期間	8か月以内

③このほか、生活福祉資金には、総合支援資金、教育支援資金、不動産担保型生活資金がある

(2) 対象者

- ①低所得世帯、障がい者のいる世帯、介護等を要する65才以上の高齢者のいる世帯
- ②災害弔慰金の支給等に関する法律の災害援護資金の対象となる世帯は適用除外

(3) 問合先：大分県社会福祉協議会、市町村社会福祉協議会

5 母子寡婦福祉貸付金

支援の種類	融資
支援の内容	1 母子寡婦福祉資金とは、母子家庭や寡婦を対象に、経済的な自立と生活の安定を図るために必要な経費を貸し付けるもの。 2 災害により被災した母子家庭及び寡婦に対しては、事業開始資金、事業継続資金、住宅資金の据置期間の延長、償還金の支払猶予などの特別措置を講じる。 3 事業開始資金、事業継続資金、住宅資金については、貸付けの日から2年を超えない範囲で据置期間を延長できる。
対象者	1 母子福祉資金(以下のいずれかに該当する方が対象)

事故等災害対策編 第4部 共通する災害復旧・復興
第4章 被災者支援に関する各種制度の概要
第1節 経済・生活面の支援

	①母子家庭の母(配偶者のない女子で現に児童を扶養している方) ②母子福祉団体(法人) ③父母のいない児童(20歳未満) 2 寡婦福祉資金(以下のいずれかに該当する方が対象) ① 婦(かつて母子家庭の母であった者) ② 40歳以上の配偶者のいない女子であって、母子家庭の母及び寡婦以外の者
問合先	県、市(福祉事務所設置町村含む)の福祉事務所

6 年金等担保貸付、労災年金担保貸付等

(1) 支援の種類：融資	
共済年金、厚生年金、労災年金等を担保に、教育費や居住関係費、事業資金等を融資するもの。	
貸付限度額	250万円以内(ただし、受給している年金の年額の範囲)
対象経費	住宅などの資金や事業資金
保証人等	年金証書を預けるとともに、1名以上の連帯保証人が必要
※金利については(株)日本政策金融公庫、独立行政法人福祉医療機構に確認すること	
(2) 対象者：年金受給者	
(3) 問合先：(株)日本政策金融公庫、独立行政法人福祉医療機構	

7 恩給担保貸付

(1) 支援の種類：融資	
恩給を担保に、教育費や居住関係費、事業資金等を融資するもの。	
貸付限度額	250万円以内(ただし、恩給年額の3年分以内)
対象経費	住宅などの資金や事業資金
保証人等	恩給証書等を預けるとともに、1名以上の連帯保証人が必要
※ 金利については(株)日本政策金融公庫、沖縄振興開発金融公庫に確認すること	
(2) 対象者：恩給受給者	
(3) 問合先：(株)日本政策金融公庫、沖縄振興開発金融公庫	

8 教科書等の無償給与（災害救助法）

支援の種類	現物支給
支援の内容	1 災害救助法に基づく学用品の給付は、災害により学用品を失った児童・生徒に対して教科書や教材、文房具、通学用品を支給。
対象者	2 災害救助法が適用された市町村において、住宅に被害を受け学用品を失った小・中学校、高等学校等の児童・生徒（特別支援学校の小学児童及び中学部生徒、中等教育学校、特別支援学校の高等部、高等専門学校、専修学校及び各種学校の生徒を含む）
問合先	災害救助法が適用された市町村

9 小・中学生の就学援助措置

支援の種類	給付
支援の内容	被災により、就学が困難な児童・生徒の保護者を対象に、就学に必要な学用品費、新入学用品費、通学費、校外活動費、学校給食費等を援助する。
対象者	被災により、就学が困難となった児童・生徒の保護者
問合先	県、市町村、学校

10 私立高等学校授業料減免措置

支援の種類	減免
支援の内容	天災その他不慮の災害等により就学が困難となった生徒に対し、授業料の減免措置を行う私立高等学校に対し、県が補助する。
対象者	天災その他不慮の災害等により学資の負担に堪えられなくなりかつ、他に学資の援助をする者がいない生徒で学業の継続が著しく困難と知事が認めるもの。
問合先	各私立高等学校

11 大学等授業料減免措置

支援の種類	減免
支援の内容	災害により、家計が急変した等の理由により授業料等の納付が困難な学生を対象に、授業料等の減額、免除を行う。
対象者	各大学等において、減免等を必要とすると認める者
問合先	各大学等

12 幼稚園への就園奨励事業

支援の種類	給付
支援の内容	保護者の所得状況に応じて、幼稚園の入園料・保育料を軽減する。

事故等災害対策編 第4部 共通する災害復旧・復興
第4章 被災者支援に関する各種制度の概要
第1節 経済・生活面の支援

対 象 者	幼稚園に通う園児の保護者（避難されている方も、この制度の活用可能。） ※私立幼稚園の保育料等の減免については、「私立学校授業料等減免事業」も参照のこと。
問 合 先	市町村、幼稚園

1 3 特別支援学校等への修学奨励事業

支援の種類	給付
支援の内容	被災により、特別支援学校等への就学支援が必要となった幼児、児童又は生徒の保護者を対象に通学費、学用品等を援助する。
対 象 者	被災により新たに特別支援教育修学奨励費事業の対象となった世帯及び支弁区分が変更となった世帯
問 合 先	県、市町村、学校

1 4 緊急採用奨学金

支援の種類	貸与
支援の内容	災害等により家計が急変した学生・生徒に対して、緊急採用奨学金の貸与を実施する。
対象者	大学、短期大学、大学院、高等専門学校、専修学校（専門課程）の生徒・学生
問合先	各学校、独立行政法人日本学生支援機構

1 5 国の教育ローン（災害特別措置）

支援の種類	融資						
支援の内容	災害により被害を受けた方に対して教育ローンを融資する。 <table> <tr> <td>貸付限度額</td><td>学生・生徒1人あたり300万円以内</td></tr> <tr> <td>対象経費</td><td>学生納付金、受験にかかった費用、教科書代、定期代、下宿代</td></tr> <tr> <td>保全</td><td>(公財)教育資金融資保証基金</td></tr> </table>	貸付限度額	学生・生徒1人あたり300万円以内	対象経費	学生納付金、受験にかかった費用、教科書代、定期代、下宿代	保全	(公財)教育資金融資保証基金
貸付限度額	学生・生徒1人あたり300万円以内						
対象経費	学生納付金、受験にかかった費用、教科書代、定期代、下宿代						
保全	(公財)教育資金融資保証基金						
対象者	1 高等学校、短期大学、大学・大学院、専修学校、各種学校、海外の高校、大学等に入在学する学生・生徒を持つ保護者であって、り災証明書等を受けている者 2 世帯の年収（所得）に関する上限学の設定（所得制限）あり						
問合先	株式会社日本政策金融公庫 沖縄振興開発金融公庫						

16 児童扶養手当等の特別措置

支援の種類	給付
支援の内容	1 被災者に対する児童扶養手当・特別児童扶養手当、特別障害者手当・障害児福祉手当について、所得制限の特例措置を講じる。
対象者	2 障がい者・児のいる世帯、児童扶養手当受給者世帯
問合先	市町村

17 地方税の特別措置

支援の種類	減免、徴収の猶予等
支援の内容	1 地方税の減免 災害により被害を受けた場合、被災納税者の地方税（個人住民税、固定資産税、自動車税など）について、一部軽減又は免除を受けること。 2 徴収の猶予 災害により被害を受けた場合、被災納税者の地方税について、その徴収の猶予を受けること 3 期限の延長 災害により、地方税の申告・納付等が期限までにできない方は、その期限が延長される。
対象者	1 災害によりその財産等に被害を受けた方のうち、一定の要件を満たす方 2 地方税の減免等の要件や手続きなどについては、自治体によって異なる。
問合先	県、市町村(税務課など)

18 国税の特別措置

支援の種類	軽減、猶予、延長
支援の内容	1 所得税の軽減 災害により住宅や家財などに損害を受けた場合、確定申告で、①所得税法に定める雑損控除の方法、②災害減免法に定める税金の軽減免除による方法のどちらか有利な方法を選ぶことによって、所得税の全部又は一部を軽減することができる。 2 予定納税の減額 災害が発生した後に納期限の到来する予定納税について、税務署長に申請することにより、減額を受けることができる。 3 給与所得者の源泉所得税の徴収猶予など 災害により住宅や家財などに損害を受けた場合、給与所得者が税務署長に申請（一定のものについてはその支払者を經由して税務署長に申請）することにより、徴収猶予を受けることができる。

事故等災害対策編 第4部 共通する災害復旧・復興
第4章 被災者支援に関する各種制度の概要
第1節 経済・生活面の支援

	より所得金額の見積額に応じて源泉所得税額の徴収猶予や還付を受けることができる。 4 納税の猶予 災害により被害を受けた場合、税務署長に申請をし、その許可を得ることにより、納税の猶予を受けることができる。 5 申告などの期限の延長 災害などの理由により申告、納付などをその期限までにできないときは、その理由のやんだ日から2か月以内の範囲でその期限が延長される。 これには、個別指定による場合と地域指定による場合とがある。 ※申請の期限など詳しいことについては、最寄りの税務署へ。
対象者	1 雑損控除については、災害により住宅や家財に損害を受けた方、災害に関連してやむを得ない支出（災害関連支出）をした方が対象。また、所得税についての災害減免法に定める税金の軽減免除については、損害額が住宅や家財の価額の1/2以上で、被害を受けた年分の所得金額が1,000万円以下の方が対象。 2 予定納税の減額については、所得税の予定納税をされる方で災害によりその年の所得や税額が前年より減少することが見込まれる方。 3 給与所得者の源泉所得税の徴収猶予については、災害による住宅や家財の損害額がその住宅や家財の価額の1/2以上で、かつ、その年分の所得金額の見積額が1,000万円以下である方などが対象。 4 納税の猶予については、納税者（源泉徴収義務者を含む）で災害により全積極財産の概ね1/5以上の損失を受けた方又は災害などにより被害を受けたことに基づき国税を一時に納付することができないと認められる方が対象。 5 申告などの期限の延長については、災害によりその期限までに申告、納付などをすることができないと認められる方が対象。
問合先	税務署

19 葬祭の実施（災害救助法）

支援の種類	現物支給
支援の内容	遺族で遺体の埋葬（火葬）を行うことが困難な場合又は死亡した者の遺族がいない場合、自治体が遺族に代わって応急的に埋葬を行う。
対象者	災害救助法が適用された市町村において遺体の埋葬（火葬）を行うことが困難な遺族の方が対象。また、死亡した者の遺族がいない場合も対象。
問合先	災害救助法が適用された市町村

20 医療保険、介護保険の保険料・窓口負担（利用者負担）の減免・猶予等

（1）支援の種類：減免、猶予 ① 医療保険、介護保険の保険料・窓口負担（利用者負担）について、特列措置が講じられる。	
国民健康保険料及び一部負担金等の減免等	国民健康保険の被保険者について、保険料や医療費一部負担金の減免等の措置が講じられる。
健康保険料等の納期限の延長・免除及び一部負担金の減免	事業所の健康保険法、厚生年金保険法等に関する保険料等の納期限又は徴収期限が延長される場合がある他、保険料が免除される場合がある。また、一部負担金の減免措置が講じられる場合がある。
介護保険料及び利用者負担額等の減免等	介護保険料や利用者負担額等の減免等が講じられる。
（2）対象者 ご加入の医療保険者や市町村にご確認ください。	
（3）問合先：各医療保険者、市町村、医療機関、日本年金機構年金事務所	

21 公共料金・使用料等の特別措置

支援の種類	減免
支援の内容	1 災害により被害を受けた被災者に対しては、都道府県や市町村において、各自治体が所管する公共料金や施設使用料、保育料等が軽減・免除されることがある。 2 電気、ガス、電話料金等についても、各種料金の軽減・免除が実施されることがある。
対象者	対象者については、都道府県、市町村、関係事業者が定めることになる。
問合先	県、市町村、関係事業者

2.2 放送受信料の免除

支援の種類	減免
支援の内容	1 災害により被害を受けた受信契約者に対して、一定期間NHKの放送受信料が免除される。 2 免除にあたっては、NHKによる確認調査、または受信契約者からの届け出により免除の対象者を確定する。
対象者	1 災害救助法が適用された区域内において、半壊・半焼又は床上浸水以上程度の被害を受けた建物で受信契約している方 2 このほか、災害による被害が長期間にわたる場合などに免除が実施されることがある。
問合せ先	日本放送協会

2.3 生活保護

(1) 支援の種類：給付

(2) 支援の内容

- ①生活に現に困窮している方に、最低限度の生活の保障と自立の助長を図ることを目的に、困窮の程度に応じて必要な保護を行うもの。
- ②生活保護の受給にあたっては、各種の社会保障施策による支援、不動産等の資産、稼働能力等の活用が保護実施の前提になる。また、扶養義務者による扶養は保護に優先される。
- ③生活保護は、生活扶助、教育扶助、住宅扶助、医療扶助、介護扶助、出産扶助、生業扶助及び葬祭扶助から構成されている。医療扶助及び介護扶助は、医療機関等に委託して行う現物給付を原則とし、それ以外は金銭給付が原則。
- ④扶助の基準は、厚生労働大臣が設定する。

項 目	東京都区部等	地方郡部等
標準3人世帯（33歳、29歳、4歳）	158,380円	129,910円
高齢者単身世帯（68歳）	79,790円	64,480円
母子世帯（30歳、4歳、2歳）	188,140円	158,170円

（平成30年度生活扶助基準）

(3) 対象者：資産や能力等すべてを活用した上でも最低限度の生活が営めない方

(4) 問合せ先：県、市町村

2.4 未払賃金立替払制度

事故等災害対策編 第4部 共通する災害復旧・復興
第4章 被災者支援に関する各種制度の概要
第1節 経済・生活面の支援

支援の種類	その他
支援の内容	1 企業倒産により賃金が支払われないまま退職した労働者に対して、未払賃金の一部を、独立行政法人労働者健康福祉機構が事業主に代わって支払う。 2 対象となる未払賃金は、労働者が退職した日の6カ月前から立替払請求日の前日までに支払期日が到来している定期賃金と退職手当のうち未払となっているもの(上限有り)。ボーナスは立替払の対象とはならない。また、未払賃金の総額が2万円未満の場合も対象とはならない。 3 立替払した場合は、独立行政法人労働者健康福祉機構がその分の賃金債権を代位取得し、本来の支払責任者である使用者に求償する。
対象者	1 次に掲げる要件を満たしている場合は立替払を受けることができる。 (1) 使用者が、 ①労災保険の適用事業に該当する事業を行っていたこと ②1年以上事業活動を行っていたこと ③ア法律上の倒産(破産、特別清算、民事再生、会社更生の場合)をしたこと。 この場合は、破産管財人等に倒産の事実等を証明してもらう必要がある。 イ事実上の倒産(中小企業が事業活動を停止し、再開する見込みがなく、賃金支払能力がない場合)をしたこと この場合は、労働基準監督署長の認定が必要。労働基準監督署に認定の申請を行うこと。 (2) 労働者が、倒産について裁判所への申立て等(法律上の倒産の場合)又は労働基準監督署への認定申請(事実上の倒産の場合)が行われた日の6か月前の日から2年の間に退職した者であること
問合先	労働基準監督署、独立行政法人労働者健康福祉機構

2.5 雇用保険の失業等給付

支援の種類	給付
支援の内容	災害を受けたことにより休止・廃止したために、休業を余儀なくされ、賃金を受け取ることができない方や、一時的に離職を余儀なくされた方については、実際に離職していなくとも失業給付が受給できる。
対象者	災害により休業を余儀なくされた方、または一時的に離職を余儀なくされた者
問合先	公共職業安定所

2.6 職業訓練

支援の種類	その他
支援の内容	1 震災により離職した者が、再就職のための技能や知識を身につける必要があ

事故等災害対策編 第4部 共通する災害復旧・復興
第4章 被災者支援に関する各種制度の概要
第1節 経済・生活面の支援

	る場合、無料で職業訓練を受けることができる。 2 また、訓練期間中に生活費が支給される制度もある。
対象者	震災により離職した者が、再就職のための技能や知識を身につける必要、その職業を受けるために必要な能力等を有するなどの要件を満たして、公共職業安定所長の受講あっせんを受けた者。
問合先	公共職業安定所

第2節 住まいの確保・再建のための支援

1 災害復興住宅融資(建設)

(1) 支援の種類：融資

- ①自然現象により生じた災害又は自然現象以外の原因による災害のうち独立行政法人住宅金融支援機構が個別に指定する災害により被害を受けた住宅の所有者が、住宅を建設する場合に受けられる融資。
- ②融資が受けられるのは、原則として1戸当たりの住宅部分の床面積が13m²以上175m²以下の住宅。
- ③融資対象となる住宅については、独立行政法人住宅金融支援機構の定める基準を満たすことが必要。
- ④この融資は、融資の日から3年間の元金据置期間を設定でき、据置期間を設定すると返済期間を延長することができる。

項 目	構造等	融資限度額	返済期間
基本融資	耐火住宅	1,460万円	35年
	準耐火住宅	1,460万円	35年
	木造住宅(耐久性)	1,460万円	35年
	本造主宅(一般)	1,400万円	25年
特例加算		450万円	併せて利用する基本融資の返済期間とおなじ返済期間
土地取得費		970万円	
整地費		380万円	

※金利については独立行政法人住宅金融支援機構に確認すること。

(2) 対象者

自分が居住するために住宅を建設される方であって、住宅が「全壊」した旨の「り災証明」の発行を受けた方が対象。(住宅が「大規模半壊」又は「半壊」した「り災証明書」の発行を受けた方でも一定の条件を満たす場合は、対象となる。)

(3) 問合先：取扱金融機関又は独立行政法人住宅金融支援機構

2 災害復興住宅融資（新築購入、リ・ユース購入）

（1）支援の種類：融資

- ①自然現象により生じた災害又は自然現象以外の原因による災害のうち独立行政法人住宅金融支援機構が個別に指定する災害により被害を受けた住宅の所有者が、新築住宅、リ・ユース住宅を購入する場合に受けられる融資。
- ②原則として1戸当たりの住宅部分の床面積が50㎡(マンションの場合40㎡)以上175㎡以下の住宅で、一戸建ての場合は敷地面積が100㎡以上であることが必要。
- ③融資対象となる住宅については、独立行政法人住宅金融支援機構の定める基準を満たすことが必要。
- ④この融資は、融資の日から3年間の元金据置期間を設定でき、据置期間を設定すると返済期間を延長することができる。

ア 新築住宅の購入

項 目	構造等	融資限度額	返済期間
購入資金融資	耐火住宅	1,460万円	35年
	準耐火住宅	1,460万円	35年
	本造住宅（耐久性）	1,460万円	35年
	木造住宅（一般）	1,400万円	25年
特例加算		450万円	併せて利用する購入資金融資の返済期間と同じ返済期間。
土地取得費		970万円	

イ 中古住宅の購入

構造等	融資限度額	
	リ・ユース	リ・ユースプラス
耐火住宅	1,160万円	1,460万円
準耐火住宅	1,160万円	1,460万円
木造住宅（耐久性）	1,160万円	1,460万円
木造住宅（一般）	950万円	—
特例加算	450万円	450万円
土地取得費	970万円	970万円

建て方	種別	返済期間
一戸建て等	リ・ユース住宅	25年
	リ・ユースプラス住宅	35年

事故等災害対策編 第4部 共通する災害復旧・復興
第4章 被災者支援に関する各種制度の概要
第2節 住まいの確保・再建のための支援

マンション	リ・ユースマンション	25年	
	リ・ユースプラスマンション	35年	

※金利については独立行政法人住宅金融支援機構に確認。

(2) 対象者

自分が居住するために住宅を購入する方であって、住宅が「全壊」した旨の「り災証明書」の発行を受けた方が対象。（住宅が「大規模半壊」又は「半壊」した旨の「り災証明書」の発行を受けた方でも一定の条件を満たす方は対象となる）

(3) 問合先：取扱金融機関又は独立行政法人住宅金融支援機構

3 災害復興住宅融資(補修)

(1) 支援の内容：融資			
①自然現象により生じた災害又は自然現象以外の原因による災害のうち独立行政法人住宅金融支援機構が個別に指定する災害により被害を受けた住宅の所有者が、住宅を補修する場合に受けられる融資。			
②融資対象となる住宅については、独立行政法人住宅金融支援機構の定める基準を満たすことが必要。			
③この融資は、融資の日から1年間の元金据置期間を設定できます（ただし、返済期間は延長でない）			
項 目	構造等	融資限度額	返済期間
補修資金融資	耐火住宅	640万円	20年
	準耐火住宅	640万円	20年
	木造住宅	590万円	20年
整地費		380万円	併せて利用する補修資金融資の返済期間と同じ返済期間
引方移転費用		380万円	

※金利については独立行政法人住宅金融支援機構に確認すること。

(2) 対象者

自分が居住するために住宅を補修される方で、住宅に10万円以上の被害を受け、「り災証明書」の発行を受けた方。

(3) 問合先：取扱金融機関又は独立行政法人住宅金融支援機構

4 住宅金融支援機構融資の返済方法の変更

支援の種類	その他
支援の内容	1 独立行政法人住宅金融支援機構が指定する災害により被害を受けた返済中の被災者（旧住宅金融公庫から融資を受けて返済中の被災者を含む。）に対して、返済方法を変更することにより被災者を支援するもの。 2 支援内容の概要 ①返済金の払込みの据置：1～3年間 ②据置期間中の金利の引き下げ：0.5～1.5%減 ③返済期間の延長：1～3年 3 支援の内容は、災害発生前の収入額や災害発生後の収入予定額、自己資金額等を加味した「り災割合」に応じて決まる。 ※詳細については、住宅金融支援機構又は取扱金融機関に確認のこと。
対象者	以下のいずれかに該当する事業者 ①商品、農作物その他の事業財産又は勤務先が損害を受けたため、著しく収入が減少した方 ②融資住宅が損害を受け、その復旧に相当の費用が必要な方 ③債務者又は家族が死亡・負傷したために、著しく収入が減少した方
問合先	独立行政法人住宅金融支援機構又は取扱金融機関

5 生活福祉資金制度による貸付（住宅の補修等）

（1）支援の種類：融資 ①災害により被害を受けた住宅の補修、保全、増築、改築等に必要な経費を貸付ける。 ②貸付限度額 <table border="1"> <tr> <td>貸付限度額</td><td>250万円以内(目安)</td></tr> <tr> <td>貸付利率</td><td>・連帯保証人を立てた場合：無利子 ・連帯保証人を立てない場合：年1.5%</td></tr> <tr> <td>据置期間</td><td>6か月以内</td></tr> <tr> <td>償還期間</td><td>7年以内(目安)</td></tr> </table>		貸付限度額	250万円以内(目安)	貸付利率	・連帯保証人を立てた場合：無利子 ・連帯保証人を立てない場合：年1.5%	据置期間	6か月以内	償還期間	7年以内(目安)
貸付限度額	250万円以内(目安)								
貸付利率	・連帯保証人を立てた場合：無利子 ・連帯保証人を立てない場合：年1.5%								
据置期間	6か月以内								
償還期間	7年以内(目安)								
（2）対象者 ①低所得世帯、障がい者世帯、介護等を要する65才以上の高齢者のいる世帯 ②災害弔慰金の支給等に関する法律の災害援護資金の対象となる世帯は適用除外。									
（3）問合先：大分県社会福祉協議会、市町村社会福祉協議会									

6 母子寡婦福祉資金の住宅資金

(1) 支援の種類：融資

①災害により被害を受けた住宅の補修、保全、増築、改築等に必要な経費を貸付ける。

②貸付限度額等

貸付限度額	200万円以内
貸付利率	・連帯保証人がある場合：無利子 ・連帯保証人がいない場合：年1.5%
据置期間	6か月 ※貸付けの日から2年を超えない範囲内で延長することも可能
償還期間	7年

(2) 対象者

住宅が全壊・半壊、全焼・半焼、流出、床上浸水等の被害を受けた母子・寡婦世帯

(3) 問合先：県、市町村、社会福祉協議会

7 公営住宅への入居

支援の種類	現物支給
支援の内容	1 低所得の被災者は、都道府県又は市町村が整備する公営住宅に入居することができる。 2 公営住宅の家賃は収入に応じて設定されるが、必要があると認められる場合は、一定期間、家賃が減免されることがある。
対象者	1 以下の要件を満たす方 ①住宅困窮要件：災害によって住宅を失い、現に住宅に困窮していることが明らかな方 ②同居親族要件：現に同居し、又は同居しようとする親族がある方 ③入居収入基準：21万4千円以下（災害発生日から3年を経過した後は15万8千円） 2 一定の戸数以上の住宅が滅失した地域において自らの住宅を失った者等については、入居収入基準はなし。 ※公営住宅に入居できる世帯の資格要件については、公営住宅を整備する地法公共団体（都道府県、市町村）で別に定める場合がある。
問合先	県、市町村

8 特定優良賃貸住宅等への入居

支援の種類	現物支給
支援の内容	被災者の方は、都道府県、市町村、地方住宅供給公社、民間土地所有者等が整備する特定優良賃貸住宅等に入居することができる。
対象者	以下の要件を満たす方が対象 ①災害、不良住宅の撤去その他の特別の事情がある場合において賃貸住宅に入居させることが適当である者として都道府県知事が認めるもの（４８万７千円以下で当該都道府県知事が定める額以下の所得のある者（１５万８千円に満たない所得のある者にあつては、所得の上昇が見込まれる者）に限る）
問合せ先	県、市町村

9 住宅の応急修理（災害救助法）

支援の種類	現物支給
支援の内容	1 災害救助法に基づく住宅の応急修理は災害により住宅が半壊し、自ら修理する資力のない世帯に対して、被災した住宅の居室、台所、トイレ等日常生活に必要な最小限度の部分を応急的に修理する。 2 応急修理は、市町村が業者に委託して実施。（費用は災害救助法施行細則に掲げる額以内）。
対象者	災害救助法が適用された市町村において、以下の要件を満たす方 ①災害により住宅が半壊又は半焼した者 ②応急仮設住宅等に入居していない者（応急修理の期間が1か月を超えると見込まれる者であつて、他の住まいの確保が困難な場合を除く） ③修理した住宅での生活が可能となると見込まれる者 ④自ら修理する資力のない世帯 （※大規模半壊以上の世帯については資力を問わない） ※世帯年収や世帯人員などの条件については、市町村に相談すること。
問合せ先	県、災害救助法が適用された市町村

10 応急仮設住宅の供与（災害救助法）

支援の種類	現物支給
支援の内容	1 県又は市町村が建設した応急仮設住宅に入居可能。 2 県又は市町村が借り上げた民間賃貸住宅や公営住宅等に入居可能。 （住宅の応急修理との併用不可。ただし、応急修理の期間が1か月を超えると見込まれる者であつて、他の住まいの確保が困難な場合は、発災日から最大6か月間は、応急仮設住宅に入居可能。）

問合先	都道府県、災害救助法が適用された市町村
-----	---------------------

1.1 宅地防災工事資金融資

(1) 支援の種類：融資 ①災害によって崩壊又は危険な状況にある宅地については、宅地造成及び特定盛土等規制法、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律、建築基準法に基づき、その所有者に改善勧告又は改善命令が出される。 ②改善勧告又は改善命令を受けた方に対して、のり面の保護、排水施設の設置、整地・擁壁の設置(旧擁壁の除去を含む)の工事のための費用を融資する。 融資限度額 1, 0 3 0 万円又は工事費の9割のいずれか低い額 償還期間 1 5 年以内 ※金利については独立行政法人住宅金融支援機構に確認すること。 (2) 対象者 宅地造成及び特定盛土等規制法、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律、建築基準法に基づき、改善勧告又は改善命令を受けた方 (3) 問合先：取扱金融機関又は独立行政法人住宅金融支援機構

1.2 障害物の除去（災害救助法）

支援の種類	現物支給
支援の内容	1 災害救助法に基づく障害物の除去は、災害によって土石、竹木等の障害物が住家又はその周辺に運び込まれ日常生活を営むのに支障をきたしている者に対し、これを除去するもの（費用は災害救助法施行細則に掲げる額以内）。 2 障害物の除去は、居室、台所、玄関、便所等のように生活上欠くことのできない場所を対象とし、応急的な除去に限られる。
対象者	災害救助法が適用された市町村において、以下の要件を満たす方 ① 自らの資力では障害物を除去し、当面の日常生活が営み得ない状態にあること。 ② 住家は、半壊半焼又は床上浸水したものであること。（但し、生活に支障がなければ認められない。） ※そこに居住していた世帯に対して行うもので、自らの所有する住家か、借家等かを問わない。
問合先	災害救助法が適用された市町村

第3節 農林漁業・中小企業・自営業への支援

1 天災融資制度（国が実施する災害資金）

（1）支援の種類：融資

天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法に基づき、政令で指定された天災によって被害を受けた農林漁業者に対して再生産に必要な低利の経営資金を、被害を受けた農協等の組合に対しては事業資金をそれぞれ融資し、経営の安定化を図る。

●天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法

項 目		①又は②のうちどちらか低い金額		
		①損失額の%	②万円	
			個人	法人
農業者	果樹栽培者・家畜等飼養者	5 5	5 0 0	2, 5 0 0
	一般農業者	4 5	2 0 0	2, 0 0 0
林業者		4 5	2 0 0	2, 0 0 0
漁業	漁具購入資金	8 0	5, 0 0 0	5, 0 0 0
	漁船建造・取得資金	8 0	5 0 0	2, 5 0 0
	水産動植物養殖資金	5 0	5 0 0	2, 5 0 0
	一般漁業者	5 0	2 0 0	2, 0 0 0
被害組合		8 0	単 協 2, 5 0 0 連 合 会 5, 0 0 0	

（1）被害が特に激甚である場合には、激甚災害法を適用する政令が制定されることにより、通常
の天災資金より貸付条件が緩和される。

●激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律

項 目		①又は②のうちどちらか低い金額		
		①損失額の%	②万円	
			個人	法人
農業者	果樹栽培者・家畜等飼養者	8 0	6 0 0	2, 5 0 0
	一般農業者	6 0	2 5 0	2, 0 0 0
林業者		6 0	2 5 0	2, 0 0 0
漁業	漁具購入資金	8 0	5, 0 0 0	5, 0 0 0
	漁船建造・取得資金	8 0	6 0 0	2, 5 0 0
	水産動植物養殖資金	6 0	6 0 0	2, 5 0 0
	一般漁業者	6 0	2 5 0	2, 0 0 0
被害組合		8 0	単 協 2, 5 0 0	

事故等災害対策編 第4部 共通する災害復旧・復興
第4章 被災者支援に関する各種制度の概要
第3節 農林漁業・中小企業・自営業への支援

		連 合 会 5, 0 0 0
--	--	----------------

貸付利率、償還期限

資格者	貸付利率	償還期限
(ア) 被害農林漁業者で、損失額が30%未満の者 (激甚災適用の場合)	6. 5%以内	3年、4年、5年以内 4年、5年、6年以内
(イ) 被害農林漁業者で、損失額が30%以上の者 (激甚災適用の場合)	5. 5%以内	5年、6年以内 6年、7年以内
(ウ) 特別被害農林漁業者 (激甚災適用の場合)	3. 0%以内	6年以内 7年以内

(3) 対象者

次の基準に該当すると市町村長の認定を受けた方

(ア)被害農林漁業者	(イ)特別被害農林漁業者
1 農作物等の減収量が平年収穫量の30%以上 でかつ損失額が平均農業収入の10%以上 2 樹体の損失額が30%以上	左のうち損失額が50%以上
1 林産物の流失等による損失額が、平年林業収入の10%以上 2 林業施設の損失額が50%以上	左のうち損失額が50%以上 左のうち損失額が70%以上
1 水産物の流失等による損失額が、平年漁業収入の10%以上 2 水産施設の損失額が50%以上	左のうち損失額が50%以上 左のうち損失額が70%以上

(4) 問合せ先：市町村

2 農林漁業者に対する資金貸付（常時対応可能）

支援の種類	融資			
支援の内容	●災害により被害を受けた農林漁業者に対して、各種の資金貸与を行う。			
	1 株式会社日本政策金融金庫			
	資金名	資金の使い途	貸与限度額	償還期間
	農林漁業セーフティネット	災害により被害を受けた農林漁業経営の再建に必要な	一般：600万円 特認：年間経営費	10年以内（うち3年以内の据置可能）

事故等災害対策編 第4部 共通する災害復旧・復興
第4章 被災者支援に関する各種制度の概要
第3節 農林漁業・中小企業・自営業への支援

	資金	な資金を融資	の6／12又は年間粗収益の6／12のいずれか低い額	
	農林漁業施設資金	災害により被災した農林漁業施設の復旧のための資金を融資	一般：負担額の80％又は1施設当たり300万円のいずれか低い額 特認：負担額の80％又は1施設あたり600万円のいずれか低い額 漁船： ・総トン数20トン未満の漁船：負担額の80％又は1隻当たり1千万円のいずれか低い額 ・総トン数20トン以上の漁船：負担額の80％又は1隻当たり4.5億円～11億円のいずれか低い額	15年以内(うち3年以内の据置可能)
	農業基盤整備資金	農地・牧野又はその保全・利用上必要な施設の復旧のための資金を融資	負担額の100％	25年以内(うち10年以内の据置可能)

	農業経営基盤強化資金	災害により被害を受けた農林漁業経営の再建に必要な資金を融資	個人3億円、法人10億円	25年以内（うち10年以内の据置可能）
	経営体育成強化資金	災害により被害を受けた農林漁業経営の再建に必要な資金を融資	①負担額の80% ②個人1.5億円、法人5億円	25年以内（うち3年以内の据置可能）
	林業基盤整備資金	森林、林道等の復旧のための資金を融資	①復旧造林：負担額の80%（計画森林は負担額の90%） ②樹苗養成施設：負担額の80% ③林道：負担額の80%	①復旧造林：30年以内（うち20年以内の据置可能）※別途特認要件あり ②樹苗養成施設：15年以内（うち5年以内の据置可能） ③林道：20年以内（うち3年以内の据置可能）※別途特認要件あり
	漁業基盤整備資金	漁港、漁場施設の復旧のための資金を融資	負担額の80%	20年以内（うち3年以内の据置可能）
	2 農協・漁協等			
	資金名	資金の使い途	貸付限度額	償還期間
	農業近代化資金	災害により被災した農業施設等	①個人1,800万円	15年以内（うち7年以内の据置可能）

事故等災害対策編 第4部 共通する災害復旧・復興
第4章 被災者支援に関する各種制度の概要
第3節 農林漁業・中小企業・自営業への支援

		の復旧のための 資金を融資（認定 農業者、集落営農 組織のみ）	②法人2億円	
	農業経営負担 軽減支援資金	既往債務の負担を 軽減するための負 債整理資金を融資	営農負債の残高	15年以内（うち3 年以内の据置可能）
	漁業近代化資 金	災害により被災し た漁船、漁業用施 設等の復旧のため の資金を融資	1,800万円 ～3.6億円	15年以内（うち3 年以内の据置可能）
対象者	農林漁業者			
問合先	株式会社日本政策金融公庫、農協・漁協等			

3 災害復旧貸付

（1）支援の種類：融資

- ①災害により直接的・間接的な被害を受けた中小企業者に対して、事業所復旧のための資金を融資。
- ②災害復旧資金貸付は、株式会社日本政策金融公庫、株式会社商工組合中央金庫において、受付を行う。
- ③株式会社日本政策金融公庫の場合の貸付限度額等

○国民生活事業

貸付限度額	各融資制度の限度額に1災害あたり上乗せ3千万円
償還期間	各融資制度の返済期間以内

○中小企業事業

貸付限度額	1億5千万円以内
償還期間	設備資金15年以内（うち2年以内の据置可能） 運転資金10年以内（うち2年以内の据置可能）

④株式会社商工組合中央金庫の場合の貸付限度額等

貸付限度額	必要に応じ一般貸付枠を超える額
償還期間	設備資金10年以内（うち2年以内の据置可能）

	運転資金10年以内（うち2年以内の据置可能）	
⑤株式会社日本政策金融公庫、株式会社商工組合中央金庫によって、貸付限度額や貸付条件等が異なる		
（2）対象者：中小企業経営者、中小企業協同組合・振興組合等		
（3）問合先：株式会社日本政策金融公庫、株式会社商工組合中央金庫		

4 災害復旧高度化資金

（1）支援の種類：融資	
①大規模な災害により、既往の高度化資金の貸付を受けた事業用資産が被災した場合、被害を受けた施設の復旧を図る場合又は施設の復旧にあたって新たに高度化事業を行う場合に、都道府県又は独立行政法人中小企業基盤整備機構が高度化資金を貸付ける。	
貸付割合	90%以内・
償還期間	20年以内（うち3年以内の据置可能）
貸付利率	無利子
（2）対象者	
中小企業経営者、中小企業協同組合・振興組合等であって、以下のいずれかに該当する場合	
①既存の高度化資金貸付を受けて取得・設置した施設が被災した場合	
②施設の復旧にあたって新たに高度化事業を行う場合	
（3）問合先：県、独立行政法人中小企業基盤整備機構	

5 経営安定関連保証

支援の種類	融資(保証)
支援の内容	災害などの理由により影響を受けた中小企業者に対して、経営の安定を図るために必要な資金について保証を行う。
対象者	中小企業信用保険法第2条第5項第4号により主たる事業所の所在地を管轄する市町村長から、「特定中小企業者」であることの認定を受けた方。
問合先	信用保証協会

6 小規模事業者経営改善資金融資（通称：マル経融資）

支援の種類	融資
支援の内容	1 小規模事業者経営改善資金融資（マル経融資）制度は、商工会・商工会議所・都道府県商工会連合会の経営指導員が経営指導を行うことによって日本政策金融公庫が無担保・無保証人・低利で融資を行う制度。 2 貸付限度額：20百万円

事故等災害対策編 第4部 共通する災害復旧・復興
第4章 被災者支援に関する各種制度の概要
第3節 農林漁業・中小企業・自営業への支援

	3 貸付期間：設備資金は10年以内（措置期間2年以内） 運転資金は7年以内（措置期間1年以内）
対象者	1 小規模事業者 常時使用する従業員が20人以下（商業・サービス業の場合は5人以下） の法人・個人事業主 2 商工会・商工会議所の経営指導を受けている等の要件を満たす者。
問合せ先	最寄りの商工会・県商工会連合会、最寄りの商工会議所

7 災害関係保証

支援の種類	融資(保証)
支援の内容	激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律に基づく政令で指定した激甚災害により被災した中小企業者に対して、災害復旧に必要な資金について保証を行う。
対象者	被災地域に事業所を有し、災害を受けた中小企業者（個人、会社、医療法人、組合）
問合せ先	信用保証協会

8 復旧・復興のための経営相談

支援の種類	経営相談
支援の内容	1 被災地への震災復興支援アドバイザー 中小機構が、被災中小企業や被災地域の自治体、支援機関に震災復興アドバイザーを派遣し、中小企業等の幅広い支援ニーズに対して無料でアドバイスを実施する。 2 商工会、商工会議所における経営相談 商工会や商工会議所において、窓口相談や巡回相談等を行います。
対象者	中小企業等
問合せ先	中小企業基盤整備機構の最寄りの窓口、最寄りの商工会、最寄りの商工会議所

9 職場適応訓練費の支給

支援の種類	給付
支援の内容	1 職場適応訓練を実施する事業主に対して訓練費を支給する。また、訓練生に対して雇用保険の失業等給付を支給する。 2 事業者は、訓練費として職場適応訓練生1人につき24,000円/月（重度の障がい者25,000円/月）が支給される。短期の職場適応訓練については、960円/日（重度の障がい者1,000円/日）。

事故等災害対策編 第4部 共通する災害復旧・復興
 第4章 被災者支援に関する各種制度の概要
 第3節 農林漁業・中小企業・自営業への支援

	3 訓練期間は、6か月（中小企業及び重度の障がい者に係る訓練等1年）以内。短期の職場適応訓練については、2週間（重度の障がい者に係る訓練4週間）以内。
対象者	職場適応訓練は、雇用保険の受給資格者等であって、再就職を容易にするため職場適応訓練を受けることが適当であると公共職業安定所長が認める者を、次のイからホに該当する事業主に委託して行う。 イ 職場適応訓練を行う設備的余裕があること ロ 指導員としての適当な従業員がいること ハ 労働者災害補償保険、雇用保険、健康保険、厚生年金保険等に参加し、又はこれらと同様の職員共済制度を保有していること ニ 労働基準法及び労働安全衛生法の規定する安全衛生その他の作業条件が整備されていること ホ 職場適応訓練修了後、引き続き職場適応訓練を受けた者を雇用する見込みがあること
問合先	公共職業安定所又は都道府県労働局

第5部 各種災害対策

第1章 道路災害対策

- 第1節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務
- 第2節 道路災害予防
- 第3節 道路災害応急対策
- 第4節 道路災害復旧

県内の道路は、実延長約 18,000km に達し大分自動車道、東九州自動車道、大分空港道路等、国道 10 号をはじめとする実延長約 3,700km に達する国道及び県道、並びに市町村道からなる。県土の 7 割が林野で占められていることから、道路トンネル数は 554 箇所で全国一である。

通勤通学における自動車への依存率は全国的にみて高い水準にある。

この章は、北海道豊浜トンネル岩盤崩落事故、日本坂トンネル多重衝突事故等のように、自然災害による道路構造物の被災、道路事故、多重衝突やトンネル内での車両火災等の道路事故等による多数の死傷者等の発生といった道路災害に対して、防災関係機関が実施する予防、応急及び復旧の各対策について定めるものとする。

なお、この計画に定められていない事項については、「風水害等対策編 第2部 共通する災害予防」及び「本編 第3部 共通する災害応急対策」によるものとする。

第1節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務

1 大分県

(1) 大分県

- イ 情報の収集・連絡体制の強化
- ロ 初動体制の充実
- ハ ヘリコプター受援体制の充実強化
- ニ 大分県高度情報ネットワークシステムの習熟
- ホ 道路災害を想定した総合的な防災訓練の実施
- ヘ 情報の収集・連絡
- ト 活動体制等の確立
- チ 緊急輸送活動の支援及び調整
- リ 救助・救急活動に係る応援要請等
- ヌ 医療救護活動の実施、応援要請等
- ル 消火活動に係る応援要請等
- ヲ 広報活動の実施

(2) 警察本部（公安委員会）

- イ 情報の収集・連絡体制の強化
- ロ 初動体制の充実
- ハ 道路災害を想定した総合的な防災訓練への参加又は協力
- ニ 情報の収集・連絡、避難誘導等
- ホ 活動体制等の確立
- ヘ 緊急輸送のための交通の確保
- ト 救助活動の実施
- チ 危険物等の防除
- リ 交通安全施設の応急復旧
- ヌ 広報活動の実施
- ル 再発防止対策の実施

2 市町村

(1) 市町村

- イ 情報の収集・連絡体制の強化
- ロ 初動体制の充実
- ハ 道路災害を想定した総合的な防災訓練の実施
- ニ 情報の収集・連絡、避難誘導等
- ホ 活動体制等の確立
- ヘ 医療救護活動の実施及び調整
- ト 広報活動の実施

(2) 消防本部

- イ 情報の収集・連絡体制の強化
- ロ 初動体制の充実
- ハ 防災無線の習熟
- ニ 道路災害を想定した総合的な防災訓練への参加又は協力
- ホ 情報の収集・連絡、避難誘導等
- ヘ 活動体制等の確立
- ト 救助・救急活動の実施
- チ 消防活動の実施
- リ 危険物等の防除等
- ヌ 広報活動の実施

3 指定地方行政機関

(1) 九州地方整備局

- イ 情報の収集・連絡体制の強化
- ロ 初動体制の充実
- ハ 道路災害を想定した総合的な防災訓練の実施
- ニ 情報の収集・連絡
- ホ 活動体制等の確立
- ヘ 広報活動の実施

(2) 福岡管区気象台（大分地方気象台）

- イ 気象情報の収集・分析、提供
- ロ 広報活動の実施

4 自衛隊

- イ 道路災害を想定した総合的な防災訓練への参加又は協力
- ロ 部隊の災害派遣

5 指定公共機関及び指定地方公共団体

(1) 日本赤十字社（大分県支部）

- イ 情報の収集・連絡体制の強化
- ロ 初動体制の充実
- ハ 防災無線の習熟
- ニ 道路災害を想定した総合的な防災訓練への参加又は協力
- ホ 情報の収集・連絡
- ヘ 活動体制等の確立
- ト 救護班の派遣命令
- チ 広報活動の実施

(2) 西日本高速道路株式会社（九州支社）

- イ 情報の収集・連絡体制の強化

事故等災害対策編 第5部 各種災害対策
第1章 道路災害対策
第1節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務

- ロ 初動体制の充実
- ハ 道路災害を想定した総合的な防災訓練の実施
- ニ 情報の収集・連絡
- ホ 活動体制等の確立
- ヘ 広報活動の実施

(3) 一般社団法人大分県医師会

- イ 情報の収集・連絡体制の強化
- ロ 初動体制の充実
- ハ 道路災害を想定した総合的な防災訓練への参加又は協力
- ニ 情報の収集・連絡
- ホ 活動体制等の確立
- ヘ 救護班の派遣要請等
- ト 広報活動の実施

第2節 道路災害予防

1 道路災害に強いまち作り

(1) 道路災害対策

交通量の増大に対処した道路の拡充整備を図るとともに、警察本部、教育委員会等を中心に関係機関が協力し交通安全教育の徹底、交通安全諸施設の充実に努め、全県民をあげた事故防止を確立するものとする。

(2) 道路交通の安全のための情報の充実

道路管理者及び県警察本部は、道路交通の安全を確保するための情報収集、連絡体制の整備を図るとともに、道路利用者に道路施設等の異常に関する情報を迅速に提供する体制の整備に努めるものとする。

(3) 道路施設等の整備

イ 道路管理者は、道路パトロール等により道路施設等の点検を行い現況把握に努めるものとする。

ロ 道路管理者は、道路災害を予防するため、必要な施設の整備を図るものとする。

ハ 道路管理者は、道路防災対策事業等を通じ、安全性・信頼性の高い道路ネットワークを確保するため、落石防止、法面对策、迂回路やバイパスの整備等を計画的かつ総合的に実施するものとする。

2 道路災害に強い人づくり

(1) 防災訓練の実施

県、市町村、防災関係機関は、「風水害等対策編 第2部 第3章 第2節 防災訓練」の定めにより大規模災害を想定し、県、市町村、防災関係機関、道路管理及び地域住民等が相互に連携し、消火、救助・救急等について、より実践的な防災訓練を実施するものとする。

(2) 防災知識の普及・啓発

道路管理者は、道路をまもる月間、道路防災週間等を通じ、道路利用者に対して、災害発生時にとるべき行動等知識の普及・啓発に努めるものとする。

(3) 要配慮者対策

県及び市町村は、「風水害等対策編 第2部 第3章 第5節 要配慮者の安全確保」の定めにより、避難誘導、防災知識の普及、防災訓練等について要配慮者に十分に配慮し、民生・児童委員、消防団、自主防災組織、ボランティア団体等と連携した支援体制の整備に努めるものとする。

3 迅速かつ円滑な災害応急対策のための事前措置

(1) 防災情報の収集・連絡体制の強化

イ 道路管理者は、道路災害時に、施設、設備の被害情報の把握及び災害復旧のための体制の整備に努めるものとする。

ロ 県、警察本部、市町村、消防本部、日本赤十字社大分県支部、大分県医師会及び道路管理者は、適切な応急対策を実施するため、情報を迅速かつ的確に収集し、相互にまたは他の防

災関係機関に連絡できるよう、情報の収集・連絡手段の高度化に努めるものとする。

- ハ 市町村は、防災行政無線、携帯電話等の整備に努めるとともに、必要に応じて不感地帯に対応した通信機器の整備について配慮するものとする。

(2) 応援協力体制の整備

- イ 県、市町村及び防災関係機関は、道路災害における応急対策に万全を期すため、隣接市町村、広域市町村圏等との応援協定の締結促進により、応援協定体制の整備を図るとともに、「風水害等対策編 第2部 第4章 迅速かつ円滑な災害応急対策のための事前措置」の定めにより、必要な措置を講ずるものとする。

- ロ 県、市町村及び防災関係機関は、応援協定に基づき迅速な対応をとることができるよう、あらかじめ要請の手順、連絡調整窓口、連絡方法について必要な準備を整えておくとともに、防災訓練等を通じ習熟するものとする。

(3) 救助・救急及び医療（助産）救護

- イ 県、市町村及び防災関係機関は、負傷者が多人数にのぼる場合を想定し、「風水害等対策編 第2部 第4章 迅速かつ円滑な災害応急対策のための事前措置」の定めにより、被害の軽減を図るために必要な措置を講ずるものとする。

- ロ 県及び市町村は、あらかじめ、消防機関及び医療機関の連絡体制の整備を図るとともに、相互の連携強化に努めるものとする。

- ハ 道路管理者は、救助・救急活動について、平時から消防機関等との連携を強化しておくものとする。

(4) 消防力の強化

- イ 道路管理者の取るべき措置

消防活動について、平時から消防機関等との連携を強化しておくものとする。

- ロ 県（生活環境部）の取るべき措置

道路災害発生時において、消防活動が迅速かつ的確にできるよう消防力、消防水利の整備強化について、支援を行うものとする。

- ハ 市町村の取るべき措置

(イ)「消防力の基準」及び「消防水利の基準」に適合するよう整備計画を作成し、消防施設、消防設備、消防水利等の整備に努めるものとする。

(ロ) 消防本部、消防団、自主防災組織等の連携強化に努めるものとする。

(5) 危険物等の流出時における防除活動

道路管理者は、危険物等の流出時に的確な防除活動が行うことができるよう、資機材の整備促進に努めるものとする。

第3節 道路災害応急対策

1 災害情報の収集伝達

(1) 道路管理者の取るべき措置

道路管理者は、道路災害が発生した場合、速やかに、「道路災害情報伝達系統図」に基づき、被害状況、応急対策の活動状況、対策本部設置状況等について関係機関に伝達するとともに、緊密な連携の確保に努めるものとする。

(2) 県（生活環境部）及び県警察本部の取るべき措置

イ 県（生活環境部）は、道路災害の情報を受理したときは、その状況把握のため、「道路災害情報伝達系統」に基づき関係機関に伝達するとともに、「第3部 第2章 第4節 災害情報・被害情報の収集・伝達」の定めにより必要な措置を講ずるものとする。

ロ 県（生活環境部）は、必要に応じて職員を現地に派遣し、被害状況等の情報収集、市町村及び関係機関との連絡調整にあたるものとする。

ハ 県警察本部は、早期に被災状況、交通状況等を把握するため、災害情報の収集に当たるものとする。

ニ 県（生活環境部）及び県警察本部は、必要に応じて、大分県防災ヘリコプター及び県警察ヘリコプターによる上空からの被害状況の把握を行うものとする。

(3) 市町村及び防災関係機関の取るべき措置

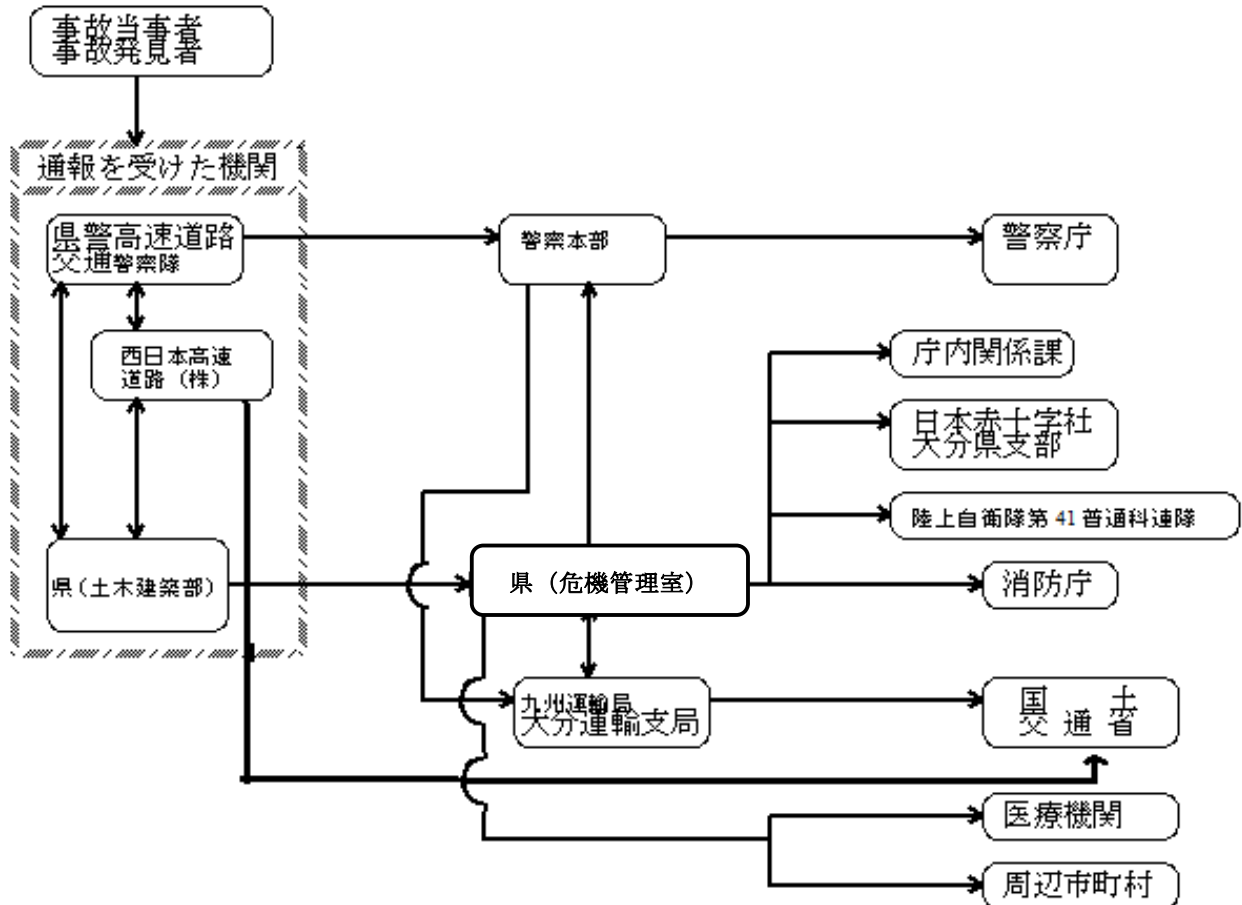
イ 市町村及び防災関係機関は、災害情報の収集伝達について、「第3部 第2章 第4節 災害情報・被害情報の収集・伝達」の定めにより実施するものとする。

ロ 市町村及び消防本部から県（生活環境部）への道路災害の緊急連絡は、「第3部 第2章 第4節 災害情報・被害情報の収集・伝達」により連絡するものとする。

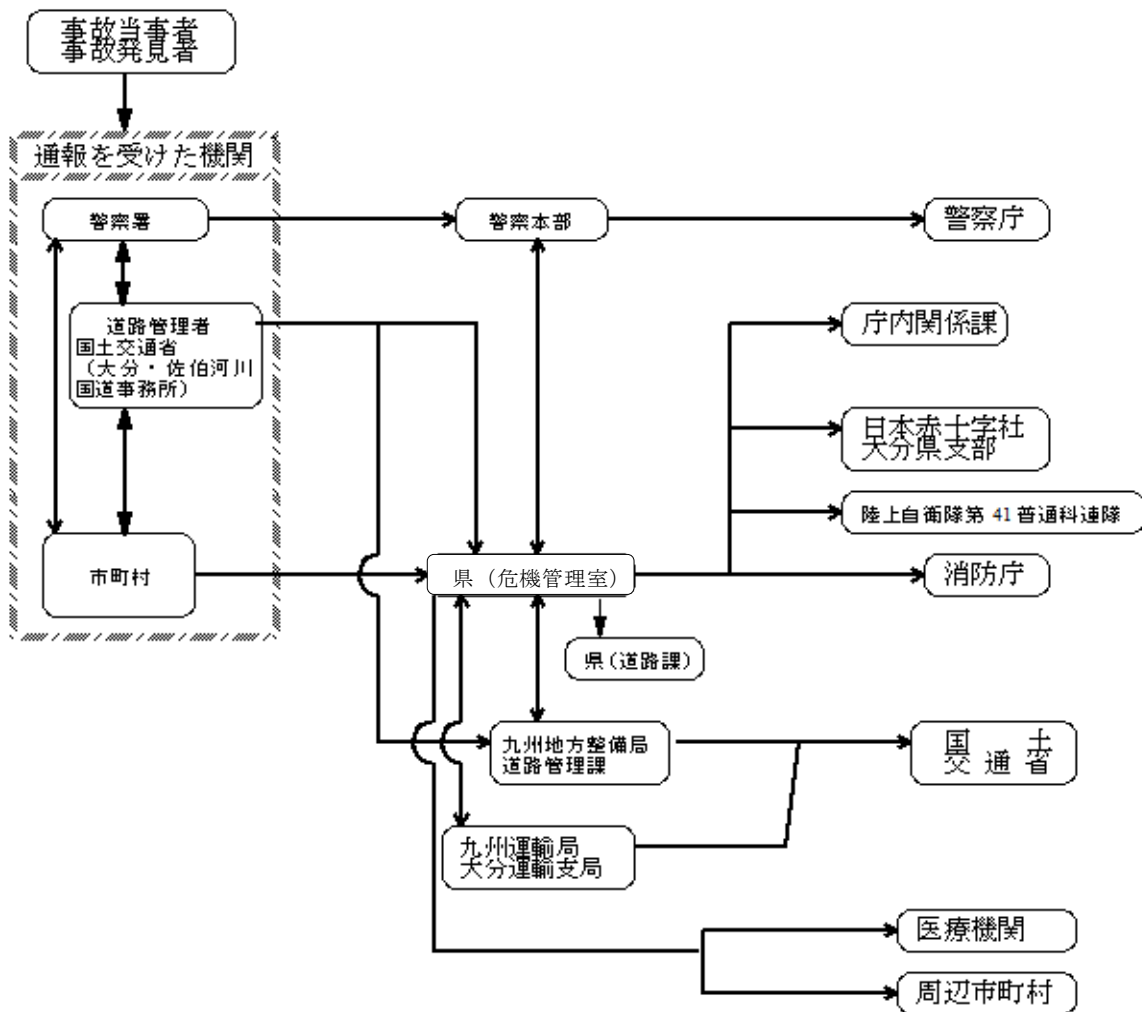
(4) 道路災害情報伝達系統図

道路災害が発生した場合の通報連絡系統は次のとおりである。

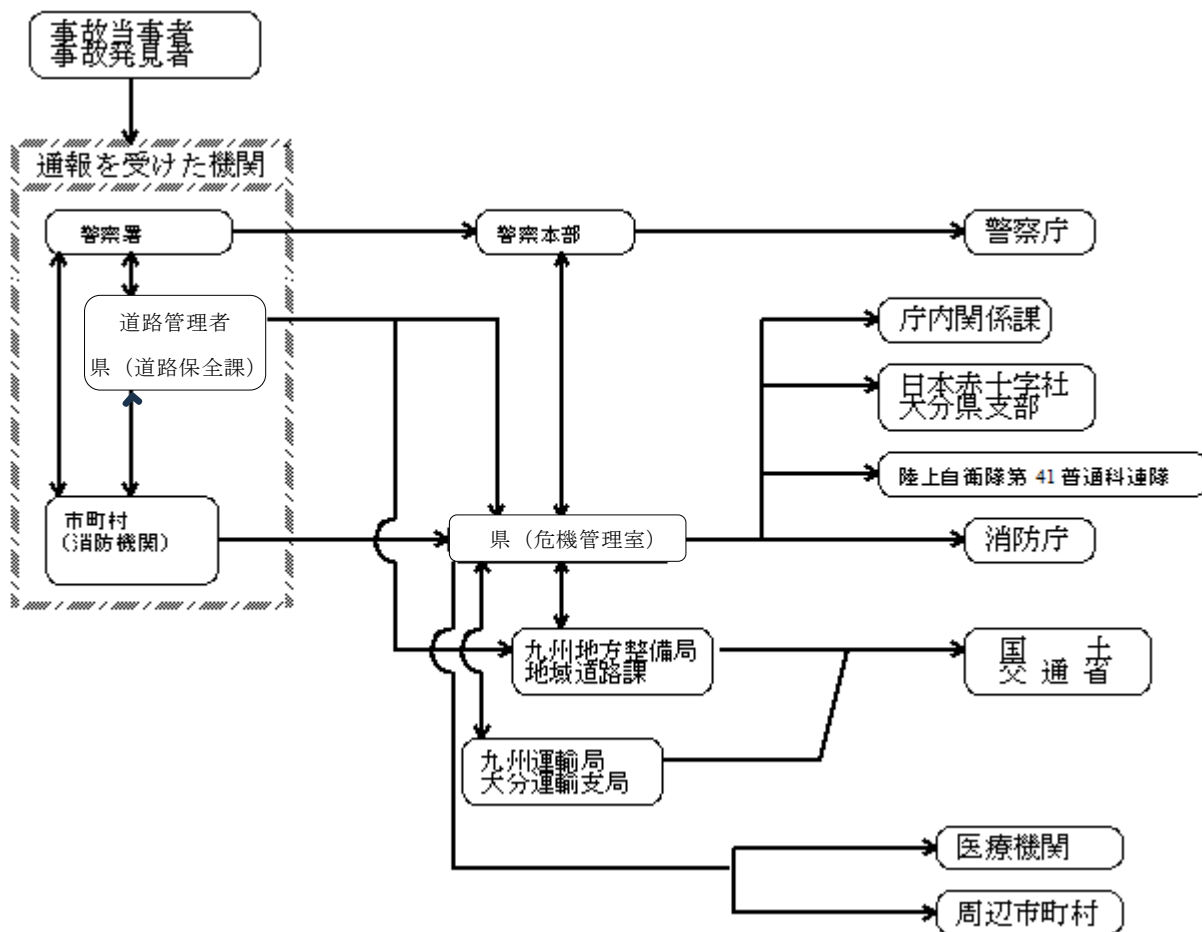
(大分自動車道、東九州自動車道)



(国管理国道)



(県管理国道、県道の場合)



2 活動体制の確立

(1) 道路管理者の活動体制

イ 道路管理者は、災害発生後速やかに、職員の非常参集、情報収集伝達体制の確立、対策本部設置等必要な体制をとるとともに、災害の拡大防止のために必要な措置を講ずるものとする。

ロ 道路管理者は、道路災害の被害状況や交通状況を速やかに把握するため、パトロール、道路モニター等による情報収集を行い、被害の拡大を防ぐため、迂回路の設定、道路利用者等への情報の提供等を行うものとする。

(2) 県の活動体制

イ 災害対策本部の設置前

(イ) 準備配備、警戒配備

県は、「第3部 第2章 第2節 動員配備」に基づき、災害の状況に応じて速やかに準備配備体制に入り、災害に関する情報の収集・連絡に当たるものとする。

また、災害の状況に応じて、情報収集・連絡、応急対策等を円滑に実施するため、警戒配備へ移行するとともに、「第3部 第2章 第2節 動員配備」に基づき、必要な措置を講ずるものとする。

ロ 災害対策本部

(イ) 災害対策本部の設置

県は、災害の規模又は被害の状況から、災害応急対策を円滑に実施するため必要があると認める場合には、「第3部 第2章 第1節 組織」に基づき、災害対策本部を設置し、国、市町村、関係機関等と連携して応急活動を実施するとともに、必要な措置を講ずるものとする。

災害対策本部の組織編成については、被害の実態や被災後の時間の経過に伴い、必要となる応急対策活動に即応するためには、目的別に変更することができる。

(ロ) 動員配備体制

動員配備体制については、「第3部 第2章 第2節 動員配備」の配備基準に基づき、必要な体制を確立するとともに、必要な措置を講ずるものとする。

なお、動員配備体制の配備人員については、災害の状況及び特殊性を考慮し、本部長(知事)の指示により、配備編成計画の人員によらない配備ができるものとする。

ハ 地区災害対策本部及び現地災害対策本部の設置

地区災害対策本部及び現地災害対策本部の設置については、「第3部 第2章 第1節 組織」の定めによるものとする。

ニ 県警察の体制

突発重大事故発生時における初動措置要領に定めるところによるものとする。

(3) 市町村の活動体制

市町村は、発災後速やかに職員の非常参集、情報収集伝達体制の確立及び災害対策本部の設置等必要な体制をとるとともに、職員の災害現場への派遣及び状況報告、また、状況に応じ大分県防災ヘリコプター等の応援要請を実施するものとする。

(4) 相互応援協力

イ 道路管理者は、建設業者等との応援協定に基づき、障害物の除去、応急復旧に必要な人員、資機材等の確保に努めるものとする。

ロ 県(生活環境部)は、道路災害が発生し、市町村から応援要請があり、必要があると認めるときは「第3部 第2章 第7節 広域的な応援要請」により定められた応援の要請先に対して応援要請等を行うものとする。

ハ 市町村は、道路災害の規模が当該市町の消防体制では十分な応急措置の実施が困難であると認められる場合には、「第3部 第2章 第7節 広域的な応援要請」の定めにより知事又は他の市町村長の応援又は応援の斡旋を求めることができる。

ニ 消防本部は、道路災害の規模が当該市町の消防体制では十分な応急措置の実施が困難と認められる場合には、被災市町との調整のうえ、県内消防本部による「大分県常備消防相互応援協定」により、他の消防本部に対して応援を要請するものとする。

(5) 自衛隊の災害派遣

県(生活環境部)は、道路災害が発生し、必要があると認めるときは、「第3部 第2章 第9節 自衛隊の災害派遣体制の確立」の定めにより自衛隊に災害派遣を要請するものとする。

(6) 災害広報

県、市町村、防災関係機関及び道路管理者は、相互に協力して、道路災害の状況、安否情報、道路等の復旧状況、交通規制等の正確かつきめ細かな情報を、被災者等に対し適切に広報する

とともに、「第3部 第2章 第16節 広報活動・災害記録活動」の定めにより、必要な措置を講ずるものとする。

3 搜索、救助・救急、医療救護及び消火活動

(1) 搜索、救助・救急及び医療救護活動

- イ 道路管理者は、消防機関、県警察本部等による迅速かつ的確な救助・救出が行われるよう協力するものとする。
- ロ 市町村は、市町村地域防災計画の定めるところにより、消防機関、県警察本部、医療機関等の関係機関と連携を図るとともに、必要に応じて相互応援協定に基づく応援要請等を速やかに行い、救助・救急及び医療救護活動を実施するものとする。
- ハ 消防機関は、保有する資機材を活用し、市町村、県警察本部、医療機関等の関係機関と連携し、救助・救急活動を行うものとする。
- ニ 県警察本部は、消防機関等の防災関係機関と連携して、積極的な救出救助活動を行うものとする。

(2) 消防活動

- イ 道路管理者は、消防機関等による迅速かつ的確な初期消火活動が行われるよう協力するものとする。
- ロ 消防機関は、速やかに火災の状況を把握するとともに、迅速に消火活動を行うものとする。
- ハ 県（生活環境部）は、市町村長等の要請に基づき、大分県防災ヘリコプターによる消火、偵察等を実施するものとする。
- ニ 被災地以外の市町村は、被災地市町村からの要請又は相互応援協定に基づき消防機関による応援の迅速かつ円滑な実施に努めるものとする。

4 交通規制措置

県警察本部は、災害の拡大防止及び交通の確保のため、「第3部 第2章 第15節 交通確保・輸送対策」に基づき、県内の交通事情を収集し、その状況を一般に公表する等の必要な措置を講ずるものとする。

5 危険物の流出に対する応急対策

道路災害により危険物が流出し又はそのおそれがある場合、消防機関、県警察本部、道路管理者等は、相互に協力して、「第5部 第8章 危険物等災害対策」の定めにより、直ちに防除活動、避難誘導活動を行い、危険物による二次災害の防止に努めるものとする。

6 道路施設・交通安全施設の応急復旧

- (1) 道路管理者は、迅速かつ的確な障害物の除去、仮設等の応急復旧を行い、類似の災害の再発防止のために、被災箇所以外の道路施設について緊急点検を行うものとする。
- (2) 県警察本部は、災害により破損した交通安全施設の早期復旧を図るとともに、被災現場周辺等の施設についても緊急点検を行うものとする。

第4節 道路災害復旧

1 災害復旧の方針

道路管理者は、県、市町村及び関係機関との連絡を密にし、迅速かつ円滑に被災施設の復旧作業を行うものとする

また、道路管理者は、可能な限り復旧予定時期を明示するものとする。

2 復旧対策の実施

復旧対策については、事故の原因者が実施するものとするが、それにより対応できない場合には、「第4部 共通する災害復旧・復興」の定めによるものとする。

第2章 鉄道災害対策

- 第1節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務
- 第2節 鉄道災害予防
- 第3節 鉄道災害応急対策
- 第4節 鉄道災害復旧

本県の鉄道網は、幹線として日豊本線が中津市、別府市、大分市等の都市を結んで、主に周防灘、別府湾及び豊後水道の海岸線に延びている。地方交通線として久大本線、豊肥本線がある。久大本線は、大分川及び玖珠川沿いの山間部に延びている。豊肥本線は大野川沿いの盆地部に延びている。

この章は、信楽鉄道衝突事故、J R長崎線脱線事故、J R福知山線脱線事故のように、列車の衝突や脱線、自然災害による鉄軌道構造物の被災等による多数の死傷者等の発生といった鉄道災害に対して、防災関係機関が実施する予防、応急及び復旧の各対策について定めるものとする。

なお、この章に定められていない事項については、「風水害等災害対策編 第2部 災害予防」及び「本編 第3部 共通する災害応急対策」によるものとする。

第1節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務

1 大分県

(1) 大分県

- イ 鉄軌道交通の安全のための情報の充実（鉄軌道事業者への協力）
- ロ 鉄軌道の安全対策の推進（主要な交通網が集中している地域の土砂災害対策及び海岸保全対策）
- ハ 情報の収集・連絡体制の強化
- ニ 初動体制の充実
- ホ ヘリコプター受援体制の充実強化
- ヘ 大分県高度情報ネットワークシステムの習熟
- ト 鉄道災害を想定した総合的な防災訓練の実施
- チ 情報の収集・連絡
- リ 活動体制等の確立
- ヌ 緊急輸送活動の支援及び調整
- ル 救助・救急活動に係る応援要請等
- ヲ 医療救護活動の実施、応援要請等
- ワ 消火活動に係る応援要請等
- カ 広報活動の実施

(2) 警察本部（公安委員会）

- イ 情報の収集・連絡体制の強化
- ロ 初動体制の充実
- ハ 鉄道災害を想定した総合的な防災訓練への参加または協力
- ニ 情報の収集・連絡、避難誘導等
- ホ 活動体制の確立
- ヘ 緊急輸送のための交通の確保
- ト 救助活動の実施
- チ 危険物等の防除等
- リ 広報活動の実施

2 市町村

(1) 市町村

- イ 鉄軌道交通の安全のための情報の充実（鉄軌道事業者への協力）
- ロ 鉄軌道の安全対策の推進（主要な交通網が集中している地域の土砂災害及び海岸保全対策）
- ハ 情報の収集・連絡体制の強化
- ニ 初動体制の充実
- ホ 鉄道災害を想定した総合的な防災訓練の実施
- ヘ 情報の収集・連絡、避難誘導等
- ト 活動体制等の確立

チ 医療救護活動の実施および調整

リ 広報活動の実施

(2) 消防本部

イ 情報の収集・連絡体制の強化

ロ 初動体制の充実

ハ 防災無線の習熟

ニ 鉄道災害を想定した総合的な防災訓練への参加または協力

ホ 情報の収集・連絡、避難誘導等

ヘ 活動体制の確立

ト 救助・救急活動の実施

チ 消火活動の実施

リ 危険物の防除等

ヌ 広報活動の実施

3 指定地方行政機関

(1) 九州運輸局

イ 情報の収集・連絡体制の強化

ロ 初動体制の充実

ハ 鉄道災害を想定した総合的な防災訓練への参加または協力

ニ 情報の収集・連絡

ホ 活動体制の確立

ヘ 広報活動の実施

(2) 福岡管区気象台（大分地方気象台）

イ 気象情報の収集・分析、提供

ロ 広報活動の実施

4 自衛隊

イ 鉄道災害を想定した総合的な防災訓練への参加または協力

ロ 部隊の災害派遣

5 指定公共機関及び指定地方公共団体

(1) 日本赤十字社（大分県支部）

イ 情報の収集・連絡体制の強化

ロ 初動体制の充実

ハ 防災無線の習熟

ニ 鉄道災害を想定した総合的な防災訓練への参加又は協力

ホ 情報の収集・連絡

ヘ 活動体制等の確立

ト 救護班の派遣命令

チ 広報活動の実施

(2) 九州旅客鉄道(大分支社)

- イ 情報の収集・連絡体制の強化
- ロ 初動体制の充実
- ハ 鉄道災害を想定した総合的な防災訓練の実施
- ニ 情報の収集・連絡
- ホ 活動体制等の確立
- ヘ 代替交通手段の確保
- ト 広報活動の実施

(3) 一般社団法人大分県医師会

- イ 情報の収集・連絡体制の強化
- ロ 初動体制の充実
- ハ 鉄道災害を想定した総合的な防災訓練への参加又は協力
- ニ 情報の収集・連絡
- ホ 活動体制等の確立
- ヘ 救護班の派遣要請等
- ト 広報活動の実施

第2節 鉄道災害予防

1 鉄道災害に強いまちづくり

(1) 鉄道交通の安全のための情報の充実

鉄軌道事業者は、鉄軌道交通の安全のため、気象庁等と連携して、気象、地象、水象に関する予報及び特別警報、警報の伝達、情報の収集等に必要な気象観測設備、通信連絡設備等の整備充実に努めるものとする。

(2) 鉄軌道の安全のための施設、設備等の整備充実

イ 鉄軌道事業者は、事故災害の発生に際して、迅速かつ適切な措置を講じ、被害の拡大を防止するため、異常時における列車防護及び列車防護用具の整備、運行管理体制の充実、乗務員及び保安要員の教育訓練に努め、安全な運行の確保を図るものとする。

また、軌道や路盤等の施設の保守を適切に実施するとともに、線路防護施設の点検、整備に努めるものとする。

ロ 県、市町村、道路管理者、鉄軌道事業者等は、踏切道の立体交差化、構造の改良、踏切保安設備の整備、交通規制の実施、統廃合の促進等踏切道の改良に努めるものとする。

(3) 鉄軌道車両災害防止対策（九州旅客鉄道㈱）

イ 防災設備の設置

鉄軌道車両の災害を防止するため機関車、電車、気動車の全機にATS-S型車内警報装置を、ディーゼルエンジン機関に消火器を、動力運転台に特殊信号機を搭載するほか、複線区間運転の動力車には積極的に車両用信号煙管を取付けるものとする。なお、客車に消火器を備えつけるとともに車内放送を完備するものとする。

ロ 防災管理方針

車両の防災管理のため管理責任者を置き、常に整備状況を把握し、補充整備に支障をきたさぬように努めるとともに、定期的に動力試験を行い、また、動力車乗務員を対象に定期的に訓練を行うものとする。

2 鉄道災害に強い人づくり

(1) 防災訓練の実施

県、市町村、防災関係機関は、「風水害等対策編 第2部 第3章 第2節 防災訓練」の定めにより、大規模災害を想定し、県、市町村、防災関係機関、鉄軌道事業者及び地域住民等が相互に連携し、消火、救助・救急等について、より実践的な防災訓練を実施するものとする。

(2) 防災知識の普及・啓発

県及び鉄軌道事業者は、国と連携し、踏切道における自動車との衝突、置石等による列車脱線等の事故を防止するため、全国交通安全運動等を通じ、ポスターの掲示、チラシの配布等により、事故防止に関する知識の普及・啓発に努めるものとする。

(3) 要配慮者対策

県及び市町村は、「風水害等対策編 第2部 第3章 第5節 要配慮者の安全確保」の定めにより、避難誘導、防災知識の普及、防災訓練等について要配慮者に十分に配慮し、民生・児童委員、消防団、自主防災組織、ボランティア団体等と連携した支援体制の整備に努めるものとする。

とする。

3 迅速かつ円滑な災害応急対策のための事前措置

(1) 防災情報通信網等の整備

- イ 鉄軌道事業者は、通信設備等を整備し、事故発生時の迅速かつ的確な情報を収集・連絡するための体制整備を図るものとする。また、県、市町村及び関係機関と密接に情報の収集・連絡するために必要な措置を講じるものとする。
- ロ 県は、迅速かつ的確な情報の収集伝達及び通信設備の充実に努めるものとする。
- ハ 市町村は、防災行政無線、携帯電話等の整備に努めるとともに、必要に応じて不感地帯に対応した通信機器の整備について配慮するものとする。

(2) 応援協力体制の整備

- イ 県、市町村及び防災関係機関は、鉄道災害における応急対策に万全を期すため、隣接市町村、広域市町村圏等との応援協定の締結促進により、応援協定体制の整備を図るとともに、「風水害等対策編 第2部 第4章 迅速かつ円滑な災害応急対策のための事前措置」の定めにより、必要な措置を講ずるものとする。
- ロ 県、市町村及び防災関係機関は、応援協定に基づき迅速な対応をとることができるよう、あらかじめ要請の手順、連絡調整窓口、連絡方法等について必要な準備を整えておくとともに、防災訓練等を通じ習熟するものとする。

(3) 救助・救急及び医療救護

- イ 鉄軌道事業者は、事故災害発生直後における旅客の避難等のための体制整備に努めるとともに、救助・救急及び医療救護活動について、平時から消防機関及び医療機関との連携を強化しておくものとする。
- ロ 県、市町村及び防災関係機関は、負傷者が多人数にのぼる場合を想定し、「風水害等対策編 第2部 第4章 迅速かつ円滑な災害応急対策のための事前措置」の定めるところにより、被害の軽減を図るために必要な措置を講ずるものとする。
- ハ 県及び市町村は、あらかじめ、消防機関及び医療機関の連絡体制の整備を図るとともに、相互の連携強化に努めるものとする。

(4) 防災体制の強化

イ 鉄軌道事業者のとりべき措置

火災による被害の拡大を最小限にとどめるため、初期消火のための体制の整備に努めるとともに、消防活動等について、平時から消防機関等との連携を強化しておくものとする。

ロ 県のとりべき措置

鉄道災害発生時において、消防活動が迅速かつ的確に実施できるよう消防力、消防水利の整備強化について、支援を行うものとする。

ハ 市町村のとりべき措置

(イ)「消防力基準」及び「消防水利の基準」に適合するよう整備計画を作成し、消防施設、消防設備、消防水利等の整備に努めるものとする。

(ロ) 消防本部、消防団、自主防災組織等の連携強化に努めるものとする。

第3節 鉄道災害応急対策

1 災害情報の収集伝達

(1) 鉄軌道事業者が取るべき措置

鉄軌道事業者は、鉄道災害が発生した場合、速やかに、「鉄道災害情報伝達系統図」に基づき、被害状況、応急対策の活動状況、対策本部設置状況等について関係機関に伝達するとともに、緊密な連携の確保に努めるものとする。

(2) 県及び県警察本部の取るべき措置

イ 県は、鉄道災害の情報を受理したときは、その状況把握に努め、「鉄道災害情報伝達系統図」に基づき関係機関に伝達するとともに、「第3部 第2章 第4節 災害情報・被害情報の収集・伝達」の定めにより、必要な措置を講じるものとする。

ロ 県は、必要に応じて職員を現地に派遣し、被害状況等の情報収集、市町村及び関係機関との連絡調整にあたるものとする。

ハ 県警察本部は、早期に被災状況、交通状況等を把握するため、災害情報の収集にあたるものとする。

ニ 県及び県警察本部は、必要に応じて、大分県防災ヘリコプター及び県警察ヘリコプターによる上空からの被害状況の把握を行うものとする。

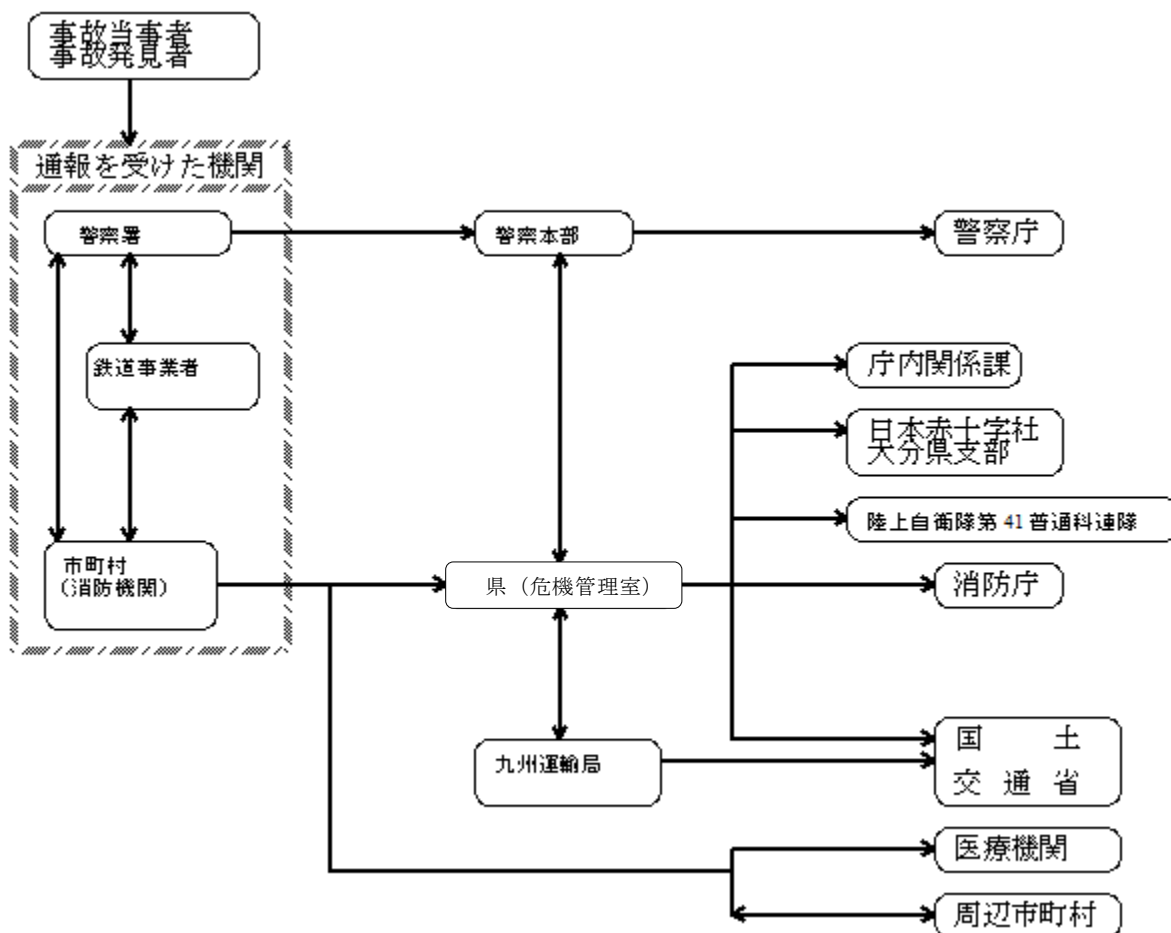
(3) 市町村及び防災関係機関の取るべき措置

イ 市町村及び防災関係機関は、災害情報の収集伝達について「第3部 第2章 第4節 災害情報・被害情報の収集・伝達」の定めにより実施するものとする。

ロ 市町村及び消防本部から県への鉄道災害の緊急連絡は、「第3部 第2章 第4節 災害情報・被害情報の収集・伝達」により連絡するものとする。

(4) 鉄道災害情報伝達系統図

鉄道災害が発生した場合の通報連絡系統は次のとおりである。



2 活動体制の確立

(1) 鉄軌道事業者の活動体制

鉄軌道事業者は、発災後速やかに職員の非常参集、情報収集伝達体制の確立、対策本部を設置等必要な体制をとるとともに、災害の拡大防止のために必要な措置を講ずるものとする。

(2) 県の活動体制

イ 災害対策本部の設置前

(イ) 準備配備、警戒配備

県は、「第3部 第2章 第2節 動員配備」に基づき、災害の状況に応じて速やかに事前配備体制に入り、災害に関する情報の収集・連絡にあたるものとする。

また、災害の状況に応じて、情報収集・連絡、応急対策等を円滑に実施するため、警戒配備へ移行するとともに、「第3部 第2章 第2節 動員配備」に基づき必要な措置を講ずるものとする。

ロ 災害対策本部の設置

(イ) 災害対策本部の設置

県は、災害の規模又は被害の状況等から、災害応急対策を円滑に実施するため必要があ

ると認める場合には、「第3部 第2章 第1節 組織」に基づき災害対策本部を設置し、国、市町村、関係機関等と連携して応急活動を実施するとともに、必要な措置を講ずるものとする。

災害対策本部の組織編成については、被害の実態や被災後の時間の経過に伴い、必要となる応急対策活動に即応するためには、目的に応じて変更することができる。

(ロ) 動員配備体制

動員配備体制については、「第3部 第2章 第2節 動員配備」の配備基準に基づき、必要な体制を確立するとともに、必要な措置を講じるものとする。

なお、動員配備体制の配備人員については、災害の状況及び特殊性を考慮し、本部長(知事)の指示により、配備編成計画の人員によらない配備ができるものとする。

ハ 地区災害対策本部及び現地災害対策本部の設置

地区災害対策本部及び現地災害対策本部の設置については「第3部 第2章 第1節 組織」の定めによるものとする。

ニ 県警察の体制

突発重大事故発生時における初動措置要領に定めるところによるものとする。

(3) 市町村の活動体制

市町村は、発災後速やかに職員の非常参集、情報収集伝達体制の確立及び災害対策本部の設置等必要な体制をとるとともに、職員の災害現場への派遣及び状況報告、また、状況に応じ大分県防災ヘリコプター等に応援要請を実施するものとする。

(4) 相互応援協力

イ 県は、鉄道災害が発生し、市町村から応援要請があり、必要と認めるときは、「第3部 第2章 第7節 広域的な応援要請」により定められた応援の要請先に対して、応援要請等を行うものとする。

ロ 市町村は、鉄道災害の規模が当該市町村の消防体制では十分な応急措置の実施が困難と認められる場合には、「第3部 第2章 第7節 広域的な応援要請」の定めにより、知事又は他の市町村長の応援要請又は応援のあつせんを求めることができる。

ハ 消防本部は、鉄道災害の規模が当該市町の消防体制では十分な応急措置が困難と認められる場合には、被災市町との調整のうえ、県内消防本部による「大分県常備消防相互応援協定」に基づき、他の消防本部に対して応援を要請するものとする。

(5) 自衛隊の災害派遣

県は、鉄道災害が発生し、必要があると認めるときは、「第3部 第2章 第9節 自衛隊の災害派遣体制の確立」の定めにより、自衛隊に災害派遣を要請するものとする。

(6) 災害広報

県、市町村、防災関係機関及び鉄軌道事業者は、相互に協力して、鉄道災害の状況、安否情報、施設の復旧状況、交通規制等の正確かつきめ細かな情報を、被災者等に対して適切に広報するとともに、「第3部 第2章 第16節 広報活動・災害記録活動」の定めにより、必要な措置を講ずるものとする。

なお、その際、高齢者、障がい者、外国人等要配慮者に配慮した広報を実施するものとする。

3 搜索、救助・救急、医療救護及び消防活動

(1) 搜索、救助・救急及び医療救護活動

- イ 鉄軌道事業者は、消防機関、県警察本部等による迅速かつ的確な救助・救出が行われるよう協力するとともに、救助に関する措置、乗客の救援、救護を実施するものとする。
- ロ 市町村は、市町村地域防災計画の定めにより、消防機関、県警察本部、医療機関等の関係機関と連携を図るとともに、必要に応じて相互応援協定に基づく応援要請等を速やかに行ない、救助・救援及び医療救護活動を実施するものとする。
- ハ 消防機関は、保有する資機材を活用し、市町村、県警察本部、医療機関等の関係機関と連携し、救助・救急活動を行うものとする。
- ニ 県警察本部は、消防機関等の防災関係機関と連携して、救出救助活動を行うものとする。

(2) 消防活動

- イ 鉄軌道事業者は、消防機関等による迅速かつ的確な消火活動が行われるよう協力するとともに、消防に関する措置を実施するものとする。
- ロ 消防機関は、速やかに火災の状況を把握するとともに、迅速に消火活動を行うものとする。
- ハ 県は、市町村長等の要請に基づき、大分県防災ヘリコプターによる消火、偵察等を実施するものとする。
- ニ 被災地以外の市町村は、被災地市町村からの要請又は相互応援協定に基づき、消防機関による応援の迅速かつ円滑な実施に努めるものとする。

4 交通規制措置

県警察本部は、災害の拡大防止及び交通の確保のため、「第3部 第2章 第15節 交通確保・輸送対策」の定めにより、必要な措置を講ずるものとする。

5 避難誘導

鉄軌道事業者は、旅客及び公衆等の避難について、「第3部 第3章 第3節 避難の指示等及び誘導」に基づき実施するものとする。

第4節 鉄道災害復旧

- 1 鉄軌道事業者は、県、市町村及び関係機関との連絡を密にし、事故災害に伴う施設及び車両の被害に応じ、あらかじめ定めた物資、資材の調達計画及び人材の広域応援に関する計画を活用し、迅速かつ的確に被災施設の復旧を行い、又は支援するものとする。
また、鉄軌道事業者は、可能な限り復旧予定時期を明示するものとする。
- 2 復旧対策については、事故の原因者が実施するものとするが、それにより対応できない場合には、「第4部 共通する災害復旧・復興」の定めによるものとする。

第3章 航空機災害対策

- 第1節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務
- 第2節 航空機災害予防
- 第3節 航空機災害応急対策
- 第4節 航空機災害復旧

事故等災害対策編 第5部 各種災害対策
第3章 航空機災害対策

大分空港は、昭和46年に供用開始され、昭和63年の第2期工事から長さ3,000mの滑走路で供用されている。

この章は、日航ジャンボ機墜落事故のように、航空運送事業者の運行する航空機の墜落等の大規模な航空事故による乗客や地域住民の多数の死傷者等の発生といった航空災害に対して、防災関係機関が実施する予防及び応急の各対策について定めるものとする。

なお、この章に定められていない事項については、「風水害等対策編 第2部 災害予防」及び「本編 第3部 共通する災害応急対策」によるものとする。

第1節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務

1 大分県

(1) 大分県

- イ 情報の収集・連絡体制の強化
- ロ 初動体制の充実
- ハ 大分空港における防災体制の充実
- ニ 大分県高度情報ネットワークシステムの習熟
- ホ 航空災害を想定した総合的な防災訓練の実施
- ヘ 情報の収集・連絡
- ト 活動体制等の確立
- チ 緊急輸送活動の支援及び調整
- リ 捜索活動に係る応援要請等
- ヌ 救助・救急活動に係る応援要請等
- ル 医療救護活動の実施、応援要請等
- ヲ 消火活動に係る応援要請等
- ワ 広報活動の実施

(2) 警察本部（公安委員会）

- イ 情報の収集・連絡体制の強化
- ロ 初動体制の充実
- ハ 航空災害を想定した総合的な防災訓練への参加又は協力
- ニ 情報の収集・連絡、避難誘導等
- ホ 活動体制等の確立
- ヘ 緊急輸送のための交通の確保
- ト 捜索活動の実施
- チ 救助活動の実施
- リ 交通安全施設の応急復旧
- ヌ 広報活動の実施

2 市町村

(1) 市町村

- イ 情報の収集・連絡体制の強化
- ロ 初動体制の充実
- ハ 航空災害を想定した総合的な防災訓練の実施
- ニ 情報の収集・連絡、避難誘導等
- ホ 活動体制等の確立
- ヘ 医療救護活動の実施及び調整
- ト 広報活動の実施

(2) 消防本部

- イ 情報の収集・連絡体制の強化
- ロ 初動体制の充実
- ハ 防災無線の習熟
- ニ 航空災害を想定した総合的な防災訓練への参加又は協力
- ホ 情報の収集・連絡、避難誘導等
- ヘ 活動体制等の確立
- ト 搜索活動の実施
- チ 救助・救急活動の実施
- リ 消防活動の実施
- ヌ 広報活動の実施

3 指定地方行政機関

(1) 大阪航空局（大分空港事務所）

- イ 情報の収集・連絡体制の強化
- ロ 初動体制の充実
- ハ 航空災害を想定した総合的な防災訓練の実施
- ニ 情報の収集・連絡
- ホ 活動体制等の確立
- ヘ 広報活動の実施

(2) 福岡管区気象台（大分地方気象台）

- イ 気象情報の収集・分析、提供
- ロ 広報活動の実施

(3) 第七管区海上保安本部（大分海上保安部）

- イ 情報の収集・連絡体制の強化
- ロ 初動体制の強化
- ハ 航空災害を想定した総合的な防災訓練への参加又は協力
- ニ 情報の収集・連絡
- ホ 活動体制の確立
- ヘ 緊急輸送のための交通の確保
- ト 搜索活動の実施及び支援
- チ 救助・救急活動の実施及び支援
- リ 広報活動の実施

4 自衛隊

- イ 航空災害を想定した総合的な防災訓練への参加又は協力
- ロ 部隊の災害派遣

5 指定公共機関及び指定地方公共団体

(1) 日本赤十字社（大分県支部）

- イ 情報の収集・連絡体制の強化
- ロ 初動体制の充実
- ハ 防災無線の習熟
- ニ 航空災害を想定した総合的な防災訓練への参加又は協力
- ホ 情報の収集・連絡
- ヘ 活動体制等の確立
- ト 救護班の派遣命令等
- チ 広報活動の実施

(2) 一般社団法人大分県医師会

- イ 情報の収集・連絡体制の強化
- ロ 初動体制の充実
- ハ 航空災害を想定した総合的な防災訓練への参加又は協力
- ニ 情報の収集・連絡
- ホ 活動体制等の確立
- ヘ 救護班の派遣命令等
- ト 広報活動の実施

第2節 航空機災害予防

1 航空機災害に強い人づくり

(1) 航空機の事故防止対策

航空機の運航者に対し、航空法並びに関連諸規定等の遵守の徹底を図るとともに、事故及び捜索救護に対処する施設等の拡充並びに関係行政機関の連絡協調体制の確立を推進する。

空港内の災害予防については、関係機関及び航空関係者との定期的な防災訓練を推進し、事故防止対策の強化に努める。

(2) 防災訓練の実施

県、市町村、防災関係機関は、「風水害等対策編 第2部 第3章 災害に強い人づくり 第2節 防災訓練」の定めにより大規模災害を想定し、県、市町村、防災関係機関、航空輸送事業者及び地域住民等が相互に連携し、消火、救助・救急等について、より実践的な防災訓練を実施するものとする。

(3) 要配慮者対策

県及び市町村は、「風水害等対策編 第2部 第3章 第5節 要配慮者の安全確保」の定めにより、避難誘導、防災知識の普及、防災訓練等について要配慮者に十分に配慮し、民生・児童委員、消防団、自主防災組織、ボランティア団体等と連携した支援体制の整備に努めるものとする。

2 迅速かつ円滑な災害応急対策のための事前措置

(1) 防災情報の収集・連絡体制の強化

イ 航空輸送事業者は、航空機災害時に、施設、設備の被害情報の把握及び災害復旧のための体制の整備に努めるものとする。

ロ 県、警察本部、市町村、消防本部、日本赤十字社大分県支部、大分県医師会及び航空輸送事業者は、適切な応急対策を実施するため、情報を迅速かつ的確に収集し、相互に又は他の防災関係機関に連絡できるよう、情報の収集・連絡手段の高度化に努めるものとする。

ハ 市町村は、防災行政無線、携帯電話等の整備に努めるとともに、必要に応じて不感地帯に対応した通信機器の整備について配慮するものとする。

(2) 応援協力体制の整備

県、市町村及び防災関係機関は、応援協定に基づき迅速な対応をとることができるよう、あらかじめ要請の手順、連絡調整窓口、連絡方法について必要な準備を整えておくとともに、防災訓練等を通じ習熟するものとする。

(3) 救助・救急及び医療（助産）救護

イ 県、市町村及び防災関係機関は、負傷者が多人数にのぼる場合を想定し、「風水害等対策編 第2部 第4章 迅速かつ円滑な災害応急対策のための事前措置」に定めにより、被害の軽減を図るために必要な措置を講ずるものとする。

ロ 県及び市町村は、あらかじめ、消防機関及び医療機関の連絡体制の整備を図るとともに、相互の連携強化に努めるものとする。

(4) 消防力の強化

イ 大分空港事務所のとるべき措置

消防活動について、平時から消防機関等との連携を強化しておくものとする。

ロ 県（生活環境部）のとるべき措置

災害発生時において、消防活動が迅速かつ的確にできるよう消防力、消防水利の整備強化について、支援を行うものとする。

ハ 市町村のとるべき措置

(イ)「消防力基準」及び「消防水利の基準」に適合するよう整備計画を作成し、消防施設、消防設備、消防水利等の整備に努めるものとする。

(ロ) 消防本部、消防団、自主防災組織等の連携強化に努めるものとする。

(5) 空港施設の維持管理の強化（大分空港事務所）

航空法、同法施行規則及び空港管理規則等に基づき、空港においては制限区域の管理の徹底、航空保安施設等の点検整備、改修等による機能の確保並びに航空機の火災その他の事故に対処するための必要な消火設備及び救難設備の拡充等保安体制の強化を進めるとともに、関係行政機関との連絡体制を確立するための設備の拡充を図る。

第3節 航空機災害応急対策

1 災害情報の収集伝達

(1) 大阪航空局大分空港事務所の取るべき措置

大分空港事務所は、事故災害が発生した場合、事故に関する情報を収集して状況の把握に努め、事故の発生が空港又は空港周辺地域の場合、国東市、国東市消防本部及び国東市民病院へ通報し、必要な支援活動を求める。

(2) 県（生活環境部）及び県警察本部の取るべき措置

イ 県（生活環境部）は、事故災害の情報を受理したときは、その状況把握のため、「航空機災害情報伝達系統」に基づき関係機関に伝達するとともに、「第3部 第2章 第4節 災害情報・被害情報の収集・伝達」の定めにより必要な措置を講ずるものとする。

ロ 県（生活環境部）は、必要に応じて職員を現地に派遣し、被害状況等の情報収集、市町村及び関係機関との連絡調整にあたるものとする。

ハ 県警察本部は、早期に被災状況、交通状況等を把握するため、災害情報の収集に当たり、伝達及び広報活動を行うものとする。

ニ 県（生活環境部）及び県警察本部は、必要に応じて、大分県防災ヘリコプター及び県警察ヘリコプターによる上空からの被害状況の把握を行うものとする。

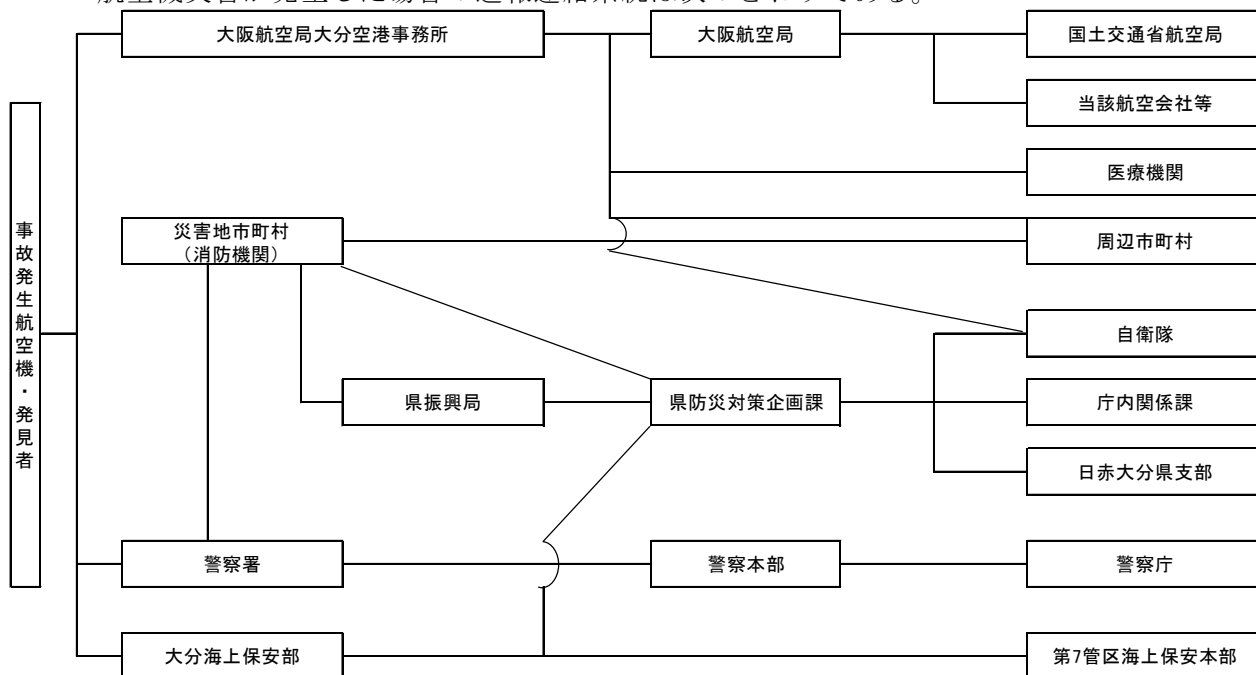
(3) 市町村及び防災関係機関の取るべき措置

イ 市町村及び防災関係機関は、災害情報の収集伝達について、「第3部 第2章 第4節 災害情報・被害情報の収集・伝達」の定めにより実施するものとする。

ロ 市町村及び消防本部から県（生活環境部）への道路災害の緊急連絡は、「第3部 第2章 第4節 災害情報・被害情報の収集・伝達」により連絡するものとする。

(4) 航空機災害情報伝達系統

航空機災害が発生した場合の通報連絡系統は次のとおりである。



＊上記の他、大阪航空局大分空港事務所と警察署、国東市消防本部及び大分海上保安部間で通報連絡を行う。

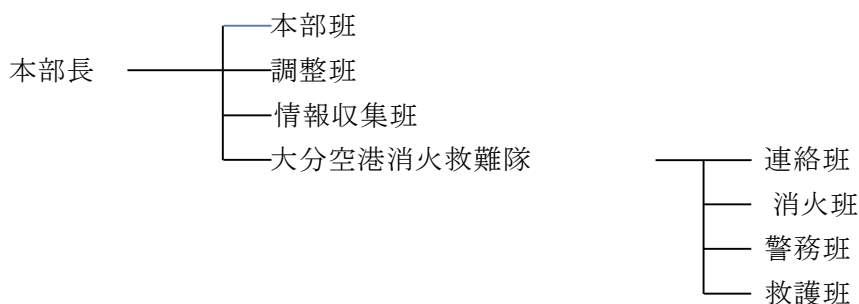
2 活動体制の確立

(1) 航空輸送事業者の活動体制

航空輸送事業者は、災害発生後速やかに、職員の非常参集、情報収集伝達体制の確立、対策本部設置等必要な体制をとるとともに、災害の拡大防止のために必要な措置を講ずるものとする。

(2) 大阪航空局大分空港事務所の組織

航空機事故が発生し、必要な場合、大分空港事務所内に事故対策本部を組織し、迅速・的確に対応する。



(3) 県の活動体制

イ 災害対策本部の設置前

(イ) 準備配備、警戒配備

県は、「第3部 第2章 第2節 動員配備」に基づき、災害の状況に応じて速やかに準備配備体制に入り、災害に関する情報の収集・連絡に当たるものとする。

また、災害の状況に応じて、情報収集・連絡、応急対策等を円滑に実施するため、警戒配備へ移行するとともに、「第3部 第2章 第2節 動員配備」に基づき、必要な措置を講ずるものとする。

ロ 災害対策本部

(イ) 災害対策本部の設置

県は、災害の規模又は被害の状況から、災害応急対策を円滑に実施するため必要があると認める場合には、「第3部 第2章 第1節 組織」に基づき、災害対策本部を設置し、国、市町村、関係機関等と連携して応急活動を実施するとともに、必要な措置を講ずるものとする。

災害対策本部の組織編成については、被害の実態や被災後の時間の経過に伴い、必要となる応急対策活動に即応するためには、目的に応じて変更することができる。

(ロ) 動員配備体制

動員配備体制については、「第3部 第2章 第2節 動員配備」の配備基準に基づき、必要な体制を確立するとともに、必要な措置を講ずるものとする。

なお、動員配備体制の配備人員については、災害の状況及び特殊性を考慮し、本部長(知事)の指示により、配備編成計画の人員によらない配備ができるものとする。

ハ 地区災害対策本部及び現地災害対策本部の設置

地区災害対策本部及び現地災害対策本部の設置については、「第3部 第2章 第1節 組織」の定めによるものとする。

ニ 県警察の組織

突発重大事故発生時における初動措置要領に定めるところによるものとする。

(4) 市町村等の活動体制

市町村は、発災後速やかに職員の非常参集、情報収集伝達体制の確立及び災害対策本部の設置等必要な体制をとるとともに、職員の災害現場への派遣及び状況報告、また、状況に応じ大分県防災ヘリコプター等の応援要請を実施するものとする。

また、その他の防災関係機関においても、それぞれ事故対策のために必要な組織を確立する。

(5) 相互応援協力

イ 県は、航空機災害が発生し、市町村から応援要請があり、必要があると認めるときは「第3部 第2章 第7節 広域的な応援要請」により定められた応援の要請先に対して応援要請等を行うものとする。

ロ 県は、事故対策を円滑に進めるため、必要に応じて関係機関及び関係団体に出席を求めて合同連絡会議を開催し、必要な調整を行う。

〔合同連絡会議出席機関〕

・ 県

- ・関係市町村
- ・関係消防機関
- ・日赤大分県支部
- ・大阪航空局大分空港事務所
- ・その他必要と認める関係機関、団体

ハ 県は、地元市町村（消防機関）から指定行政機関又は指定地方行政機関の職員の派遣について斡旋を求められたときは、関係の指定行政機関又は指定地方行政機関に対して、その斡旋を行う。

また、特に必要があると認めるときは、指定行政機関又は指定地方行政機関に対して、当該職員の派遣を要請するとともに、内閣総理大臣に対してその斡旋を求めるとともに、他の都道府県に対して応援を要請する。

ニ 市町村は、航空災害の規模が当該市町の消防体制では十分な応急措置の実施が困難であると認められる場合には、「第3部 第2章 第7節 広域的な応援要請」の定めにより知事又は他の市町村長の応援又は応援の斡旋を求めるものとする。

ホ 消防本部は、航空災害の規模が当該市町村の消防体制では十分は応急措置の実施が困難と認められる場合には、被災市町との調整のうえ、県内消防本部による「大分県常備消防相互応援協定」により、他の消防本部に対して応援を要請するものとする。

（6）自衛隊の災害派遣

イ 大阪航空局大分空港事務所は、災害の状況により必要と認められるときは、自衛隊に災害派遣を要請する。

ロ 県は、航空災害が発生し、地元市町村（消防機関）から自衛隊の災害派遣要請の依頼を受けたとき、又は必要があると認めるときは、「第3部 第2章 第9節 自衛隊の災害派遣体制の確立」の定めにより自衛隊に災害派遣を要請するものとする。

（7）災害広報

県、市町村、防災関係機関及び航空輸送事業者は、相互に協力して、航空災害の状況、安否情報等の正確かつきめ細かな情報を、被災者等に対し適切に広報するとともに、「第3部 第2章 第16節 広報活動・災害記録活動」の定めにより、必要な措置を講ずるものとする。

3 搜索、救助・救急、医療救護及び消火活動

（1）搜索、救助・救急及び医療救護活動

イ 大阪航空局大分空港事務所は、大分空港内で航空機事故火災その他の災害が発生した場合には、直ちに大分空港消火救難隊を編成し、被害を最小限に止め、人命の救助に努める。

ロ 航空輸送事業者は、消防機関、県警察本部等による迅速かつ的確な救助・救出が行われるよう協力するものとする。

ハ 市町村は、市町村地域防災計画の定めるところにより、消防機関、県警察本部、医療機関等の関係機関と連携を図るとともに、必要に応じて相互応援協定に基づく応援要請等を速やかに行い、救助・救急及び医療救護活動を実施するものとする。

ニ 消防機関は、保有する資機材を活用し、市町村、県警察本部等の関係機関と連携し、救助・救急活動を行うものとする。また、地元医療機関等で医療班を組織し、現地で応急措置を施したあと、後方医療機関に搬送する。

ホ 県は、地元市町村（消防機関）の実施する救急活動について、必要に応じて支援等を行う。

ヘ 県警察本部は、消防機関等の防災関係機関と連携して、救出救助活動を行うとともに、住民の避難誘導及び危険箇所の警戒等を行う。

（２）消防活動

イ 航空輸送事業者は、消防機関等による迅速かつ的確な消火活動が行われるよう協力するものとする。

ロ 消防機関は、速やかに火災の状況を把握するとともに、迅速に消火活動を行うものとする。さらに消防力を必要とする場合は、県に対して、消防組織法第44条の規定に基づく緊急消防援助隊等の応援及び自衛隊の災害派遣要請を依頼するとともに、化学消火薬剤等必要資機材の確保について応援を要請する。

また、必要があると認めるときは、指定地方行政機関に対して当該職員の派遣を要請するとともに、県に対して指定行政機関又は指定地方行政機関の職員の派遣についてあつせんを求める。

ハ 県は、地元市町村（消防機関）の実施する消防活動について、必要に応じて支援等を行うとともに、地元市町村（消防機関）から化学消火薬剤等必要資機材の確保について要請を受けたときは、積極的に協力する。

ニ 県は、市町村長等の要請に基づき、大分県防災ヘリコプターによる消火、偵察等を実施するものとする

ホ 県は、地元市町村（消防機関）から緊急消防援助隊等の応援の求めがあり、県内消防力をもってして対応が不可能と認める場合は、消防組織法第24条の3に基づき消防庁長官に対して緊急消防援助隊等を要請する。

ヘ 被災地以外の市町村は、被災地市町村からの要請又は相互応援協定に基づき消防機関による応援の迅速かつ円滑な実施に努めるものとする。

4 交通規制措置

県警察本部は、災害の拡大防止及び交通の確保のため、県内の交通事情を収集し、その状況を一般に公表する等の必要な措置を講ずるものとする。

第4節 航空機災害復旧

1 災害復旧の方針

航空輸送事業者は、県、市町村及び関係機関との連絡を密にし、迅速かつ円滑に被災施設の復旧作業を行うものとする

また、航空輸送事業者は、可能な限り復旧予定時期を明示するものとする。

2 復旧対策の実施

復旧対策については、事故の原因者が実施するものとするが、それにより対応できない場合には、「第4部 共通する災害復旧・復興」の定めによるものとする。

第4章 海上災害対策

- 第1節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務
- 第2節 海上災害予防
- 第3節 海上災害応急対策
- 第4節 海上災害復旧

本県は、瀬戸内海西部に位置し、北は周防灘、東は伊予灘、南は日向灘及び豊後水道により囲まれており、中津港、別府港、大分港、津久見港、佐伯港の重要港湾やその他の地方港湾がある。これらの港湾には、東九州の玄関口として、阪神方面、中国・四国方面と大分県各港の間に数多くのフェリー航路や旅客航路が開設されている。一方、コンテナ航路として、韓国、中国、香港、台湾、東南アジア等と外貿コンテナ定期航路が、神戸と内貿コンテナ定期航路が、東京・博多及び清水との間に RORO 船航路が、それぞれ大分港大在地区の間に開設されている。

この章は、潜水艦「なだしお」衝突事故、ナホトカ号重油流出事故のように、海上における船舶の衝突、乗揚、転覆、火災、爆発、浸水、機関故障等の海難の発生による多数の遭難者、行方不明者、死傷者等の発生又は船舶や陸上施設、海上施設からの危険物・積荷等の大量流出等による著しい海洋汚染、火災等といった海上災害に対し、防災関係機関が実施する予防、応急及び復旧の各対策について定めるものとする。

なお、地震・津波その他の災害によって同様の対策が必要となった場合も、本計画に準ずるものとする。また、この章に定められていない事項については、「風水害等対策編 第2部 災害予防」及び「本編 第3部 共通する災害応急対策」の定めによるものとする。ただし、石油コンビナート等災害防止法（昭和 50 年法律第 84 号）に基づく石油コンビナート等特別防災区域（特定事業所の区域に限る。）における災害対策については、「大分県石油コンビナート等防災計画」の定めるところによるものとする。

第1節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務

1 大分県

(1) 大分県

- イ 情報の収集・連絡体制の強化
- ロ 初動体制の充実
- ハ ヘリコプター受援体制の充実強化
- ニ 大分県高度情報ネットワークシステムの習熟
- ホ 海上災害を想定した総合的な防災訓練の実施
- ヘ 情報の収集・連絡
- ト 活動体制等の確立
- チ 緊急輸送活動の支援及び調整
- リ 捜索活動に係る応援要請等
- ヌ 救助・救急活動に係る応援要請等
- ル 医療救護活動の実施、応援要請等
- ヲ 消火活動に係る応援要請等
- ワ 広報活動の実施
- カ 被災した公共施設の復旧

(2) 警察本部（公安委員会）

- イ 情報の収集・連絡体制の強化
- ロ 初動体制の充実
- ハ 海上災害を想定した総合的な防災訓練への参加又は協力
- ニ 情報の収集・連絡、避難誘導等
- ホ 活動体制等の確立
- ヘ 緊急輸送のための交通の確保
- ト 捜索活動の実施
- チ 救助活動の実施
- リ 広報活動の実施

2 市町村

(1) 市町村

- イ 情報の収集・連絡体制の強化
- ロ 初動体制の充実
- ハ 海上災害を想定した総合的な防災訓練の実施
- ニ 情報の収集・連絡、避難誘導等
- ホ 活動体制等の確立
- ヘ 医療救護活動の実施及び調整
- ト 広報活動の実施
- チ 被災した公共施設の復旧

(2) 消防本部

- イ 情報の収集・連絡体制の強化
- ロ 初動体制の充実
- ハ 防災無線の習熟
- ニ 海上災害を想定した総合的な防災訓練への参加又は協力
- ホ 情報の収集・連絡、避難誘導等
- ヘ 活動体制等の確立
- ト 搜索活動の実施
- チ 救助・救急活動の実施
- リ 消防活動の実施
- ヌ 広報活動の実施

3 指定地方行政機関

(1) 福岡管区気象台（大分地方気象台）

- イ 気象情報の収集・分析、提供
- ロ 広報活動の実施

(2) 第七管区海上保安本部（大分海上保安部）

- イ 関係機関への情報伝達及び協力要請
- ロ 航空機又は巡視船艇の被災海域への派遣並びに被害状況の把握及び結果の分析・評価
- ハ 避難船舶乗組員の人命救助、被災者等の避難誘導並びに救護・輸送
- ニ 避難船舶に対する損壊箇所の修理、積荷油の他の油槽又は船舶への移し替え、流出防止作業及び安全海域への移動等応急措置の指導
- ホ 船舶の航行の制限・禁止、航行船舶の火気使用禁止の指導、在泊船舶に対する移動及び誘導
- ヘ 漂流物の除去等船舶航行の安全を図るための必要な措置
- ト 治安の維持
- チ 警戒区域の設定

4 自衛隊

- イ 海上災害を想定した総合的な防災訓練への参加又は協力
- ロ 部隊の災害派遣

5 指定公共機関及び指定地方公共団体

(1) 日本赤十字社（大分県支部）

- イ 情報の収集・連絡体制の強化
- ロ 初動体制の充実
- ハ 防災無線の習熟
- ニ 海上災害を想定した総合的な防災訓練への参加又は協力
- ホ 情報の収集・連絡

事故等災害対策編 第5部 各種災害対策
第4章 海上災害対策
第1節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務

- へ 活動体制等の確立
- ト 救護班の派遣命令等
- チ 広報活動の実施

(2) 一般社団法人大分県医師会

- イ 情報の収集・連絡体制の強化
- ロ 初動体制の充実
- ハ 海上災害を想定した総合的な防災訓練への参加又は協力
- ニ 情報の収集・連絡
- ホ 活動体制等の確立
- へ 救護班の派遣要請等
- ト 広報活動の実施

第2節 海上災害予防

1 海上災害に強いまちづくり

(1) 海上交通の安全のための情報の充実

大分海上保安部は、海図、水路書誌等水路図誌の整備を図るとともに、水路情報、航行警報、気象通報等船舶交通の安全に必要な情報提供体制の整備を図るものとする。

(2) 船舶の安全な運行の確保

大分海上保安部は、船舶に対し、船舶安全法、港則法、海洋汚染及び海上汚染及び海上災害の防止に関する法律等船舶の安全及び海上災害の予防に関する法令の遵守について指導監督するものとする。

2 海上災害に強い人づくり

(1) 防災訓練の実施

県、市町村、防災関係機関は、「風水害等対策編 第2部 第3章 第2節 防災訓練」の定めにより大規模災害を想定し、県、市町村、防災関係機関、関係事業者及び関係団体等が相互に連携し、流出油防除、消火、救助・救急等について、より実践的な防災訓練を実施するものとする。

(2) 啓発活動等の実施

大分海上保安部は、防災講習会等を通じて、関係者等に対し海上災害防止思想の普及に努めるものとする。

(3) 要配慮者対策

県及び市町村は、「風水害等対策編 第2部 第3章 第5節 要配慮者の安全確保」の定めにより、避難誘導、防災知識の普及、防災訓練等について要配慮者に十分に配慮し、民生・児童委員、消防団、自主防災組織、ボランティア団体等と連携した支援体制の整備に努めるものとする。

3 迅速かつ円滑な災害応急対策のための事前措置

(1) 防災情報通信網等の整備

イ 海上輸送事業者をはじめとする民間事業者（以下、「関係事業者」という）は、海上災害時に、施設、設備の被害情報の把握及び応急復旧のための体制を整備するものとする。

ロ 県は、迅速かつ的確な情報の収集伝達及び衛星通信を利用した携帯電話の導入等により、不感地帯に対応した通信機器の整備、充実に努めるとともに、必要に応じてその他通信連絡網の整備・活用を図るものとする。

ハ 市町村は、防災行政無線、携帯電話等の整備に努めるとともに、必要に応じて不感地帯に対応した通信機器の整備について配慮するものとする。

(2) 応援協力体制の整備

イ 関係事業者は、応急活動、復旧活動、資機材の調達に関し、各関係機関及び関係事業者団体相互において、応援協定の締結等による相互応援体制の整備を推進し、連携の強化に努めるものとする。

ロ 県、市町村及び防災関係機関は、海上災害が隣接市町村、隣接県に及ぶ場合があるため、隣接市町村、広域市町村圏等との応援協定の締結促進により、応援協定体制の整備を図るとともに、「風水害等対策編 第2部 第4章 迅速かつ円滑な災害応急対策のための事前措置」の定めにより、必要な措置を講ずるものとする。

ハ 県、市町村、防災関係機関及び関係事業者は、応援協定に基づき迅速な対応をとることができるよう、あらかじめ要請の手順、連絡調整窓口、連絡方法等について必要な準備を整えておくとともに、防災訓練等を通じて習熟するものとする。

(3) 救助・救急及び医療救護

イ 関係事業者は、海上保安部、消防機関、医療機関等との連絡・連携体制の整備を図るものとする。

ロ 県、市町村及び防災関係機関は、負傷者が多人数にのぼる場合を想定し、「風水害等対策編 第2部 第4章 迅速かつ円滑な災害応急対策のための事前措置」の定めにより、被害の軽減を図るために必要な措置を講ずるものとする。

ハ 県及び市町村は、あらかじめ、海上保安部、消防機関及び医療機関の連絡体制の整備を図るとともに、相互の連携強化に努めるものとする。

(4) 防災体制の強化

イ 関係事業者の取るべき措置

海上災害による被害の拡大を最小限にとどめるため、危険物等の種類に応じた防除資機材の整備促進に努めるとともに、消防活動等について、平時から大分海上保安部、消防機関等との連携強化に努めるものとする。

ロ 県のとるべき措置

海上災害発生時において、被害の拡大防止を迅速かつ的確に実施できるよう防災資機材の整備について努める。

ハ 沿岸市町村のとるべき措置

(イ) 沿岸部での消火活動、救助活動を効率的に行うため、必要に応じた資機材の整備に努めるものとする。

(ロ) 消防本部、消防団、自主防災組織等の連携強化に努めるものとする。

ニ 船舶火災予防対策（大分海上保安部、九州運輸局、市町村）

(イ) 海上保安官は、船舶の立入り検査を実施した際、消火設備等の法定品備付け点検を行い、各船に保安措置を徹底させ、特に海難防止強調運動等の期間中には、具体的な指導を実施するものとする。

(ロ) 石油タンカー等危険物品を多量に輸送する船舶等が荷役を行う場合で、防災上特に警戒を要する場合は、当該船舶に対する広報のほか、必要に応じて海上保安官等を派遣して、保安の指導を行うものとする。

(5) 危険物等の大量流出時における防除活動

イ 県及び県警察本部のとるべき措置

(イ) 県は、関係機関、関係団体等が保有するオイルフェンス、油処理剤、油吸着材等の流出油防除用資機材及び化学消火剤等の消火機材の備蓄量を把握し、災害時に円滑な協力が得られるよう調整を行う。

(ロ) 県及び県警察本部は、化学消火薬剤等の消火機材及びオイルフェンス、油処理剤、油吸

着材等の流出油防除用資機材の整備に努めるものとする。

(ハ) 県警察本部は、災害応急活動において使用する警備用装備資機材等の整備に努めるものとする。

ロ 沿岸市町村のとりべき措置

化学消火薬剤等消火機材及びオイルフェンス、油処理剤、油吸着剤等の流出油防除用資機材等の整備に努める。

ハ 消防機関のとりべき措置

海上災害時の応急活動に使用する消防用資機材の整備に努めるものとする。

ニ 大分海上保安部のとりべき措置

(イ) 資機材の整備

災害応急活動において使用する救難用資機材、消防用資機材及び流出油等防除資機材等の整備について努めるものとする。

(ロ) 流出油防除体制の確立

海上関係機関並びに県内関係機関及び関係団体の保有するオイルフェンス、油処理剤、油吸着剤等の流出油防除資機材、化学消火薬剤、作業船舶等を把握確認するとともに、関係機関等が連携して応急活動にあたるよう体制の整備に努めるものとする。

ホ 関係事業者のとりべき措置

船舶所有者、船舶代理店、荷主、荷受取人等は、オイルフェンス、油処理剤、油吸着材等の流出油防除資機材及び化学消火剤等消火機材の備蓄に努めるものとする。

(6) 流出油災害防止対策（大分海上保安部、九州運輸局、県、市町村）

県・市町村及び石油等危険物取扱者は、大量に流出した危険物等の予防に必要な以下の対策を図るものとする。

イ 流出油等の危険物の回収・処理に必要な油処理剤、油吸着材並びに吸引ポンプ等の整備

ロ 流出油等の危険物から火災が発生した場合の消火活動や救護活動に必要な化学消防車、放水車、化学消火薬剤、消火器具及び救護車の整備

ハ 流出油等の危険物による災害の検知・拡大防止に必要なガス漏洩検知設備及び非常通報・通信機器等の整備

ニ 所要の要員の確保、訓練・教育の推進

第3節 海上災害応急対策

1 災害情報の収集伝達

(1) 県及び県警察本部のとりべき措置

- イ 県は、海上災害の情報を受理したときは、その状況把握に努め、「海上災害情報連絡系統図」に基づき関係機関に伝達するとともに、必要な措置を講ずるものとする。
- ロ 県は、必要に応じて職員を現地に派遣し、被害状況等の情報収集、市町村及び関係機関との連絡調整にあたるものとする。
- ハ 県は、応急対策上必要な事項について、関係機関、関係団体等に指示若しくは要請するものとする。
- ニ 県警察本部は、早期に被災状況、交通状況等を把握するため、災害情報の収集にあたり、関係機関に伝達する。
- ホ 県及び県警察本部は、必要に応じて、大分県防災ヘリコプター及び県警察ヘリコプターによる上空からの被害状況の把握を行うものとする。
- ヘ 県は、大分県沖で海上災害が発生した場合又は隣接県沖で海上災害が発生し大分県に影響を及ぼすおそれのある場合は、隣接県等との情報交換等により相互連絡体制をとるものとする。
- ト 県は、漁業無線局において、災害の状況に応じ、帰港、回港等の指導を行う。海上で災害が発生した場合は、付近で操業中の漁船等に災害発生を知らせるとともに、海上保安部と協力し、被害の軽減に努める。

(2) 沿岸市町村及び防災関係機関のとりべき措置

- イ 沿岸市町村及び防災関係機関は、災害情報の伝達について市町村地域防災計画の定めにより実施するものとする。
- ロ 沿岸市町村及び沿岸消防本部から県への海上災害の緊急連絡は、「第3部 共通する災害応急対策 第2章 第4節 災害情報・被害情報の収集・伝達」により連絡するものとする。

(3) 大分海上保安部のとりべき措置

イ 情報収集

海上災害の発生が予想されるとき、又は海上災害が発生したときは、関係機関等との密接な連携をとり、情報収集に努めるとともに、巡視船艇及び航空機を活用し、情報収集を行うものとする。

ロ 情報の伝達

海上災害の発生が予想されるとき、又は海上災害が発生したときは、その状況の把握に努めるとともに、「海上災害情報伝達系統」に基づき、関係機関及び関係団体等へ伝達するものとする。

また、調査等により収集した被害情報を県災害対策本部及び関係機関に連絡するものとする。

ハ 船舶等への警報等の伝達・通報

- (イ) 気象、津波、高潮、波浪等に関する特別警報、警報及び災害に関する情報の通知を受けたときには、航行警報、安全通報等により周知するとともに、必要に応じ関係事業者に周

知するものとする。

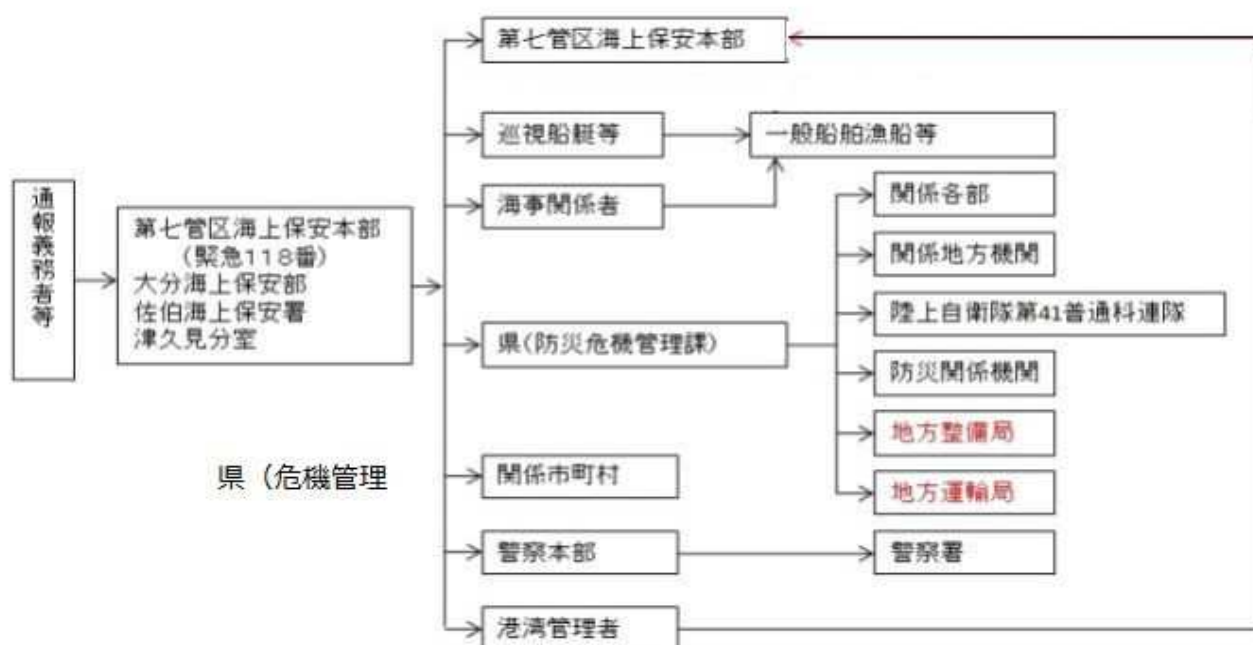
(ロ) 航行障害物の発生、航路標識の異常等船舶交通の安全に重大な影響を及ぼす事態の発生を知ったとき又は船舶交通の制限若しくは禁止に関する措置を講じたときは、速やかに航行警報又は安全通報を行うとともに、必要に応じ水路通報を行うものとする。

(ハ) 大量の油の流出、放射性物質の放出等により、船舶、水産資源、公衆衛生等に重大な影響を及ぼすおそれのある事態の発生を知ったときは、航行警報、安全通報並びに巡視船艇による巡回等により速やかに周知するものとする。

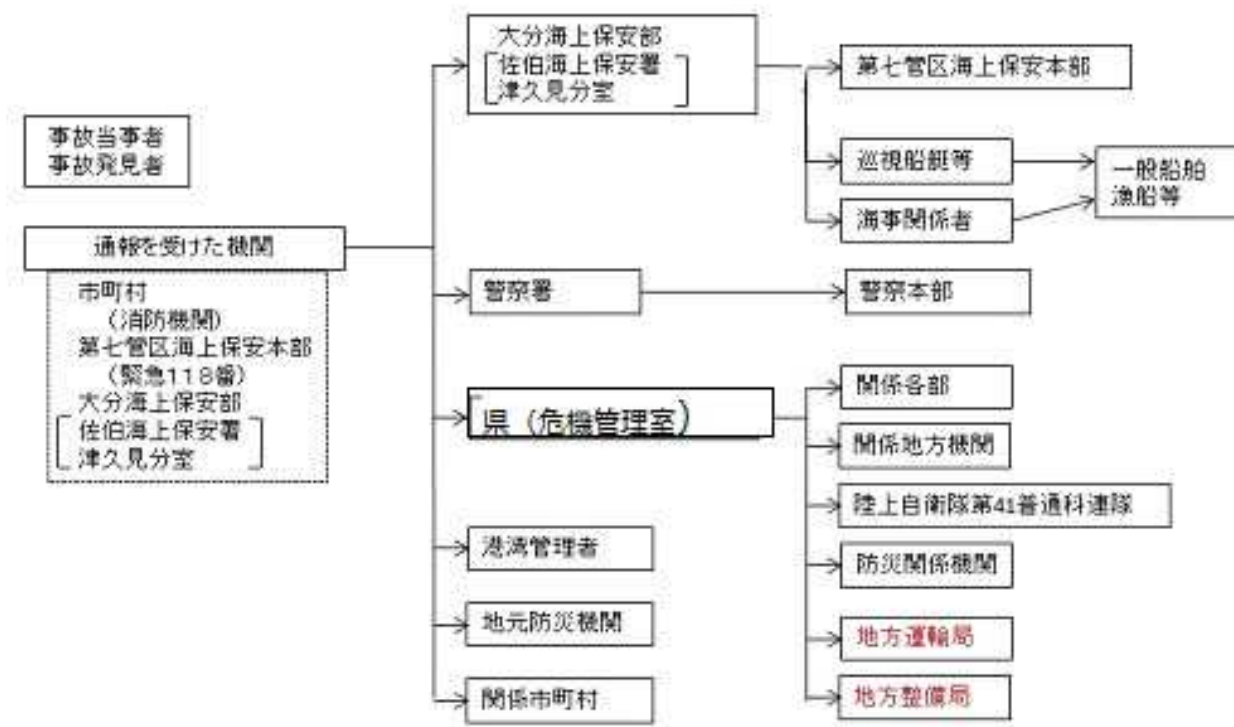
(4) 海上災害伝達系統図

海上災害が発生した場合の通報連絡系統は次のとおりである。

イ 海上での災害の場合



ロ 陸上からの災害の場合



2 活動体制の確立

(1) 基本方針

海上災害が発生した場合、大分海上保安部、県、関係市町村及び防災関係機関は、迅速・的確に対処するための活動組織を確立する。

(2) 関係事業者の活動体制

関係事業者は、発災後速やかに初期消火、延焼防止活動、流出防止等災害の拡大防止のために必要な措置を講ずるとともに、大分海上保安部、県警察本部、消防機関等に対し、応急対策の活動状況、対策本部設置状況等について連絡し、緊密な連携の確保に努めるものとする。

(3) 県の活動体制

イ 主管部局

災害の態様により、主管部局は以下のとおり定める。

- ① 人命救助及び消火活動が必要な災害の場合（あわせて、流出油等の拡散防止と除去等の活動が行われる場合を含む。）

生活環境部防災局危機管理室が主管する。

- ② 流出油等の拡散防止と除去が主となる災害の場合

港湾区域の災害の場合は土木建築部港湾課が、漁港区域の災害の場合は農林水産部漁業管理課及び漁港漁村整備課が主管する。なお、港湾区域、漁港区域以外の地点での災害の場合、両部の協議により主管を決定する。

ロ 災害対策本部の設置前

(イ) 準備配備及び警戒配備

県は、海上災害が発生し、職員の動員を必要とする場合は、「第3部 共通する災害応急対策計画 第2章 第2節 動員配備」に基づき、災害の状況に応じて速やかに準備配備体制に入り、災害に関する情報の収集・連絡にあたるものとする。

また、災害の状況に応じて、情報収集・連絡、応急対策等を円滑に実施するため、警戒配備へ移行するものとする。

ハ 災害対策本部

(イ) 災害対策本部の設置

県は、災害の規模又は被害の状況等から、災害応急対策を円滑に実施するため必要があると認める場合には、「第3部 第2章 第1節 組織」に基づき災害対策本部を設置し、国、市町村、関係機関等と連携して応急活動を実施するとともに、必要な措置を講ずるものとする。

災害対策本部の組織編成については、被害の実態や被災後の時間の経過に伴い、必要となる応急対策活動に即応するためには、目的に応じて変更することができる。

(ロ) 動員配備体制

動員配備体制については、「第3部 第2章 第2節 動員配備」に基づき、必要な体制を確立するとともに、必要な措置を講ずるものとする。

なお、動員配備体制の配備人員については、災害の状況及び特殊性を考慮し、本部長(知事)の指示により、配備編成計画の人員によらない配備ができるものとする。

(ハ) 地区災害対策本部及び現地災害対策本部

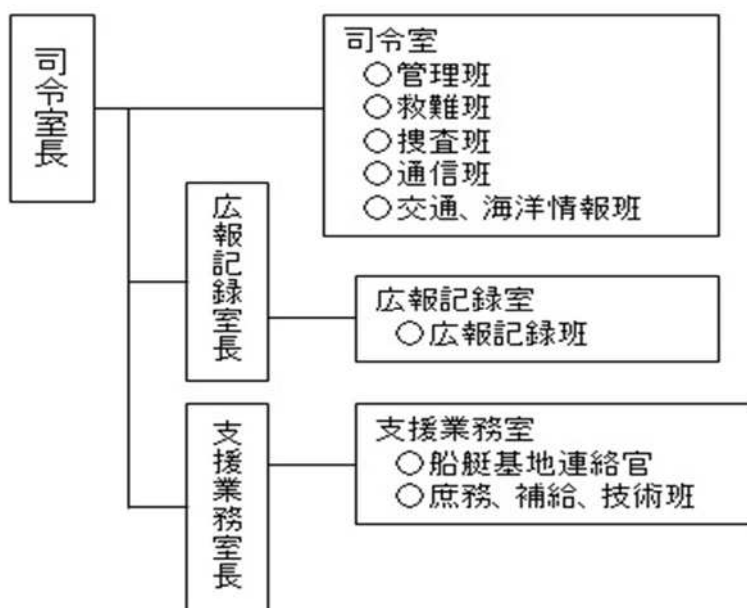
地区災害対策本部及び現地災害対策本部の設置については、「第3部 第2章 第1節 組織」の定めによるものとする。

(4) 沿岸市町村の活動体制

沿岸市町村は、発災後速やかに職員の非常参集、情報収集伝達体制の確立及び災害対策本部の設置等必要な体制をとるとともに、職員の災害現場への派遣及び状況報告、また、状況に応じ防災ヘリコプター等の応援要請を実施するものとする。

(5) 大分海上保安部の活動体制

大分海上保安部は、災害の状況に応じて速やかに、情報収集連絡体制の確立、対策本部の設置等必要な措置をとるものとする。



(6) 相互応援協力

県、関係市町村、大分海上保安部は、海上災害に係る応急対策を円滑にするため、必要に応じて関係機関及び関係団体に出席を求めて連絡調整会議を開催し、必要な調整を行う。

イ 県のとるべき措置

県は、大規模な海上災害が発生し、市町村から応援要請があり、必要があると認めるときは、「第3部 第2章 第7節 広域的な応援要請」により定められた応援の要請先に対して応援要請等を行うものとする。

また、海上災害を防止するため、備蓄資機材を使用し、又は必要に応じ関係機関に提供するものとする。防除活動により備蓄資機材が不足するときは、隣接県に対し、協力要請を行うものとする。

ロ 市町村のとるべき措置

市町村は、海上災害の規模が当該市町村の消防体制では十分な応急措置の実施が困難と認められる場合には、「第3部 第2章 第7節 広域的な応援要請」の定めにより、知事又は他の市町村長の応援又は応援のあつせんを求めるものとする。

また、大分海上保安部、県等関係機関との連携を密にし、必要に応じ関係機関に支援を要請するものとする。

ハ 消防本部のとるべき措置

消防本部は、海上災害の規模が当該市町村では十分な応急措置の実施が困難と認められる場合には、被災市町村との調整のうえ、県内消防本部より「大分県常備消防相互応援協定」に基づき、他の消防本部に対し応援を要請するものとする。

ニ 大分海上保安部のとるべき措置

(イ) 応援要請等

必要に応じて第七管区海上保安部、その他の海上保安機関に応援を要請するとともに、県警察、沿岸市町村、消防機関、自衛隊及び関係団体等に協力を要請するものとする。

(ロ)関係機関等への支援活動

①緊急輸送

県、市町村等から負傷者、避難者、救助・救急要員、医師等の人員又は必要な機材、物資等の緊急輸送について、要請があったとき又は必要と認めたときは、航空機及び巡視船艇により輸送を行うものとする。

②物資の無償貸付又は譲与

物資の無償貸付若しくは譲与について要請があったとき又はその必要があると認めたときは、「海上災害救助用物品の無償貸付及び譲与に関する省令」（昭和30年運輸省令第10号）に基づき、災害救助用物品を被災者に対し無償貸し出し又は譲与するものとする。

③県及び関係市町村等の応急対策への支援

県及び関係市町村等から陸上における救助・救急活動等についての支援の要請や医療活動場所・災害応急対策の従事者の宿泊場所としての巡視船艇の提供の要請があったときは、海上における災害応急対策に支障をきたさない範囲において、これらを行うものとする。

ホ 関係事業者の取るべき措置

関係事業者は、事業者団体相互の応援協定等に基づき、速やかに応援体制を整えるものとする。

(7) 自衛隊の災害派遣

イ 県のとるべき措置

流出油等が陸上に漂着又は漂着のおそれのある場合に、人命救助及び被害の拡大を防止するため市町村から要請があり、かつ必要と認める場合には、「第3部 第2章 第9節 自衛隊の災害派遣体制の確立」の定めにより自衛隊に災害派遣を要請するものとする。

ロ 大分海上保安部のとるべき措置

海上事故の規模や収集した被害情報から判断し、自衛隊の派遣要請の必要があれば、直ちに要請手続きをするものとする。

(8) 災害広報

イ 防災関係機関は、災害が発生し、又はその波及が予想される場合は、海上における船舶の安全を図るため、災害の状況並びに安全措置について、おおむね次の区分により一般船舶に対して周知を努めるものとする。

対 象 船 舶	機 関 名	周 知 方 法
港 内 船 舶	大分海上保安部 佐伯海上保安署 津久見分室 関係警察署 海事関係者	巡視船艇等による拡声器による放送、無線通信及び船舶電話 拡声器による放送 船舶電話、無線通信
	大分海上保安部 佐伯海上保安署	巡視船艇等による拡声器による放送、無線通信及び船舶電話

上 の 記 の 以 外 の 船 舶	津久見分室 第7管区海上保安本部 海事関係者	無線通信 船舶電話、無線通信
---	----------------------------------	-----------------------

ロ 防災関係機関は、相互に協力して、流出油等が漂着又は漂着するおそれのある沿岸住民に対し、流出油等海上災害の状況、安否情報、交通規制、火気使用の制限又は火気使用の禁止等危険防止措置等の正確かつきめ細かな情報を、次の区分により周知させる。また、「第3部 第2章 第16節 広報活動・災害記録活動」の定めにより、必要な措置を講ずるものとする。

なお、その際、高齢者、障がい者、外国人等要配慮者に配慮した広報を実施するものとする。

機 関 名	周 知 方 法	周 知 事 項
関係市町村（消防機関） 関係警察署 大分海上保安部	広報車からの放送等 〃 巡視船艇からの放送	1 事故の状況 2 防災活動の状況 3 火気使用制限、禁止及び交通規制、禁止等の措置 4 避難準備等一般的注意事項 5 その他必要事項

3 搜索、救助・救急、医療救護及び消火活動

（1）搜索、救助・救急及び医療救護活動

イ 市町村は、市町村地域防災計画の定めにより、消防機関、県警察本部、医療機関等の関係機関と連携を図るとともに、必要に応じて相互応援協定に基づく応援要請等を速やかに行ない、救助・救急及び医療救護活動を実施するものとする。

また、大分海上保安部等関係機関と協力し、水難救護法に基づき、遭難船舶の救護を行うものとする。

ロ 消防機関は、保有する資機材を活用し、沿岸市町村、県警察本部、大分海上保安部等と連携し、救助・救急活動を行い、負傷者の搬送にあたるものとする。また、市町村長の指示又は要請に基づき応急措置にあたる。

ハ 県警察本部は、消防機関等の防災関係機関と連携して、救出救助活動を行うものとする。

また、多数の遭難者、行方不明者、死傷者等が生じた場合には、大分海上保安部と連携し、航空機、警備艇等により迅速な搜索活動及び救出救助活動を行うものとする。

ニ 大分海上保安部は、船舶の遭難、人身事故等が発生したときは、速やかに巡視船艇、航空機等により、搜索活動及び救助活動を行うものとする。さらに、状況によっては関係機関に対して陸上で救助活動を要請する。

ホ 日本赤十字社大分県支部は、関係機関と連絡を取り、負傷者の救護を行うものとする。

（2）消火活動

イ 消防機関、関係事業者等は、速やかに火災の状況を把握するとともに、迅速に消火活動を行うものとする。

ロ 大分海上保安部又は消防機関は、船舶の火災を知った場合、相互に直ちにその旨を通報するものとする。

ハ 消防機関は、海上災害が発生したときは、船舶又は流出油火災の発生に対処するため、必要に応じ消防ポンプ自動車等を出動させる。

火災が発生した場合、「海上保安庁の機関と消防機関の業務協定の締結に関する覚書（昭和43年3月29日）」に基づき、大分海上保安部と密接に連携して消火活動を行うものとする。

なお、陸上の施設に延焼するおそれがある場合は、延焼防止の措置を講じるものとする。また、市町村長の指示又は要請に基づき応急措置にあたる。

ニ 県は、市町村長等の要請に基づき、防災ヘリコプターによる消火、偵察等を実施するものとする。

ホ 被災地以外の市町村は、被災地市町村から要請又は相互応援協定に基づき、消防機関による応援の迅速かつ円滑な実施に努めるものとする。

ヘ 大分海上保安部

（イ）船舶火災又は流出油火災が発生したときは、当該船舶が保有する消火機材を有効に活用するよう指導するとともに、速やかに巡視船艇等によりその消火を行ない、必要に応じて6に記述する流出油対策を実施し燃焼海面の拡大防止に努める。また、必要に応じて消防機関等関係機関に対し、応援を要請するものとする。

（ロ）陸上からの消火活動が可能と認められる場合は、消防機関に対し協力を要請する。

（ハ）危険物が排出されたときは、その周辺海域の警戒を厳重にし、必要に応じて火災の発生防止、船舶禁止措置又は避難指示等を行うものとする。

4 海上交通の確保（大分海上保安部）

（1）海上交通の確保

海上災害の現場付近における船舶の航行の安全確保に努める。

必要があるときは、巡視船又は曳船等により遭難船を遭難海域から他の安全海域へ移動させる。

船舶交通の輻輳が予想される海域においては、必要に応じて船舶交通の整理、指導を行うものとする。この場合、緊急輸送を行う船舶が円滑に運行できるよう努めるものとする。

（2）危険物の保安措置

イ 危険物積載船舶については、必要に応じて移動を命じ、又は航行の制限若しくは禁止を行うものとする。

ロ 危険物荷役中の船舶については、荷役の中止等事故防止のための必要な指導を行うものとする。

ハ 危険物施設については、危険物流出等の事故防止するために必要な指導を行うものとする。

（3）警戒区域の設定

イ 生命又は身体に対する危険を防止するため、特に必要があると認められるときは、災害対策基本法第63条第1項及び第2項の定めるところにより、警戒区域を設定し、船舶等に対

し、区域外への退去及び入域の制限又は禁止の指示を行うものとする。

ロ 警戒区域を設定したときは、直ちに最寄りの市町村にその旨通知するものとする。

(4) 漂流物の除去等

船舶の安全航行を図るため、必要な措置を講じる。

5 交通規制措置

県警察本部は、災害の拡大防止及び交通の確保のため、「第3部 第2章 第15節 交通確保・輸送対策」の定めにより、必要な措置を講ずるものとする。

6 危険物等の大量流出に対する応急措置

(1) 県のとるべき措置

イ 県

(イ) 県保有備蓄資機材の使用

海上災害の拡大を防止するため、県保有備蓄資機材を使用し、必要に応じて関係機関に提供するものとする。

(ロ) 合同連絡会議への参画

合同連絡会議が設置されたときは、防除活動の調整に参画するものとする。

ロ 県警察本部

(イ) 油等の大量流出等が発生したときは、航空機、船舶等により、沿岸における警ら活動を行い、漂着物の状況を把握するための沿岸調査及び警戒監視活動を行うものとする。

(ロ) 油等の大量流出等の海上災害が発生したときは、関係機関と連携を密にし、警備船艇等による人命救助、災害危険区域内の住民に対する避難の指示及び誘導、立入禁止区域の警戒、交通規制、人身の安定を図るための広報活動等を行うものとする。

(2) 市町村のとるべき措置

イ 防除活動への協力等

海上災害の拡大を防止するために、必要に応じ防除活動に協力するとともに、備蓄資機材を関係機関に提供するものとする。

ロ 沿岸地先海面の監視

流出油等の漂着及び流出油火災が沿岸に及ぶおそれのある地先海面の巡回監視を行うものとする。

ハ 合同連絡会議への参画

合同連絡会議が設置されたときは、関係市町村は、防除活動の調整に参画するものとする。

ニ 漂着油等の応急処理

避難船関係者の要請に基づき、漂着油等の除去に協力する。漂着油等により海岸が著しく汚染されるおそれのある場合は、所要の措置を講じる。

ホ 住民に対する広報

流出油が漂流又は漂着するおそれのある沿岸住民に対し、流出油等の状況を広報し、火気使用の制限又は禁止等の危険防止措置を広報する。

ヘ 避難の指示

流出油による火災が沿岸に及ぶおそれがある場合は、避難の指示を行う。

(3) 消防本部のとりべき措置

イ 沿岸地先海面の警戒

流出油等の被害及び流出油火災が沿岸に及ぶおそれのある地先海面の警戒に当たるものとする。

ロ 合同連絡会議への参画

合同連絡会議が設置されたときは、防除活動の調整に参画するものとする。

ハ その他の応急措置

市町村長の指示又は要請に基づき応急措置を行うものとする。

(4) 大分海上保安部のとりべき措置

イ 大分海上保安部長は、危険物等が海上に流出した場合、「海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律第39条の1～5」に該当する者に対し、防除のために必要な措置をとるよう指導し、対応が不十分と認められれば、講ずべき措置をとるよう命じるものとする。

ロ 大分海上保安部長は、大量の危険物等の流出があった場合、緊急に危険物等の防除のための措置を講じる必要があると認めるときは、当該措置を講じる現場の海域にある船舶の船長に対しその船舶をその海域から退去させることを命じ、若しくはその海域に進入してくる船舶の船長に対しその進入を中止させることを命じ、又はその海域を航行する船舶の航行を制限するものとする。

ハ 大分海上保安部長は、「海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律第41条の2」の規定により、特に必要と認めるときは、関係行政機関（九州地方整備局、海上自衛隊、県、県警等）の長に対し、政令で定めるところにより、排出された油等の除去その他の海洋の汚染を防止するため必要な措置を講ずるよう要請するものとする。

この場合において、第七管区海上保安本部は、関係機関の油防除能力を勘案の上、出油状況に関する情報を基に回収範囲と役割分担の調整を図る。

(5) 原因者等のとりべき措置

海上事故により大量の原油等の油が排出された場合、事故の原因者（事故を起こしたタンカーの船長及び船舶所有者又は事故を起こした陸上施設の管理者）等は、次に掲げる措置を講じるものとする。

イ 事故の発生を直ちに所轄海上保安部署に通報

ロ オイルフェンスの展張、油吸着剤及び油処理剤等による流出油の拡散防止又は化学処理

ハ 船体又は貯油施設等の損傷箇所の応急処理並びに油の移し替え

ニ 流出油による被害の拡大を防止するため、油槽船、バージ船により事故船舶の積油の抜き取りを行う。

また、事故船舶が陸地に近いとき又は荒天により積油の抜き取りが困難な場合は、直接輸送管をもって抜き取りを行う。

ホ 火災等二次災害発生の防災

(6) 関係団体等のとるべき措置

イ 流出油等の防除

大分県漁業協同組合連合会等の対策協議会会員は職員を総合調整本部に派遣し、防除活動の調整に参画するとともに、大分海上保安部の指導のもとに防除活動等に協力するものとする。

ロ 防除活動への協力

オイルフェンス、油処理剤、油吸着剤等の流出油防除用資機材及び化学消火薬剤等の消火機材を保有する大分県中北部沿岸海域災害対策協議会などの関係団体、関係事業者は、大分海上保安部をはじめ関係行政機関から協力要請があった場合は、協力するよう努めるものとする。

7 ボランティアとの連携

県、市町村等は、ボランティア活動の円滑な実施が図られるよう「第3部 第2章 第12節 ボランティアとの連携」の定めにより、必要な措置を講ずるものとする。

8 二次災害の防止（大分海上保安部）

大分海上保安部は、海上災害により船舶交通に危険が生じ又は生じるおそれがあるときは、速やかに航行警報等必要な措置を講ずるとともに、必要に応じて船舶交通の整理、指導を行うものとする。

また、災害の原因者である船舶の所有者等に対し、船舶の除去その他船舶交通の危険を防止するための措置を講じるよう指導するものとする

第4節 海上災害復旧

復旧対策については、事故の原因者が実施するものとするが、それにより対応できない場合には、「第4部 共通する災害復旧・復興」の定めによるものとする。

第5章 大規模な火災対策

- 第1節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務
- 第2節 大規模な火災予防
- 第3節 大規模な火災応急対策
- 第4節 大規模な火災復旧

事故等災害対策編 第5部 各種災害対策
第5章 大規模な火災対策

この章は、大阪法善寺横町火災、ホテルニュージャパン火災のように、木造家屋密集地域、雑居ビル、高層住宅等における大規模な火事による多数の死傷者等の発生といった大規模な火災に対し、防災関係機関が実施する予防、応急及び復旧の各対策について定めるものとする。

なお、この章に定められていない事項については、「大分県地域防災計画 風水害等対策編 第2部 災害予防」及び「本編 第3部 共通する災害応急対策」の定めによる。

第1節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務

1 大分県

(1) 大分県

- イ 火災に強いまちづくりの推進
- ロ 防災空間の整備
- ハ 出火予防対策の推進
- ニ 延焼予防対策の推進
- ホ 情報の収集・連絡体制の強化
- ヘ 初動体制の充実
- ト ヘリコプター受援体制の充実強化
- チ 大分県高度情報ネットワークシステムの習熟
- リ 大規模な火災を想定した総合的な防災訓練の実施
- ヌ 情報の収集・連絡
- ル 活動体制等の確立
- ヲ 緊急輸送活動の支援及び調整
- ワ 救助・救急活動に係る応援要請等
- カ 医療救護活動の実施、応援要請等
- ヨ 消火活動に係る応援要請等
- タ 施設及び設備の応急復旧
- レ 広報活動の実施

(2) 警察本部（公安委員会）

- イ 情報の収集・連絡体制の強化
- ロ 初動体制の充実
- ハ 大規模な火災を想定した総合的な防災訓練への参加又は協力
- ニ 情報の収集・連絡、避難誘導等
- ホ 活動体制等の確立
- ヘ 緊急輸送のための交通の確保
- ト 救助活動の実施
- チ 広報活動の実施

2 市町村

(1) 市町村

- イ 火災に強いまちづくりの推進
- ロ 防災空間の整備
- ハ 出火予防対策の推進
- ニ 延焼予防対策の推進
- ホ 情報の収集・連絡体制の強化
- ヘ 初動体制の充実

- ト 大規模な火災を想定した総合的な防災訓練の実施
- チ 情報の収集・連絡、避難誘導等
- リ 活動体制等の確立
- ヌ 医療救護活動の実施及び調整
- ル 施設及び設備の応急復旧
- ヲ 広報活動の実施

(2) 消防本部

- イ 出火予防対策の推進
- ロ 延焼予防対策の推進
- ハ 情報の収集・連絡体制の強化
- ニ 初動体制の充実
- ホ 防災無線の習熟
- ヘ 大規模な火災を想定した総合的な防災訓練の実施
- ト 情報の収集・連絡、避難誘導等
- チ 活動体制等の確立
- リ 救助・救急活動の実施
- ヌ 消火活動の実施
- ル 広報活動の実施

3 指定地方行政機関

(1) 福岡管区気象台（大分地方気象台）

- イ 火災気象通報の実施
- ロ 広報活動の実施

(2) 第七管区海上保安本部（大分海上保安部）

- イ 大規模な火災を想定した総合的な防災訓練の参加または協力
- ロ 緊急輸送のための交通の確保

4 自衛隊

- イ 大規模な火事を想定した総合的な防災訓練への参加又は協力
- ロ 部隊の災害派遣

5 指定公共機関及び指定地方公共団体

(1) 日本赤十字社（大分県支部）

- イ 情報の収集・連絡体制の強化
- ロ 初動体制の充実
- ハ 防災無線の習熟
- ニ 大規模な火災を想定した総合的な防災訓練への参加又は協力
- ホ 情報の収集・連絡
- ヘ 活動体制等の確立
- ト 救護班の派遣命令等

事故等災害対策編 第5部 各種災害対策
第5章 大規模な火災対策
第1節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務

チ 広報活動の実施

(2) 一般社団法人大分県医師会

- イ 情報の収集・連絡体制の強化
- ロ 初動体制の充実
- ハ 大規模な火災を想定した総合的な防災訓練への参加又は協力
- ニ 情報の収集・連絡
- ホ 活動体制等の確立
- ヘ 救護班の派遣要請等
- ト 広報活動の実施

第2節 大規模な火災予防

1 災害に強いまちづくりの形成

(1) 災害に強いまちの形成

県及び市町村は、火事による被害を防止・軽減するため、土地利用の規制・誘導、避難地、避難路の整備、建築物の不燃化等の施策を総合的に推進するものとする。

イ 市街地の整備

県及び市町村は、老朽木造住宅密集市街地等防災上の危険な市街地の解消を図るため、土地地区画整理事業、市街地再開発事業等により、防災上安全な市街地の形成を促進するものとする。

ロ 防災空間の整備

県及び市町村は、幹線道路や河川等との連携を図りつつ、大規模な火災の発生時に避難場所、延焼遮断帯、防災活動拠点等となる都市公園の計画的配置を行うとともに、難路及び消防活動困難区域の解消のため、十分に幅員を持った道路の整備を推進するものとする。

ハ 建築物の不燃化の促進

県及び市町村は、防火地域及び準防火地域の指定による防災に考慮した土地利用を図り、建築物の不燃化を推進するものとする。

(2) 火災に対する建築物の安全化

イ 消防用設備等の整備、維持管理

県、市町村、消防本部、事業者等は、多数の人が出入りする事業所等の高層建築物等について、法令に適合したスプリンクラー設備等の設置を促進するとともに、当該建築物に設置された消防用設備等については、災害時にその機能を有効に発揮することができるよう定期的に点検を行うなど適正な維持管理を行うものとする。

ロ 建築物の防火管理体制

県、市町村、消防本部、事業者等は、火事等の災害から人的、物的被害を最小限度にとどめるため、学校、病院、工場等の防火対象物における防火管理者の設置について指導し、防火管理体制の強化に努めるものとする。

消防本部は、「風水害等対策編 第2部 第3章 第3節 防災教育」に基づき、防火管理者に対し、消防計画の作成、消火、通報及び避難誘導等防火管理上必要な業務について指導を行い、防火管理体制の充実を図るものとする。

ハ 建築物の安全対策の推進

(イ) 県及び市町村は、特殊建築物の防火、避難対策に重点をおいて補修、補強又は改善等の指導を行い、建築物の維持管理の適正化及び防災性の向上を図るものとする。

(ロ) 消防本部は、旅館、百貨店等不特定多数の者を収容する施設については、予防査察時に防火安全対策について適切な指導をするものとする。

(3) 大規模な火災防止のための情報の充実

県及び市町村は、大規模な火災防止のため、大分地方气象台と連携のうえ、特別警報、警報・注意報の発表等気象に関する情報の迅速かつ正確な把握に努め、気象状況の変化に対応した予防対策を講ずるものとする。

2 災害に強いまちづくりの形成

(1) 防災訓練の実施

県、市町村、防災関係機関は、「第2部 第3章 第2節 防災訓練」の定めにより大規模災害を想定し、県、市町村、防災関係機関、事業者及び地域住民等が相互に連携し、消火、救助・救急等について、より実践的な防災訓練を実施するものとする。

(2) 防災教育

県、市町村及び防災関係機関は、全国火災予防運動、防災週間、建築物防災週間等を通じ、住民等に対して、大規模な火事の被害想定などを示しながらその危険性を周知するとともに、災害発生時にとるべき行動、避難場所での行動等防災知識の普及・啓発に努めるものとする。

(3) 要配慮者対策

県及び市町村は、避難誘導、防災知識の普及、防災訓練等について要配慮者に十分配慮し、民生・児童委員、消防団、自主防災組織、ボランティア団体等と連携した支援体制の整備に努めるものとする。

3 迅速かつ円滑な災害応急対策のための事前措置

(1) 防災情報通信網等の整備

イ 県は、大分県高度情報ネットワークシステムを利用した迅速かつ的確な情報の収集伝達及び衛星通信を利用した携帯電話の導入等により不感地帯に対応した通信機器の整備、充実に努めるとともに、必要に応じてその他通信連絡網の整備・活用を図るものとする。

ロ 市町村は、防災行政無線、携帯電話等の整備に努めるとともに、必要に応じて不感地帯に対応した通信機器の整備について配慮するものとする。

(2) 応援協力体制の強化

イ 県、市町村及び防災関係機関は、大規模な火災における応急対策に万全を期すため、隣接市町村、広域市町村圏等との応援協定の締結促進により、応援協定体制の整備を図るとともに、「第2部 第4章 迅速かつ円滑な災害応急対策のための事前措置」の定めにより、必要な措置を講ずるものとする。

ロ 県、市町村及び防災関係機関は、応援協定に基づき迅速な対応をとることができるよう、あらかじめ要請の手順、連絡調整窓口、連絡方法等について必要な準備を整えておくとともに、防災訓練等を通じ習熟するものとする。

(3) 救助・救急及び医療救護

イ 県、市町村及び防災関係機関は、負傷者が多人数にのぼる場合を想定し、「第2部 第4章 迅速かつ円滑な災害応急対策のための事前措置」の定めにより、被害の軽減を図るために必要な措置を講ずるものとする。

ロ 県及び市町村は、あらかじめ、消防機関及び医療機関の連絡体制の整備を図るとともに、相互の連携強化に努めるものとする。

(4) 消防力の強化

イ 県のとるべき措置

大規模な火災発生時において、消防活動が迅速かつ的確に実施できるよう消防力、消防水利の整備強化について、支援を行うものとする。

ロ 市町村のとるべき措置

(イ) 大規模な火事に備え、消火栓のみに偏ることなく、防火水槽の整備、プール等の指定消防水利としての活用等により、消防水利の多様化を図るとともに、その適正な配置に努めるものとする。

(ロ) 「消防力の基準」及び「消防水利の基準」に適合するよう整備計画を作成し、消防施設、消防設備、消防水利等の整備に努めるものとする。

(ハ) 消防本部、消防団、自主防災組織等の連携強化に努めるものとする。

(5) 避難対策

市町村は、避難対策について迅速な対応をとることができるよう、避難場所、避難路等をあらかじめ指定し、日頃からの住民への周知徹底に努めるとともに、必要な措置を講ずるものとする。

第3節 大規模な火災応急対策

1 災害情報の収集伝達

(1) 県及び県警察本部のとりべき措置

イ 県は、大規模な火災の情報を受理したときは、その状況把握に努め、「大規模火災情報伝達経路図」に基づき関係機関に伝達するとともに、必要な措置を講ずるものとする。

ロ 県は、必要に応じて職員を現地に派遣し、被害状況等の情報収集、市町村及び関係機関との連絡調整にあたるものとする。

ハ 県警察本部は、早期に被災状況、交通状況等を把握するため、災害情報の収集にあたるものとする。

ニ 県及び県警察本部は、必要に応じて、大分県防災ヘリコプター及び県警察ヘリコプターによる上空からの被災状況の把握を行うものとする。

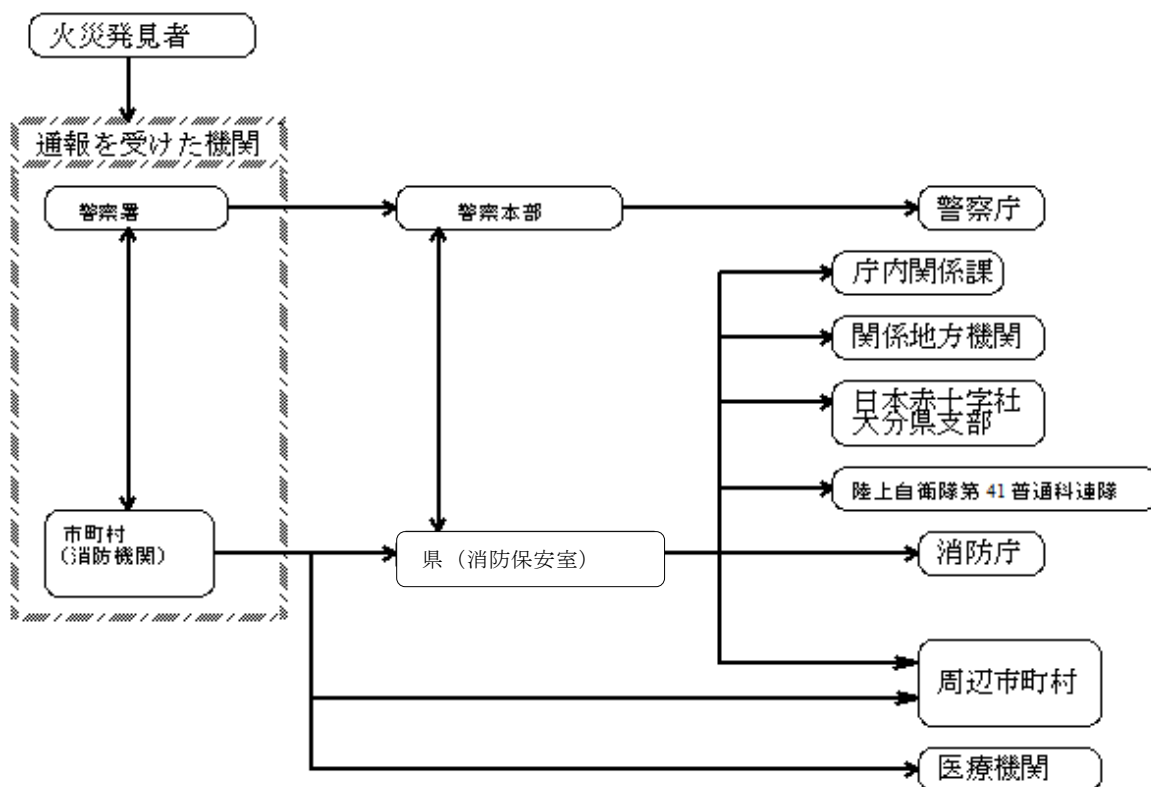
(2) 市町村及び防災関係機関がとりべき措置

イ 市町村及び防災関係機関は、災害情報の収集伝達について「第3部 第2章 第4節災害情報・被害情報の収集・伝達」の定めにより実施するものとする。

ロ 市町村及び消防本部から県への大規模な火災の緊急連絡は、「第3部 第2章 第4章 災害情報・被害情報の収集・伝達」により連絡するものとする。

(3) 大規模火災伝達系統図

大規模な火災が発生した場合の通報連絡系統は次のとおりである。



2 活動体制の確立

(1) 県の活動体制

イ 災害対策本部の設置前

(イ) 事前配備、警戒配備

県は、「第3部 第2章 第2節 動員配備」に基づき、災害の状況に応じて速やかに事前配備体制に入り、災害に関する情報の収集・連絡にあたるものとする。

また、災害の状況に応じて、情報収集・連絡、応急対策等を円滑に実施するため、警戒配備へ移行するとともに、「第3部 第2章 第2節 動員配備」に基づき、必要な措置を講ずるものとする。

(ロ) 災害対策本部

災害対策本部の設置

県は、災害の規模又は被害の状況から、災害応急対策を円滑に実施するため必要があると認める場合には、「第3部 第2章 第1節 組織」に基づき災害対策本部を設置し、国、市町村、関係機関等と連携して応急活動を実施するとともに、必要な措置を講ずるものとする。

災害対策本部の組織編成については、被害の実態や被災後の時間の経過に伴い、必要となる応急対策活動に即応するためには、目的に応じて変更することができる。

(ハ) 動員配備体制

動員配備体制については、「第3部 第2章 第2節 動員配備」の配備基準に基づき、必要な体制を確立するとともに、必要な措置を講ずるものとする。

なお、動員配備体制の配備人員については、災害の状況及び特殊性を考慮し、本部長(知事)の指示により、配備編成計画の人員によらない配備ができるものとする。

ロ 地区災害対策本部及び現地災害対策本部

地区災害対策本部及び現地災害対策本部の設置については、「第3部 第2章 第1節 組織」の定めによるものとする。

ハ 県警察の体制

突発重大事故発生時における初動措置要領に定めるところによるものとする。

(2) 市町村の活動体制

市町村は、発災後速やかに職員の非常参集、情報収集伝達体制の確立及び災害対策本部の設置等必要な体制をとるとともに、職員の災害現場への派遣及び状況報告、また、状況に応じ防災ヘリコプター等の応援要請を実施するものとする。

(3) 相互応援協力

イ 県は、大規模な火災が発生し、市町村からの応援要請があり、必要があると認めるときは、「第3部 第2章 第7節 広域応援体制の確立計画」により定められた応援の要請先に対して応援要請等を行うものとする。

ロ 市町村は、火災の規模が当該市町村の消防体制では十分な応急措置の実施が困難と認められる場合には、「第3部 第2章 第7節 広域的な応援要請」の定めにより知事又は他の市町村長の応援又は応援のあつせんを求めるものとする。

ハ 消防本部は、火災の規模が当該市町村の消防体制では十分な応急措置の実施が困難と認め

られる場合には、被災市町村との調整のうえ、県内消防本部による「大分県常備消防相互応援協定」に基づき、他の消防本部に対し応援を要請するものとする。

(4) 自衛隊の災害派遣

県は、大規模な火災が発生し、必要があると認めるときは、「第3部 第2章 第9節 自衛隊の災害派遣体制の確立」の定めにより自衛隊に災害派遣を要請するものとする。

(5) 災害広報

県、市町村、防災関係機関及び事業者は、相互に協力して、大規模な火災の状況、安否情報、ライフライン等の復旧状況、交通規制等の正確かつきめ細かな情報を、被災者等に対し適切に広報するとともに、「第3部 第2章 第16節 広報活動・災害記録活動」の定めにより、必要な措置を講ずるものとする。

なお、その際、高齢者、障がい者、外国人等要配慮者に配慮した広報を実施するものとする。

(6) 要配慮者対策

県、市町村等は、要配慮者に対し、情報伝達、避難誘導、避難場所における生活等について配慮するとともに、必要な措置を講ずるものとする。

3 搜索、救助・救急、医療救護及び消火活動

(1) 搜索、救助・救急及び医療救護活動

イ 市町村は、消防機関、県警察本部、医療機関等の関係機関と連携を図るとともに、必要に応じて相互応援協定に基づく応援要請等を速やかに行ない、救助・救急及び医療救護活動を実施するものとする。

ロ 消防機関は、保有する資機材を活用し、市町村、県警察本部、医療機関等の関係機関と連携し、救助・救急活動を行うものとする。

ハ 県警察本部は、消防機関等の防災関係機関と連携して、救出救助活動を行うものとする。

(2) 消火活動

イ 消防本部は、速やかに火災の状況を把握するとともに、迅速に消火活動を行うものとする。

ロ 県は、市町村長等の要請に基づき、防災ヘリコプターによる消火、偵察等を実施するものとする。

ハ 被災地以外の市町村は、被災地市町村からの要請又は相互応援協定に基づき、消防機関による応援の迅速かつ円滑な実施に努めるものとする。

4 交通規制措置

県警察本部は、災害の拡大防止及び交通の確保のため、「第3部 第2章 第15節 交通 確保・輸送対策」の定めにより、必要な措置を講ずるものとする。

5 避難誘導

市町村等のとるべき措置

大規模な火災により住家等への被害拡大の危険性があると判断した場合には、人命の安全を第一に、地域住民等に対し避難の指示等の必要な措置を講ずるものとする。

第4節 大規模な火災復旧

- 1 県、市町村及び関係機関は、国と連携し、あらかじめ定められた物資、資材の調達計画及び人材の広域応援に関する計画を活用し、迅速かつ円滑に被災施設の復旧作業を行い、又は支援するものとする。
- 2 復旧対策については、事故の原因者が実施するものとするが、それにより対応できない場合には、「第4部 共通する災害復旧・復興」の定めによるものとする。

第6章 林野火災対策

- 第1節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務
- 第2節 林野火災予防
- 第3節 林野火災応急対策
- 第4節 林野火災復旧

本県の県土の大半は山地で、林野面積が70%を占めている。また、県土の約3割が自然公園でもある。林野のほとんどは林木の生産を目的とする林地で、ほとんどが針葉樹林と広葉樹林からなる。日田盆地、耶馬溪付近や宮崎県境付近では針葉樹林が多い。

林野火災は、その発火地点等、山林の特殊性による火災の早期発見の困難、現場到着の遅延から生ずる初期消火の困難及び水利の不便等もあり、一般火災に対する消火活動とは著しく異なっている。また、その被害は、単に森林資源の焼失にとどまらず、人家の焼失、人畜の損傷、森林の水資源涵養機能や土砂流出防止機能等の喪失等をも招くことがあり、その影響は極めて大きいものがある。

この章は、火災による広範囲にわたる林野の消失、住宅等への延焼等といった林野火災に対し、防災関係機関が実施する予防、応急及び復旧の各対策について定めるものとする。

なお、この章に定められていない事項については、「風水害等対策編 第2部 災害予防」及び「本編 第3部 共通する災害応急対策」の定めによるものとする。

第1節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務

1 大分県

(1) 大分県

- イ 防火思想の普及
- ロ 監視体制の強化
- ハ 予防施設および林野火災対策用資機材の整備
- ニ 情報の収集・連絡体制の強化
- ホ 初動体制の充実
- ヘ ヘリコプター受援体制の充実強化
- ト 大分県高度情報ネットワークシステムの習熟
- チ 林野火災を想定した総合的な防災訓練の実施
- リ 情報の収集・連絡
- ヌ 活動体制等の確立
- ル 緊急輸送活動の支援及び調整
- ヲ 救助・救急活動に係る応援要請等
- ワ 医療救護活動の実施、応援要請等
- カ 消火活動に係る応援要請等
- ヨ 二次災害の防止
- タ 広報活動の実施
- レ 被災施設の復旧等

(2) 警察本部（公安委員会）

- イ 情報の収集・連絡体制の強化
- ロ 初動体制の充実
- ハ 林野火災を想定した総合的な防災訓練への参加又は協力
- ニ 情報の収集・連絡、避難誘導等
- ホ 活動体制等の確立
- ヘ 緊急輸送のための交通の確保
- ト 救助活動の実施
- チ 広報活動の実施

2 市町村

(1) 市町村

- イ 防火思想の普及
- ロ 監視体制の強化
- ハ 予防施設及び林野火災対策用資機材の整備
- ニ 消防体制の整備
- ホ 情報の収集・連絡体制の強化
- ヘ 初動体制の充実

- ト 林野火災を想定した総合的な防災訓練の実施
- チ 情報の収集・連絡、避難誘導等
- リ 活動体制等の確立
- ヌ 医療救護活動の実施及び調整
- ル 二次災害の防止
- ヲ 広報活動の実施
- ワ 被災施設の復旧等

(2) 消防本部

- イ 防火思想の普及
- ロ 監視体制の強化
- ハ 予防施設および林野火災対策用資機材の整備
- ニ 消防体制の整備
- ホ 情報の収集・連絡体制の強化
- ヘ 初動体制の充実
- ト 防災無線の習熟
- チ 林野火災を想定した総合的な防災訓練の実施
- リ 情報の収集・連絡、避難誘導等
- ヌ 活動体制等の確立
- ル 救助・救急活動の実施
- ヲ 消火活動の実施
- ワ 広報活動の実施

3 指定地方行政機関

(1) 九州森林管理局（大分西部森林管理署、大分森林管理署）

- イ 防火思想の普及
- ロ 監視体制の強化
- ハ 予防施設および林野火災対策用資機材の整備
- ニ 情報の収集・連絡体制の強化
- ホ 初動体制の充実
- ヘ 林野火災を想定した総合的な防災訓練の実施
- ト 情報の収集・連絡、避難誘導等
- チ 活動体制等の確立
- リ 二次災害の防止
- ヌ 広報活動の実施
- ル 被災施設の復旧等

(2) 福岡管区気象台（大分地方気象台）

- イ 火災気象通報の実施
- ロ 広報活動の実施

4 自衛隊

- イ 林野火災を想定した総合的な防災訓練への参加又は協力
- ロ 部隊の災害派遣

5 指定公共機関及び指定地方公共団体

(1) 日本赤十字社（大分県支部）

- イ 情報の収集・連絡体制の強化
- ロ 初動体制の充実
- ハ 防災無線の習熟
- ニ 林野火災を想定した総合的な防災訓練への参加又は協力
- ホ 情報の収集・連絡
- ヘ 活動体制等の確立
- ト 救護班の派遣命令等
- チ 広報活動の実施

(2) 一般社団法人大分県医師会

- イ 情報の収集・連絡体制の強化
- ロ 初動体制の充実
- ハ 大規模な火災を想定した総合的な防災訓練への参加又は協力
- ニ 情報の収集・連絡
- ホ 活動体制等の確立
- ヘ 救護班の派遣要請等
- ト 広報活動の実施

第2節 林野火災予防

1 林野火災に強いまちづくり

林野火災予防対策の基本方針

市町村は、当該市町村の地勢、風土、気象条件等を考慮し必要と認める場合には、市町村消防計画及び市町村地域防災計画に林野火災対策計画を策定するとともに、林野火災防御図等の整備に努めるなど、林野火災対策の推進を図るものとする。

森林所有者、地域の林業関係団体等は、自主的な森林保全管理運動を推進するよう努めるものとする。

県及び市町村は、警報発令等林野火災発生のおそれがあるときは、監視パトロール等の強化、火入れを行う者に対する適切な対応、消防機関の警戒体制の強化等を行うものとする。

県及び市町村は、林野火災防止のため、大分県高度情報ネットワークシステム、市町村防災行政無線等を利用し、大分地方気象台と連携のうえ、特別警報、・注意報の発表等気象に関する情報の迅速かつ正確な把握に努め、気象状況の変化に対応した予防対策を講ずるものとする。

2 林野火災に強い人づくり

(1) 防災訓練の実施

県、市町村、防災関係機関は、「風水害等対策編 第2部 第3章 第2節 防災訓練」の定めにより、大規模災害を想定し、県、市町村、防災関係機関、林業関係機関、林業関係団体及び地域住民等が相互に連携し、消火、救助・救急等について、より実践的な防災訓練を実施するものとする。

また、消防職員、消防団体等を対象とした空中消火資機材の取扱いに関する講習等を実施するものとする。

(2) 防災知識の普及・啓発

イ 県は、山火事予防運動等を通じて、九州森林管理局、市町村、林業関係機関、林業関係団体及び防災関係機関と協力してインターネット等も活用しながら広報活動を行い、林野周辺住民及び入山者等の防災意識の啓発に努めるものとする。

ロ 消防本部は、林野火災の未然防止のため予防査察を計画的に実施するとともに、立入検査励行をし、管理権限者に対する防火体制の徹底について指導するものとする。

ハ 九州森林管理局は、林野火災の未然防止と被害の軽減を図るため、標識版、警報旗及びポスター等によって、森林火災予防思想の普及に努めるものとする。

(3) 要配慮者対策

県及び市町村は、避難誘導、防災知識の普及、防災訓練等について要配慮者に十分配慮し、民生・児童委員、消防団、自主防災組織、ボランティア活動等と連携した支援体制の整備に努めるものとする。

3 迅速かつ円滑な災害応急対策のための事前措置

(1) 防災情報通信網等の整備

イ 県は、大分県高度情報ネットワークシステムを利用した迅速かつ的確な情報の収集伝達及

び衛星通信を利用した携帯電話の導入等により不感地帯に対応した通信機器の整備、充実に努めるとともに、必要に応じてその他通信連絡網の整備・活用を図るものとする。

- ロ 市町村は、防災行政無線、携帯電話等の整備に努めるとともに、必要に応じて不感地帯に対応した通信機器の整備について配慮するものとする。

(2) 応援協力体制の整備

- イ 県、市町村及び防災関係機関は、林野火災が隣接市町村、隣接県に及ぶ場合があるため、隣接市町村、広域市町村圏等との応援協定の締結促進により、応援協定体制の整備を図るとともに、「風水害等対策編 第2部 第4章 迅速かつ円滑な災害応急対策のための事前措置」の定めにより、必要な措置を講ずるものとする。

- ロ 県、市町村及び防災関係機関は、応援協定に基づき迅速な対応をとることができるよう、あらかじめ要請の手順、連絡調整窓口、連絡方法等について必要な準備を整えておくとともに、防災訓練等を通じ習熟するものとする。

(3) 救助・救急及び医療救護

- イ 県、市町村及び防災関係機関は、負傷者が多人数にのぼる場合を想定し、「風水害等対策編 第2部 第4章 迅速かつ円滑な災害応急対策のための事前措置」の定めにより、被害の軽減を図るために必要な措置を講ずるものとする。

- ロ 県及び市町村は、あらかじめ、消防機関及び医療機関の連絡体制の整備を図るとともに、相互の連携強化に努めるものとする。

(4) 消防力の強化

- イ 県のとるべき措置

(イ) 県は、林野火災発生時等において、消防活動が迅速かつ的確に実施できるよう消防力、消防水利の整備強化について、支援をおこなうものとする。

(ロ) 県は、林野火災用消防資機材を整備するものとする。

- ロ 市町村のとるべき対策

(イ) 防火線、防火林及び防火林道等林野火災の防火施設並びに林野火災用消防資機材を整備するとともに、標識版、警報機等の防火施設の整備を推進するものとする。

(ロ) 「消防力の整備指針」、「消防水利の基準」に適合するよう整備計画を作成するとともに、林野火災を想定した消防施設、消防設備、消防水利、消防資機材等の整備に努めるものとする。

(ハ) 消防本部、消防団、自主防災組織等の連携強化に努めるものとする。

- ハ 九州森林管理局のとるべき措置

(イ) 森林火災の防止及び早期覚知に努めるとともに、特に危険期には職員による巡視を強化し、危険箇所の点検を行うものとする。

(ロ) 保護樹帯の設置等を実施し、森林火災の拡大防止に努めるものとする。

(ハ) 森林火災の発生に備え、消火用器具及び空中消火資機材の整備に努めるものとする。

第3節 林野火災応急対策

1 災害情報の収集伝達

(1) 県及び県警察本部のとりべき措置

イ 県は、林野火災の情報を受理したときは、その状況把握に努め、「林野火災情報伝達系統図」に基づき関係機関に伝達するとともに、必要な措置を講ずるものとする。

ロ 県は、必要に応じて職員を現地に派遣し、被害状況等の情報収集、市町村及び関係機関との調整にあたるものとする。

ハ 県警察本部は、早期に被災状況、交通状況等を把握するため、災害情報の収集にあたるものとする。

ニ 県及び県警察本部は、必要に応じて、大分県県防災ヘリコプター及び県警察ヘリコプターによる上空からの被害状況の把握を行うものとする。

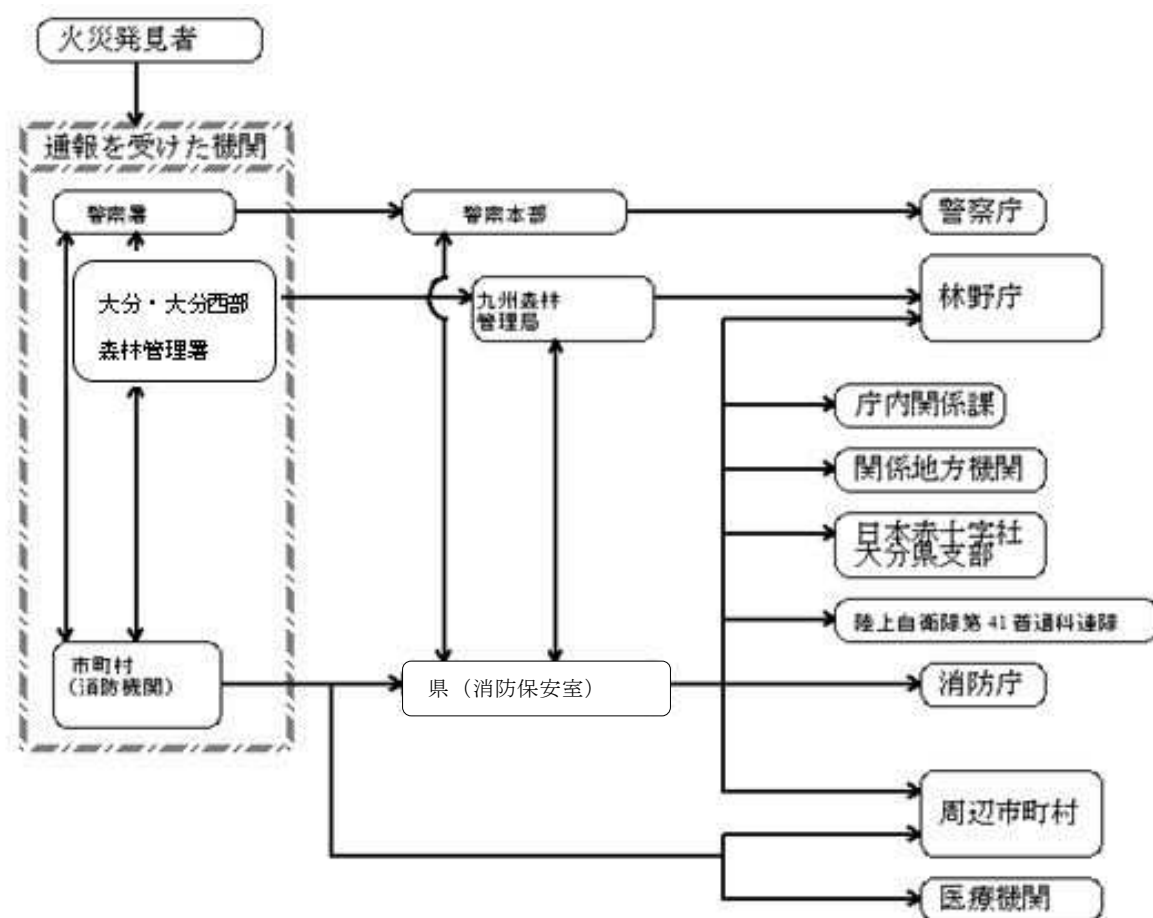
(2) 市町村及び防災関係機関のとりべき措置

イ 市町村及び防災関係機関は、災害情報の収集伝達について「第3部 第2章 第4節 災害情報・被害情報の収集・伝達」の定めにより実施するものとする。

ロ 市町村及び消防本部から県への林野火災の緊急連絡は、「第3部 第2章 第4節 災害情報・被害情報の収集・伝達」により連絡するものとする。

(3) 林野火災情報伝達系統図

林野火災が発生した場合の通報連絡系統は次のとおりである。



2 活動体制の確立

(1) 県の活動体制

イ 災害対策本部の設置前

(イ) 準備配備、警戒配備

県は、「第3部 第2章 第2節 動員配備」に基づき、災害の状況に応じて速やかに準備配備体制に入り、災害に関する情報の収集・連絡にあたるものとする。

ロ 災害対策本部

(イ) 災害対策本部の設置

県は、災害の規模又は被害の状況等から、災害応急対策を円滑に実施するため必要であると認める場合には、「第3部 第2章 第1節 組織」に基づき災害対策本部を設置し、国、市町村、関係機関等と連携して応急活動を実施するとともに、必要な措置を講ずるものとする。

災害対策本部の組織編成については、被害の実態や被災後の時間の経過に伴い、必要となる応急対策活動に即応するためには、目的に応じて変更することができる。

(ロ) 動員配備体制

動員配備体制については、「第3部 第2章 第2節 動員配備」の配備基準に基づき、必要な体制を確立するとともに、必要な措置を講ずるものとする。

なお、動員配備体制の配備人員については、災害の状況及び特殊性を考慮し、本部長(知事)の指示により、配備編成計画の人員によらない配備ができるものとする。

ハ 地区災害対策本部及び現地災害対策本部

地区災害対策本部及び現地災害対策本部の設置については、「第3部 第2章 第1節 組織」の定めによるものとする。

ニ 県警察の体制

突発重大事故発生時における初動措置要領に定めるところによるものとする。

(2) 市町村の活動体制

市町村は、発災後速やかに職員の非常参集、情報収集伝達体制の確立及び災害対策本部の設置等必要な体制をとるとともに、職員の災害現場への派遣及び状況報告、また、状況に応じ県消防防災ヘリコプター等の応援要請を実施するものとする。

(3) 林野所有（管理）者及び林業関係事業者の活動体制

林野所有（管理）者及び林業関係事業者は、消防機関、県警察等との連携を図り、初期対応、情報連絡等の協力に努めるものとする。

(4) 相互応援協力

イ 県は、大規模な林野火災が発生し、市町村から応援要請があり、必要があると認めるときは、「第3部 第2章 第7節 広域的な応援要請」により定められた応援の要請先に対して応援要請等を行うものとする。

また、林野火災は、多数の消火人員を動員する必要があることから、火災の拡大に伴い当該市町村のみによっては消火できないと判断したときは、当該市町村の相互応援協定による応援状況を考慮しつつ、代表消防機関等と協調して他市町村による応援について調整に努めるものとする。

ロ 市町村は、林野火災に関する情報を速やかに情報共有するとともに、林野火災の規模が当該市町村の消防体制では十分な対応が困難と認められる場合には、知事又は他の市町村長の応援又は応援のあつせんを求めるものとする。

ハ 消防本部は、林野火災の規模が当該市町村の消防体制では十分な応急措置の実施が困難と認められる場合には、被災市町村との調整のうえ、県内消防本部による「大分県常備消防相互応援協定」に基づき、他の消防本部に対し応援を要請するものとする。

(5) 自衛隊の災害派遣

県は、大規模な林野火災が発生し、必要があると認めるときは、「第3部 第2章 第9節 自衛隊の災害派遣体制の確立」の定めにより、自衛隊に災害派遣を要請するとともに、県が保有する林野火災用消防資機材を派遣部隊に貸与するものとする。

(6) 災害広報

県、市町村、防災関係機関及び事業者は、相互に協力して、林野火災の状況、安否情報、交通規制、二次災害の危険性に関する情報等の正確かつきめ細かな情報を、被災者等に対し適切に広報するとともに、「第3部 第2章 第16節 広報活動・災害記録活動」の定めにより、必要な措置を講ずるものとする。

なお、その際、高齢者、障がい者、外国人等要配慮者に配慮した広報を実施するものとする。

3 搜索、救助・救急、医療救護及び消火活動

(1) 搜索、救助・救急及び医療救護活動

- イ 市町村は、消防機関、県警察本部、医療機関等の関係機関と連携を図るとともに、必要に応じて相互応援協定に基づく応援要請等を速やかに行い、救助・救急及び医療救護活動を実施するものとする。
- ロ 消防機関は、保有する資機材を活用し、市町村、県警察本部、医療機関等の関係機関と連携し、救助・救急活動を行うものとする。
- ハ 県警察本部は、消防機関等の防災機関と連携して、救出救助活動を行うとともに、住民の避難誘導及び危険箇所の警戒等を行う。

(2) 消火活動

- イ 市町村は、林野火災がその発生場所、風向及び地形等現地の状況によっては常にその変化に応じた措置をとる必要があることを考慮し、消火活動にあたっては、消防機関等と連携のうえ、次の事項を検討して最善の方策を講ずるものとする。
 - (イ) 出動部隊の出動区域
 - (ロ) 携行する消防機材及びその他の器具
 - (ハ) 指揮命令及び連絡要領並びに通信の確保
 - (ニ) 応援部隊の終結場所及び誘導方法
 - (ホ) 応急防火線の設定
 - (ヘ) 食料、飲料水、消防機材及び救急資材の確保と補給
 - (ト) 交代要員の確保
 - (チ) 救急救護対策
 - (リ) 住民等の避難
 - (ヌ) 空中消火の要請
 - (ル) 空中消火資機材の手配及び消火体制
- ロ 消防機関は、速やか、かつ、的確に火災の状況を把握するとともに、迅速に消火活動を行うものとする。また、活動終期にあつては確実に鎮火するため残火処理等を徹底するものとする。なお、消火活動に当たっては山間地特有の危険性を把握し、安全管理を徹底するものとする。
- ハ 大規模な林野火災が発生し、又は大規模となるおそれのある市町村は、県知事に空中消火活動の要請をすることができる。
- ニ 災害地の周辺市町村の各消防機関等は、あらかじめ「林野火災空中消火の手引き」等に定められたところにより、地上において空中消火活動を支援するものとする。
- ホ 県知事は、市町村長等の要請に基づき、防災航空隊、陸上自衛隊にヘリコプターによる空中消火活動の要請及び資機材、消火薬剤の輸送並びに要員の派遣等を要請する。

また、ヘリコプターの運航調整等を行うとともに、地上及び空中の消火活動の連携強化に努めるものとする。
- ヘ 被災地以外の市町村は、被災地市町村からの要請又は相互応援協定に基づき、消防機関による応援の迅速かつ円滑な実施に努めるものとする。
- ト 九州森林管理局は、国有林及び国有林付近の森林火災を覚知した場合、関係職員を現地に派遣し火災の拡大防止に努めるものとする。

4 交通規制措置

県警察本部は、災害の拡大防止及び交通の確保のため、「第3部 第2章 第15節 交通確保・輸送対策」の定めにより、必要な措置を講ずるものとする。

5 避難誘導

(1) 市町村等のとるべき措置

林野火災の延焼により住家等への延焼拡大の危険性があると判断した場合には、人命の安全を第一に、地域住民等に対し避難の指示等の必要な措置を講ずるものとする。

(2) 要配慮者対策

県、市町村等は、要配慮者に対し、情報伝達、避難誘導、避難場所における生活等について配慮するとともに、「第3部 第3章 第3節 避難の指示等及び誘導」の定めにより、必要な措置を講ずるものとする。

(3) 森林内の滞在者

市町村、消防本部等は、林野火災発生の通報を受けた場合には、直ちに広報車等により広報を行うとともに、登山者、森林内での作業者等の滞在者に速やかに退去するよう呼びかけるものとする。

6 二次災害の防止

(1) 県、国及び市町村は、林野火災により流域が荒廃した地域の下流部において、土石流等の二次災害が発生するおそれがあることに十分留意して、二次災害の防止に努めるものとする。

(2) 県及び市町村は、必要に応じて国と連携し、降雨等による二次的な土砂災害防止のため、土砂災害等の危険箇所の点検を行うものとし、その結果、危険性が高いと判断された箇所については、住民、関係者、関係機関等への周知を図り、応急対策を行うものとする。

(3) 市町村は、土砂災害等の危険箇所の点検結果に基づき、警戒避難体制の整備等必要な措置をとるものとする。

第4節 林野火災復旧

- 1 復旧対策については、事故の原因者が実施するものとするが、それにより対応できない場合には、「第4部 共通する災害復旧・復興」の定めによるものとする。
- 2 県及び市町村は、必要に応じ国と連携し、造林補助事業等により、林野火災跡地の復旧と林野火災に強い森林づくりに努めるものとする。

第7章 放射性物質事故対策及び原子力災害対策

I 放射性物質事故対策

- 第1節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務
- 第2節 放射性物質事故予防
- 第3節 放射性物質事故応急対策
- 第4節 放射性物質事故復旧

事故等災害対策編 第5部 各種災害対策
第7章 放射性物質事故対策及び原子力災害対策

I 放射性物質事故対策

この章の「I 放射性物質事故対策」については、茨城県東海村の臨界事故のように、放射性物質の漏洩等による多数の死傷者等が発生した、又は発生するおそれがある場合といった放射性物質事故災害に対し、防災関係機関が実施する予防、応急及び復旧の各対策について定めるものとする。

この章に定められていない事項については、「風水害等対策編 第2部 災害予防」及び「本編 第3部 共通する災害応急対策」の定めによるものとする。

なお、本県で、放射性物質を使用している事業所は、メーカーの工場、医療機関等である。

第1節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務

1 大分県

(1) 大分県

- イ 放射性物質監視体制の整備
- ロ 情報の収集・連絡体制の強化
- ハ 初動体制の充実
- ニ ヘリコプター受援体制の充実強化
- ホ 大分県防災情報通信システムの習熟
- ヘ 放射性物質事故を想定した総合的な防災訓練の実施
- ト 情報の収集・連絡
- チ 活動体制等の確立
- リ 緊急輸送活動の支援及び調整
- ヌ 救助・救急活動に係る応援要請等
- ル 医療救護活動の実施、応援要請等
- ヲ 施設及び設備の応急復旧

(2) 警察本部（公安委員会）

- イ 情報の収集・連絡体制の強化
- ロ 初動体制の充実
- ハ 放射性物質事故を想定した総合的な防災訓練への参加又は協力
- ニ 情報の収集・連絡、避難誘導等
- ホ 活動体制等の確立
- ヘ 災害の拡大防止活動の実施
- ト 緊急輸送のための交通の確保
- チ 救助活動の実施
- リ 危険物等の防除等
- ヌ 広報活動の実施

2 市町村

(1) 市町村

- イ 情報の収集・連絡体制の強化
- ロ 初動体制の充実
- ハ 放射性物質事故を想定した総合的な防災訓練の実施
- ニ 情報の収集・連絡、避難誘導等
- ホ 活動体制等の確立
- ヘ 災害の拡大防止活動の実施
- ト 医療救護活動の実施及び調整
- チ 広報活動の実施

(2) 消防本部

事故等災害対策編 第5部 各種災害対策
第7章 放射性物質事故対策及び原子力災害対策
Ⅰ 放射性物質事故対策
第1節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務

- イ 情報の収集・連絡体制の強化
- ロ 初動体制の充実
- ハ 防災無線の習熟
- ニ 放射性物質事故を想定した総合的な防災訓練の実施
- ホ 情報の収集・連絡、避難誘導等
- ヘ 活動体制等の確立
- ト 災害の拡大防止活動の実施
- チ 救助・救急活動の実施
- リ 消火活動の実施
- ヌ 広報活動の実施

3 指定地方行政機関

(1) 第七管区海上保安本部（大分海上保安部）

- イ 放射性物質事故を想定した総合的な防災訓練への参加又は協力
- ロ 緊急輸送のための交通の確保
- ハ 救助・救急活動の支援
- ニ 消火活動の実施

4 自衛隊

- イ 放射性物質事故を想定した総合的な防災訓練への参加又は協力
- ロ 部隊の災害派遣

5 指定公共機関及び指定地方公共団体

(1) 日本赤十字社（大分県支部）

- イ 情報の収集・連絡体制の強化
- ロ 初動体制の充実
- ハ 防災無線の習熟
- ニ 放射性物質事故を想定した総合的な防災訓練への参加又は協力
- ホ 情報の収集・連絡
- ヘ 活動体制等の確立
- ト 救護班の派遣命令等
- チ 広報活動の実施

(2) 一般社団法人大分県医師会

- イ 情報の収集・連絡体制の強化
- ロ 初動体制の充実
- ハ 放射性物質事故を想定した総合的な防災訓練への参加又は協力
- ニ 情報の収集・連絡
- ホ 活動体制等の確立
- ヘ 救護班の派遣要請等
- ト 広報活動の実施

第2節 放射性物質事故予防

1 放射性物質の安全性の確保

(1) 放射性物質に対する保安対策

放射性物質を使用する建築物等において、地震、火災その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、当該施設の関係者は直ちにその旨を消防本部、又は消防署、若しくは消防法第24条の規定により、市町村長の指定した場所に通報する。

なお、特に必要がある場合、通報を受けた者は県に報告する。

また、地震、火災その他の災害のため放射性物質を他の場所に移した場合には、その周辺に、なわ張り、標識等を設け、かつ見張り人をつけ関係者以外の者が立入ることを禁止する。

(2) 放射性物質使用施設の安全性の確保

放射性物質の貯蔵・取扱を行う事業者（以下この節において「事業者」という。）は、何らかの要因により放射線の漏洩等により放射線障害の発生やそのおそれが生じた場合、円滑かつ迅速な対応を行うため、あらかじめ消防機関、警察、市町村、県、国に対する通報連絡体制を整備するものとする。

(3) 放射性物質取扱施設の把握

県及び市町村は、放射性物質に係る防災対策を迅速かつ的確に行うため、放射性物質取扱施設の所在地及び取扱物質の種類等の把握に努めるものとする。

(4) 避難訓練の実施

県、市町村、防災関係機関は、「風水害等対策編 第2部 第3章 第2節 防災訓練」の定めにより放射性物質事故を想定し、県、市町村、防災関係機関、事業者、自衛消防組織及び地域住民等が相互に連携し、消火、救助・救急等について、より実践的な防災訓練を実施するものとする。

(5) 防災知識の普及・啓発

県、市町村及び消防関係機関は、放射性物質事故の特殊性を考慮し、住民等に対して、その危険性を周知するとともに、災害発生時にとるべき行動、避難場所での行動等防災知識の普及・啓発に努めるものとする。

(6) 要配慮者対策

県及び市町村は、「風水害等対策編 第2部 第3章 第5節 要配慮者の安全確保」の定めにより、避難誘導、防災知識の普及、防災訓練等について要配慮者に十分配慮し、民生委員・児童委員、消防団、自主防災組織、ボランティア団体等と連携した支援体制の整備に努めるものとする。

2 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え

(1) 防災情報通信網等の整備

イ 県は、大分県防災情報通信システムを利用した迅速かつ的確な情報の収集伝達及び衛星通信を利用した携帯電話の導入等により不感地帯に対応した通信機器の整備、充実に努めるとともに、必要に応じてその他通信連絡網の整備・活用を図るものとする。

ロ 市町村は、防災行政無線、携帯電話等の整備に努めるとともに、必要に応じて不感地帯に

事故等災害対策編 第5部 各種災害対策
第7章 放射性物質事故対策及び原子力災害対策
Ⅰ 放射性物質事故対策
第2節 放射性物質事故予防

対応した通信機器の整備に努めるものとする。

(2) 応援協力体制の整備

- イ 事業者は、応急活動、復旧活動、資機材の調達に関し、各関係機関及び事業者団体相互において、応援協定の締結等による相互応援体制の整備を推進し、連携の強化に努めるものとする。
- ロ 県、市町村及び防災関係機関は、放射性物質事故災害における応急対策に万全を期すため、隣接市町村、広域市町村圏等との応援協定の締結推進により、応援協定体制の整備を図るとともに、「風水害等対策編 第2部 第4章 迅速かつ円滑な災害応急対策のための事前措置」の定めにより、必要な措置を講ずるものとする。
- ハ 県、市町村及び防災関係機関は、応援協定に基づき迅速な対応をとることができるよう、あらかじめ要請の手順、連絡調整窓口、連絡方法について必要な準備を整えておくとともに、防災訓練等を通じ習熟するものとする。

(3) 救助・救急及び医療救護

- イ 県は、あらかじめ県内の医療機関に対して、放射線被ばくによる障害の専門的治療に要する施設・設備等の有無について把握するものとする。また、必要に応じて県外のこれらの施設・設備を備える医療機関との連携を図っておくものとする。
- ロ 県、市町村及び防災関係機関は、負傷者が多人数にのぼる場合を想定して、「風水害等対策編 第2部第4章 迅速かつ円滑な災害応急対策のための事前措置」の定めにより、被害の軽減を図るために必要な措置を講ずるものとする。
- ハ 県及び市町村は、あらかじめ、消防機関及び医療機関の連絡体制の整備を図るとともに、相互の連携強化に努めるものとする。
- ニ 事業者は、消防機関、医療機関等との連絡・連携体制の整備を図るものとする。

(4) 消防力の強化

イ 事業者の取るべき措置

放射性物質事故災害による被害の拡大を最小限に留めるため、消防活動等について、平時から消防機関等との連携を強化しておくものとする。

ロ 県の取るべき措置

放射性物質事故災害時において、消防活動が迅速かつ的確に実施できるよう消防力、消防水利の整備強化について、支援を行うものとする。

ハ 市町村の取るべき措置

消防機関においては、事業者からの情報や専門家等の意見を基に、消防活動方法を決定するとともに、安全性の確保に努め迅速に消防活動を行うものとする。

第3節 放射性物質事故応急対策

1 災害情報の収集伝達

(1) 放射性降下物に対する一般的な周知事項

放射性降下物は、空気中に浮遊して、人体に付着したり、直接又は間接に人間の口などを通じて体内に進入し、各臓器に沈着して放射線を出し、人体に悪影響を与える。従って被害を最小限に止めるため次のことの周知を図る。

- (イ) 放射性降下物が雨等に混入し皮膚に付着したときは、比較的簡単に洗い落とせるので、入浴等によって身体を清潔にする。
- (ロ) 果物類、葉菜類等は主として表面に放射性降下物が付着しているからよく水洗い（中性洗剤等で洗うのが望ましい）する。
- (ハ) 飲料水に対する対策としては、天水飲用者は特に降り始めの雨水を用いないこと。また、天水を飲用に使用する場合は、ろ過（30cm以上の砂の層、又は活性炭の層）することが望ましい。なお、ふたのない井戸や河川の水を飲料水として使用する場合は、井戸には蓋をし、河川水はろ過して使用する。

(2) 事業者の採るべき措置

事業者は、放射性物質事故が発生した場合、速やかに「放射性物質事故災害情報伝達系統図」に基づき、被害状況、応急対策の活動状況、対策本部設置状況等について関係機関に伝達するとともに、緊密な連携の確保に努めるものとする。

(3) 県及び県警察本部の採るべき措置

- イ 県は、放射性物質事故災害の情報を受理したときは、その状況把握に努め、「放射性物質事故災害情報伝達系統図」に基づき関係機関に伝達するとともに、「第3部 第2章 第4節 災害情報・被害情報の収集・伝達」の定めにより、必要な措置を講ずるものとする。
- ロ 放射性降下物を測定する資機材を有する機関（以下「測定機関」という）から、人体等に影響があると思われる放射性降下物（雨及び塵中）の降下量に関する通報があった場合、県（福祉保健部）又は警察機関は必要に応じ、報道機関を通じて一般に周知する。
- ハ 放射性降下物の量がさらに増大し、その危険性が高いと思われる場合、県は測定機関等と共同して積極的に報道機関等を通じて一般に周知する。

この場合、県は測定機関の依頼に基づく飲食物の生産流通の管理、指導並びに助成等の措置を講ずる。

- ニ 県は、必要に応じて職員を現地に派遣し、被害状況等の情報収集、市町村及び関係機関との連絡調整に当たるものとする。
- ホ 県は、国や専門家の指示、指導又は助言を得て、緊急時のモニタリング活動を行うなど、放射性物質による環境への影響について把握するものとする。
- ヘ 県警察本部は、早期に被災状況、交通状況等を把握するため、災害情報の収集にあたるものとする。
- ト 県及び県警察本部は、必要に応じて、大分県防災ヘリコプター、県警察ヘリコプターにより上空からの被害状況の把握を行うものとする。

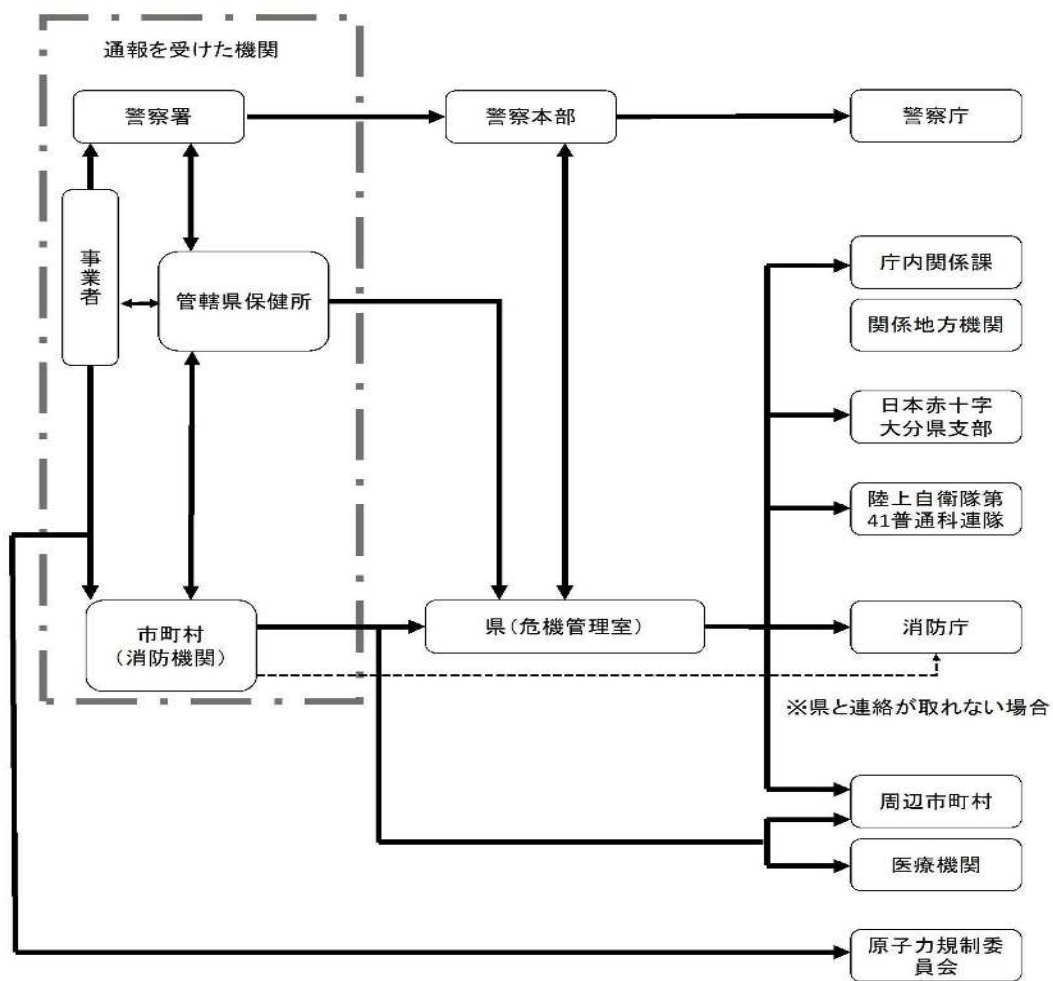
事故等災害対策編 第5部 各種災害対策
 第7章 放射性物質事故対策及び原子力災害対策
 I 放射性物質事故対策
 第3節 放射性物質事故応急対策

(4) 市町村及び防災関係機関のとりべき措置

- イ 市町村及び防災関係機関は、災害情報の収集伝達について「第3部 第2章 第4節 災害情報・被害情報の収集・伝達」の定めにより実施するものとする。
- ロ 市町村及び消防本部から県への危険物等災害の緊急連絡は、「第3部 第2章 第4節 災害情報・被害情報の収集・伝達」により連絡するものとする。
- ハ 測定機関が放射性降下物（雨及び塵中）の降下量を測定した結果、人体等に影響があると思われる場合、必要があれば県（福祉保健部）又は警察機関に通報するものとする。
- ニ 大分地方気象台は、災害時における気象状態の把握及びその気象情報を提供する。

(5) 放射性物質事故災害情報伝達系統図

放射性物質事故災害が発生した場合の通報連絡系統は次のとおりである。



2 活動体制の確立

(1) 事業者の活動体制

事業者は、発災後速やかに職員の非常参集、情報収集伝達体制の確立等必要な体制をとり、自衛消防組織等による初期消火、延焼防止活動、流出防止活動等災害の拡大防止のための必要な措置を講ずるものとする。

(2) 県の活動体制

事故等災害対策編 第5部 各種災害対策
第7章 放射性物質事故対策及び原子力災害対策
Ⅰ 放射性物質事故対策
第3節 放射性物質事故応急対策

イ 災害対策本部の設置前

(イ) 準備配備、警戒配備

県は、「第3部 第2章 第2節 動員配備」に基づき、災害の状況に応じて速やかに準備配備体制に入り、災害に関する情報の収集・連絡に当たるものとする。

また、災害の状況に応じて、情報収集・連絡、応急対策等を円滑に実施するため、警戒配備へ移行するとともに、「第3部第2章 第2節 動員配備」に基づき、必要な措置を講ずるものとする。

ロ 災害対策本部

(イ) 災害対策本部の設置

県は、災害の規模又は被害の状況から、災害応急対策を円滑に実施するため必要があると認める場合には、「第3部 第2章 第1節 組織」に基づき、災害対策本部を設置し、国、市町村、関係機関等と連携して応急活動を実施するとともに、必要な措置を講ずるものとする。

災害対策本部の組織編成については、被害の実態や被災後の時間の経過に伴い、必要となる応急対策活動に即応するためには、目的に応じて変更することができる。

(ロ) 動員配備体制

動員配備体制については、「第3部 第2章 第2節 動員配備」の配備基準に基づき、必要な体制を確立するとともに、必要な措置を講ずるものとする。

なお、動員配備体制の配備人員については、災害の状況及び特殊性を考慮し、本部長(知事)の指示により、配備編成の人員によらない配備ができるものとする。

ハ 地区災害対策本部及び現地災害対策本部の設置

地区災害対策本部及び現地災害対策本部の設置については「第3部 第2章 第1節 組織」の定めによるものとする。

ニ 県警察の体制

突発重大事故発生時における初動措置要領に定めるところによるものとする。

(3) 市町村の活動体制

市町村は、発災後速やかに職員の非常参集、情報収集伝達体制の確立及び災害対策本部の設置等必要な体制をとるとともに、職員の災害現場への派遣及び状況報告、また、状況に応じ県防災ヘリコプター等の応援要請を実施するものとする。

(4) 相互応援協力

イ 県は、大規模な放射性物質事故災害が発生し、市町村から応援要請があり、必要があると認めるときには、「第3部 第2章 第7節 広域応援要請」により定められた応援の要請先に対して応援要請等を行うものとする。

ロ 県は、放射性物質事故災害の状況によっては、消火活動等において放射線の専門的な知識を必要とする場合もあるため、必要に応じて専門家の助言が得られるよう、国その他の関係機関との連携を図るものとする。

ハ 市町村は、放射性物質事故災害の規模が当該市町村の消防体制では十分な応急措置の実施が困難と認められる場合には、「第3部 第2章 第7節 広域応援要請」の定めにより知事又は他の市町村長の応援又は応援の斡旋を求めるものとする。

ニ 消防本部は、放射性物質事故災害の規模が当該市町村の消防体制では十分な応急措置の実

事故等災害対策編 第5部 各種災害対策
第7章 放射性物質事故対策及び原子力災害対策
Ⅰ 放射性物質事故対策
第3節 放射性物質事故応急対策

施が困難と認められる場合には、被災市町村との調整のうえ、県内消防本部による「大分県常備消防相互応援協定」により、他の消防本部に対して応援を要請するものとする。

ホ 事業者は、事業者団体相互の応援協定等に基づき、速やかに応援体制を整えるものとする。

(5) 自衛隊の災害派遣

県は、大規模な放射性物質事故災害が発生し、必要があると認めるときには、「第3部 第2章 第9節 自衛隊の災害派遣体制の確立」の定めにより、自衛隊に災害派遣を要請するものとする。

(6) 災害広報

県、市町村、防災関係機関及び事業者は、相互に協力して、放射性物質事故災害の状況、二次災害の危険性に関する情報、安否情報、交通規制等の正確かつきめ細かな情報を、被災者等に対し適切に広報するとともに、「第3部 第2章 第16節 広報活動・災害記録活動」の定めにより、必要な措置を講ずるものとする。

なお、その際には、高齢者、障がい者、外国人等要配慮者に配慮した広報を実施するものとする。

3 災害の拡大防止

(1) 事業者のとりべき措置

事業者は、放射性物質事故時において消防機関等の関係機関と連携を密にし、関係法の定めにより、的確な応急点検及び応急措置を講ずるものとする。

(2) 県、市町村、消防機関のとりべき措置

県、市町村、消防機関等は、関係法の定めにより、環境放射線モニタリングをはじめ、住民避難、事業者に対する応急措置命令、放射性物質等関係施設の緊急使用停止命令などの適切な応急対策を講ずるものとする。

4 搜索、救助・救急、医療救護および消火活動

(1) 搜索、救助・救急、医療救護活動

イ 市町村は、市町村地域防災の定めにより、消防機関、県警察本部、医療機関等の関係機関との連携を図るとともに、必要に応じて相互応援協定に基づく応援要請等速やかに行い、救助・救急及び医療救護活動を実施するものとする。

ロ 消防機関は、保有する資機材を活用し、市町村、県警察本部、医療機関等の関係機関と連携し、救助・救急活動を行うものとする。

ハ 県警察本部は、消防機関等の防災関係機関と連携して、救出救助活動を行うとともに、避難誘導及び危険箇所の警戒等を行う。

(2) 消火活動

イ 消防機関、自衛消防組織等は、速やかに火災の状況を把握するとともに、迅速に消火活動を行うものとする。また、当該建築物への延焼防止の対策を講ずるとともに、注水消火に当たっては、放射性物質による汚染拡大防止の措置を講ずる。

ロ 県は、市町村等の要請に基づき、防災ヘリコプターによる消火、偵察等を実施するものとする。

ハ 被災地以外の市町村は、被災市町村からの要請または相互応援協定に基づき、消防機関に

事故等災害対策編 第5部 各種災害対策
第7章 放射性物質事故対策及び原子力災害対策
Ⅰ 放射性物質事故対策
第3節 放射性物質事故応急対策

よる応援の迅速かつ円滑な実施に努めるものとする。

5 交通規制措置

県警察本部は、災害の拡大防止及び交通の確保のため、「第3部 第2章 第15節 交通確保・輸送対策」に基づき、県内の交通事情を収集し、その状況を一般に公表する等の必要な措置を講ずるものとする。

6 避難誘導

市町村は、放射性物質事故により住民等への被害拡大の危険性があると判断した場合には、人命の安全を第一に、「第3部 第3章 第3節 避難の指示等及び誘導」の定めにより、地域住民等に対し避難の指示等の必要な措置を講ずるものとする。

また、県、市町村等は、要配慮者に対し、情報伝達、避難誘導、避難場所における生活等について配慮するとともに、必要な措置を講ずるものとする。

7 防災業務関係者の安全確保

放射性物質事故に従事した防災業務関係者が属する組織は、当該職員の被ばく線量を適切に把握し、健康管理に特段の配慮を行うものとする。

第4節 放射性物質事故復旧

復旧対策については、事故の原因者が実施するものとするが、それにより対応できない場合には、「第4部 共通する災害復旧・復興」の定めによるものとする。

Ⅱ 原子力災害対策

- | | |
|-----|-----------------|
| 第1節 | 各機関の処理すべき事務又は業務 |
| 第2節 | 被害想定 |
| 第3節 | 原子力発電所事故事前対策 |
| 第4節 | 原子力発電所事故応急対策 |
| 第5節 | 原子力災害中長期対策 |

事故等災害対策編 第5部 各種災害対策
第7章 放射性物質事故対策及び原子力災害対策
Ⅱ 原子力災害対策

この章の「Ⅱ 原子力災害対策」は、近隣の原子力発電所施設の過酷事故による原子力災害に対して、県民の安全・安心を確保するため関係機関の実施すべき施策を規定する。

本県における原子力防災の基本的事項を定めるもので、各関係機関はこれに基づき実施要領などを定め、具体的に対策を推進していくものとする。

第1節 各機関の処理すべき事務又は業務

1 大分県

(1) 大分県

- イ 放射性物質監視体制の整備
- ロ 情報の収集・連絡体制の強化
- ハ 初動体制の充実
- ニ ヘリコプター受援体制の充実強化
- ホ 大分県防災情報通信システムの習熟
- ヘ 放射性物質事故を想定した総合的な防災訓練の実施
- ト 情報の収集・連絡
- チ 活動体制等の確立
- リ 屋内退避・避難体制の構築
- ヌ 緊急輸送活動の支援及び調整
- ル 救助・救急活動に係る応援要請等
- ヲ 医療救護活動（安定ヨウ素剤の服用、避難退域時検査、健康相談、被ばく者の受入れ等）
の実施、応援要請（DMAT）等
- ワ 県外避難者の受入体制の構築
- カ 食品検査体制の整備
- コ 広報活動の実施

(2) 警察本部（公安委員会）

- イ 情報の収集・連絡体制の強化
- ロ 初動体制の充実
- ハ 放射性物質事故を想定した総合的な防災訓練への参加又は協力
- ニ 情報の収集・連絡、避難誘導等
- ホ 活動体制等の確立
- ヘ 災害の拡大防止活動の実施
- ト 緊急輸送のための交通の確保
- チ 交通規制措置の実施
- リ 救助活動の実施
- ヌ 犯罪予防等社会秩序の維持
- ル 広報活動の実施

2 市町村

(1) 市町村

- イ 情報の収集・連絡体制の強化
- ロ 初動体制の充実
- ハ 防災行政無線の習熟
- ニ 放射性物質事故を想定した総合的な防災訓練への協力、参加

事故等災害対策編 第5部 各種災害対策
第7章 放射性物質事故対策及び原子力災害対策

Ⅱ 原子力災害対策

第1節 各機関の処理すべき事務又は業務

- ホ 情報の収集・連絡、避難誘導等
- ヘ 活動体制等の確立
- ト 警戒区域の設定
- チ 屋内退避・避難体制の構築
- リ 災害の拡大防止活動の実施
- ヌ 医療救護活動（安定ヨウ素剤の服用、避難退域時検査、健康相談等）の実施及び調整
- ル 広報活動の実施
- ヲ 住民の避難等の指示及び避難所の設置・運営
- ワ ヘリコプター受援体制の充実強化

（2）消防本部

- イ 情報の収集・連絡体制の強化
- ロ 初動体制の充実
- ハ 防災行政無線の習熟
- ニ 放射性物質事故を想定した総合的な防災訓練への協力、参加
- ホ 情報の収集・連絡、避難誘導等
- ヘ 救助・救急活動の実施
- チ 広報活動の実施

3 指定地方行政機関

（1）第七管区海上保安本部（大分海上保安部）

- イ 放射性物質事故を想定した総合的な防災訓練への参加又は協力
- ロ 災害時における船舶退避及び立入制限の措置
- ハ 救援物資、避難者等の緊急海上輸送の応援
- ニ 海上における救助・救急活動の支援
- ホ 緊急時、海上モニタリングの支援

（2）大分地方気象台

- イ 気象情報の収集・分析、提供
- ロ 広報活動の実施

4 自衛隊

- （1）情報の収集・連絡体制の強化
- （2）放射性物質事故を想定した総合的な防災訓練への参加又は協力
- （3）部隊の災害派遣

5 指定公共機関及び指定地方公共機関

（1）日本赤十字社（大分県支部）

- イ 情報の収集・連絡体制の強化
- ロ 放射性物質事故を想定した総合的な防災訓練への参加又は協力
- ハ 救護班の派遣命令等
- ニ 救援物資の配布等

事故等災害対策編 第5部 各種災害対策
第7章 放射性物質事故対策及び原子力災害対策
Ⅱ 原子力災害対策
第1節 各機関の処理すべき事務又は業務

ホ 関係団体への啓発

(2) 大分県医師会、大分県薬剤師会、大分県放射線技師会、大分県看護協会

- イ 情報の収集・連絡体制の強化
- ロ 放射性物質事故を想定した総合的な防災訓練への参加又は協力
- ハ 医療救護活動(避難退域時検査含む)実施への協力
- ニ 医療従事者への啓発

第2節 被害想定

この章の「II 原子力災害対策」の基礎とすべき災害は近隣の原子力発電所事故等により、放射性物質の拡散の影響が広範囲に及び、県内において放射性プルーム通過時の防護対策が必要となったとき又はそのおそれがあるときを想定する。

1 本県周辺地域に立地する原子力発電所

〈対象となる原子力発電所〉

令和7年4月1日現在

発電所名	伊方発電所		
事業者名	四国電力株式会社		
所在地	愛媛県西宇和郡伊方町九町コチワキ 3-40-3		
距離	約 45 k m		
設置番号	1 号機	2 号機	3 号機
運転開始	S52. 9	S57. 3	H6. 12
備考	H28. 5 運転終了	H30. 5 運転終了	運転中

発電所名	玄海原子力発電所			
事業者名	九州電力株式会社			
所在地	佐賀県東松浦郡玄海町大字今村字朝湖 4112-1			
距離	約 100 k m			
設置番号	1 号機	2 号機	3 号機	4 号機
運転開始	S50. 10	S56. 3	H6. 3	H9. 7
備考	H27. 4 運転終了	H31. 4 運転終了	運転中	運転中

発電所名	川内原子力発電所	
事業者名	九州電力株式会社	
所在地	鹿児島県薩摩川内市久見崎町字片平山 1765-3	
距離	約 155 k m	
設置番号	1 号機	2 号機
運転開始	S59. 7	S60. 11
備考	運転中	運転中

事故等災害対策編 第5部 各種災害対策
第7章 放射性物質事故対策及び原子力災害対策
Ⅱ 原子力災害対策
第2節 被害想定

2 近隣の原子力発電所事故時に予想される影響

原子力規制委員会が、平成24年10月31日に制定した「原子力災害対策指針」の中で、重点的に原子力災害に特有な対策を講じておく区域（以下「原子力災害対策重点区域」という。）の範囲として、原子力施設からおおむね半径5kmを目安とする予防的防護措置を準備する区域

（PAZ:Precautionary Action Zone）及び原子力施設からおおむね30kmを目安とする緊急防護措置を準備する区域（UPZ:Urgent Protective action Planning Zone）が示された。本県は、近傍の原子力発電所（伊方発電所）から最短で約45kmにあり、この区域外であるが、重点区域に準じた対策の考え方を基本に、平成27年3月に国が示したUPZ外の防護対策の方針も考慮して、本県の対策のあり方や手順を検討していくものとする。

第3節 原子力発電所事故事前対策

本節については、原則、前項の放射性物質の貯蔵・取扱施設事故時の「Ⅰ 放射性物質事故対策・第2節放射性物質事故予防」の定めにより、必要な措置を講ずるものとする。加えて、原子力発電所事故時の対応の特殊性に鑑み、以下に掲げる事項を定めるものとする。

1 情報の収集・連絡体制の整備（危機管理室）

（1）立地県、原子力事業者等との連携

県は、原子力災害発生時に迅速な対応を実施するため、平時から立地県及び原子力事業者と連携を確保し、情報の収集・連絡体制を整備するとともに、県内市町村、消防本部等防災関係機関と情報共有するため情報連絡体制の充実を図るものとする。

また、情報の収集と連絡に関する要領（情報の内容とその手段等）を定め、防災関係機関等に周知するものとする。

（2）専門家との連携

県は、放射性物質、原子力防災等に精通する専門家との連携を密にし、平時から本県における原子力防災に関する助言を受けられるよう努めるものとする。

（3）事前情報の分析・整理

県、市町村は、防災関係機関及び国、立地県、原子力事業者と連携して応急対策の実施に資するため、社会環境に関する資料、放射性物質及び放射線の影響予測に必要な資料、防護資機材等に関する資料を適切に整備し、定期的に更新すると共に、適切に管理するものとする。

○整理すべき資料の例

- ・人口、世帯数（原子力発電所施設との距離別、方位別、要配慮者の概要、季節的な人口移動に関する資料等）
- ・一般道路、高速道路、鉄道、空港及び港湾等交通手段に関する資料
- ・避難所及び屋内避難に適するコンクリート建物に関する資料
- ・配慮すべき施設（幼稚園、学校、病院、老人福祉施設等の資料（原子力事業所との距離、方位等についての情報を含む））
- ・周辺地域の気象資料
- ・平常時環境放射線モニタリング資料
- ・水源地、飲料水供給施設状況等に関する資料
- ・防護資機材の備蓄状況等

2 モニタリング体制の整備（環境保全課、食品・生活衛生課）

緊急事態においては、国の原子力規制委員会の統括の下、関係省庁、立地県、原子力事業者等が緊急時モニタリングを実施するものとされている。

（1）環境放射線モニタリング体制の整備

県は、緊急時における原子力発電所施設からの放射性物質の放出による県内の環境への影響

第3節 原子力発電所事故事前対策

を把握するため、平時から大気中の環境放射線モニタリングを実施し、緊急時における影響評価に用いるための比較データの収集、備蓄をするとともに、モニタリング設備・機器の維持、整備に努めるものとする。

県内におけるモニタリングポスト設置状況は以下のとおりであり、測定値はリアルタイムで平時から自動的にWebに表示されている。

<https://www.erms.nsr.go.jp/nra-ramis-webg/>

- ・大分市立佐賀関小学校（大分市大字佐賀関 1104 番地）
- ・大分県立国東高等学校（国東市国東町鶴川 1974）
- ・大分県立佐伯豊南高等学校（佐伯市鶴望 2851-1）
- ・大分県日田総合庁舎（日田市城町 1-1-10）
- ・衛生環境研究センター（大分市高江西 2 丁目 8 番）

また、今後示される原子力災害対策指針の検討結果と隣接県の設置状況を踏まえて、配置状況を含め、その整備のあり方等を検討していく。

（2）緊急時モニタリング実施体制の整備

イ 県は、原子力規制委員会が示す原子力災害対策指針等に基づき緊急時モニタリングを迅速かつ円滑に実施するため、必要な設備、機器の整備に努めると共に必要な要員及びその役割等の実施要領をあらかじめ定めるものとする。

また、食品の安全性を確認するため、原子力災害対策指針及び関係省庁が定めるマニュアルを主たる根拠として、食品の放射性物質検査の実施要領をあらかじめ定めるものとする。

ロ 県は、モニタリング要員の育成と技術の習熟を図るとともに、専門機関等との連携により緊急時モニタリングが迅速に実施できる体制を確保するものとする。

3 住民の屋内退避・避難体制の整備（危機管理室）

（1）屋内退避・避難体制の構築

市町村は、防災関係機関等と連携して、原子力規制委員会が示す原子力災害対策指針等を踏まえて、住民の屋内退避及び避難体制の構築に努める。

県は、市町村の区域を越えた避難については、市町村間の調整等必要な支援を行うものとする。

また、県は、原子力災害により立地県から本県への住民避難も想定されることから、立地県等と調整の上、受入体制を構築していくものとする。

（2）避難所等の確保・整備

市町村は、気密性の高い、遮蔽性の高い造りの公共的施設等の指定により避難所の確保及び必要な整備に努める。また、感染症の流行下において、原子力災害が発生した場合、住民等の被ばくによるリスクとウイルスの感染拡大によるリスクの双方から、住民の生命・健康を守ることを最優先とする。具体的には、避難を行う場合には、その過程又は避難先等における感染拡大を防ぐため、避難所・避難車両等における感染者とそれ以外の者との分離、人と人との距離の確保、マスクの着用、手洗いなどの手指衛生等の感染対策を実施する。

県は、市町村に対して避難所の設置、避難所に整備すべき資機材等について助言する。

（3）住民等への情報伝達・周知体制

事故等災害対策編 第5部 各種災害対策
第7章 放射性物質事故対策及び原子力災害対策
Ⅱ 原子力災害対策

第3節 原子力発電所事故事前対策

イ 県は、ホームページや報道機関の協力を得たテレビ、ラジオ等の広報媒体の活用による住民への広報体制の整備を行う。

ロ 市町村は、避難の迅速な実施のため屋内退避の方法等住民に提供する情報について、事前に整理し、消防機関、自主防災組織等と連携して緊急時の住民への伝達・周知体制を確保する。

4 医療及び健康相談体制の整備（危機管理室、健康政策・感染症対策課、医療政策課、薬務室）

住民の健康を保持し、心理的な動揺・混乱を軽減し又は拡大を予防するため、健康相談体制及び初期原子力災害医療を中心とした医療体制や、医療関係資機材の整備に努める。

（1）県及び市町村は、今後の原子力規制委員会における検討状況を十分に踏まえ、医療機関等の協力を得て避難退域時検査及び簡易除染の実施及び健康相談の実施の体制整備に努めるものとする。

（2）県及び市町村は、国や立地県、原子力事業者等から整備すべき資機材の情報提供を受け、関係機関と協力し、除染用資機材、安定ヨウ素剤及び放射線測定資機材等の医療資機材、防護服等の確保に努めるものとする。

また、原子力災害医療が可能な医療機関の把握を行い、協力体制の構築に努めるものとする。

（3）医療機関は、原子力災害医療の実施に必要な要員及び医薬品等資機材の整備、提供に協力するものとする。

（4）県は、原子力災害時における放射性ヨウ素による甲状腺の内部被ばくを予防するため住民用の安定ヨウ素剤を備蓄するものとする。加えて乳幼児が服用できる安定ヨウ素剤の調製に必要な調剤用機材等の資機材等を整備する。

また、県及び市町村は、住民等が迅速かつ適正に安定ヨウ素剤を服用できるよう、あらかじめ配布・服用の体制の構築に努める。

5 原子力災害に関する住民等への知識の普及・啓発（危機管理室）

県は、国、立地県、市町村及び原子力事業者と協力して、住民等に対し原子力防災に関する知識の普及・啓発のため、次に掲げる事項について啓発・広報活動を実施するとともに、市町村が行う住民等に対する原子力防災に関する知識の普及・啓発に関し、必要な助言等を行うものとする。

イ 近隣原子力発電所施設の概要に関すること。

ロ 原子力災害とその特性に関すること。

ハ 放射性物質及び放射線の特性に関すること。

ニ 放射線による健康への影響及び放射線防護に関すること。

ホ 緊急時に国、立地県、県及び市町村等が講じる対策の内容に関すること。

ヘ 屋内退避など緊急時にとるべき行動に関すること。

ト 安定ヨウ素剤の服用の効果等に関すること。

チ その他原子力防災に関すること。

6 原子力防災に関する研修及び訓練（危機管理室、感染症対策課、医療政策課、薬務室）

事故等災害対策編 第5部 各種災害対策
第7章 放射性物質事故対策及び原子力災害対策
Ⅱ 原子力災害対策
第3節 原子力発電所事故事前対策

県は、防災業務に従事する関係機関の職員に対する研修を実施するとともに、市町村、防災関係機関及び立地県と連携して、原子力防災に関する訓練を実施する。

第4節 原子力発電所事故応急対策

本節については、原則、前項の放射性物質の貯蔵・取扱施設事故時の「I 放射性物質事故対策・第3節放射性物質事故応急対策」の定めにより、必要な措置を講ずるものとする。加えて、原子力発電所事故時の対応の特殊性に鑑み、以下に掲げる事項を定めるものとする。

1 情報の収集・連絡活動

(1) 緊急事態通報後の情報の収集、連絡(総合調整室情報収集班・応急対策調整班)

原子力発電所の原子力防災管理者は、原子力施設の周辺に放射線の異常な放出又はそのおそれがある場合には、施設の状況等に基づき該当する緊急事態区分を判断し、国や立地県等に速やかに緊急事態の通報を行うことになっている。

緊急事態区分	判断基準(例)
警戒事態	立地市町村において震度6弱以上の地震、大津波警戒が発令等
施設敷地緊急事態	原災法第10条に基づき通報を要する事態 ・原子炉冷却剤の漏洩 ・給水機能の喪失 ・非常用炉心冷却装置の不作動 ・全交流電源喪失(30分以上) ・原子炉冷却機能の喪失等
全面緊急事態	原災法第15条に基づき通報を要する事態 ・原子炉の非常停止が必要な場合において、原子炉を停止する全ての機能が停止 ・炉心の溶融を示す放射線量又は温度の検知 ・敷地境界の空間放射線量率が $5\mu\text{Sv/h}$ が10分以上継続等

県は、立地県との通報・連絡体制等に基づき、原子力発電所事故等の通報・連絡を受けた時は、次図の通報連絡系統により、速やかに市町村、消防本部、警察等の防災関係機関及び県庁内関係各課へ情報提供を行い、相互の連携を密にし、対応に備えるものとする。

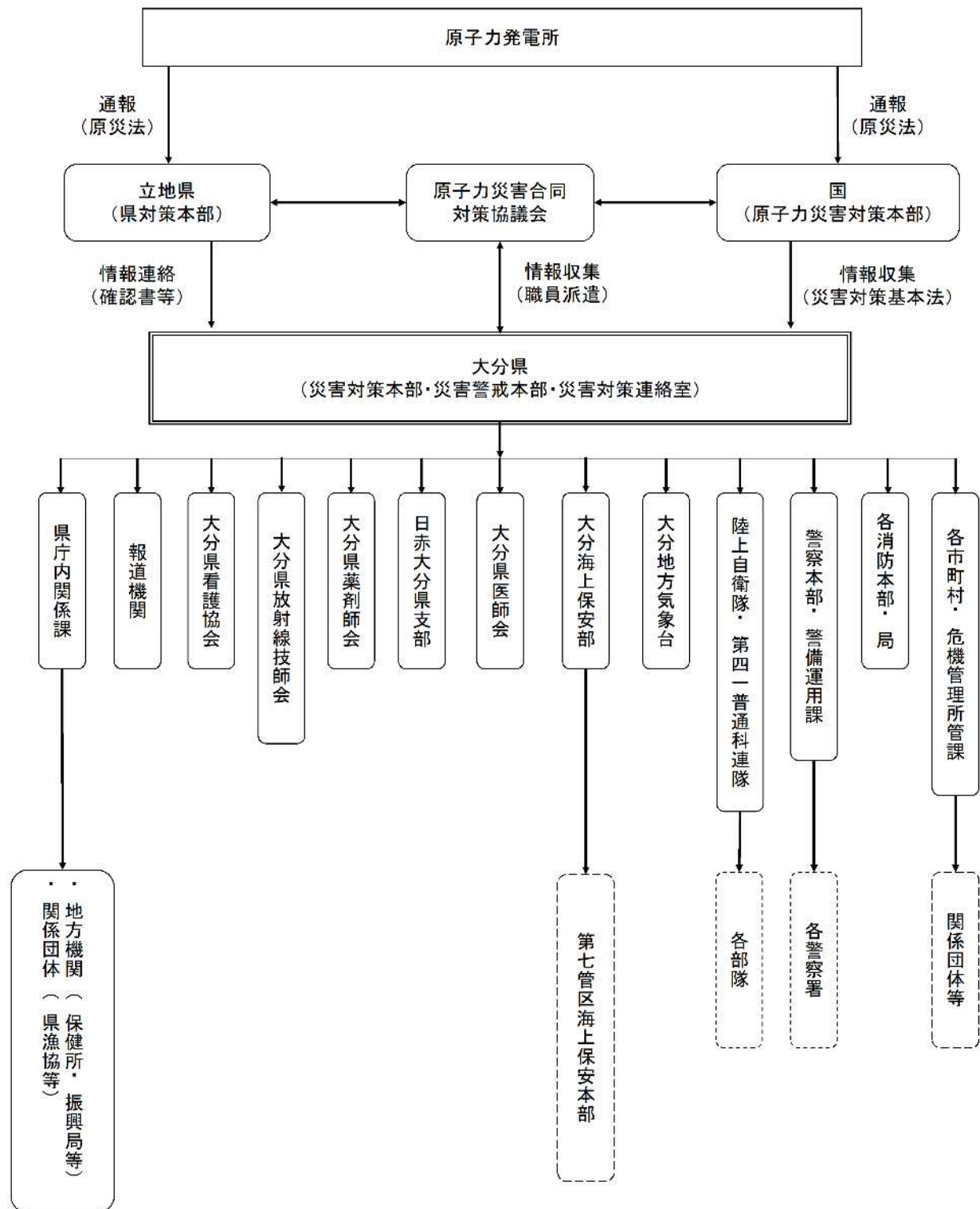
なお、立地県等と相互の連絡を密にし、通報以降も環境放射線モニタリング情報、事故情報、避難状況、医療活動等の応急対策活動の状況等について、継続的に情報収集を行うものとする。

(2) 立地県への職員の派遣(総合調整室)

県は、国から原子力緊急事態宣言が出され、対策拠点施設(オフサイトセンター)において原子力災害合同対策協議会が設置された場合は、必要に応じて県災害対策本部の職員を派遣し、情報収集に努めるものとする。

事故等災害対策編 第5部 各種災害対策
 第7章 放射性物質事故対策及び原子力災害対策
 II 原子力災害対策
 第4節 原子力発電所事故応急対策

■情報連絡系統



・原災法:「原子力災害対策特別措置法」
 ・確認書等:「愛媛県と大分県との確認事項について」等

2 住民等への情報伝達(総合調整室情報収集班・応急対策調整班、広報・情報発信班)

(1) 住民等への情報伝達活動

県及び市町村は、放射性物質の影響が五感に感じられない原子力災害の特殊性に鑑み、住民の心理的動揺や混乱を未然に防止し、又は軽減するため、正確かつわかりやすい情報の速やかな伝達と公表、広報活動を行う。

イ 情報伝達等に当たっては、住民のニーズを十分に把握し住民に役立つ正確かつきめ細かな対応を心掛けるものとする。

なお、その際、民心の安定及び要配慮者、一時滞在者等に配慮した伝達等を行うものとする。

ロ 公表内容や時期については、立地県及び原子力災害合同対策協議会と連絡を密にし、協議のうえ県内の防災関係機関と相互に連携を図り実施する

(2) 情報伝達の内容

イ 事故、災害等の概況

ロ 災害応急対策の状況(県及び市町村が講じている施策の状況、モニタリングの結果、農林畜水産物の放射性物質調査の結果及び出荷制限等の状況等)

ハ 災害対策本部等の設置

ニ 災害応急対策において住民が実施すべき事項

ホ 不安解消のための住民への呼びかけ

ヘ 屋内退避や一時移転を円滑に行うための協力呼びかけ

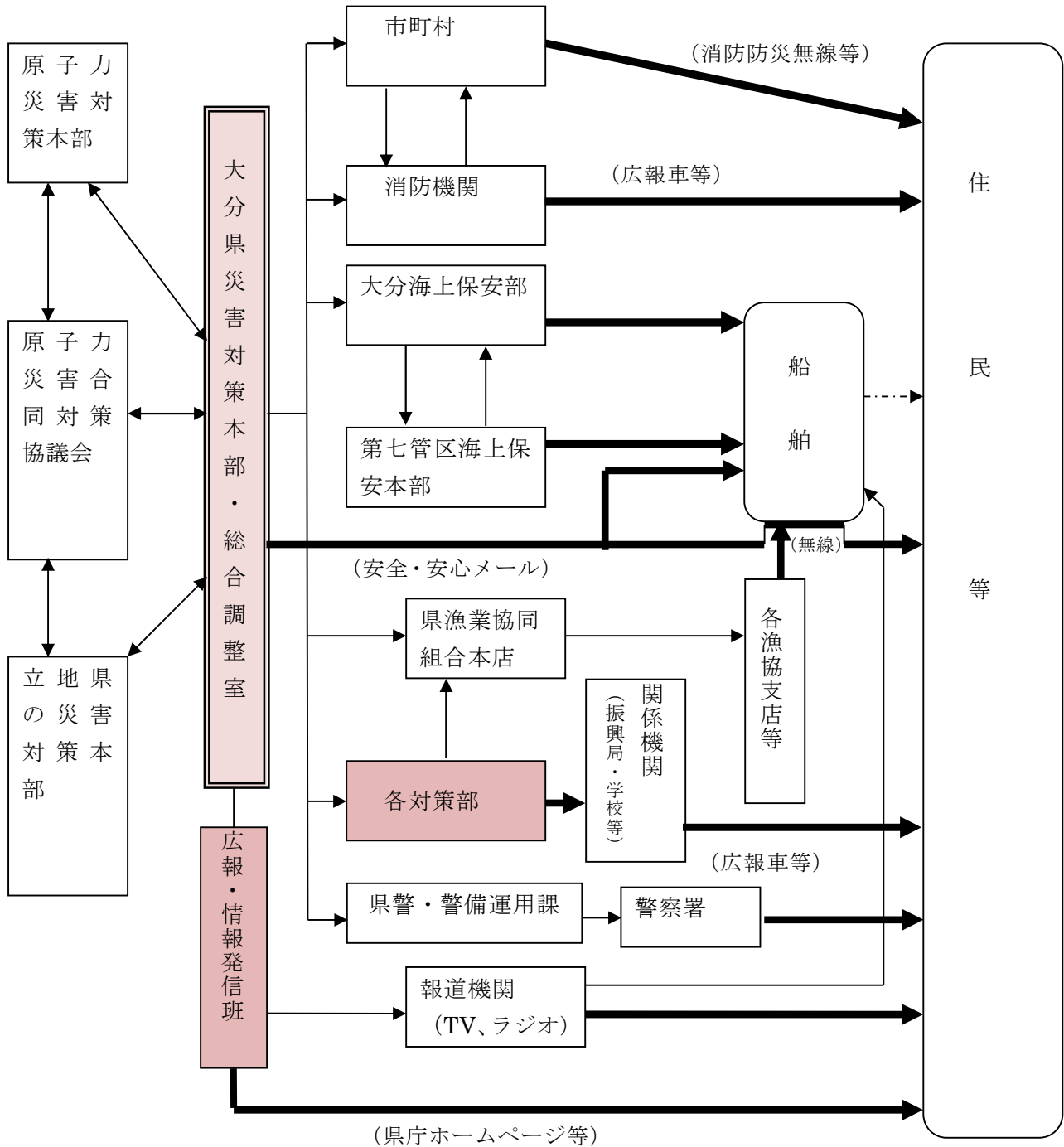
(3) 情報伝達系統・伝達手段

原子力災害時における住民等への情報の連絡・伝達は、次の情報伝達系統に従い実施する。

また、情報伝達に当たっては、ホームページ、防災情報提供メール(県民安全・安心メール含む)、SNS、広報車、同報無線、CATV、広報誌等の伝達手段のほか放送事業社、通信社、新聞社等の報道機関の協力を得て実施する。

事故等災害対策編 第5部 各種災害対策
 第7章 放射性物質事故対策及び原子力災害対策
 II 原子力災害対策
 第4節 原子力発電所事故応急対策

(住民への情報伝達・広報系統図)



(4) 住民問い合わせ窓口の設置(総合調整室情報収集班)

県は、近隣の原子力施設に緊急事態が発生した場合、住民の不安解消と拡大防止のため、市町村及び防災関係機関等と連携し、住民等からの問い合わせに対応する窓口の設置を検討するものとする。

なお、放射性物資が放出されその拡散の影響が大分県に及んだ場合又は、そのおそれの

事故等災害対策編 第5部 各種災害対策
第7章 放射性物質事故対策及び原子力災害対策
Ⅱ 原子力災害対策
第4節 原子力発電所事故応急対策

ある場合は、健康相談を含む住民相談窓口又は総合相談窓口を設置する。

3 活動体制の確立

(1) 県の活動体制

イ 災害対策本部等

県は、下表の設置基準により、本編第3部第2章第1節の「組織」のとおり、災害対策連絡室、災害警戒本部又は災害対策本部を設置するものとする。また、災害の状況等に応じて体制を拡大又は縮小することができるものとする。

なお、原子力災害発生時の特有の応急対策業務として、放射性物質拡散の県内への環境影響を評価するための環境放射線モニタリング、必要に応じて安定ヨウ素剤の服用や避難退域時検査等の原子力災害医療及び飲食物の検査等の防護措置を実施する必要がある。

このため、災害対策本部の総合調整室において、関係情報の収集と伝達及び住民からの問合せ対応、防護措置実施の総合調整を行うとともに、環境保全課、食品・生活衛生課、危機管理室等必要に応じた関係課職員から成る「原子力災害対策班」を設置し、環境放射線モニタリングの指揮及び測定結果のとりまとめと評価等を行う。

また、放射線防護の措置等を行うため、下記の組織を編成する。

<モニタリングチーム>

原子力災害対策班は、その指示により空間放射線量率等を測定、分析するため、環境保全課、保健所、衛生環境研究センター、市町村職員等で構成するモニタリングチームを組織する。

<医療チーム>

安定ヨウ素剤の配布・服用について、国の指示が出された場合、安定ヨウ素剤の配布・服用のため、福祉保健医療部医療活動支援班において医療チームを組織する。

<検査チーム、簡易除染チーム>

一時移転の指示が出された区域から避難する住民への避難退域時検査、除染を行うため、福祉保健医療部福祉保健衛生班において検査チーム及び簡易除染チームを組織する。

ロ 地区災害対策本部の設置

災害対策本部が設置されたときには、地震津波対策編及び風水害対策編に準じて、地区災害対策本部を設置する。ただし、災害対策本部長の指定する地区災害対策本部のみ置くことができる。

ハ 県警察の体制

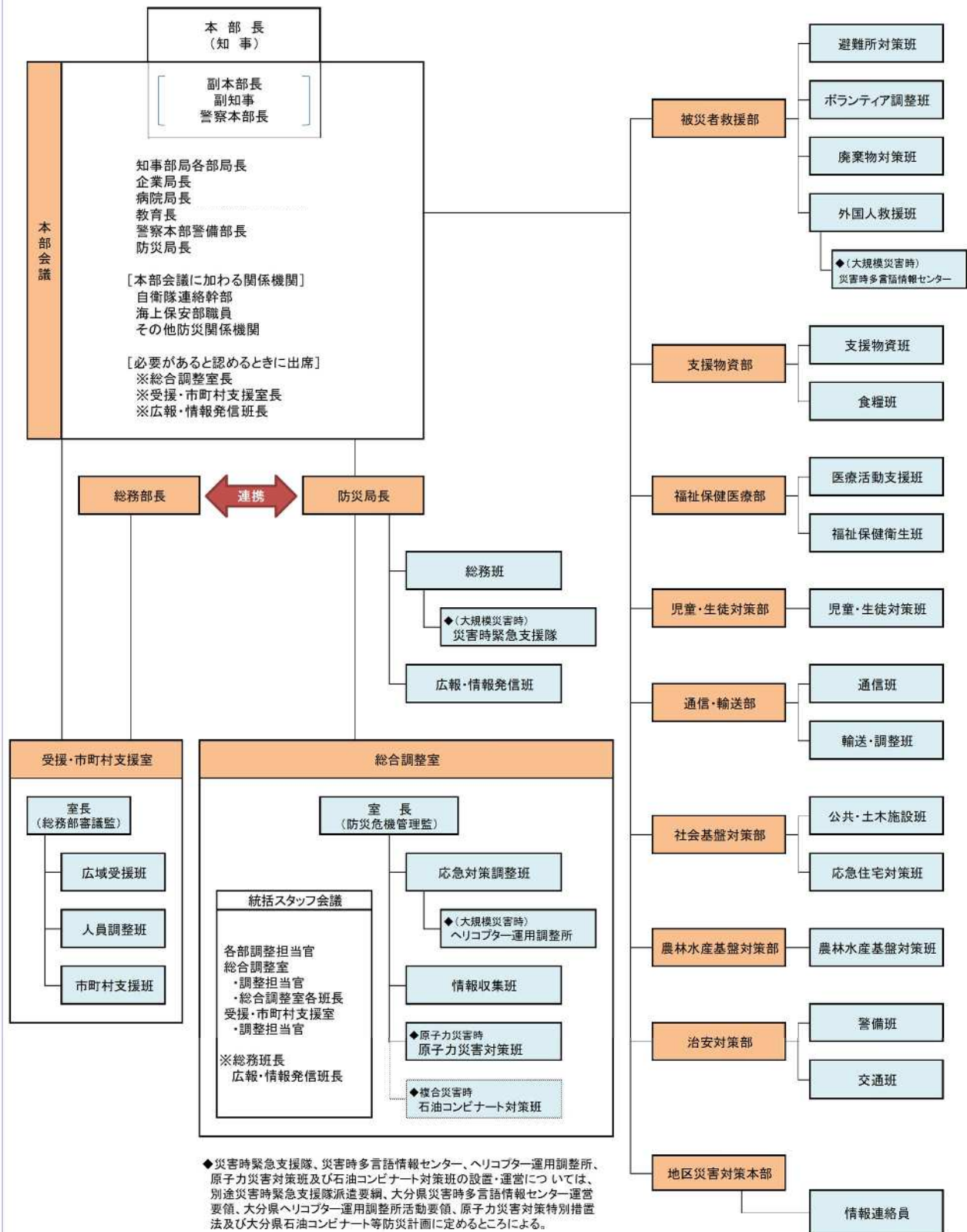
突発重大事故発生時における初動措置要領に定めるところによるものとする。

事故等災害対策編 第5部 各種災害対策
 第7章 放射性物質事故対策及び原子力災害対策
 II 原子力災害対策
 第4節 原子力発電所事故応急対策

体制区分	設置基準	体制の概要
災害対策連絡室	近隣県における原子力発電所において事故等が発生し、異常事態の連絡を受けた場合で、情報収集・連絡体制をとる必要があるとき。 (警戒事態発生時)	・ 情報収集及び応急対策の準備を行う体制。
災害警戒本部	・ 近隣県における原子力発電所において原子力災害対策特別措置法第10条第1項に定める通報事象が発生したとき。 ・ その他、特に必要と認めるとき。 (施設敷地緊急事態発生時)	・ 災害の拡大を防止するため、必要な警戒、情報収集及び応急対策を行う体制。
災害対策本部	・ 近隣県における原子力発電所において原子力災害対策特別措置法第15条第1項に定める通報事象が発生し、大分県に放射性物質の拡散のおそれがあるとき。 ・ その他、特に必要と認めるとき。 (全面緊急事態発生時)	・ 災害応急対策を実施し、災害の拡大を最小限に止める体制。

事故等災害対策編 第5部 各種災害対策
 第7章 放射性物質事故対策及び原子力災害対策
 II 原子力災害対策
 第4節 原子力発電所事故応急対策

原子力災害に係る大分県災害対策本部組織図



(2) 市町村の活動体制

市町村は、警戒事態発生（災害対策連絡室設置）後は、速やかに職員の非常参集、情報収集体制の確立及び災害対策本部設置等必要な体制をとるとともに、職員の県災害対策本部への派遣等必要な体制を確保するものとする。

4 緊急時モニタリングの実施(総合調整室原子力災害対策班)

原子力災害が発生した場合に、国（原子力規制委員会）は緊急時モニタリング計画を定め、立地県、原子力事業者等とともに原子力施設周辺及びUPZ内において、緊急時モニタリングを実施するとしている。

県は、放射性物質の県内への影響を評価するためあらかじめ定めた環境放射線モニタリング実施要領に従い、環境放射線モニタリングを実施する。また市町村はその実施に協力するものとする。

(1) 警戒事態・施設敷地緊急事態発生の通報を受けた場合(災害対策連絡室・災害警戒本部の体制時)

県は、原子力発電所での警戒事態・施設敷地内緊急事態の通報を受けた場合、県内への放射性物質の影響を把握するため、平時から実施している空間放射線量率の測定について、モニタリングポストで積極的な情報収集に努めるものとする。

(2) 全面緊急事態後の対応(災害対策本部の体制時)

県は、近隣県の原子力発電所で全面緊急事態が発生し、大分県に放射性物質の拡散のおそれがある場合、県内への放射性物質の影響を把握するため、あらかじめ定めた実施要領に基づき、緊急時モニタリングを実施する。

また、県は、国及び立地県による緊急時モニタリングの結果(空間放射線量率)及びその評価に関する情報を収集し、その内容を市町村、警察、消防、自衛隊等の防災関係機関及び県庁内関係各課へ連絡するものとする。

イ 空間放射線量率の測定

屋内退避・一時移転及び飲食物・地域製品の摂取制限等の防護措置の実施を早期に判断するための指標として、空間放射線量率を測定する。

測定に際しては、国（原子力規制庁）と協議のうえ、県内5箇所のモニタリングポストに加え、あらかじめ定めた実施要領に基づき必要に応じて測定地点を追加し、測定を実施する。

ロ 環境試料の測定

大気浮遊じん等の環境試料中の人工放射性核種について測定を実施する。

5 屋内退避等の防護活動(総合調整室応急対策調整班)

県及び市町村は、原子力災害対策特別措置法第20条第2項の規定に基づき国の原子力災害対策本部長（内閣総理大臣）の指示等に基づき、屋内退避又は一時移転等の措置を実施する。

(1) 屋内退避・一時移転の要請

イ 原子力発電所から30kmを超える区域においても、原子力発電所の事故状況に応じては、屋内退避を行う場合がある。このため内閣総理大臣から原子力緊急事態宣言が発出された場合、県及び市町村は、屋内退避のための注意喚起を行う。

ロ 県は、原子力災害対策本部長の指示があった場合、市町村に対して、指示のあった区域内

事故等災害対策編 第5部 各種災害対策
第7章 放射性物質事故対策及び原子力災害対策
Ⅱ 原子力災害対策
第4節 原子力発電所事故応急対策

の住民等へ屋内退避等指示を伝達するよう連絡するものとする。

(2) 屋内退避、避難指示

市町村は、原子力災害対策本部長の指示があった場合、指示のあった区域内の住民に対して屋内退避、若しくは一時移転の指示を伝達するものとする。

(3) 屋内退避及び避難・一時移転の基準

原子力災害対策指針で示された、屋内退避及び避難・一時移転に関する指標は、次のとおり。

(屋内退避及び避難に関する指標)

基準値	基準の概要	避難等の概要
5 0 0 μ Sv/h	地上 1 m での 空間放射線量率	住民を数時間を目途に区域を特定し避難等を実施。 (避難が困難な者についての一時屋内退避を含む)
2 0 μ Sv/h	地上 1 m での 空間放射線量率	1 日内を目途に区域を特定し、地域生産物の摂取を制限するとともに、1 週間程度内に一時移転を実施。

※緊急当初に用いる値であり、場合に応じて改訂される。

(4) 屋内退避等の実施

屋内退避等の防護措置を実施する場合は、市町村のほか県、警察、消防、自衛隊等防災関係機関の支援、協力を得て実施する。市町村は、退避等措置を住民が動揺、混乱しないよう速やかに実施する。

(5) 避難所の開設及び運営

市町村は、必要に応じて避難所及び福祉避難所を開設し、住民に対して周知を図るものとする。

県は、市町村に対して必要な支援を行うとともに、市町村の区域を越えて避難所の設置が必要な場合は、関係市町村間の調整を行うものとする。

(6) 要配慮者等への配慮

県及び市町村は、避難誘導、避難所での生活に関して、要配慮者及び一時滞在者が避難中に健康状態を悪化させないこと等に十分配慮する。

(7) 立地県等からの避難者の受入れ

県は、立地県等から避難者の受入れの要請があった場合、大分県原子力災害対策実施要領に基づき、市町村と連携して受入れを行うものとする。

6 健康相談及び医療救護活動の実施（総合調整室情報収集班、福祉保健医療部）

県及び市町村は、近隣の原子力発電所の事故により放出された放射性物質の拡散の影響が県内に及んだ場合、又はそのおそれがある場合は、必要に応じて住民の心身の健康保持の確保のため、住民等に対して健康相談や医療救護活動を実施する。

（1）健康相談及び医療救護活動（福祉保健医療部）

県及び市町村は、国の助言・指導及び協力を得ながら、県内の医療機関等の支援のもと、避難所等で健康相談を実施するとともに、避難所等の巡回相談を実施し避難生活者の心身の健康を確保するものとする。

また、避難基準に基づき避難した避難者等に対して、関係機関の協力を得て避難退域時検査を実施し、基準を超える際は迅速に簡易除染等を実施する。

（除染を講じるための基準）

基準の概要	初期設定値	防護措置の概要
外部被ばくを防止するため、除染を講じるための基準	β線：40,000cpm (皮膚から数 cm での検出器の計数率)	避難者等を避難退域時検査して、基準を超える際は迅速に除染
	β線：13,000cpm【1ヶ月後の値】 (皮膚から数 cm での検出器の計数率)	

（2）総合相談窓口の設置（総合調整室情報収集班）

県及び市町村は、住民の心身の健康に関する相談に応じる窓口を設置し、関係機関との協力のもとに対応するものとする。

（3）安定ヨウ素剤の服用（福祉保健医療部）

安定ヨウ素剤の服用について、県は、国の原子力災害対策本部から安定ヨウ素剤の投与指示があった場合に、市町村と連携し、あらかじめ定めた配布計画に基づき、直ちに服用対象の避難者等が安定ヨウ素剤を服用できるよう、服用すべき時期及び服用の方法の指示、医師・薬剤師の確保等その他の必要な措置を講ずるものとする。

イ 服用のための準備

県は、原子力発電所が「施設敷地緊急事態」の状況に至った場合には、速やかに安定ヨウ素剤の服用ができるための準備を行うものとする。

安定ヨウ素剤の避難所等への搬送は県が行うものとする。この場合、緊急を要する場合は、県防災ヘリコプター、県警ヘリコプター等により搬送を行うものとする。

ロ 服用の決定

県の災害対策本部長は、原子力規制委員会の判断に基づき、住民及び防災業務従事者に対する安定ヨウ素剤の服用を決定し、市町村に指示するとともに関係機関に連絡するものとする。

なお、服用の決定にあたっては、防護対策の実効性を高めるため屋内退避、一時移転についても留意するなど、総合的な検討を行うものとする。

ハ 安定ヨウ素剤の配布

市町村は、県の災害対策本部長から安定ヨウ素剤の服用の指示があった場合は、保健所（大

事故等災害対策編 第5部 各種災害対策
第7章 放射性物質事故対策及び原子力災害対策
Ⅱ 原子力災害対策

第4節 原子力発電所事故応急対策

分市は市保健所）及び関係団体の協力を得て、住民に対して避難所等集合した場所において、安定ヨウ素剤を配布し、その服用を指示するものとする。

また、防災業務従事者に対しては、県災害対策本部長が配布し、服用を指示する。

安定ヨウ素剤の配布にあたっては、対象者に対して服用方法、注意事項等を記載したパンフレット等を添付のうえ説明を行う。

ニ 安定ヨウ素剤の服用

a 服用者

原則として服用不適切項目該当者及び自らの意思で服用をしない者を除く40歳未満の者を対象とする。ただし、40歳以上の者であって、安定ヨウ素剤服用に係る年齢と副作用のリスクとの関係を理解したうえで服用を希望する者については服用可能とする。また、特に新生児、乳幼児や妊婦の服用を優先する。

b 服用回数

服用回数は、副作用を考慮し、原則1回とし、その後は避難等の防護措置を優先させる。

c 服用量及び服用方法

対象者	ヨウ化カリウム量 (mg)	ヨウ化カリウム丸 1丸 50mg	ヨウ化カリウム 液剤 (1ml 16.3mg)
新生児	16.3mg		1 ml
生後1ヶ月以上3歳未満	32.5mg		2 ml
3歳以上13歳未満	50mg	1丸	3 ml
13歳以上	100mg	2丸	6 ml

(注1) 液剤は、医薬品ヨウ化カリウムの粉末剤を注射用水に溶解したものを用いる。

7 飲料水、飲食物の摂取制限等（総合調整室、広報・情報発信班、支援物資部、農林水産基盤対策部）

(1) 飲食物に係るスクリーニング実施区域の特定

県は、原子力災害が発生し放射性物質の放出後、国からの放射性物質による汚染状況の調査の指導・助言及び指示要請を受け、緊急時モニタリング実施計画に基づき空間放射線量率を測定し、飲食物中の放射線核種濃度の測定（以下「飲食物のスクリーニング」という。）を行うべき区域を特定する。

【飲食物に係るスクリーニングの実施基準】

基準の概要	初期設定値	防護措置の概要
飲食物の摂取制限を判断する準備として、飲食物のスクリーニングを実施すべき地域を特定する際の基準	0.5 μ Sv/h (地上1mで計測した場合の空間放射線量率)	全面緊急事態後、原子力災害対策指針を踏まえ数日以内を目途に飲食物中の放射性核種濃度を測定すべき区域を原子力規制委員会が特定

※緊急時当初に用いる値であり、場合に応じて改訂される。

(2) 飲食物の摂取制限及び出荷制限

飲食物のスクリーニングを実施すべき区域内において、飲食物の放射線濃度測定を行った結果、飲料水・飲食物の放射性物質による汚染度が、下記に示す原子力災害対策指針の指標を超えるものは、国の指導・助言及び指示に基づき、飲食物の摂取制限及び出荷制限並びにこれらの解除を実施するものとする。

(飲料水・飲食物の摂取制限に関する指標)

対 象	放射性ヨウ素（混合核種の代表核種：I-131 放射能濃度
飲料水	300Bq/kg 以上
牛乳・乳製品	
野菜類（根菜、芋類を除く）	2,000Bq/kg 以上

対 象	放射性セシウム
飲料水	200Bq/kg 以上
牛乳・乳製品	
野菜類	500Bq/kg 以上
穀類	
肉・卵・魚その他	

対 象	プルトニウム及び超ウラン元素のアルファ核種
飲料水	1 Bq/kg 以上
牛乳・乳製品	
野菜類	10Bq/kg 以上
穀類	
肉・卵・魚その他	

対 象	ウラン
飲料水	20Bq/kg 以上
牛乳・乳製品	
野菜類	100Bq/kg 以上
穀類	
肉・卵・魚その他	

事故等災害対策編 第5部 各種災害対策
 第7章 放射性物質事故対策及び原子力災害対策
 II 原子力災害対策
 第4節 原子力発電所事故応急対策

(3) 地域生産物（農産物）の摂取制限（総合調整室、支援物資部、農林水産基盤対策部）

県は、環境放射線モニタリングの結果を受け、空間放射線量が原子力災害対策指針の示す指標を超えた場合は、国との協議に基づき、地域生産物の摂取制限のため、速やかに区域を特定し市町村や関係団体等を通じて生産者等へ出荷の自粛を要請する。

併せて、報道機関への報道要請、県ホームページへの記載など、様々な手段を使って県民に対して広く周知するものとする。

基準値※	基準の概要	避難等の概要
20 μ Sv/h	地上1 mでの 空間放射線量率	住民を一週間程度以内に一時移転させる。 併せて、1日内を目途に区域を特定し地域生産物の摂取を制限する。

※緊急時当初に用いる値であり、場合に応じて改訂される。

第5節 原子力災害中長期対策

原子力発電所事故の特殊性に鑑み、原災法第15条第4項の規定に基づき原子力緊急事態解除宣言が発出された場合の原子力災害事後対策について、以下に掲げる事項を定めるものとする。

(1) 各種制限措置の解除

県は、緊急時モニタリング等による地域の調査、国の指導・助言及び指示に基づき、原子力災害応急対策として実施された飲食物・地域生産物（農産物）の摂取制限及び出荷制限の制限措置の解除を関係機関に指示するものとする。

(2) 環境放射線モニタリングの実施と結果の公表

県は、原子力緊急事態解除宣言後、国及び関係機関と協力して継続的に環境放射線モニタリング及び農林水産物等の放射性物質モニタリング検査を行い、その結果を速やかに公表するものとする。その後、平時の環境放射線モニタリング体制に移行するものとする。

(3) 風評被害等の影響の軽減

県は、国及び市町村と連携し、科学的根拠に基づく農林漁業、地場産業の産品等の適切な流通の確保及び観光客の減少防止のための広報活動を行うものとする。

第8章 危険物等災害対策

- 第1節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務
- 第2節 危険物等災害予防
- 第3節 危険物等災害応急対策
- 第4節 危険物等災害復旧

この章は、愛知県武豊町火薬庫爆発事故、ブリヂストン栃木工場火災のように、危険物及び高圧ガスの漏洩、流出、火災、爆発による多数の死傷者等が発生し又は発生するおそれがある場合、毒物・劇物の飛散、漏洩、流出等による多数の死傷者等が発生し又は発生するおそれがある場合、火薬類の火災、爆発による多数の死傷者等が発生し又は発生するおそれがある場合といった危険物等災害に対し、防災関係機関が実施する予防、応急及び復旧の各対策について定めるものとする。

なお、この章に定められていない事項については、「風水害等対策編 第2部 災害予防」及び「本編 第3部 共通する災害応急対策」の定めによるものとする。

ただし、海上への危険物等の流出等による災害対策については「海上災害対策」、放射性物質の放出により生ずる災害については、「放射性物質事故対策」、石油コンビナート等特別防災区域（特定事業所の区域に限る。）における災害対策については「大分県石油コンビナート等防災計画」の定めるところによるものとする。

本県で、危険物を大量に保有している事業所は、大分港から大野川右岸にかけての臨海部、佐伯市、臼杵市、津久見市等に立地している石油精製、石油化学、鉄鋼等の工場である。

また、県内には火薬類製造所・販売所、高圧ガス製造・貯蔵事業所、液化石油ガス製造事業所・貯蔵所がある。

第1節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務

1 大分県

(1) 大分県

- イ 危険物保安予防対策の推進
- ロ 高圧ガス保安対策の推進
- ハ 火薬類保安対策の推進
- ニ 毒物及び劇物保安対策の推進
- ホ 危険物等の輸送保安対策の推進
- ヘ 情報の収集・連絡体制の強化
- ト 初動体制の充実
- チ ヘリコプター受援体制の充実強化
- リ 大分県高度情報ネットワークシステムの習熟
- ヌ 危険物等災害を想定した総合的な防災訓練の実施
- ル 情報の収集・連絡
- ヲ 活動体制等の確立
- ワ 緊急輸送活動の支援及び調整
- カ 救助・救急活動に係る応援要請等
- コ 医療救護活動の実施、応援要請等
- タ 消火活動に係る応援要請等
- レ 施設及び設備の応急復旧
- ソ 広報活動の実施
- ツ 被災した公共施設の復旧
- ネ 再発防止対策の実施

(2) 警察本部（公安委員会）

- イ 情報の収集・連絡体制の強化
- ロ 初動体制の充実
- ハ 危険物等災害を想定した総合的な防災訓練への参加又は協力
- ニ 情報の収集・連絡、避難誘導等
- ホ 活動体制等の確立
- ヘ 災害の拡大防止活動の実施
- ト 緊急輸送のための交通の確保
- チ 救助活動の実施
- リ 危険物等の防除等
- ヌ 広報活動の実施

2 市町村

(1) 市町村

- イ 情報の収集・連絡体制の強化

- ロ 初動体制の充実
- ハ 危険物等災害を想定した総合的な防災訓練の実施
- ニ 情報の収集・連絡、避難誘導等
- ホ 活動体制等の確立
- ヘ 災害の拡大防止活動の実施
- ト 医療救護活動の実施及び調整
- チ 施設及び設備の応急復旧
- リ 広報活動の実施
- ヌ 被災した公共施設の復旧

(2) 消防本部

- イ 危険物保安予防対策の推進
- ロ 火薬類保安対策の推進
- ハ 危険物等の輸送保安対策の推進
- ニ 情報の収集・連絡体制の強化
- ホ 初動体制の充実
- ヘ 防災無線の習熟
- ト 危険物等災害を想定した総合的な防災訓練の実施
- チ 情報の収集・連絡、避難誘導等
- リ 活動体制等の確立
- ヌ 災害の拡大防止活動の実施
- ル 救助・救急活動の実施
- ヲ 消火活動の実施
- ワ 危険物等の防除等
- カ 広報活動の実施

3 指定地方行政機関

(1) 九州産業保安監督部

- イ 情報の収集・連絡体制の強化
- ロ 初動体制の充実
- ハ 危険物災害等を想定した総合的な防災訓練への参加又は協力
- ニ 広報活動の実施

(2) 第七管区海上保安部（大分海上保安部）

- イ 危険物等の輸送保安対策の推進
- ロ 危険物等災害を想定した総合的な防災訓練への参加又は協力
- ハ 緊急輸送のための交通の確保
- ニ 救助・救急活動の支援
- ホ 消火活動の実施

4 自衛隊

- イ 危険物等災害を想定した総合的な防災訓練への参加又は協力
- ロ 部隊の災害派遣

5 指定公共機関及び指定地方公共団体

(1) 日本赤十字社（大分県支部）

- イ 情報の収集・連絡体制の強化
- ロ 初動体制の充実
- ハ 防災無線の習熟
- ニ 危険物等災害を想定した総合的な防災訓練への参加又は協力
- ホ 情報の収集・連絡
- ヘ 活動体制等の確立
- ト 救護班の派遣命令等
- チ 広報活動の実施

(2) 一般社団法人大分県医師会

- イ 情報の収集・連絡体制の強化
- ロ 初動体制の充実
- ハ 危険物等災害を想定した総合的な防災訓練への参加又は協力
- ニ 情報の収集・連絡
- ホ 活動体制等の確立
- ヘ 救護班の派遣要請等
- ト 広報活動の実施

第2節 危険物等災害予防

1 危険物等の定義

(1) 危険物

消防法第2条第7項に規定されているものとする。

(2) 高压ガス

高压ガス保安法第2条に規定されているものとする。

(3) 毒物・劇物

毒物及び劇物取締法第2条に規定されているものとする。

(4) 火薬類

火薬類取締法第2条に規定されているものとする。

2 危険物等施設の安全性の確保

危険物等の製造・貯蔵・取扱を行う事業者（以下、この節において「事業者」という。）は、法令で定める技術基準を遵守し、また、県および市町村は、危険物等の製造所、貯蔵所及び取扱所（以下「製造所等」という。）に対する立入検査の徹底により、施設の安全性の確保に努めるものとする。

(1) 危険物

イ 事業者の取るべき措置

事業者は、消防法の定める設備基準、保安基準を遵守するとともに、施設等の維持管理の徹底、事業所従事者に対する災害予防教育の実施、防災資機材等の整備、危険物取扱者制度の効果的運用等により自主保安体制の確立を図るものとする。

ロ 県、市町村の取るべき措置

(イ) 県は、消防関係機関との協力のもと、危険物取扱者保安講習等の啓発教育事業により、危険物取扱者の資質の向上及び自主保安体制の推進を図るものとする。

県及び市町村は、製造所等の設置者又は危険物取扱者等に対する研修会、講習会又は協議会等を通じて、次の事項の遵守を指導する。

なお、大規模な危険物を貯蔵し、又は取り扱う事業所については、予防規定の作成を通じて必要な指導を行うものとする。

- ① 少量危険物、準危険物に関する届出等の励行
- ② 危険物（少量、準危険物含む。）の貯蔵及び取扱基準の遵守
- ③ 休業、廃止の届出の励行
- ④ 製造所等における事故発生の届出
- ⑤ 危険物取扱者立会の励行
- ⑥ 危険物保安管理体制の確立

(ロ) 県及び市町村は、製造所、貯蔵所等に対する立入検査及び移送・運搬車両に対する路上立入検査を実施し、施設等の安全の確保に努めるものとする。

県及び市町村は、それぞれが規制する製造所等について、随時に行う立入検査のほか、次の事項を重点的に少なくとも毎年1回以上定例的な立入検査を行い、製造所等における

災害の防止について積極的な指導を行うものとする。

- ① 位置、構造及び設備の維持管理状況
- ② 消火設備、警報設備の保守管理状況
- ③ 危険物の貯蔵及び取扱状況
- ④ 危険物取扱者の立会状況

(ハ) 消防機関は、危険物の運搬上の災害を予防するため、随時警察官の立会を求めるなどして、運搬容器、積載方法及び運搬方法等に関する技術上の基準が遵守されるよう必要な指導を行うものとする。

(ニ) 危険物製造所等の未改修施設と改修指導

製造所等で、その施設が政令で定める技術上の基準に適合しないものについては、次の措置により、早期の改修整備を指導するものとする。

- ① 整備計画の提出を求め、計画的な改修の促進
(その裏付けとして改修期限の誓約書の提出)
- ② 消防機関の立入検査の強化
- ③ 現地指導による整備計画の推進
- ④ 誠意のない者に対しては、事業の停止命令等の行政処分

(ホ) 災害時の危険物保安対策

- ① 製造所等の保安対策の確立

災害時においては、特に製造所等の設置者等に対し、次の措置をとるよう指導体制を強化する。

- ・危険物の漏洩並びに放置の防止
- ・製造所等の清掃並びに整理、整とんの励行
- ・消火並びに警報設備の現況確認（初期消火体制の確立）
- ・所内の通報、連絡体制の確立
- ・危険物の撤去（搬出）並びに保安防御体制の確立
- ・消防機関及び関係機関との連絡体制の強化
- ・化学消火設備（器具）及び消火薬剤の重点配置

大規模な製造所等の設備者に対しては前①のほか

- ・危険物主要製造所の存する地域に危険区域の設定をする
- ・危険区域の保安体制は、関係機関との連携を密にし別途対策を樹立する
- ・自衛消防組織の整備確立
- ・防火管理機構の強化
- ・予備化学消火設備（器具）の整備と消火薬剤の重点的配置

- ② 危険物保有指導体制

- ・標識並びに掲示板の掲示の確認
- ・危険物製造所等の許可施設外での貯蔵及び取扱の禁止
- ・届出に係る数量及び品名以外の貯蔵取扱の禁止
- ・指定された容器以外に収納し、貯蔵することの禁止

(2) 高圧ガス

イ 事業者の取るべき措置

事業者は、高圧ガス保安法の定める設備基準、保安基準を遵守するとともに、施設等の維持管理の徹底、防災訓練の実施、事業所従事者に対する災害予防教育の実施、防災資機材等の整備等により自主保安体制の確立を図るものとする。

ロ 九州産業保安監督部、県、県警察本部、市町村の取るべき措置

高圧ガスに係る保安は、法による「規制」に加えて、事業者の「自主保安」の確保にある。

- ① 各事業者は、「高圧ガス保安法」及び「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律」に基づいて、高圧ガスの製造、販売、移動、消費等に関する施設基準、運用基準、管理者資格、保安管理組織等が定められており、災害等における保安の確保は事業者の自己責任のもとに保安の確保を行うこととなっているが、立入検査、保安検査及び行政指導等により、その促進を図るものとする。
- ② 各事業者に対して、危害予防規程に定めた災害等に関する保安教育、訓練等を従業員に行うよう指導する。
- ③ 関係事業者で構成する保安団体を育成指導して、業種別講習会の開催を行うほか、災害等に関する広域的な応援体制の充実強化を図るため、防災指定事業所の拡充、防災資機材の整備、また液化石油ガス販売事業者間の緊急時の各地域別出動体制の整備等を指導して、各事業者の自主保安の確保を促進する。
- ④ 高圧ガス移動中の保安対策
防災指定事業所等の充実、同応援隊員の研修、防災資機材の配備、移動監視者の保安講習会の開催、高圧ガス移動車両防災訓練の実施、及び高圧ガス防災事業所、同連絡所自主門前集合訓練の実施等を促進する。
- (イ) 県は、保安統括者及び製造保安係員等に対する保安教育講習の実施、高圧ガス設備に係る定期自主検査の指導等により、事業者による自主保安体制の推進を図るものとする。
- (ロ) 県は、高圧ガス製造事業者等に対する保安検査、立入検査、移動車両等に対する路上点検及びその他保安指導を実施し、施設等の安全の確保に努めるものとする。
- (ハ) 高圧ガス輸送車の事故に備え、その順路付近の高圧ガス製造事業所等を防災指定事業所に指定し、万一事故が発生した場合、当該指定事業所の製造保安責任者等の協力を要請する（専門技術者）。また、事故現場における措置については、県、警察、消防各関係機関及び防災指定事業所相互で、緊密な協力体制をととのえておくこととする。
- (ニ) 関係官庁の職員並びに派遣技術者は、警察、消防等関係者と事故現場に立ち入り調査等を実施できるものとする。
- (ホ) 関係者は協力して事故原因の調査、究明を行うものとする。

(3) 毒物・劇物

イ 事業者の取るべき措置

事業者は、毒物および劇物取締法の定める設備基準、保安基準を遵守するとともに、施設等の維持管理の徹底、事業所従事者に対する災害予防教育の実施、防災資機材等の整備等により自主保安体制の確立を図るものとする。

ロ 県のとるべき措置

県は、毒物劇物取扱責任者、保安責任者等に対する災害時危害防止対策、防災体制等についての災害予防講習の実施及び取扱施設等に対する定期自主検査の実施の指導等により、自主保安体制の推進を図るものとする。また、製造、貯蔵等毒物・劇物取扱施設及び運送現場

に対する立入検査を実施し、施設等の安全の確保に努めるものとする。

(4) 火薬類

イ 事業者の取るべき措置

事業者は、火薬類取締法に定める設備基準、保安基準を遵守するとともに、施設等の維持管理の徹底、火薬類取扱保安責任者及び従事者に対する手帳制度に基づく再教育講習及び保安教育講習、防災資機材等の整備等により自主保安体制の確立を図るものとする。

ロ 九州産業保安監督部、県、県警察本部の取るべき措置

- ① 火薬類取締法に基づく危害予防規程により、各火薬類製造所の製造保安責任者が、災害の発生を防止するため、製造施設の構造、位置、設備及び製造方法がそれぞれ技術上の基準により、適切に維持管理、若しくは製造しているかどうかについて、保安検査、立入検査等により指導し、その維持管理の徹底を図る。
- ② 関係事業者で構成する保安団体を育成指導して、講習会の開催及び保安のための啓発等を行って、各事業者の自主保安活動を促進する。
- ③ 火薬類の製造業者、販売業者に対し、危害予防規程に定めた災害等に関する保安教育・訓練等を従業員に行うよう指導する。
- ④ 建築基準法に基づく耐火構造物等の特殊建築物については、その維持管理の遵守を指導する。

県は、危害予防週間における保安教育等の確実な実施及び各種教育訓練の実施、施設等の定期自主検査の実施等の指導により、自主保安体制の推進を図るものとする。

また、火薬類の爆発などの災害及び盗難を防止するため、保安検査、立入検査及び保安指導を実施し、施設等の安全の確保に努めるものとする。

3 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え

(1) 防災情報通信網等の整備

イ 県は、大分県高度情報ネットワークシステムを利用した迅速かつ的確な情報の収集伝達及び不感地帯に対応した通信機器の整備、充実に努めるとともに、必要に応じてその他通信連絡網の整備・活用を図るものとする。

ロ 市町村は、防災行政無線、携帯電話等の整備に努めるとともに、必要に応じて不感地帯に対応した通信機器の整備に努めるものとする。

(2) 応援協力体制の整備

イ 事業者は、応急活動、復旧活動、資機材の調達に関し、各関係機関及び事業者団体相互において、応援協定の締結等による相互応援体制の整備を推進し、連携の強化に努めるものとする。

ロ 県、市町村及び防災関係機関は、危険物等災害における応急対策に万全を期すため、隣接市町村、広域市町村圏等との応援協定の締結推進により、応援協定体制の整備を図るとともに、「風水害等対策編 第2部 第4章 迅速かつ円滑な災害応急対策のための事前措置」の定めにより、必要な措置を講ずるものとする。

ハ 県、市町村及び防災関係機関は、応援協定に基づき迅速な対応をとることができるよう、あらかじめ要請の手順、連絡調整窓口、連絡方法について必要な準備を整えておくとともに、防災訓練等を通じ習熟するものとする。

(3) 救助・救急及び医療救護

- イ 県、市町村及び防災関係機関は、負傷者が多人数にのぼる場合を想定して、「風水害等対策編 第2部 第4章 迅速かつ円滑な災害応急対策のための事前措置」の定めにより、被害の軽減を図るために必要な措置を講ずるものとする。
- ロ 県及び市町村は、あらかじめ、消防機関及び医療機関の連絡体制の整備を図るとともに、相互の連携強化に努めるものとする。
- ハ 事業者は、消防機関、医療機関等との連絡・連携体制の整備を図るものとする。

(4) 消防力の強化

イ 事業者の取るべき措置

危険物等災害による被害の拡大を最小限に留めるため、危険物の種類に対応した化学消火薬剤等の備蓄など資機材の整備促進に努めるとともに、消防活動等について、平時から消防機関等との連携を強化をしておくものとする。

ロ 県の取るべき措置

危険物等災害発生時において、消防活動が迅速かつ的確に実施できるよう消防力、消防水利の整備強化について、支援を行なうものとする。

ハ 市町村の取るべき措置

(イ)「消防力の基準」及び「消防水利の基準」に適合するよう整備計画を作成し、消防施設、消防設備、消防水利等の整備に努めるものとする。

(ロ) 消防本部、消防団、自主防災組織等の連携強化に努めるものとする。

(5) 危険物等の大量流出時における防除活動

- イ 県は、関係機関による防除資機材の整備状況の把握に努め、災害発生時に応援を求めることができる体制の整備について支援するものとする。
- ロ 消防機関、関係事業者は、危険物等が河川等へ大量に流出した場合に備えて、防除資機材を整備するとともに、災害発生時には必要に応じて応援を求めることができる体制を整備するものとする。

(6) 避難対策

市町村は避難対策について迅速な対応をとることができるよう、避難場所、避難路等をあらかじめ指定し、日頃から住民への周知徹底に努めるとともに、「風水害等対策編 第2部 第3章 災害に強い人づくり 第4節 消防団・ボランティアの育成・強化」の定めにより、必要な措置を講ずるものとする。

(7) 防災訓練の実施

県、市町村、防災関係機関は、「風水害等対策編 第2部 第3章 第2節 防災訓練」の定めにより大規模災害を想定し、県、市町村、防災関係機関、事業者、自衛消防組織及び地域住民等が相互に連携し、消火、救助・救急等について、より実践的な防災訓練を実施するものとする。

(8) 防災知識の普及・啓発

九州産業保安監督部、県、県警察本部、市町村は液化石油ガス消費者保安対策として次のことを行うものとする。

- イ 一般消費者の保安意識の高揚を図るため、保安講習会の開催、パンフレットの配布、ラジオ、テレビ等による啓発等の実施

ロ 一般消費者の消費設備の保安確保を図るため、認定調査機関の育成指導、立入検査等の実施

県、市町村及び消防関係機関は、危険物安全週間や防災関連行事等を通じ、住民等に対して、その危険性を周知するとともに、災害発生時にとるべき行動、避難場所での行動等防災知識の普及・啓発に努めるものとする。

(9) 要配慮者対策

県及び市町村は、「風水害等対策編 第2部 第3章 第5節 要配慮者の安全確保」の定めにより、避難誘導、防災知識の普及、防災訓練等について要配慮者に十分配慮し、民生委員・児童委員、消防団、自主防災組織、ボランティア団体等と連携した支援体制の整備に努めるものとする。

第3節 危険物等災害応急対策

1 災害情報の収集伝達

(1) 事業者の取るべき措置

事業者は、危険物等災害が発生した場合、速やかに「危険物等災害情報伝達系統図」に基づき、被害状況、応急対策の活動状況、対策本部設置状況等について関係機関に伝達するとともに、緊密な連携の確保に努めるものとする。

(2) 県及び県警察本部の取るべき措置

イ 県は、危険物等災害の情報を受理したときは、その状況把握に努め、「危険物等災害情報伝達系統図」に基づき関係機関に伝達するとともに、「第3部 第2章 第4節 災害情報・被害情報の収集・伝達」の定めにより、必要な措置を講ずるものとする。

なお、事業者から収集した情報については、危険物等の取扱規制担当省庁に連絡するものとする。

ロ 県は、必要に応じて職員を現地に派遣し、被害状況等の情報収集、市町村及び関係機関との連絡調整に当たるものとする。

ハ 高圧ガス輸送車の事故によりガス漏れ、又は爆発のおそれがある旨の届出を受けた警察署並びに消防署等は、「事故発生時の通報系統図」によって速やかに関係先へ通報する。

ニ 県警察本部は、早期に被災状況、交通状況等を把握するため、災害情報の収集にあたるものとする。

ホ 県及び県警察本部は、必要に応じて、大分県防災ヘリコプター、県警察ヘリコプターによる上空からの被害状況の把握を行なうものとする。

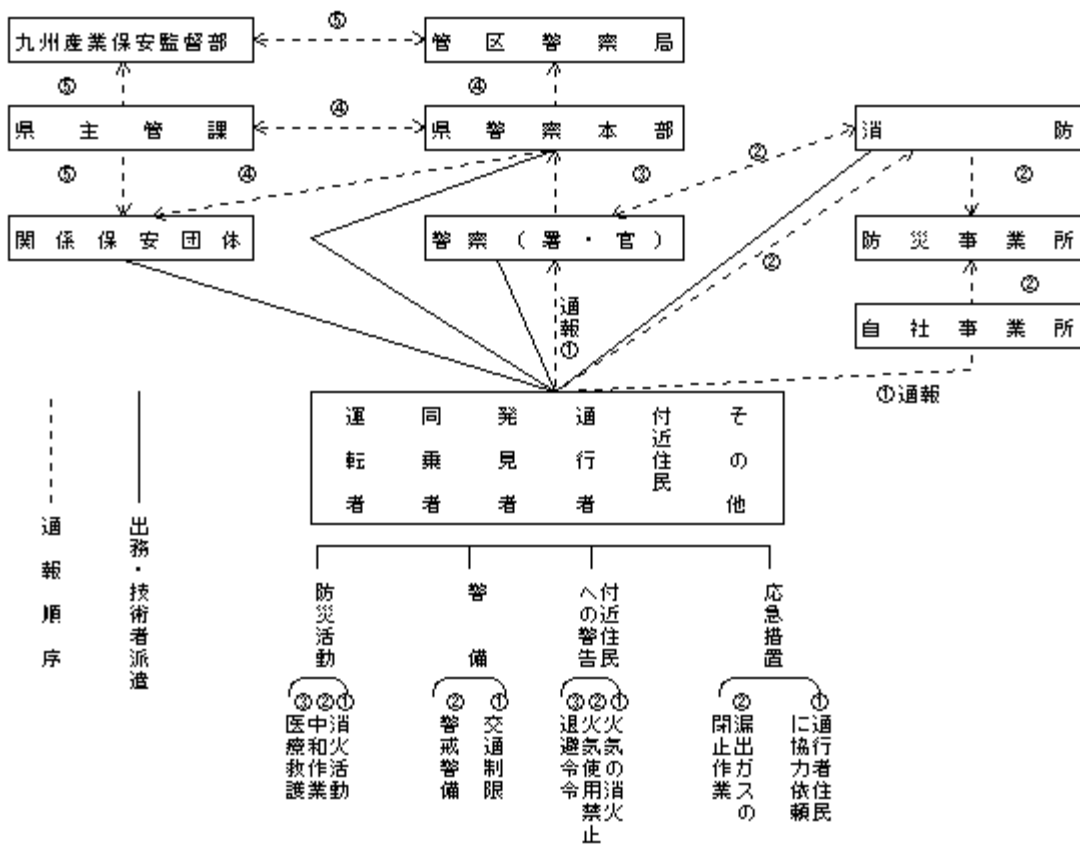
(3) 市町村及び防災関係機関の取るべき措置

イ 市町村及び防災関係機関は、災害情報の収集伝達について「第3部 第2章 第4節 災害情報・被害情報の収集・伝達」の定めにより実施するものとする。

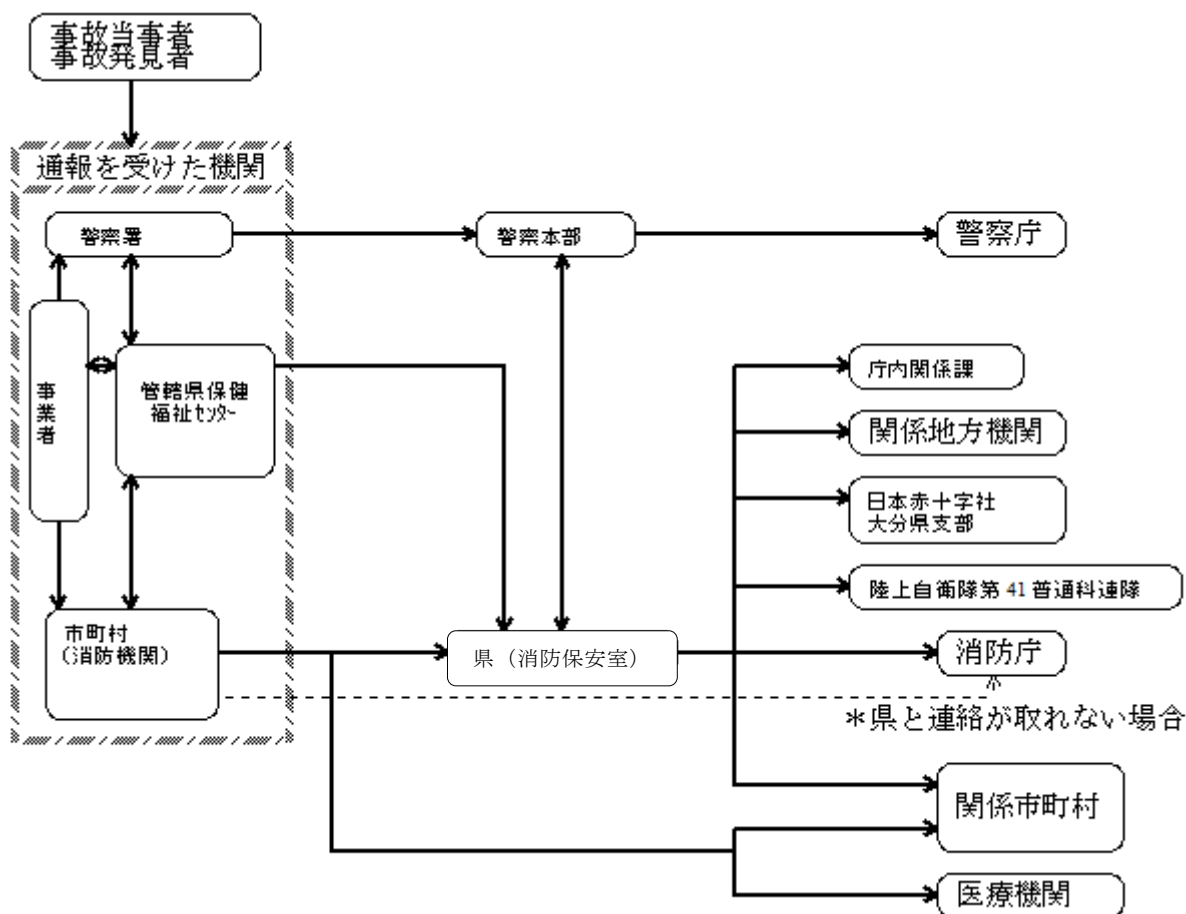
ロ 市町村及び消防本部から県への危険物等災害の緊急連絡は、「第3部 第2章 第4節 災害情報・被害情報の収集・伝達」により連絡するものとする。

(4) 危険物等災害情報伝達系統図

イ 高圧ガス輸送車の事故が発生した場合の通報連絡系統は次のとおりである。



ロ 高圧ガス輸送車以外の危険物等災害が発生した場合の通報連絡系統は次のとおりである。



2 活動体制の確立

(1) 事業者の活動体制

事業者は、発災後速やかに職員の非常参集、情報収集伝達体制の確立等必要な体制をとり、自衛消防組織等による初期消火、延焼防止活動、流出防止活動等災害の拡大防止のための必要な措置を講ずるものとする。

(2) 県の活動体制

イ 災害対策本部の設置前

(イ) 準備配備、警戒配備

県は、「第3部 第2章 第2節 動員配備」に基づき、災害の状況に応じて速やかに準備配備体制に入り、災害に関する情報の収集・連絡に当たるものとする。

また、災害の状況に応じて、情報収集・連絡、応急対策等を円滑に実施するため、警戒配備へ移行するとともに、「第3部 第2章 第2節 動員配備」に基づき必要な措置を講ずるものとする。

ロ 災害対策本部

(イ) 災害対策本部の設置

県は、災害の規模または被害の状況から、災害応急対策を円滑に実施するため必要があると認める場合には「第3部 第2章 第1節 組織」に基づき災害対策本部を設置し、

国、市町村、関係機関等と連携して応急活動を実施するとともに、必要な措置を講ずるものとする。

災害対策本部の組織編成については、被害の実態や被災後の時間の経過に伴い、必要となる応急対策活動に即応するためには、目的に応じて変更することができる。

(ロ) 動員配備体制

動員配備体制については、「第3部 第2章 第2節 動員配備」の配備規定に基づき、必要な体制を確立するとともに、必要な措置を講ずるものとする。

なお、動員配備体制の配備人員については、災害の状況及び特殊性を考慮し、本部長(知事)の指示により、配備編成計画の人員によらない配備ができるものとする。

ハ 地区災害対策本部及び現地災害対策本部の設置

地区災害対策本部及び現地災害対策本部の設置については「第3部 第2章 第1節 組織」の定めによるものとする。

ニ 県警察の体制

突発重大事故発生時における初動措置要領に定めるところによるものとする。

(3) 市町村の活動体制

市町村は、発災後速やかに職員の非常参集、情報収集伝達体制の確立および災害対策本部の設置等必要な体制をとるとともに、職員の災害現場への派遣および状況報告、また、状況に応じ県消防防災ヘリコプター等の応援要請を実施するものとする。

(4) 相互応援協力

イ 県は、大規模な危険物等災害が発生し、市町村から応援要請があり、必要があると認めるときには、「第3部 第2章 第7節 広域的な応援要請」により定められた応援の要請先に対して応援要請等を行うものとする。

ロ 市町村は、危険物等災害の規模が当該市町村の消防体制では十分な応急措置の実施が困難と認められる場合には、「第3部 第2章 第7節 広域的な応援要請」の定めにより知事または他の市町村長の応援または応援の斡旋を求めるものとする。

ハ 消防本部は、危険物等災害の規模が当該市町村の消防体制では十分な応急措置の実施が困難と認められる場合には、被災市町との調整の上、県消防本部による「大分県常備消防相互応援協定」により、他の消防本部に対して応援を要請するものとする。

ニ 事業者は、事業者団体相互の応援協定等に基づき、速やかに応援体制を整えるものとする。

(5) 自衛隊の災害派遣

県は、大規模な危険物等災害が発生し、必要があると認めるときには、「第3部 第2章 第9節 自衛隊の災害派遣体制の確立」の定めにより、自衛隊に災害派遣を要請するものとする。

(6) 災害広報

県、市町村、防災関係機関および事業者は、相互に協力して、危険物災害の状況、二次災害の危険性に関する情報、安否情報、交通規制等の正確かつきめ細かな情報を、被災者等に対し適切に広報するとともに、「第3部 第2章 第16節 広報活動・災害記録活動」の定めにより、必要な措置を講ずるものとする。

なお、その際には、高齢者、障がい者、外国人等要配慮者に配慮した広報を実施するものとする。

3 災害の拡大防止

(1) 事業者のとりべき措置

事業者は、危険物等災害時において消防機関等の関係機関と連携を密にし、関係法の定めにより、的確な応急点検および応急措置を講ずるものとする。

(2) 県、市町村、消防機関等のとりべき措置

県、市町村、消防機関等は、関係法の定めにより、事故現場への技術者派遣等による危険物等災害時の危険物等流出・拡散防止および除去、環境放射線モニタリングをはじめ、住民避難、事業者に対する応急措置命令、危険物等関係施設の緊急使用停止命令などの適切な応急対策を講ずるものとする。

また、防災指定事業所の派遣技術者は、警察、消防署等関係者に必要な措置を助言する。関係者は協議のうえ次の緊急措置を講ずるものとする。

- ・事故現場周辺の火気使用厳禁を徹底させること（範囲は状況に応じて定め風下方向に重点をおくこと）。
- ・輸送車の容器弁又はバルブ等の一部に故障を生じ、ガスの漏出が少量の場合で爆発の危険性がないときは、応急的な漏洩防止措置を講ずること。
- ・交通の制限は風下ほど広範囲に実施すること。
- ・付近の住民の避難指示及び風上に避難場所を定め、ガス臭のある地域の住民を速やかに誘導すること。
- ・避難誘導にあたっては、ガス臭のある地域を避けて誘導すること。
- ・ガスの検知にあたって、側溝や下水溝等には、ガスの滞留が考えられるので、遠距離までガスの有無について点検を行うこと。

4 搜索、救助・救急、医療救護および消火活動

(1) 搜索、救助・救急、医療救護活動

イ 市町村は、市町村地域防災計画の定めにより、消防機関、県警察本部、医療機関等の関係機関との連携を図るとともに、必要に応じて相互応援協定に基づく応援要請等速やかに行い、救助・救急および医療救護活動を実施するものとする。

ロ 消防機関は、保有する資機材を活用し、市町村、県警察本部、医療機関等の関係機関と連携し、救助・救急活動を行うものとする。

ハ 県警察本部は、消防機関等の防災関係機関と連携して、救出救助活動を行うとともに、避難誘導及び危険箇所の警戒等を行う。

(2) 消火活動

イ 消防機関、自衛消防組織等は、速やかに火災の状況を把握するとともに、迅速に消火活動を行うものとする。

ロ 県は、市町村等の要請に基づき、大分県防災ヘリコプターによる消火、偵察等を実施するものとする。

ハ 県警察本部は、消防機関等の防災関係機関と連携して、救出救助活動を行うとともに、避難誘導及び危険箇所の警戒等を行う。

ニ 被災地以外の市町村は、被災市町村からの要請または相互応援協定に基づき、消防機関に

よる応援の迅速かつ円滑な実施に努めるものとする。

5 交通規制措置

県警察本部は、災害の拡大防止および交通の確保のため、「第3部 第2章 第15節 交通確保・輸送対策」の定めにより、必要な措置を講ずるものとする。

6 危険物等の大量流出に対する応急対策

(1) 事業者、消防機関、県警察本部等のとるべき措置

事業者、消防機関および県警察本部等は、危険物等の流出が認められた場合には、直ちに防除活動を行うとともに、避難誘導活動を行うものとする。

(2) 県および市町村のとるべき措置

県および市町村は、危険物等が河川等に大量に流出した場合には、関係機関と協力し、直ちに環境放射線モニタリング、危険物等の処理等に必要な措置を講ずるものとする。

7 避難誘導

市町村は、危険物等災害により住家等への被害拡大の危険性があると判断した場合には、人命の安全を第一に、「第3部 第3章 第3節 避難の指示等及び誘導」の定めにより、地域住民等に対し避難の指示等の必要な措置を講ずるものとする。

また、県、市町村等は、要配慮者に対し、情報伝達、避難誘導、避難場所における生活等について配慮するとともに、必要な措置を講ずるものとする。

第4節 危険物等災害復旧

復旧対策については、事故の原因者が実施するものとするが、それにより対応できない場合には、「第4部 共通する災害復旧・復興」の定めによるものとする。

第9章 その他の災害対策

- 第1節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務
- 第2節 その他の災害の予防
- 第3節 その他の災害の応急対策
- 第4節 その他の災害の復旧

この章は、第8章までに述べられていない、鉱山施設等の災害、自然公園施設の災害、がけ地近接危険住宅の災害等の突発的に発生した大規模な事故等に対して、防災関係機関が実施する予防、応急及び復旧の各対策について定めるものとする。

なお、この章に定められていない事項については、「風水害対策編 第2部 災害予防」及び「本編 第3部 共通する災害応急対策」の定めによるものとする。

第1節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務

1 大分県

(1) 大分県

- イ 情報の収集・連絡体制の強化
- ロ 初動体制の充実
- ハ ヘリコプター受援体制の充実強化
- ニ 大分県高度情報ネットワークシステムの習熟
- ホ 総合的な防災訓練の実施
- ヘ 情報の収集・連絡
- ト 活動体制等の確立
- チ 緊急輸送活動の支援及び調整
- リ 救助・救急活動に係る応援要請等
- ヌ 医療救護活動の実施、応援要請等
- ル 消火活動に係る応援要請等
- ヲ 広報活動の実施

(2) 警察本部（公安委員会）

- イ 情報の収集・連絡体制の強化
- ロ 初動体制の充実
- ハ 総合的な防災訓練への参加又は協力
- ニ 情報の収集・連絡、避難誘導等
- ホ 活動体制等の確立
- ヘ 災害の拡大防止活動の実施
- ト 緊急輸送のための交通の確保
- チ 救助活動の実施
- リ 危険物等の防除等
- ヌ 広報活動の実施

2 市町村

(1) 市町村

- イ 情報の収集・連絡体制の強化
- ロ 初動体制の充実
- ハ 総合的な防災訓練の実施
- ニ 情報の収集・連絡、避難誘導等
- ホ 活動体制等の確立
- ヘ 災害の拡大防止活動の実施
- ト 医療救護活動の実施及び調整
- チ 広報活動の実施

(2) 消防本部

- イ 情報の収集・連絡体制の強化
- ロ 初動体制の充実
- ハ 防災無線の習熟
- ニ 総合的な防災訓練の実施
- ホ 情報の収集・連絡、避難誘導等
- ヘ 活動体制等の確立
- ト 災害の拡大防止活動の実施
- チ 救助・救急活動の実施
- リ 消火活動の実施
- ヌ 広報活動の実施

3 指定地方行政機関

(1) 九州産業保安監督部及び九州経済産業局

- イ 鉱山における災害防止対策の推進
- ロ 鉱山施設等への鉱山保安の監督指導等
- ハ 休廃止鉱山に係る危害防止工事について助成策策定

4 自衛隊

- イ 総合的な防災訓練への参加又は協力
- ロ 部隊の災害派遣

5 指定公共機関及び指定地方公共団体

(1) 日本赤十字社（大分県支部）

- イ 情報の収集・連絡体制の強化
- ロ 初動体制の充実
- ハ 防災無線の習熟
- ニ 総合的な防災訓練への参加又は協力
- ホ 情報の収集・連絡
- ヘ 活動体制等の確立
- ト 救護班の派遣命令等
- チ 広報活動の実施

(2) 一般社団法人大分県医師会

- イ 情報の収集・連絡体制の強化
- ロ 初動体制の充実
- ハ 総合的な防災訓練への参加又は協力
- ニ 情報の収集・連絡
- ホ 活動体制等の確立
- ヘ 救護班の派遣要請等
- ト 広報活動の実施

第2節 その他の災害の予防

1 鉱山施設等の災害防止対策(九州産業保安監督部、商工観光労働部工業振興課)

鉱山保安法に基づき鉱山労働者及び地域住民に対する危害及び鉱害を防止し、鉱物資源の合理的開発を図るため、鉱山に対して監督指導を実施する。

また、鉱害又は危害を防止する義務を有するものが、無資力又は現存しない休廃止鉱山に係る捨石又は鉱さいたい積物の鉱害防止工事、坑口の閉そく等の危害防止工事について助成策を講じ、災害防止に努めるものとする。

2 自然公園施設の災害防止対策(生活環境部生活環境企画課、県警察本部、市町村、県山岳遭難対策協議会)

国立公園を中核とする自然公園の山岳地帯における登山客等の災害予防に努めるため、登山客の指導、施設の安全点検等を行う。

また、関係警察機関においては、大分県山岳遭難対策協議会と連携して山岳パトロール、施設の点検・整備・登山客等の指導及び災害事故発生時の搜索、救助活動を行うものとする。

なお、民間の施設はそれぞれにおいて、自主的な災害防止対策を実施するものとする。

3 がけ地近接危険住宅の災害防止対策(土木建築部建築住宅課、市町村)

がけに近接し、かつ他の防災事業によらない点在危険住宅の移転に対して助成を行い、災害の防止に努める。

4 電気工作物の災害予防対策(九州産業保安監督部、商工観光労働部工業振興課、九州電力(株))

電気工作物による火災、その他の障害を防止するため電気事業者、その他電気工作物の設置者は電気事業法(昭和39年法律第170号)の規定により定めた保安規程に基づいて、災害防止のために必要な施設の整備、巡視、屋内絶縁抵抗の測定、内線の点検、危険箇所の早期発見等を行うものとする。なお、漏電による大火の防止に特に留意するものとする。

また、電気工事士法(昭和35年法律第139号)及び電気工事業の業務の適正化に関する法律(昭和45年法律第96号)の主旨の徹底を図り、事故を未然に防止するものとする。

5 電気用品の災害予防対策(九州経済産業局、商工観光労働部工業振興課)

電気用品安全法(昭和36年法律第234号)の主旨徹底を図り、事故を未然に防止するものとする。

イ 県の行う予防対策

関係職員に販売事業者の事務所、店舗、事業場に立入らせ、書類その他の物件を検査し、質問して、電気器具による火災の予防を期する。

ロ 経済産業省(又は九州経済産業局)の行う予防対策

粗悪な電気製品による危険及び障害の発生を防止するために事業場の立入検査を行い、電気用品の販売、使用の制限、業務の一部又は全部の停止、検査業務の方法の改善、設備の修理又は改造、その他必要な措置を製造事業者に命じて予防の万全を期する。

第3節 その他の災害の応急対策

1 集団的に発生する傷病者に対する救急医療対策

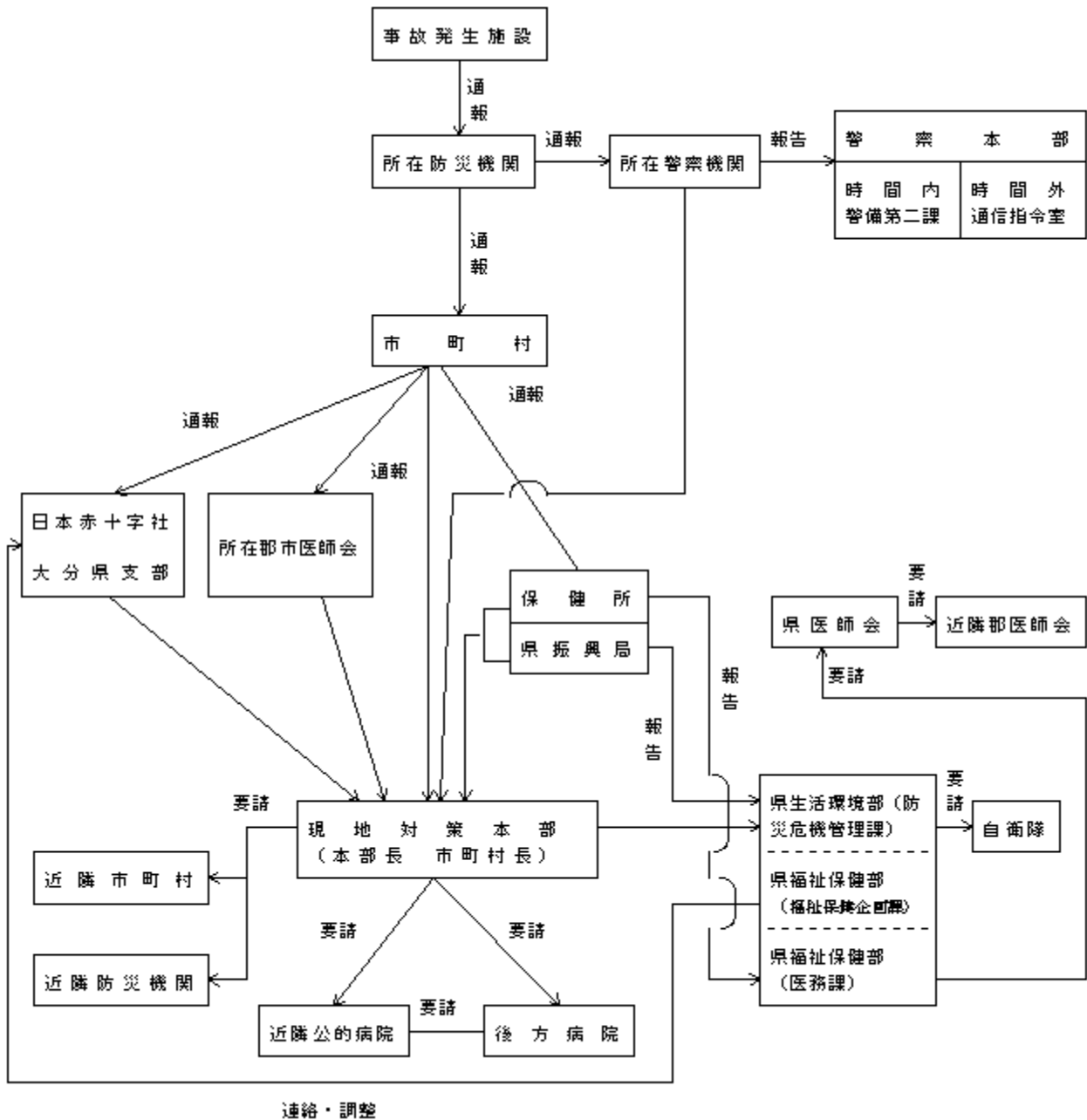
突発的に発生した大規模な事故により傷病者が集団的に発生した場合の医療救護については、当面次により関係機関が必要な措置をとるものとする。

- (1) 災害の発生を知った防災機関は、ただちに、その内容を最寄りの警察機関及び市町村に通報する。通報を受けた市町村は、保健所、郡市医師会及び日本赤十字社大分県支部に通報することとし、その他の関係機関相互の通報及び伝達は、通報伝達系統図により行うものとする。
- (2) 前(1)により通報を受けた機関は、自発的かつ速やかに医療救護班を編成し、事故発生地に出動するものとする。

この場合、必要な医療品及び衛生用資機材は、県（保健所、振興局）、市町村及び日本赤十字社大分県支部が協議の上調達するものとする。

- (イ) 市町村、県（保健所、振興局）、郡市医師会、県医師会、日本赤十字社大分県支部及び警察機関は、ただちに現地に対策本部を設け、医療救護の実施に関し必要な連絡調整を図るものとする。
- (ロ) 対策本部の総括責任者は、市町村長とする。
- (3) 対策本部の総括責任者である市町村長は、傷病者が多数にのぼり対応が困難と判断した場合は、他の関係機関に応援を求めることができる。
 応援要請を受けた機関は、速やかに医療救護班を編成し、事故発生地に出動するものとする。
- (4) 医療救護に要する経費等は、事故の規模、事故の態様に応じて関係機関が協議の上負担するものとする。

集団災害救急医療救護に係わる関係機関通報、伝達系統図



第4節 その他の災害の復旧

復旧対策については、事故の原因者が実施するものとするが、それにより対応できない場合には、「第4部章 共通する災害復旧・復興」の定めによるものとする。

修 正 の 経 過

平成 19 年 6 月制定

(平成 25 年 6 月一部修正)

1. この修正計画は、平成 25 年 6 月 6 日から実施するものとする。
2. この修正計画で、計画事項の変更に伴うものは、当該関係機関において、担当部課の変更を行った日から実施するものとする。

(平成 26 年 6 月一部修正)

1. この修正計画は、平成 26 年 6 月 10 日から実施するものとする。
2. この修正計画で、計画事項の変更に伴うものは、当該関係機関において、担当部課の変更を行った日から実施するものとする。

(平成 28 年 1 月一部修正)

1. この修正計画は、平成 28 年 1 月 6 日から実施するものとする。
2. この修正計画で、計画事項の変更に伴うものは、当該関係機関において、担当部課の変更を行った日から実施するものとする。

(平成 28 年 7 月一部修正)

1. この修正は、平成 28 年 7 月 22 日から実施する。
2. この修正中、法令や組織等の改正にかかるものは、当該法令や組織等の改正が行われた日から実施する。

(平成 29 年 6 月一部修正)

1. この修正は、平成 29 年 6 月 10 日から実施する。
2. この修正中、法令や組織等の改正にかかるものは、当該法令や組織等の改正が行われた日から実施する。

(平成 30 年 6 月一部修正)

1. この修正は、平成 30 年 6 月 11 日から実施する。
2. この修正中、法令や組織等の改正にかかるものは、当該法令や組織等の改正が行われた日から実施する。

(令和元年 8 月一部修正)

1. この修正は、令和元年 8 月 20 日から実施する。
2. この修正中、法令や組織等の改正にかかるものは、当該法令や組織等の改正が行われた日から実施する。

(令和 2 年 8 月一部修正)

1. この修正は、令和 2 年 8 月 25 日から実施する。
2. この修正中、法令や組織等の改正にかかるものは、当該法令や組織等の改正が行われた日から実施する。

(令和 3 年 8 月一部修正)

1. この修正は、令和 3 年 8 月 25 日から実施する。
2. この修正中、法令や組織等の改正にかかるものは、当該法令や組織等の改正が行われた日から実施する。

(令和４年９月一部修正)

1. この修正は、令和４年９月１日から実施する。
2. この修正中、法令や組織等の改正にかかるものは、当該令や組織等の改正が行われた日から実施する。

(令和５年８月一部修正)

1. この修正は、令和５年８月３１日から実施する。
2. この修正中、法令や組織等の改正にかかるものは、当該令や組織等の改正が行われた日から実施する。

(令和６年９月一部修正)

1. この修正は、令和６年９月２日から実施する。
2. この修正中、法令や組織等の改正にかかるものは、当該令や組織等の改正が行われた日から実施する。

(令和７年８月一部修正)

1. この修正は、令和７年８月２７日から実施する。
2. この修正中、法令や組織等の改正にかかるものは、当該令や組織等の改正が行われた日から実施する。